

平成二十九年九月定例会

平成 29 年 第 3 回

# 菊陽町議会 9 月定例会会議録

平成 29 年 9 月 1 日～9 月 13 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成29年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 1	金	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告 議案審議（認定第1号～認定第5号、議案第26号）質疑・委員会付託 議案審議（議案第27号～議案第31号、議案第37号、議案第38号、報告第4号、報告第5号）質疑・討論・表決・研修報告・委員長報告（特別委員会） 議案説明（議案第32号～議案第36号）
9 / 2	土	休会
9 / 3	日	休会
9 / 4	月	議案審議（議案第32号～議案第36号）質疑・討論・表決
9 / 5	火	一般質問（4人）
9 / 6	水	一般質問（3人）
9 / 7	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 8	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 9	土	休会
9 / 10	日	休会
9 / 11	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 12	火	休会（議事整理）全員協議会
9 / 13	水	委員長報告・質疑・討論・表決・閉会

平成29年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	西本 友春 (P103～)	1. 防災士について	(1) 昨年度実施の菊池市・合志市・菊陽町合同の防災士養成講習会への菊陽町からの受講者は何名で周知方法はどのように行ったのか。 (2) 本年度も防災士養成講習会を町独自でも行うことが必要と思うが、どのように取り組むのか。 (3) 現在の菊陽町の防災士は何名いるのか、また、防災士連絡協議会設立に向けた取組をどのように考えているのか。
		2. 空き家対策について	(1) 空き家等対策協議会の設置はいつまでに行うのか。 (2) 不動産会社が国土交通省や自治体と連携して運営する全国版「空き家・空き地」バンクサイトへの登録は必要だがいつまでに行うのか。 (3) 大規模半壊以上の空き家はどのような処理を行い、空き地となった土地の利活用をどのように考えているのか。
		3. 情報発信について	(1) 情報メールサービスの検討はどこまで行っているのか。 (2) SNS等を利用した情報発信は今の時代には必要と考えるが、導入に向けた検討はどこまで行っているのか。 (3) 双方向の情報発信の必要性をどのように考えているのか。
		4. ピロリ菌検査への助成について	(1) 菊陽町のガンの受診率と受診率向上の対策はどのように行っているのか。 (2) 町の健康診断の項目にピロリ菌検査を追加する事と、検査費用の個人負担の軽減をする必要があるのではないか。 (3) 将来の胃がん予防のため、中学生を対象としたピロリ菌検査も必要ではないか。
2	大久保 輝 (P118～)	1. (仮称) 光の森多目的広場について	(1) (仮称) 光の森多目的広場の今後の利用計画の検討状況はどうなっているか。 (2) 利用計画に関して、住民からの意見の聞き取りは行われているか。行われていれば、その内容を示せ。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(3) 仮設住宅用地を（仮称）光の森多目的広場としたのはなぜか。 (4) 土地を民間企業等へ賃貸し、災害時応援協定の締結を条件とした、体育施設や文化施設などの誘致を行うことはできないか。
		2. オールドニュータウン再開発事業について	(1) 都市を再生、成長、持続していこうとする構想とは、具体的にどのようなことを行っていくのか。 (2) 現在の進捗状況はどのようになっているのか。
		3. ふるさと菊陽応援寄附金について	(1) ふるさと菊陽応援寄附金の御礼の品は10品であるが、どのような選考をされたのか。 (2) 菊陽の特産品だけでなく、菊陽町内に所在する事業者からの御礼の品の贈呈はできないのか。 (3) 現在、インターネットによるふるさと納税ポータルサイトの「ふるさとチョイス」を利用しているが、その他のポータルサイトの利用はできないか。
		4. 交通体系の充実について	(1) 巡回バスは路線によって乗車人数の差が大きいが、効率的な運用を今後どう考えていくのか。 (2) デマンド交通の導入をとの声があるが、現在の検討状況はどうなっているか。 (3) 乗り合いタクシーの試験運行はできないのか。
3	阪本 俊浩 (P132～)	1. 馬場地区農業用地の将来像について	(1) 宅地化の計画はあるのか。 (2) 農地基盤整備事業を推し進めていく計画はあるのか。
		2. 有害鳥獣対策について	(1) 白水台地のシカやイノシシ被害の状況はどうなっているのか。 (2) 関係農業者との話し合いや今後の対策はどう考えているのか。 (3) 有害鳥獣対策協議会の設立が必要ではないか。
		3. 防災対策について	(1) 菊陽西部地区の消火器や消火栓の点検、防災訓練の方法、内容はどうなっているか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(2)学校教育における防災教育訓練はどのようにしておこなっているのか。</p> <p>(3)2年前に質問した消防倉庫の耐震診断は進んでいるのか。</p> <p>(4)水害や土砂災害や特に危険な地域への防災行政無線戸別受信機の配備計画はあるのか。</p> <p>(5)住宅用火災警報器の設置状況はどうなっているのか。</p>
4	川俣 鐵也 (P149～)	1. 菊陽空港線の延伸と町の道路計画、開発計画について	<p>(1)町道「杉並木公園線」の延伸計画との整合を図るべきではないか。</p> <p>(2)原水駅北側エリアの開発計画を検討し、進めるべきではないか。</p>
		2. 今後の企業誘致、新工業団地計画について	(1)今後の本町の企業誘致の展望は、どう考えているか。
		3. 光の森3ha（（仮称）光の森多目的広場）の土地利用計画について	(1)どのような土地利用とするのか決定する時期ではないのか。
		4. 町第5期総合計画について	(1)後期計画の進捗状況とその実現性について問う。
5	甲斐 榮治 (P163～)	1. 町立保育所の民営化事業について	<p>(1)旧町立保育所「もみじ園」の民営化の経過と結果からどのような教訓を得たか。</p> <p>(2)5園の民間移管については「タイムラグがある」との答弁であったが、各園固有の問題や課題について町は把握しているか。またそれらを解決するための時間的及び人的余裕はあるか。</p> <p>(3)引き受け法人募集の際の諸条件（法人の種類・法人の所在範囲・現在の町臨時職員の雇用等）はどのように設定するか。</p> <p>(4)引き受け法人の選考基準の基本となる考え方を示せ。また選考基準ができ上がった時にそれを開示できるか。</p> <p>(5)選考委員名簿を開示せよ。</p> <p>(6)選考過程及び結果の公表について</p> <p>①旧町立保育所もみじ園の民営化の際には「結果を公表すれば、落選した園が悪い評判を立てられるので公表できない」旨の答弁であったが、なおそのように考えているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>②最低限、応募した法人の数とその名称は公表すべきと思うが、どうか。</p> <p>(7) 町有財産の譲渡条件について、議会に事前に情報提供する意思はあるか。</p> <p>(8) 団体意思の決定は民営化の骨子（民営化する施設数・町有財産の処置方法・公私保育所の配置計画）が固まって引き受け法人を募集する直前及び民営化の諸条件が満足されたと判断される最終段階（設置条例の変更時）の2段階方式が適切と考えるがどうか。</p> <p>(9) パブリックコメントにも「引き受け法人の選定に関連して不公平や不正の疑いを持たれぬように」という警告がある。そのような事態が起きないように、町はどんな配慮をしているか。</p> <p>(10) 「私立」の事業をどう理解しているか。</p>
6	小林久美子 (P177～)	<p>1. 立野ダムについて</p> <p>2. 国民健康保険について</p>	<p>(1) 昨年の熊本地震とその後の豪雨で、立野ダム建設予定地周辺は大規模な土砂の崩落が起きている。立野ダム工事はいったん中止し、住民説明会を開催していただくよう国交省に要望できないか。</p> <p>(1) 県の5月22日の国保運営検討会議の資料をみても、試算では、国保税の引き上げになっている。町として、国保税の引き上げを行わないための検討が必要ではないか。</p>
7	吉本 孝寿 (P188～)	1. 第5期菊陽町総合計画前期基本計画の取り組み状況を踏まえた農業の振興について	<p>(1) 具体的な施策の中に「農産物の販売動向を踏まえた計画的生産の推進」がある。ヒアリング内容には「県・JAとの連携を強化し支援を行っていく」とあるが、どのような支援を行っているのか。</p> <p>(2) 総合交流ターミナルの更なる活用について、課題及び問題点として「時期により農産物直売所の品目の種類、数量に増減がある」とある。現在、農産物出荷協議会の会員数、出荷量も低下しているが、このような状況をどのように考えているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(3)流通情報システムの推進で、今後の方向性として「商品事典の周知を行い、掲載数を増やしていく」とある。しかしながら、2015年6月17日の新着情報から更新が止まっている。ヒアリングの内容は、引き続き実施である。この状況をどのように考えるか。</p> <p>(4)具体的な施策の中に「消費者と生産者との交流の場の提供がある。課題及び問題点に「交流の場が少ない」とあるが、どのようにして改善していくのか。</p>
		2. 阿蘇くまもと空港のコンセッション（運営権の民間委託）導入について	<p>(1)熊本県が作成した資料に、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善の今後の検討例に鉄道軌道がある。菊陽町にはJRの駅が3駅あるが、菊陽町は空港への鉄道延伸をどのように考えているのか。</p> <p>(2)国内線と国際線が一体となったターミナルビルのメリットや、委託された民間会社が持つネットワークなどにより、海外からの観光客の増加も見込まれるが、インバウンド対策はどのようなものが考えられるか。</p> <p>(3)熊本のIC（集積回路）事業は国内の高い水準でシェアを誇る生産拠点である。菊陽町の地理的優位性を考えると新たに工業団地を用意し、企業誘致に取り組むべきだと思うが、どのように考えるのか。</p>

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成29年9月1日（金）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

# 1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成29年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成29年9月1日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長提出認定第1号から報告第5号までを一括議題
- 日程第6 町長の提案理由の説明
- 日程第7 決算審査報告
- 日程第8 認定第1号 平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成28年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第26号 平成28年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
(委員会付託)
- 日程第14 議案第27号 菊陽町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第28号 菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第29号 菊陽町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第30号 菊陽町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第31号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第37号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第20 議案第38号 町道路線の認定について
- 日程第21 報告第4号 平成28年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第22 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況について

日程第23 研修報告

日程第24 井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の報告

日程第25 議案第32号 平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

日程第26 議案第33号 平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第27 議案第34号 平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第28 議案第35号 平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第29 議案第36号 平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	大久保	輝	君	2番	阪本	俊浩	君
3番	西本	友春	君	4番	那須	眞理子	君
5番	佐々木	理美子	君	6番	中岡	敏博	君
7番	吉本	孝寿	君	8番	吉山	哲也	君
9番	北山	正樹	君	11番	石原	武義	君
12番	岩下	和高	君	13番	大塚	昇	君
14番	川俣	鐵也	君	15番	上田	茂政	君
16番	小林	久美子	君	17番	甲斐	榮治	君
18番	渡邊	裕之	君				

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君  
書記 山川真喜子君  
書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤三雄君	副町長	吉野邦宏君
教育長	上川幸俊君	教育次長	徳淵盛也君
総務部長	吉川義則君	福祉生活部長	阪本浩徳君
経済部長	今村敬士君	土木部長	大山陽祐君
会計管理者兼 会計課長	市原憲吾君	総務課長	板楠健次君
総合政策課長	中島秀樹君	財政課長	西本一浩君
総務部審議員兼 税務課長	酒井章彦君	人権教育・啓発課長	古賀直之君
福祉課長	矢野信哉君	福祉生活部審議員兼 健康・保険課長	阪本章三君
介護保険課長	宮川照之君	福祉生活部審議員兼 町民課長	服部誠也君
農政課長	山川和徳君	商工振興課長	川上一弘君
土木部審議員兼 建設課長	小野秀幸君	都市計画課長	井芹渡君

下水道課長 矢野和幸君  
総務課総務法制係長 小泉秀和君  
生涯学習課長兼 梅原浩司君  
中央公民館長 大山陽一君  
農業委員会会長 中原輝男君  
菊陽町代表  
監査委員

環境生活課長 丸山直樹君  
教育審議員兼 士野公典君  
学務課長 川端慎一君  
図書館長 渡辺博和君  
農業委員会事務局長

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成29年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番西本友春君、4番那須眞理子君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から9月13日までの13日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月13日までの13日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般、議員派遣を行いました研修概要につきましては、議席に配付のとおり報告をいたします。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査5月、6月、7月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成29年第3回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大

変御多用の中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、北朝鮮に関してであります。8月29日午前5時58分ごろ、北朝鮮西岸から北東に向かって弾道ミサイルが発射され、北海道を通過し、襟裳岬東方約1,180キロメートルの太平洋上に落下した旨の発表がなされました。

九州からは少し離れた事案ではありますが、我が国上空を通過するミサイル発射は、我が国の安全保障にとってこれまでにない深刻かつ重大な脅威となる行為であり、アジア太平洋地域の平和と安全を著しく害するものであります。

政府には、国際社会と連携して、核・ミサイルなど、北朝鮮をめぐる諸懸案の解決及び東南アジア地域の平和に向けて全力を尽くしていただきたいと考えております。

また、町内では、8月28日の午後7時30分ごろ、青葉台地区で建物火災が発生し、残念ながらお二人の方がお亡くなりになりました。心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、防災に対する備えの必要性を強く感じたところであります。

それでは、熊本地震の復旧・復興対策が中心になりますが、行政報告をいたします。

まず、台風3号及びその後の大雨による災害状況について報告いたします。

7月4日に接近しました台風3号は、強風による道路脇の倒木が数本あり、一時的に道路の通行を妨げた箇所がありました。また、農業関係では、ビニールハウス等の農業用施設をはじめとした被害を受けました。その被害状況は、被害施設82件、被害総額は約250万円となっております。

また、その後の7月5日、6日の九州北部豪雨では、本町にも土砂災害警戒情報が出され、戸次地区の一部に避難勧告を発令し、自主避難所を開設しましたが、幸いにも本町には大きな被害は受けませんでした。

しかし、本年は、梅雨明け後も局地的に大雨が発生し、大雨警報が幾度も発令され、8月1日には花立地区で床下浸水が2件発生するなどの被害の報告もあっております。

次に、復興まちづくり計画について報告いたします。

熊本地震からの復旧・復興については、熊本地震復旧・復興計画に基づき、早急な復旧・復興を進めているところであります。

この復旧・復興計画のうち、緊急性の高い事業を具体化させ、より安全で、より安心できる町を実現するため、国土交通省の都市防災総合推進事業による復興まちづくり計画の策定に取り組んでいます。

計画を策定するに当たっては、町内の全世帯1万6,454世帯にアンケート調査を実施し、発災時の行動や、地震で困ったこと、今後の防災対策、地域での取組などについて御意見を伺いました。

アンケートの回収率は32.1%、5,285世帯で、調査結果の主なものは、防災公園の整備がとても重要であるとの回答が合わせて78%、また役場とその周辺の防災機能の強化がとても重要であるとの回答が合わせて89%という結果でありました。

このことを踏まえ、光の森町民センターに隣接する光の森多目的広場の防災機能を強化する防災広場の整備、役場周辺の防災機能の強化について、国の補助制度に採択されるように、ランドデザインについて国交省、熊本県と協議をしているところであります。

今後は、アンケート調査結果についても詳細な分析を行い、議会や町民の皆様との座談会、今後設置する対策委員会での合意形成を図りながら、年内には復興まちづくり計画を策定するように進めています。

次に、地域防災計画の見直しについて報告いたします。

8月21日から24日にかけて、区長さん、自治会長さんにお集まりをいただき、校区别防災計画策定のワークショップを行いました。各校区における危険箇所、避難所等についての課題などの御意見を自由に出していただき議論していただいたところであります。

今後、出されました御意見を参考に、計画の策定を進めてまいります。

次に、災害に関する情報発信に関する協定について報告いたします。

去る8月10日、インターネット検索大手のヤフー株式会社と、災害に係る情報発信等に関する協定を締結しました。災害時における町のホームページサーバーへの負荷を減らすためのサービスと、スマートフォン向けのアプリケーションであるヤフー防災速報に町独自の情報を配信できるようになります。運用開始は、9月中を予定しております。

次に、災害義援金等について報告いたします。

人的被害及び全壊・半壊・大規模半壊の住家被害に対する災害義援金の申請は、8月15日現在で690件の申請があり、金額にして2億8,010万円の振り込みを行っています。

一部損壊家屋に対する義援金支給申請は、同様に8月15日までに1,087件となっております。支給額は、県義援金が551件、5,510万円、町義援金が1,049件、2,257万円の振り込みを行っています。

被災者生活再建支援金は、8月15日現在の申請件数は210件、被災住宅の応急修理は、申請件数が388件で、修理を依頼した件数は342件となっております。

また、町が借り上げた民間賃貸住宅に入居できるみなし仮設住宅については、最終的に128件の申し込みがありました。本町での8月15日現在の入居者数は111件となっております。

次に、損壊家屋の解体・撤去について報告いたします。

現在も、半壊以上の罹災家屋等を対象に、公費による解体を継続しています。罹災証明の申請は3月末をもちまして終了しましたが、公費解体は8月末で、自主解体91棟を含む申請棟数418棟、完了340棟、進捗率81.33%となっております。

未実施につきましては、8月末までの完了を目標としていました、申請者の解体準備の遅れ等で11月までかかる予定であります。

引き続き、被災者の方々の生活再建に向けた支援事業に取り組んでいるところであります。

次に、地域コミュニティ施設等の復旧支援事業について報告いたします。

地域コミュニティ施設等の復旧支援事業については、8月から各地区等から認定申請が提出

されましたので、8月25日に審査会を開催し、10地区23施設について認定を行ったところであり  
ます。

次に、町指定文化財の復旧支援事業について報告いたします。

町指定の文化財であります古閑原区の西園寺の墓と上津久礼区の若宮八幡宮の鳥居が被災し  
ております。町の貴重な文化財ですので、本議会に補正予算を計上し、指定文化財復旧支援事  
業を開始いたします。

指定文化財復旧支援事業は、復興基金と文化財等復旧復興基金を活用することで、復旧を行  
う地区の負担を1割まで軽減するよう進めてまいりたいと考えています。

次に、共同墓地復旧支援事業についてであります。

熊本県では、平成28年熊本地震復興基金の交付対象として、集落共有の墓地において、通路  
部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援するための共同墓地復旧支援事業が追加さ  
れました。

本町でも相談を受けている地区がありますので、早期に町の補助金交付要綱等を制定し、取  
り組んでまいります。

次に、農業関係の支援についてであります。

被災された農業者の支援については、被災農業者向け経営体育成支援事業により取り組んで  
いるところであります。

この事業は、今まで農業を頑張ってこられた方々が農業を続けられることを条件として、農  
産物の生産・加工に必要な施設の修繕に対する助成や被災した農業用施設の撤去についての補  
助を行うものであります。

現在までに、延べ117の経営体、234物件の申請があり、そのうち104件、3億5,026万円の補  
助の交付が決定しており、46の経営体では既に事業が完了しております。

次に、菊陽空港線の延伸関係について報告いたします。

菊陽空港線の延伸については、今年3月に、県、合志市、本町において施工区間に関する協  
定を締結したところであります。

菊陽空港線の延伸は、工業団地や東部地域開発の可能性につながるものであり、総合的な開  
発構想に着手するべく、関係省庁や熊本県との協議を始めたいと考えております。

次に、就学援助費のうち、新入学児童・生徒学用品費等、いわゆる入学準備金の前倒し支給  
について報告いたします。

就学援助費については、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒、または入学  
予定者の保護者に対し、就学に必要な費用を援助するものであります。

現在、1学期分を7月、2学期分を12月、3学期分を2月に支給しているところです。

平成28年度末に国の要保護児童・生徒補助金支給交付要綱が改正されたことにあわせまし  
て、菊陽町就学援助支給規則の一部改正を行ったところであります。

改正の内容は、支給対象費用のうち、新入学児童・生徒学用品費等、入学準備金について

は、入学予定者の保護者の申請に基づき、入学前の3月に支給できるようにしたものであります。

なお、この改正につきましては、平成30年度の新入学児童・生徒からを対象としております。

次に、教育集会所の建て替えについてであります。

熊本地震で被災しました馬場地区、入道水地区にあります2か所の教育集会所については、耐震診断の結果、中破の診断がなされ、次に地震が発生した場合、倒壊等の危険があるため、現在も使用を中止している状況です。

馬場集会所は、北小学校の児童約80名が週2回利用し、入道水集会所は就学前教育等に利用されております。子どもたちの安全確保のため、また議会の災害復旧支援特別委員会も霞ヶ関への陳情に同行していただきましたが、熊本県との協議、折衝等の結果、一定の成果が見えてまいりましたので、子どもたちや地域の教育、学習拠点の早期復興のため、予算計上をいたしております。

次に、(仮称)光の森交番の新設について報告いたします。

(仮称)光の森交番の新設が決まったことについては、6月議会の行政報告で報告をさせていただいておりますが、その建設場所については、光の森公園の一部を県警にお貸しし、そこに建設していただくこととしております。なお、開所の予定は、平成30年4月の予定となっております。

念願の交番の設置でありまして、犯罪が減少し、治安の向上が図られることを期待するものであります。

最後に、本町出身の中日ドラゴンズ・荒木雅博選手への町民栄誉賞の受賞について報告いたします。

本町出身の荒木雅博選手は、6月3日にプロ野球史上48人目となる2,000本安打を達成されました。このことは町にとりまして非常に喜ばしいことであり、町民に希望と活力を与えるものであります。

このたび、先に制定しておりました菊陽町町民栄誉賞表彰規則に基づき、荒木雅博選手に町民栄誉賞を贈ることを決定させていただきました。

なお、授与式につきましては、プロ野球のシーズンオフにとり行う予定であります。

以上、震災対応を含めて行政報告をいたしました。今後、安全で安心できる生活を回復し、震災前の生活や事業活動を取り戻し、加えて、一歩進んで将来の発展につながる復興を力強く進めてまいりたいと考えております。

今後とも議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長(渡邊裕之君) 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第5 町長提出認定第1号から報告第5号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出認定第1号から報告第5号までの20件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成29年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は20件であります。内訳は、認定5件、議案13件、報告2件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から認定第5号までは、平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算4件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法第96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第26号は、平成28年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定についてであります。

平成28年度の下水道事業により生じた未処分利益剰余金の一部を地方公営企業法及び菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定により自己資本へ組み入れる処分について議決を求めるものでございます。

また、あわせて平成28年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて決算の認定を求めるものであります。

議案第27号は、菊陽町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてであります。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに農地利用最適化推進委員が新設され、あわせて選挙による委員及び選任による委員の規定が廃止されましたので、法第8条第2項並びに第18条第2項の規定により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものであります。

議案第28号は、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用最適化交付金制度が規定されたことにより、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額等の見直しを行う必要が生じたので、条例を改正するものであります。

議案第29号は、菊陽町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定につ

いてであります。

内容は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、菊陽町農村地域工業等導入促進審議会の名称等を変更するものであります。

議案第30号は、菊陽町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、工場立地法における緑地面積率等に関する特例の措置で、工場の立地等に際し、緑地面積率及び環境施設面積率を国の定める基準の範囲内で設定しているところであり、現行法の改正後においても、引き続き工場立地法の緑地面積率等に関する特例の措置を受けるため、条文の整備を行う必要があることから提案するものであります。

議案第31号は、菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、第7次地方分権一括法の一部施行に伴い、菊陽町営住宅条例の一部を改正するものであります。

議案第32号は、平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に10億2,496万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億2,421万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、町税を7,401万4,000円、財産収入を3億6,841万5,000円、繰入金金を6,437万1,000円、繰越金を4億8,052万円、諸収入を7,929万9,000円、町債を4,980万円それぞれ増額し、地方交付税を1億1,779万1,000円減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を2億6,092万7,000円、民生費を4,577万1,000円、農林水産業費を1億6,599万円、商工費を8,973万2,000円、教育費を8,656万円、災害復旧費を4,264万8,000円、公債費を2億4,165万1,000円それぞれ増額するものであります。

議案第33号は、平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億6,974万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億5,305万6,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、療養給付費等交付金を5,915万4,000円、繰越金を1億1,026万3,000円増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を1億710万円、諸支出金を4,161万6,000円、予備費を1,731万2,000円増額するものであります。

議案第34号は、平成29年度菊陽町後期高齢者特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に127万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,194万7,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を11万円、繰越金を27万5,000円、諸収入を88万7,000円増額するものであり

ます。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を27万5,000円、保健事業費を27万5,000円、諸支出金を72万2,000円増額するものであります。

議案第35号は、平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億5,868万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,646万2,000円に定めるものであります。

歳入は、繰越金を1億5,635万5,000円、国庫支出金を77万7,000円増額し、歳出は、総務費を6,463万7,000円、基金積立金を9,142万4,000円増額するものであります。

議案第36号は、平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容につきましては、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を2,000万円減額し、13億5,862万9,000円と定め、事業費用を1,728万4,000円減額し、13億4,606万3,000円と定めるものでございます。

議案第37号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

内容は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である公立玉名中央病院企業団が病院事業の経営移行先である地方独立行政法人くまもと県北病院機構の設立団体としての一部組合へ移行することに伴い、熊本県市町村総合事務組合規約第3条第1項に掲げる事務から脱退し、地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合に名称変更するため、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更するものであります。

なお、この議案につきましては、関係団体において同文での議会の議決を求めるものであります。

議案第38号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました花立地区ほか5件の開発に係る道路7路線を新たに町道として認定するものであります。

報告第4号は、平成28年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告をするのであります。

報告第5号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

内容は、有限会社さんふれあは町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度決算に関する書類及び平成29年度予算に関して報告するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 決算審査報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、認定第1号から認定第5号及び議案第26号の6件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員中原輝男君。

○菊陽町代表監査委員（中原輝男君） 代表監査委員の中原でございます。おはようございます。

ただいまより平成28年度の監査結果につきまして報告をさせていただきたいと思いますが、皆様方に、各一般会計・特別会計・下水道会計等々の決算報告書の中の一般会計と特別会計の意見書の25ページをちょっとあけていただいてよろしいでしょうか。

25ページの方に町債現在高というのが、C表というのがございますが、その平成27年度末の現在高、この計が「159億9,766万円」となっておりますけれども、これが、この「7」が「2」で、「159億9,266万円」というふうにちょっと間違っておりましたので、修正していただきたいというふうに思います。申し訳ありません。25ページですけど、25ページの現在高のところですね。一般の合計と書いてあるところですね。よろしいですか。

それじゃ、審査結果について報告をさせていただきますが、今回の審査に際しましては、通常の業務、それに加えて、昨年の熊本地震で、その後の余震とか、あるいは先ほど町長からも話がありました豪雨災害等、大変職員の方は忙しい中、監査に関する調書とか資料の提出等御協力いただきましてありがとうございました。おかげでもちまして、無事監査を終えることができしております。

審査につきましては、地方自治法、それから地方公営企業法、それから先ほどお話もございましたように財政健全化法、これに基づいた決算書とか、その関連の調書等が審査に付されたわけですが、これにつきましては、吉山監査委員ともども、お手元に配付されております各審査意見書の審査の概要や手続のところに記載しております日時、場所、審査方法に基づきまして監査を行いまして、その歳入や歳出予算は、平成28年3月のときに出された当初予算に対して、熊本地震等に対応するための予算の追加あるいは調整等が行われました平成28年度の予算現額、この現額につきまして、その執行状況と結果の評価を行っております。

審査に付されました決算調書は、関係法令に準拠した作成がなされておまして、その計数は、証憑類あるいは関係帳簿との照合の結果、正確であり、また各金融機関が提出しております残高証明書金額とも符合しておりましたので、全てチェックはできなかったんですけど、おおむね適切で適正な予算執行が行われているというふうに監査委員としては認定しております。

調書の内容の個別具体的な説明をこれ全部やりますと相当の時間が要しますので、後ほど目を通していただくということで、この後各委員会も開かれると聞いておりますので、そちらの方で質問等もさせていただくようにしていただきたいと思いますが、したがいまして今日は、この各審査意見書の一番最後の方に審査の結果と意見というものがありますけれども、その意見のところ、監査委員としてのこういう懸念事項とか検査結果の評価とかというやつを取りまとめておりますので、そこの方に書いてあります内容をベースとした報告をさせていただきたいと思っております。

まず、一般会計と特別会計についての総括的な意見ですが、その歳入歳出予算の執行結果は、この一般会計も特別会計も、土地取得特別会計だけが収支ゼロということになっておりましたが、そのほかの会計につきましては実質収支額が黒字というふうになっておりました、これは財政運営が適正に行われた結果と評価しておりますし、またこれに付随した財産や基金、これについては、ちょっとこの意見書の19ページから20ページに行政財産の取得や処分、あるいは債権や物品に移動等が述べてありますが、いずれも関係台帳や証憑類との照合を行った結果、適正な管理と運営がなされていたと、問題ない運営がなされているというふうに認定しております。

ただ、今年度におきましては、震災による復旧・復興を進める上で、財源不足とか、あるいはいろんな産業への影響があり、税収不足が起きるんじゃないかというような懸念事項が報道機関等でも述べられておりましたので、今回はその付近につきましても多少触れながら意見書を述べていきたいと思っております。

審査に付された調書の結果については、先ほど申しましたように、実質収支額は黒字であるということで、本町の収入財源の43%を占める町税、これにつきましては、5ページをちょっとあけていただきますと、表の6に過去3年間菊陽町税目別徴収実績比較表というのがあるとございますけれども、これの地方税の、町の、先ほど申しましたように43%を占める町税につきましては、一番下の計の欄を見ていただくと、26、27、28とありますけど、28年度の予算額はプラスになってると、26、27よりも多いという結果になっております。したがいまして、この付近については問題ないような状況ではなかったかというふうには思っております。

さらに今度は、この付近が問題なかったから、じゃあ町の財政の構造的なものはどうなるかということについては、ちょっと21ページあけていただきたいと思っておりますけど、本町の財政構造と財政指数ということで、ここに先ほど申しました自主財源とか依存財源、その依存財源と自主財源が、県内全体あるいは全国値と比べてどういう状況にあるかということについて述べてありますが、この付近につきましても、本町の場合は、全国値・熊本県値よりも自主財源の割合が非常に高い、安定した財源の収入がなされていると。これは、3年間平均値を見ても、そんなに遜色のない値になっているということになってますし、それから33ページに、ここに町税とか普通交付税、要するに国が税金として集めたやつを地方に配る普通交付税というのがあるんですが、それを含めた経常一般財源等というのが一番下に書いてあると思っておりますけれども

……

(「23ページですね」の声あり)

23ページに書いてあるんですか。ああ財政力指数の方はそうですけど、表33というと21ページに書いてありますでしょう。

ああ、私が今言い間違いしたんですかね。すみません。

(「ページ33というように言われてましたでしょう」の声あり)

表33でございます。21ページの表33ですけど、この表33の一番下ですけども、経営一般財源ということで、下の方に経常一般財源等とはということで、町税と普通交付税合わせたやつですね。そういうように町の中に入ってくるお金の主たるもの、これについても、28年度で見ると79億3,595万1,000円と、ぐらいな税が入っていると。26、27見ても、そう、多少でこぼこはありますけれども、極端に心配するような税収にはなっていないということで、この付近から考えても、そんなに悲観的になるような値ではないんじゃないかというふうに思っております。

それから、先ほどちょっと話がありましたけども、今年度、この震災につきましては、このほかに、菊陽町には例の上場企業であるソニーとか、それから富士フイルムというのがございます。かなりのそこの税収が地震によって被害を受けて減収になると、相当町の財源に影響が出てくるんじゃないかというような御心配もあるということが新聞等の報道がなされておりましたので、その付近につきましては、これはちょっと監査対象、個人の企業の話ですので、対象にはなりませんけれども、一応参考までに、各6月期の連結のソニーと、それから富士フイルムの決算書を手に入れております。それでチェックいたしましたところ、一応ソニーも、それから富士フイルムにつきましても、これは菊陽町だけで事業をやっているわけじゃなくて、世界を相手にして事業をやっているところでございますので、ソニーにつきましても、それから富士フイルムにつきましても、ソニーが幾らだったですかね、二千数百億円、それから富士フイルムも千数百億円の利益を出しております。

それと、平成27年度税制改革がなされて、例の大企業さんたちを対象にした法人税減税がなされております。それが36%から29.何%というふうな減税がなされているということと、それから、ソニーさんの場合は被災したやつについて保険を掛けておられました。だけん、償却資産の保険、130億円ぐらいあったんですけど、その中の100億円近くはその保険で補填されていると。それから、その被災されたものについては、企業さんの場合は、それが赤字になった場合は利益から差し引くことができると、税制上、というようなこともされておりますし、それから大企業さんにかかる外形標準課税というのがございます。それも「8分の3」から「8分の5」に上げられていると、その税制改正で。ということからすると、そう大きく菊陽町に影響が出てくるものではないんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、ここでちょっと気をつけなければいけないのは、この災害のときに、お金が国の方もないからということで、当然普通債ということで、いろんな借金がありますけど、それ以外に臨時財政対策債というのが入ってきてます。その付近見ますと、前々年度に比べると、一般会

計・特別合わせると、全体としては、通常の状態での普通債の分だけを計算するとマイナス、25ページあけてもらってよかですか。25ページ、先ほどちょっと間違えましたといったところですけど、このC表で、表Cですけど、ここに一般会計の普通債というのがありますね。これが、下に書いてあるように、普通債というのは、総務債、民生、農林、土木、消防、教育債の計ということで、これが通常の一般的な会計でのお借りしてるお金でございますし、これのほかにも、ここに、今度は災害査定を受けて各省庁からお金を借ってもいいですよという災害復旧債というのがございますけれども、それとその下にその他とございますが、ここに、その他というところには、この臨時財政対策債というのが入ってるわけです。これは、国の方がお金がちょっと足りないから、差し当たって町の方でお金を借ってください、その後その元利償還金が、4年から5年後になりますと返済が出てくるわけですけど、それについては地方交付税という形で補填いたしますからという話ですね。

ここのところで注意していただきたいのは、この臨時財政対策債というのは、これは後で国が補填してあげますと言いながらも、その地方交付税を算定するときに基準財政需要額というのを算定するようになってます。その需要額と基準財政収入額との差の不足分だけを交付税として配りますよという話になってるわけですね。だから、この災害に上げられてる分は、今の段階では国の方としては全て地方財政計画の中の予算書の中に全部上げてありますんで、今の段階では問題ないわけですが、これは国の財政状態によってはどういうふうになるか分からない。というのは、これは一義的には、法律上の制度では、町が借ってください、支払いも町がしてくださいという制度ですので、その付近で、地方交付税の配付が減った場合についてはしわ寄せが出てくるということになります。したがって、この付近につきましては、交付税が来たからというんで、交付税というのは色がついてません、何でも使ってもいいですよという金ですので、やたらほかのやつに使ってしまうと、実際このお金を返さなくななくなった段階で非常に財政を圧迫してくる。それで、将来の人たちにお金を先送りするというような感じになりますので、この付近については、この町債の返還については、原則としては、各年度お借りするお金がありますね。それと、その年にお返しするお金、要するに起債と公債費という、この付近のバランスをとっていかないと、いつも起債の方が、借金の方が増えて、返すお金の方が少ないという形をとっていくと、先々破産してくるという形になりますので、政策上、どうしても一時的に増やさないとというような場合はあるかとは思いますが、その付近はよく慎重に検討した上でやっていただきたい。

先ほど申されました菊陽町の熊本地震復旧・復興計画というのが、今年の2月だったですか、つくられておりますけれども、これにスケジュールが書いております。こちらの方は優先してやらないかんやつでしょうから、当然それ以外に、町には第5期菊陽町後期総合計画というのがつくってあります。こちらの方で、今順調にいけば、災害がなければ順調にいくやつについても、多少その付近は、この付近の復興の方に使うお金とこちらとのバランスをとりながら、それと借金の返済等も考えながらやって、慎重にチェックした上でやっていただきたいと

いうふうに監査委員としては思っております。

ただ、ここに、やっぱり25ページの方に、財政運営の指標、それから基金の保有状況というのがAとBに書いておりますけれども、平成23年から平成28年度までの数値が書いてありますけれども、この財政の運営指標というのが、財政力指数とか、要するに自由に使えるお金がどのくらいあるかどうか、いわゆる経常収支比率とか公債比率というのがございますが、この付近の指数と、それから基金というのは、常にある目的を持って使うためにためられている貯金、それはその他ということで16基金ありますが、一番災害に関連して動かして使えることができるお金というものが減債基金ですが、そのほかに、町全体の予算の調整を行うお金として財政調整基金というのがあります。これを見ますと、この23年から27年というのは、上の方に「注」で、これを基準値にしますというふうに書いてあるのは、前年だけでなく、この5年間にわたって、23から27年度の第5期菊陽町基本計画基本構想というものに基づいて執行された九州北部の災害の対応とか、菊陽中部小学校の建設とか、あるいは菊陽中学校の耐震補強化とか、あるいは光の森町民センター、こういうような大型の財政支出が行われた時期ですので、大体この付近の数字が悪化するのか悪化しないのか、この付近の平準的なものと比較してみるとどうかなというふうに見るようにしてますけど、この付近の財政運営の指標である財政力指数、これはもう、基準値に比べて0.92の0.92でほぼ問題ないですが、この経常収支比率というのは、大体平均値が83.4で、28年度85.4ということになってますんで、2ポイントほど悪くなっています。というのは、当然それは災害で急激にお金が必要になったことによる影響だろうと思います。

ただ、全体を眺めて、5年間の数値を見ますと、そんなに深刻になるような数字ではないという状況になります。

それから、借金の返済についても、12.5%ですので、基準値14.8よりも低いということで、公債費、収支、借金返済をせないかない現在高は少ないというようなことで、余り財政の硬化とかそういうような瀕死の状態になっていると、平成28年度現在は、ということはいえませんが。

それから、この財政調整基金についても、一旦は十数億円の取崩しがあっておりますけども、また戻し入れがしてありますんで、そんなに、どちらかという基準値よりも平成23年度の財政調整基金というのは多くなっていますんで、多いし、計をとってみても50億円と40億円ボーダーですので、この付近についても弾力的に行政運営ができるということになります。したがって、その付近についても問題ないんじゃないかなと。

問題は、最終的にちょっと気をつけていただかなきゃいけないのが、平成28年度の決算報告書では繰越しという形になって、29年度予算に回してあります。これが14億円近くあります。これは、27年度は3億円オーバーだったんで、約3.8倍、4倍になっている。ということは、災害が起きて、当然災害対策本部ができて、すぐ住民に問題が起きないようにということで、インフラ整備とかなんとか調査をされて、いろいろな仮設住宅とか、それから給水とか、

こういうやつに、先ほど町長が言われたようないろんな、学校もすぐ開校できるようにというようにことで対応はとっておられますんで、そちらの応急処置が終わって、差し当たって住民に混乱を起こすような状況にはなっておりませんが、今ほどおっしゃったように、多くの、被害が大きくてすぐ解決できないというやつは繰り越している形で、先ほど町長も言われた、大体10月ごろまでには終わろうと思っておられたようですけども、12月ごろまでかかる。この付近については、調べてみると、業者さんの数が足りないとか、資材が足りないとか、あるいは入札が不調に終わったとか、そういうようないろんな原因はあります。だから、多少延びているのはやむを得ないと私は思ってますけど。

こういうことで、非常に延びるようになってますし、その後、後々のやつですよ、まだケアの問題とかいろいろ、災害救助法とか災害支援法とかという法律に基づいた支援がありますけども、その付近については、まだまだ5年間ぐらいは続くわけですね。だから、そのときの出勤についてのお金がまだ増えてくる要素は残っております。だから、その付近は、先ほど言ったように、一般会計・特別会計なんか踏まえて注意してやっていただきたいというふうに思っております。

大体懸念される場所はその付近で、今のところ、災害が起きて、今やっとスタートを切ったというような状況にあるということで、まだまだ今後どうなっていくかということは慎重に見ていかないかなというのが監査委員の思っているところでございます。

ただ、その付近については、各担当課長さん等にもしっかりと協議をして、ちゃんとやってくださいねという話をしてますんで、役場の職員の方たちは非常に、対応をしながらも我々の監査の委員からいろんなことを言われますんで、非常にストレスがたまっているとは思いますが、頑張ってくださいしか方法はないもので、よろしく願いますというところでございます。

以上が大体一般会計と特別会計で懸念しているところでございます。

それから次に、下水道会計についてですが、この下水道会計については、大体本町の場合は、農業集落排水と、正式に言えば流域関連公共下水道ですけども、この両下水道事業を合算させた連結決算ベースで、平成26年4月に大幅な公営企業法が改正されておりますけども、その基準に基づいた資産及び負債、資本、こういうものの運営が適正に行われているかということに審査を行っています。

その審査の結果につきましては、決算報告書の財務諸表、あるいは事業報告書及びその決算附属資料、こういうやつについて、関係法令に準拠して作成しているかどうかということをチェックしていますし、当該事業の経営成績、それから財務状況、この付近についても全部チェックしておりますけども、これについては一応おおむね適正に執行されているというふうに思っておりますし、個別的な細部の事務処理の仕方とか調書の作り方とか、そういうような指摘事項については、例月出納検査とか、あるいは定期監査等も含めて、その都度協議し、検討をしていただくようにしております。問題ない状況になってると。

これも、したがって下水道事業については、災害もあってすぐ、目視とか、あるいは下水道管の中にカメラを入れて調査をされておまして、管が折れてるとか、あるいは下水道管というのは、あれは1000分の1の単位での勾配になってますんで、あれがちょっとすると下水道はたまりますね。たまと、要するに有害な亜硫酸ガスみたいのが発生して、問題起こしまして、爆発を起こしたりなんかしますんで、その付近の調査もやっていただいて、その付近については、一応応急は終わって、問題はないと。しかも、道路上のマンホールのふたのところ陥没したりしてるところも舗装等で修繕はもうされて、一応住民生活に直接問題があるようなところは全部修理が終わってるというふうに確認しております。

だから、その付近は問題はないんですけど、ちょっと下水道事業については、これは全国的な問題なんですけど、今の運営、あれ下水道事業というのは、建設するとき物すごい何百億円というお金がかかってるわけです。それで、どこでも、使用料をいただいておりますけども、その使用料で下水道会計は運営していくというのが原則になっております。だから、下水道でも、雨水の方については一般会計からも入れていいですよとなっておりますけど、その付近について、本当に今、ちょうど震災も起きたもんですから、今後耐震化とか、あるいはもう菊陽町の場合、58年ですかね、下水道が、公共下水道が着工されたの。それから34年たってます。

それで、これは一般的な話ですけど、下水道管といたらかなりの延長があるわけです。それを全部どういうふうに、老朽化して腐食していないかとか、ひびが入ってないか、陥没はしてないか、これを全部調査するというのは、長い、要するに少し大きい市町村になりますと数十年かかるというような話になってるわけですよ。もう34年、大体耐用年数が50年になってますんで、その付近の調査は、既にお話聞いてますと、58年に着工する前の民間がつくった下水道管、そいつについてはもう既に40年を経過してるという話もございます。

したがって、一応下水道課さんの方でも、一応その付近、何という計画だったかな、計画をつくられて、下水道長寿命化計画及びストックマネジメント計画というのををつくられて、優先順位を決めてやってはおられたんです。やっておられますけども、はっきり言わせて、人間とお金が足りません。だから、その付近については、もうそろそろ、ちょうど災害も起きたことですので、今後ちゃんとやっていこうというのが、後ろの方に先送りしないためには、少しちゃんと考えた方がいいんじゃないですかというふうな話はしております。

というのが、下水道は、つくりから一回も使用料の値上げがされておられません、菊陽町の場合は。それで、ちょっと下水道の方の、その付近の指標を、何ページだったかな、下水道の意見書がございます。下水道の意見書の11ページあけていただいてよろしいですか。ここに審査の結果と意見ということで書いておりますけども、ここに、施設の効率性、経営の効率性、財政の健全性ということで、全国平均値、この全国平均値というのは、全国全部の下水道じゃなくて、菊陽町と大体町の規模が同程度の市町村を選んで大体数値を書いているわけですけども、その付近の全国平均値、これは総務省が出してるわけですけど、その出してるデータを整理して上げてみるとこういう数字になってる。これを28年度の現在の数字と見てみると、こ

この一般家庭使用料、月当たり幾らかというやつを見てみますと、これは低いほどもちろんいいわけですね、安いわけですから。だから、この使用料の対象水量20トンと、平均的なところを選んで比較してみましたところ、公共下水道は全国平均は2,743円になってます。菊陽町は1,990円です。それから、農業集落排水になりますと3,171円、菊陽町は1,990円、これは要するに農業集落排水と公共下水道を合併した形でやっていますから、値段は一緒ですよという形になってるわけですね。これでいくと、全国平均値からしても、公共下水道は約70%、全国平均の。農業集落については、公共下水道の分のスケールメリットがきいておりますんで、もっと低くて、62%で菊陽町の住民の方たちは下水道料金の恩恵を受けてるといふふうになります。

じゃあ、その汚水の使用料の対象となる水量が効率的に入ってるのかということ、確かに有収水量としては、菊陽町の場合は98%、100%、ほぼ家庭から流されてる水は全部使用水量の対象にしていますよ。ということは、施設自体が老朽化しておりませんということですよね、これ。ところが、全国で見ると79.2とか91.7ですので、よそはもっと老朽化しているやつをだましだまし使ってるんじゃないかというふうなところが見受けられます。

しかも、ここの汚水処理の原価にしましても、使用対象1トン当たりの処理費、これを見てみますと、菊陽町の場合は全国値よりも低い。ということは、非常に住民の方たちにとってはメリットのある下水道の整備をやっている。これはなぜかということ、ここのところの違いは、処理場を流域関連公共下水道ということで県の処理場につないでいるからです。そういうメリットもきいております。非常にきいております。

それに連動したような形で下水道単価も決まっていますんで、だからその付近は問題ない。このままいかれば最もいいわけですがけれども、じゃあこれを、その下の経営の効率性というところで見ると、この使用料の回収率というのは何かということ、汚水処理をするのに要した費用、これが使用料でどの程度賄ってるかという話にいきますと、これは全国値よりも低いというような値、農業集落はいいですけど。ところが、これは農業集落排水というのがあくまでもこれは公共下水道と一緒になっているところがあるからだと私は思っております。

しかし、いずれにしても、全国値も、これは見方としては、100%に近いほどよいという評価になってますね。だから、100%以上でないとは本当はいかないんですけど、これが低い値になっているということと、1人当たりの管理に要する費用なんかは、これも低いほどもちろんいいわけですが、使用料が低い状態で使っておりますんで、全国値よりも低い値になっているということもございます。

したがって、財政状況の健全性を見てみますと、これは当然全国値よりも、自己資本、自分が持っている財源で対応できる割合というのが65%と57%というふうになってますし、費用に対しては、これも100%を超えた方がいいわけで、一応超えていますけど、もう100%ぎりぎりまでやっている。ということはどういうことを言ってるかということ、要するにもう採算性が合うような状態で、ぎりぎりのところで運営されているということで、そろそろ少しこの付近は考えた方がいいんじゃないかな、先々のことを考えると。今後、下水道は古くなっていくばかりだ

し、もう九十何%をしてるわけですので、もうメンテナンスの時代に入ってますし、そろそろ更新の時期に入ってきてますし、その付近に入りますと、当然大きなお金が要るようになってくる。それで、そのときに何もやってないということになってくると、先々にまた住民の方たちに負担をかけるということになりますので、世代間の公平性を考えるならば、今できるところは、ある程度早目早目に手を打っておかないといけないんじゃないでしょうかということちょっと監査委員としては言ったわけです。

お金の使い方としては、これ下に左にキャッシュフローが入ってるんですが、これ28年度のお金がどういうものにどういうふうな形で使われたかというものをあらわしてるやつですね。業務活動はプラスになってますし、投資活動と財務活動についてはマイナス、上に評価の見方ですけど、このプラス・マイナス、ずっと足していくと、業務活動については、まだ例の流域下水道としてのスケールメリットもきいておりまして、使用料の単価は安いんですけども、今運営していくぎりぎりのところまでの対応はできていると、それくらいのお金は生み出していると、今の使用料でという形になってますし、投資活動とか財務活動についても、当然投資活動につきましては積極的に、将来の下水道のために必要な投資は行われている。ということは、これは何を言ってるかということ、過年度の得ている利益、留保金というんですけども、その留保金を取り崩しながら投資活動はどんどんやっておられるということ、まだ貯金がいっぱい持っておられるということです。

それから、財務活動にあるところを見ると、じゃあ過去に借った借金、これは借金の返済は、菊陽町の場合は一般会計から入れた、これは基準内のお金ですので、それで返済されてますんで、マイナスになってるということは、積極的な返済が行われて、それで借金の量は減ってきているというような、経営状態としては非常に、使い方としては理想的な使われ方をされているというふうに数値上ではなっております。

したがいまして、何を言いたいかということ、そういうようにまだいい状態のときに、少し今余裕がありますんで、もう少し経営状態の中身とか先々のことを分析した上で、それで使用料とかなんとも含めて対応をどうするかというふうに考えられたい。先ほどちょっと町長の方からもありましたけども、白川から左の曲手の付近については、農業集落排水区域に、日用雑貨品とか、あるいは一般住宅はつくってもいいようになってますよね。じゃけん、あの付近についても、どんどんどんどん開発が進めば、当然下水道管はそれに伴って布設していかないかんわけですね。そのときに、もう農業集落排水は完了してますんで、新たに農業集落排水をやるということは恐らくないと思います。そしたら、公共下水道でやるということになりますと、片一方は農水省の所管、片一方は国土交通省の所管になりますんで、そこら付近をどうするのかとか。やるときに、今の処理場を拡張するのか。そうすると、これは処理場の維持管理から要りますよね。そのときに、公共下水道と農業集落排水を同じ区域に投入させて、極端に言えば、処理場は廃止して、そしてポンプ場をつくって圧送ポンプで公共下水道に連結させれば、当然スケールメリットがきいた本来の連結のこの会計のやり方と一緒になりますよね。だ

から、その付近についてを私もちょっとお話ししたんですけれども、白川に立野ダムをつくり  
ますでしょう。立野ダムができれば、白川からあそこの小碓橋の間には河川改修せないかんで  
すよね、その終わった後。今、下流の方から国土交通省やってますけど。あれについて、国土  
交通省の建設事務所の方から計画どうなってるか見てみると、堤防をかさ上げて拡幅するよ  
うになってますよ、計画は。ということになれば、今かかっている、老朽化してる橋が全然、あ  
れだけ老朽化してるのにかきかえてないでしょう。なぜかという、それがあるからだと思  
はってる。だから、そういうときに、かきかえがあるときに、あれに左岸側の下水道管を埋  
設させて、添架させてくれというような計画をつくって、そこで橋をかけられるのに負担金払  
って流域下水道の方につなげばつなげるんじゃないかと。

じゃあ、その処理場ですよね、問題は。熊本の北の処理場について県の方に尋ねてみます  
と、あの処理する池は10系列あるんですよ。10系列のうち7系列しか使っていない。というこ  
とは、3系列が残ってる。何で残ってるかという、本当は放流水を25ppmで放流するとなっ  
てるやつを、将来は5ppmまで高度処理して捨てたいというようなところもあって、必要に  
応じては受け入れる余裕はまだある。

そういうこと等を考えて、それができるかどうかも含めて総合的な計画を検討されると、そ  
うすると大体どのくらいお金がかかるかという話もあるし、極端に言えば、熊本市の運動公園  
ありますね、あそこのところまで熊本市の下水道管も来てるわけですね。じゃあ、あちらの方  
が、橋をかけんで、あっちにつないだらどうかという話もあるんですけど、それは熊本市の場  
合は処理場の能力ないんじゃないかと思えますし。そういうやつも総合的に見てみて、そして  
それをやるのにどのくらいお金がかかるのかということを出して見て、そして下水道管をつ  
くられたときに、その工事をされたときに、当然年数がたって、材料代とか人件費上がって  
るわけですから、お金はその当時より、もうメーター当たりの単価は非常に上がるはずですよ。  
だから、上がったら、それに見合う分だけの使用料にしないと、周辺の市町村の使用料を眺め  
て、このくらいにしとかんと住民がはりかくけんというような感じでやっちゃうと、いずれは  
町の財源を圧迫し、結果的には住民にかかってくるわけですから。そういうふうに思います。

だから、その付近については、議会の先生たちもよく住民の方たちに説明をしていただい  
て、執行部の方とよく連絡をとりながら、その付近は住民の方たちの理解を受けてやってい  
く。今やった方が、私は早く、安くて済むようないいやつができるんじゃないかなと。ここし  
ばらく時間はありますんで、まだ。今赤字になってるわけじゃないんですから、適正なやり方  
でやっておられるんで、私はそういうようなやり方を考えるべきではないかというふうに思っ  
ております。

大体下水道で懸念を持ったところはそういうところですよ。

それから、当然健全化法に基づくところの赤字比率とかなんとも計算して出さないと、監  
査委員に見せて出さなさいというふうになってますけども、この付近につきましても、一応書  
類は出していただいているんです。結果も見てるし、それを判定された基礎データについても見

せていただいております、その付近についてはもう間違いない。これは最終的には県の方でチェックをやっておりますので、まず間違いない数字になっている。

これ見てみますと、健全化法の1ページ、意見書の1ページと2ページになりますけれども、これ見ていただきますと分かりますように、26、27、28年度で、28年度、実質赤字費率とか連結実質赤字費率、これ数値が書いてありません。これは、先ほど申したように、黒字だから出てこないわけですね。それから、下水道についても、資金不足比率というのは出てこないようになっています。

ただ、これもお願いしとるのは、この数字を出すときの算定の中には、先ほど臨時財政対策債というやつも、将来これは返すことができるやつだからということで、不足額の中から差し引いていいような感じになっていますので、この付近も、ちょっとその付近の話はありますけれども、問題ない数字になっているということと。

それから、ここで3年間の平均を見てみますと、実質公債費比率というのがちょっとだけ数字が高くなっていますね。9.2という数字が出てくるわけですが、あとのやつはマイナスにやってくるんで問題ないんですが、この9.2というのは、当然災害が起きてますんで、借金、先ほど増えてますんで、こういう数字になるのは間違いないとは思いますが、大体26年度の数値と比べてみても、だからといって慌てなければならないような数値ではないし、当然早期健全化基準の、国が言う、これ以上になったときにはお金を貸しませんよというような数値から見れば、全然問題になるような数値ではないので、この付近については、もうこれも問題ないものになっているということとでございます。

したがいまして、ざっと大まかに言いますと今のような監査結果になっておりますので、今の、平成28年度決算審査関係では何ら問題はありません。ただ、今国がやっております制度、何か計算式あたり見ると、ちょっと「ううん」て、私から見れば心配されるようなところも、将来の国の政策次第ではということも含んでるなというところがありますし、特に、先生たちも見てみられるといいと思いますけど、平成29年度の今予算組んでありますね。それが、平成28年8月だったと思いますけど、総務省が、地方財政の課題というような形で、そういう課題を解決するためにこういうような政策を強化しますと出てるんですよ、書いてある。それでいくと、何て書いてあったかな、ここに書いてあるんですね。これは総務省の28年8月の報道機関さんたちに概算要求するときの資料として出してるんですけど、そこ読んでみますと、「地方行政サービスのアウトソーシングや自治体情報システムのクラウド化で地方行政サービス改革の推進を図るとともに、公共施設等総合管理計画に基づいて、公共施設等の適正化、地方公会計の整備、地方団体財政の見える化を図る公営企業会計の適用拡大と公営企業、第三セクターの経営健全化の推進と地方公共団体財政のマネジメント化を強化する」。そのために必要なお金としてということでこれだけ要求しますということで財政課に出してるんです。

ということは、これ平たく言うと、アウトソーシングといったら民営化するということですよ。それから、ここでクラウド化というのは、要するに広域連合ですよ。ということだろうと

思います。

それから、これで公営企業というのは、要するに国保とか介護とか後期高齢者、この付近については、どういうことをやるかといったら、公営企業化、これ公営企業法に変わりますんで、特別会計、こういうやつについては、要するに下水等、企業会計方式をして、住民の方に分かるようにしますよ、要するにどれぐらい金がかかって、どれぐらいお金が足りないんですよという話があって、徐々に、既に国保料が、来年からですかね、県がやるようになってるんでしょう、保険料の決め方なんか。だから、そういう意味でいうと、納得させるようなやり方でやっていただかないといけないわけで。こういうところがある一方で、今度、何か29年8月に内閣改造が行われましたよね。あのとき安倍さんは何て言われたかという、経済優先、デフレ脱却、経済の好循環って言われたでしょう。じゃあ、その前に言われた新3本の矢、GDP600億円、それから希望出生率1.8、介護離職ゼロ、これを図りますよ。言ったやつについては、もう報道機関も何にも言わないし、どうなってるんか分かりませんよね。だから、こういう状態にあるんで、ましてや北朝鮮の問題もさっきありましたけど、防衛費が今度はえらい金が増えてますよね。だから、必要なこれいっぱい出てきますんで、その付近も考えると、ちょっと真剣に地方の方としても構えて考えないかんのじゃないかなというのが私の監査した結果の意見と。ちょっと最後は蛇足になりましたけど、そういうことでございます。

どうもすみませんが、あとこれちょっと見ていただいて、その付近、中に書いてある数字の意味をチェックされた上でいろいろ議論をされた方がいいというふうに思います。

どうもすみません、ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明、お疲れさまでございました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時29分

再開 午前11時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成28年度決算認定の件について、各課長に説明を求めますが、決算については、この後各委員会に付託を予定しております。質疑につきましては、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 認定第1号 平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（西本一浩君） おはようございます。

それでは、認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、本日代表監査委員から決算審査報告がなされ、また議長が先ほど申されましたように、各委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際、各担当から説明させていただきます。

関係書類は、歳入歳出決算書、主要な施策の成果及び引き上げ分の地方消費税収入の用途並びに平成28年熊本地震復旧・復興事業、財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから本日代表監査委員から報告がありました決算審査意見書、さらに添付資料として、歳入歳出決算参考資料の5種類になります。

恐れ入りますけれども、添付資料の歳入歳出決算参考資料の訂正をお願いいたします。

3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの部分になりますけれども、右から3列目の比較というところがございます。こちらの23町債の△で「6億5,600万円」と書いてあるところを「2,970万円」に訂正をお願いいたします。2,970万円です。

それから、1つ飛びまして、2の民生債というところが項目でございます。そちらに「0」と書いてございますけれども、ここも同じく比較の部分を「0」から「420万円」に訂正をお願いいたします。

それから、町債の項目の最後で、10の災害復旧債というところがございます。こちらも比較の「0」となっているところを「6億8,150万円」、6億8,150万円に訂正をお願いいたします。

訂正、以上でございます。御迷惑をおかけいたします。

財政課からは、添付資料の歳入歳出決算参考資料をもちまして、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入済みまたは支出済額の前年度との比較を中心に御説明申し上げ、その後で歳入歳出決算書により、ポイントとなります項目を御説明いたします。

なお、質問につきましては、担当課長等がお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳入歳出決算参考資料の1、2ページをお開きください。

まず、歳入ですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、平成28年度の収入済額について、前年度との比較を中心に説明させていただきます。

款の1町税は、収入済額が65億1,723万3,893円で、前年度との比較は、3億5,059万5,860円、5.7%の増となりました。歳入合計に占める構成比は40.4%で、一番高い比率です。

その中で、項の町民税は25億5,096万1,780円で、7,322万2,657円、3.0%の増となりました。このうち、個人町民税は増加、法人町民税は減少しています。

項の2固定資産税は34億9,468万2,469円で、2億1,837万9,921円、6.7%の増となりまし

た。土地・建物、償却資産ともに増加しています。

款の2 地方譲与税は1億9,601万9,000円で、297万8,000円、1.5%の減となりました。地方譲与税は、国税として徴収され、都道府県及び市町村に一定の基準をもって譲与されるもので、項の1 地方揮発油譲与税は減少、項の2 自動車重量譲与税は増加、項の3 航空機燃料譲与税は減少しました。

款の6 地方消費税交付金は6億9,820万8,000円で、3,164万1,000円、4.3%の減となりました。平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられ、このうちの地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられています。なお、引き上げ分の地方消費税収入の用途につきましては、関係書類の主要な施策の成果及び引き上げ分の地方消費税収入の用途並びに平成28年熊本地震復旧・復興事業に整理しています。

款の12 地方交付税は6億7,411万3,000円で、1億805万8,000円、13.8%の減となりました。このうち、地方交付税が1億4,533万2,000円減の4億2,143万3,000円、特別交付税が3,727万4,000円増の2億5,268万円になります。

款の14 分担金及び負担金は3億6,292万7,053円で、1,617万2,223円、4.3%の減となりました。保育料をはじめとする児童福祉費負担金が約90%を占めています。

款の16 国庫支出金は27億4,143万5,734円で、8億3,504万6,506円、43.8%の増となりました。構成比は17.0%で、2番目に高い比率です。

そのうち、項の1 国庫負担金が2億3,528万4,423円で、16.4%の増、項の2 国庫補助金が6億52万6,740円、129.6%の増になります。

増加の要因は、災害廃棄物処理事業と小・中学校、公立土木施設、農林業施設の災害復旧事業の増が大きく影響しています。

款の17 県支出金は14億7,740万3,017円で、5億5,490万7,563円、60.2%の増となりました。

主な要因は、災害救助費負担金、被災農業者向け経営体育成支援事業、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の増が大きく影響しています。

款の18 財産収入は1億252万8,267円で、2億345万5,956円、66.5%の減となりました。

主な要因は、原水工業団地と第二土地区画整理地区の土地売却収入の減となります。

次の3、4ページをお開きください。

款の19 寄附金は4,044万6,000円で、1,245.5%の増となりました。

主な要因は、震災寄附金、さんふれあ寄附金、ふるさと寄附金の増が大きく影響しています。

款の20 繰入金は7億866万2,018円で、4億7,466万2,018円、202.8%の増となりました。

財政調整基金繰入金の増によるものになります。

款の21 繰越金は7億8,778万6,999円で、2,517万768円、3.1%の減となりました。この中には、繰越明許費分の繰越金が含まれております。

款の23 町債は14億6,260万円で、2,970万円、2.1%の増となりました。構成比は、4番目に

高い9.1%を占めています。

主なものは、臨時財政対策債、災害対策債、補助災害復旧事業債になります。

以上、歳入合計は、平成27年度からの繰越分を含めて161億4,058万6,285円となり、前年度から18億5,320万3,802円、13.0%の増となりました。

5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1議会費は、支出済額が1億2,373万2,668円で、前年度との比較は1,226万5,401円、9.0%の減となりました。

款の2総務費は18億4,024万1,299円で、1億2,960万876円、6.6%の減となりました。歳出合計における構成比は12.3%を占めています。

減少した主な理由は、項の1総務管理費の中で、土地取得特別会計繰出金の減になります。

款の3民生費は54億2,529万101円で、8億3,030万3,060円、18.1%の増となりました。歳出合計における構成比は36.2%と最も高い比率となっています。

項の1社会福祉費は25億3,019万2,155円で、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金、障害者福祉費の扶助費、被災住宅応急修理補助金、臨時福祉給付金などが主なものです。

また、項の2児童福祉費は28億9,509万7,946円で、児童手当、保育園費などが主なものです。

款の4衛生費は10億972万4,845円で、553万6,366円、0.6%の増となりました。子ども医療費助成や予防接種委託料、菊池環境保全組合負担金、ごみ収集運搬等委託料などが主なものです。

款の5労働費は298万6,321円で、21万4,573円、6.7%の減となりました。勤労青少年ホームと働く婦人の家の管理運営費になります。

款の6農林水産業費は3億4,598万1,331円で、2,011万345円、5.5%の減で、6次産業化ネットワーク活動整備事業補助金と台風被害復旧対策事業補助金などの減が影響しています。

款の7商工費は1億7,460万1,393円で、1億1,463万2,810円、39.6%の減となりました。プレミアム商品券発行事業や光ブロードバンド基盤整備事業などの減が影響しています。

款の8土木費は11億4,990万9,025円で、2,965万5,733円、2.6%の増となりました。

主な理由は、鼻ぐり井手公園拡張整備事業の終了により減となったものの、区画整理事業、古閑原団地建設事業、光の森歩道改良事業などの増によるものです。

款の9消防費は14億7,024万1,669円で、11億400万1,592円、301.4%の増となりました。歳出合計における構成比は9.8%を占めています。

主なものでは、緊急災害対策事業、災害対策本部、避難所運営、災害ごみ処理、家屋解体等、菊池広域連合負担金になります。

款の10教育費は12億7,710万1,719円で、8億7,591万8,104円、40.7%の減となりました。歳

出合計における構成比は8.5%を占めています。

菊陽北小学校の増築事業が増加となりましたが、武蔵ヶ丘中学校施設整備事業と小・中学校非構造部材対策事業が減少したことにより、増減率40.7%の減となりました。

款の11災害復旧費は9億3,264万8,177円で、9億634万7,181円、3,446.1%の増となりました。これは、平成28年熊本地震による災害復旧事業費事業分の影響になります。

款の12公債費は12億4,820万4,074円で、2億2,203万4,685円、15.1%の減となりました。

主な減少理由は、平成27年度に原水工業団地用地分として起債した第三セクター等改革推進債を繰上償還の減によるものです。

公債費の内訳は、元金が11億997万717円、利子が1億3,823万3,357円になります。

なお、平成28年度末の地方債現在高は、一般会計で161億7,751万円となり、臨時財政対策債や災害復旧債などの借入れにより、前年度末から約3億5,263万円増加しました。

最後は、款の14予備費で、支出済額はありますが、他の款項に充当しており、決算書に充当先を記載していますので、後ほど御説明いたします。

以上、歳出合計は、平成27年度からの繰越分を含め150億66万2,622円で、前年度から15億106万7,138円、11.1%の増となりました。

以上で参考資料による説明を終わりました。次に歳入歳出決算書の中でポイントとなります項目を御説明いたします。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。

1の歳入歳出決算書を1ページから、2の事項別明細書を11ページから、最後に3の実質収支に関する調書を245ページに掲載しています。

それでは、1、2ページをお開きください。

まず、歳入歳出決算書の歳入ですが、収入済額は、先ほど説明いたしましたとおりです。

次に、不納欠損額ですが、款の1町税と款の14分担金及び負担金にあります。

また、収入未済額は、款の1町税と款の14分担金及び負担金、款の15使用料及び手数料、款の22諸収入にあります。

なお、町税に係る徴収率や不納欠損処分の内訳などについては、監査委員決算審査意見書にも一覧として整理されています。

右端の予算現額と収入済額との比較の項目を御覧ください。

数値がマイナス、△表示となっているものは、一番下の款の16の国庫支出金、次の3、4ページをお開きいただき、款の17県支出金及び款の23町債で、これは平成29年度への繰越明許費に係る財源の未収入額などになります。

5、6ページをお開きください。

次は歳出になります。

支出済額等は、先ほど説明したとおりですので、省略させていただきますが、6ページ中央

の列の翌年度繰越額は繰越明許費でありまして、6月議会において繰越明許費に係る繰越計算書で報告をさせていただいた内容になります。なお、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されています。

10ページをお開きください。

ここからは決算の認定をいただくための書類であります。事項別明細書になります。

大まかな内容は、先ほど歳入歳出決算参考資料で説明いたしましたので、省略させていただきますが、記載項目等について説明させていただきます。

11、12ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款項目節ごとに予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに備考欄に細説や金額などを記載しています。

少し飛びますが、45、46ページをお開きください。

次は、歳出になります。款項目節ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、さらに備考欄に細説や金額などを記載しています。

以上、事項別明細書の項目を申し上げましたが、歳入歳出の詳細な内容につきましては、各委員会に付託される予定ですので、その際各担当から詳しく説明させていただきます。

次に、最後の方の241ページ、242ページをお開ください。

款の14予備費については、支出済額はありますが、241ページの右から2番目の列の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、8,650万3,000円を充当しました。

内訳は、242ページと244ページの備考欄に記載のと通りの各科目に充当しています。

最後に、245ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の収入総額161億4,058万6,000円に対し、2の歳出総額が150億66万3,000円ですので、3の歳入歳出差引額は11億3,992万3,000円となります。

ただし、4の翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の5億940万3,000円が必要ですので、5の実質収支額は6億3,052万円となります。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、監査委員の決算審査意見書に記載されていますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

昼食休憩とします。

午後は13時より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時8分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、大綱的な質問ございませんでしょうか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 2点、お願いをいたします。

第1点が、歳入の状況を見てみますと、地方交付税がだんだん減少している、それから国庫支出金は、これはもう用途が、使い道が決まってる国庫支出金なんですけども、こっちは増えてますけども、使い道が縛られない交付税が減ってるという、状況は分かりますけれども、なぜ減ってるかも分かりますが、ただ町としてはこれが今後どういうふうになるのか、特にこの交付税、地方交付税、どういうふうになるという見込みを持ってらっしゃるのか、それが1点ですね。

それからもう一点は、不用額が5億9,000万円ぐらいの不用額になってます。差引残高が6億3,000ぐらいの黒字ですから、差引残高とこの不用額がほぼ見合うような格好になってますけれども、不用額というのが予算のときに見積もられるわけですけども、こういうものなのか、額として。入札等の差額とかそういうのも入ってるかと思いますが、予算とこの決算の関係で、少し多過ぎるんじゃないかという感想を持つんですが、私の感覚が間違ってるのか、その辺について質問いたしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（西本一浩君） 最初の御質問で、交付税が減っている、今後のどう見ているかということでしょうか。

確かに御指摘のとおり、交付税の方は普通交付税の方が減っております。原因といたしましては、需要額の方も増えているということもございますけども、主に町税、税収の増がございまして、いわゆる基準財政の需要額から収入額を差し引いた不足分が交付税ということになりますので、そういった、本町といたしましては、町税の方も全体として40%から超えるような収入がございまして、そういうのは、今後町税の方が伸びるような状況であれば、交付税の方は少し減っていくような状況になっていくものではないものかというふうに思っているところです。

それから、不用額ですかね。不用額につきまして、5億5,000万円は多いのではないかとということでございますけれども、こちらにつきましては、おっしゃられましたとおり、入札残とかそういうものがございまして、そういった中で発生してしまうようなところでございます。決してこれらの、いわゆる歳出の見積りを過剰にしていたとか、そういうことではございません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 認定第2号 平成28年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、認定第2号平成28年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（西本一浩君） それでは、認定第2号平成28年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけていますが、この特別会計は用地先行取得事業に係る歳入歳出を経理するものです。

また、1枚めくっていただきますと、平成28年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をつけています。

決算の内容は、歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

7、8ページをお開きください。

まずは歳入ですが、款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は、収入済額が16万3,489円で、土地開発基金の利子になります。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、収入済額が178万3,748円で、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費及び公債費分を一般会計から繰り入れて財源を確保したものです。

項の2基金繰入金、目の1土地開発基金繰入金は、収入済額が1億6,778万円で、（仮称）光の森多目的広場の公債費分を土地開発基金から繰り入れて財源を確保したものです。

以上、歳入合計は、収入済額が1億6,972万7,237円となります。

次の9、10ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1土地開発基金積立金は、支出済額が16万3,489円で、歳入で受け入れた土地開発基金の利子を積み立てたものです。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費は、（仮称）光の森多目的広場の維持管理に94万2,550円を支出しました。

款の3公債費は、（仮称）光の森多目的広場用地分の償還金で、目の1元金を1億6,778万円、目の2利子を84万1,198円支出しました。

なお、平成28年度で地方債の償還が完了しましたので、地方債現在高は0円となります。

以上、歳出も1億6,972万7,237円となりました。

11ページをお開きいただき、実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額は0円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も0円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第10 認定第3号 平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、認定第3号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） こんにちは。

認定第3号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算書の方の1ページ、2ページをお開きください。

平成28年度の歳入歳出決算書は1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから28ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、具体的な予算の執行状況を書いてあります。そして、最終29ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて説明させていただきます。

まず、決算書の1ページと2ページをお開きいただき、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の1国民健康保険税は一般分と退職分で、前年度より4,208万246円減の7億4,686万7,462円となっており、不納欠損額は950万2,221円、収入未済額は3億3,832万8,825円です。

なお、国民健康保険税の現年度課税分の収納率は92.2%です。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金は、療養給付費等高額医療費共同事業、それから特定健康診査に対する国庫負担金で、6億7,107万9,307円です。

項の2国庫補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金から成る財政調整交付金などで、3億3,785万円です。

款の6療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る医療給付に対して社会保険診療報酬支払

基金から交付されるもので、1億1,028万6,000円です。

款の7前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金から、国保被保険者のうち、65歳から74歳までの前期高齢者分として交付されるもので、7億6,028万764円です。

款の8県支出金、項の1県負担金は、高額医療費等特定健康診査等に対する負担金で、2,815万8,752円です。

項の2県補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金で、2億1,960万2,000円です。

款の10共同事業交付金は、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の交付金で、9億4,599万9,280円です。

款の13繰入金は、一般会計からの繰入金で、3億5,715万5,553円です。このうち8,000万円は法定外繰入金が含まれています。

款の14繰越金は、1億925万2,335円です。

以上により、歳入合計は、予算現額42億4,615万3,000円に対しまして、調定額46億4,812万1,532円、収入済額42億9,872万4,763円、不納欠損額950万2,221円、収入未済額3億3,989万4,548円、予算現額と収入済額との比較では、5,257万1,763円の増となっております。

続きまして、3ページと4ページをお開きいただき、歳出の主なものについて説明いたします。

予算現額については省略し、支出済額について主なものを説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は、療養給付費と療養諸費等で21億2,204万5,753円です。

項の2高額療養費は、算定基準額を超える部分を高額療養費で給付するもので、2億6,941万3,078円です。

項の4出産育児諸費は、被保険者の出産に対して給付されるもので、1,924万6,610円、件数は46件です。

款の3後期高齢者支援金等は、4億5,142万2,938円です。

款の6介護納付金は、介護保険の第2号被保険者である40歳から65歳未満までの国保被保険者から徴収する介護分で、1億6,456万7,908円です。

款の7共同事業拠出金は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業分の拠出金で、10億392万3,839円です。

款の8保健事業費、項の1特定健康診査等事業費は、生活習慣病等に関する特定健診・特定保健指導の費用で、1,679万7,393円です。

項の2保健事業費は、人間ドック補助など、被保険者の健康保持増進のための費用で、1,729万1,084円です。

款の11諸支出金は、一般及び退職被保険者の保険税還付金等と過年度分の療養給付費国庫負担金の返還金などで、合計1,513万6,922円です。

以上によりまして、歳出合計は、予算現額42億4,615万3,000円に対しまして、支出済額40億

9,846万1,120円、不用額1億4,769万1,880円で、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

4ページ下段欄外に歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が42億9,872万4,763円、歳出総額が40億9,846万1,120円で、歳入歳出差引残額が2億26万3,643円であります。

最後に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額が2億26万3,000円で、実質収支額も同額となっております。

以上で平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 認定第4号 平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、認定第4号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） 認定第4号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算書の1ページをお開きください。

平成28年度の歳入歳出決算書は1ページから4ページまでとなっております。また次に、6ページから14ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最後の15ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、先ほども国民健康保険と同じように、文教厚生常任委員会の方に委託が予定されておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて説明させていただきます。

まず、決算書の1ページと2ページをお開きいただき、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料は、75歳以上の被保険者の保険料収入で、前年度より720万4,440円減の2億1,892万2,560円となっており、不納欠損額は72万5,300円、収入未済額は

143万2,040円です。

なお、後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率は99.8%です。

款の4繰入金は、一般会計からの繰入金で、後期高齢者医療特別会計事務費及び保険基盤安定負担金の7,673万8,569円です。

款の5繰越金は、996万2,581円です。

以上により、歳入合計は、予算現額3億2,164万9,000円に対しまして、調定額3億1,434万2,880円、収入済額が3億1,218万5,540円、不納欠損額72万5,300円、収入未済額143万2,040円、予算現額と収入済額との比較は、946万3,460円の減となっております。

続きまして、3ページと4ページをお開きいただき、歳出の主なものについて説明いたします。

予算現額は省略し、支出済額について説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より237万2,294円減の2億9,312万5,577円です。

款の3保健事業費は、健康保持増進事業費で740万6,722円です。

以上により、歳出合計は、予算現額3億2,164万9,000円に対しまして、支出済額も3億390万9,859円、不用額1,773万9,141円で、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

4ページ下段欄外に歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が3億1,218万5,540円、歳出総額が3億390万9,859円で、歳入歳出差引残額は827万5,681円であります。

最後に、15ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額は827万5,000円で、実質収支額も同額となっております。

以上で平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 認定第5号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、認定第5号平成28年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 認定第5号平成28年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認

定について御説明いたします。

まず、決算書の1ページをお開きください。

平成28年度の歳入歳出決算書は1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから28ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最終29ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて御説明させていただきます。

まず、決算書の1ページと2ページをお開きいただき、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明します。

款の1保険料、項の1介護保険料は、第1号被保険者である65歳以上の方の保険料収入で、前年度から431万6,730円減の5億461万7,030円、収納率は95.7%となっております。

また、不納欠損額は550万3,360円、収入未済額は1,742万7,260円です。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担金で、3億7,254万2,044円です。

同じく項の2国庫補助金は、財政調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業の補助金で、1億2,385万7,000円です。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金は、第2号被保険者である40歳から64歳までの分28%を社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、5億5,696万478円です。

款の6県支出金、項の1県負担金は、介護給付及び予防給付に要する県の負担金で、2億8,615万5,133円です。

同じく項の2県補助金は、介護予防事業、包括的支援事業の補助金で、1,488万5,000円です。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金は、介護給付及び予防給付に対する町負担分で、3億775万4,098円です。

以上、歳入合計は、予算現額22億7,367万7,000円に対して、調定額22億8,759万3,971円、収入済額22億6,466万3,351円、不納欠損額550万3,360円、収入未済額1,742万7,260円、予算現額と収入済額との比較が901万3,649円のマイナスとなっております。

3ページと4ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額については省略し、支出済額について説明いたします。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は、介護保険給付に要する費用で、前年度から245万8,247円減の19億1,003万7,053円であり、同じく項の3高額介護サービス等費は、要介護者等が1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときに払い戻されるもので、4,457万1,181円です。

款の4地域支援事業、項の1介護予防事業費は、介護予防に関する啓発、通所による運動教室を行う事業費で、3,852万1,311円です。

同じく項の3包括的支援事業・任意事業費は、高齢者が住みなれた地域で暮らせるための総合相談や権利擁護などの事業費で、3,956万4,896円です。

以上、歳出合計は、予算現額22億7,367万7,000円に対して、支出済額21億495万4,477円、不用額が1億6,766万9,523円、予算現額と支出済額との比較は1億6,872万2,523円のマイナスとなり、不用額との105万3,000円の差額は、システム改修に係る翌年度への繰越分です。

4ページの下段欄外に歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が22億6,466万3,351円、歳出総額が21億495万4,477円で、歳入歳出差引額は1億5,970万8,874円となります。

次に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額1億5,970万8,000円ですが、翌年度へ繰り越す財源として繰越明許費繰越額の72万3,000円が必要ですので、実質収支額が1億5,898万5,000円となります。

以上で平成28年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第26号 平成28年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、議案第26号平成28年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（矢野和幸君） 議案第26号平成28年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

それでは、次のページ、決算書表紙の次の目次をお開きください。

最初に事業報告書、次が決算報告書（連結）、その後事業別の決算報告書、公共下水道事業と農業集落排水事業と続いておりますが、いずれも地方公営企業法の規定や施行令の規定に基づいて作成したものでございます。

本日は、公共、農集の連結決算報告と連結損益計算書によります企業の経営成績、そして連

結貸借対照表によって下水道事業の財政状態の報告とさせていただき、そのほかの附属明細書につきましては必要な部分のみの説明とさせていただきます。

それでは、2ページをお開きください。

下水道事業報告書でございます。

まず、公共下水道事業につきましては、昭和58年度に事業着手し、平成28年度末の下水道処理区域内人口普及率は98.0%となっております。

しかしながら、現在管理している管路が、古いもので布設後40年が経過し、経年劣化により管路等が腐食している状況が見受けられますので、今後は突発的事項を未然に防止するため、下水道長寿命化計画及びストックマネジメント計画によりまして、維持更新について効率的な清掃、修繕及び更新等を行い、下水道施設の延命化を図ってまいります。

また、平成26年度予算から地方公営企業会計制度の新しい会計基準に基づいた公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を連結した決算処理を行っております。

次に、建設改良工事について申し上げます。

平成28年度は、社会資本整備総合交付金や町単独費を合わせまして2億3,914万1,000円を投入し、未普及対策汚水整備事業につきましては、中央雨水枝線築造工事など合計22件の工事を行いました。これにより、事業認可区域内の整備率は86.7%となっております。

次に、浸水対策・雨水対策事業であります。菊陽第5排水区枝線築造工事など3件の工事を行いました。事業区域内の整備率は64.8%となっております。

また、長寿命化対策事業では、南八久保や向陽台地区及び中央雨水幹線の污水管更生工事やマンホールポンプの更新工事など4件の工事を行いました。

次に、業務の状況について申し上げます。

平成28年度は、菊陽第二土地区画整理事業地区及び、そのほか開発などにより5.5ヘクタールの供用を新たに開始しております。

水洗化戸数は、前年度より283戸増の1万5,702戸、水洗化人口は、前年度より525人増の3万8,883人となっております。

有収水量、いわゆる料金の対象となった汚水排水量につきましては644万2,992立方メートルで、熊本地震の影響で前年度よりも7万4,222立方メートル減となりました。

次に、3ページの経理状況についてでございますが、この後決算報告書の説明を行いますので、ここでは省略いたします。

次に、農業集落排水事業であります。

戸次、馬場楠、曲手を対象区域としまして、平成10年12月に整備が完了いたしております。

建設工事につきましては、公共污水ます設置工事を1件行っております。

続いて、業務の状況について申し上げますと、28年度は、曲手地区で0.03ヘクタールの供用開始しまして、水洗化戸数が268戸、水洗化人口が715人、有収水量が7万8,730立方メートルで、前年度より1,156立方メートルの増となっており、こちらは熊本地震の影響は余りなかつ

たと考えられます。

4 ページの経理の状況については説明を省略いたします。

同じく4 ページで、熊本地震による災害対応につきまして御説明いたします。

平成28年4月14日以降に熊本県を中心に発生しました熊本地震により、地震直後は停電によりマンホールポンプなどが動かなくなったため、電気が復旧するまでの期間、発電機を使った緊急対応及び吸引車による汚泥引き抜き処理を行っております。

管渠につきましては、1次調査で目視調査を行い、2次調査では、埋設深さが深い箇所など目視調査が不可能な管渠につきましては、酸素欠乏や硫化水素を原因とする2次被害などの危険防止のため、テレビカメラによる詳細調査を行いました。下水管の破断や閉塞など、下水の流下能力が失われるなどの大きな被害はありませんでした。

そのほか、管渠、マンホールが埋設されていることに起因する道路の陥没、段差などが発生したため、町内全域を対象に舗装修繕復旧工事を行っております。

以上、下水道施設稼働のための緊急対応や調査及び舗装修繕工事などの災害復旧に対応するため、公共下水道及び農業集落排水関連を合わせた復旧費用が5,220万4,548円となります。

次に、5 ページを御覧ください。

下水道事業連結決算報告書でございます。

下水道事業は、企業会計に移行しましても、地方公共団体の特別会計として予算制度を採用しておりますことから、予算に対する実績を示すためにこの決算報告書を作成するものでございます。

それではまず、下水道維持管理の部分であります収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては、下水道事業収益の決算額のみ申し上げますと、13億8,011万1,836円で、内訳は御覧のとおりでございます。

次に、支出におきましては、下水道事業費用の決算額13億4,159万6,671円で、内訳につきましては、以下御覧のとおりでございます。

続きまして6 ページ、下水道の建設改良部門であります資本的収入及び支出でございます。

まず、収入におきましては、資本的収入の決算額は6億3,769万8,367円で、内訳は、以下御覧のとおりです。

次に、支出におきましては、資本的支出の決算額は9億9,761万5,011円、翌年度繰越額は1億1,180万円でございます。

なお、この表の下段に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,991万6,644円につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしております。

続きまして、7 ページの連結損益計算書を御覧ください。

ここで下水道事業の経営成績を御説明いたします。

まず、主たる営業活動から生じる収益であります営業収益は、下水道使用料や他会計負担金

等で8億4,922万6,172円であります。

次の営業費用は、管渠費やポンプ場などの維持管理費や減価償却費などで11億1,957万1,986円、営業利益はマイナス2億7,034万5,814円となっております。これは、平成26年度の会計基準変更に伴ったみなし償却制度が廃止されたことによる減価償却費が増加によるものであり、それに伴い、過年度に築造した建物、構築物等の償却資産の財源である国庫補助金等は、長期前受け金として減価償却にあわせて収益化され、営業外収益に計上されることになっているからであります。

次に、主たる営業活動以外の原因から生じる収益であります営業外収益は、他会計補助金や長期前受け金の戻し入れなどによりまして4億7,426万33円の収益がございました。

次の営業外費用は、支払い利息で1億7,952万2,739円を支出いたしておりますが、営業外収支が2億9,340万498円の黒字となりまして、経常利益は2,305万4,684円となっております。

また、特別損益はございませんでしたので、当年度純利益が同額となり、その額に前年度繰越利益剰余金4,250万2,734円、その他未処分利益剰余金変動額2,058万4,758円を合計した額が当年度未処分利益剰余金8,614万2,176円となっております。

なお、この損益収支の根拠資料となりますものが、公共下水道事業については35ページ、それから農業集落排水事業は67ページの収益費用明細書で確認できますので、後で御覧いただきたいと思っております。

続きまして、8ページの剰余金計算書（連結）を御覧ください。

この表は、資本金及び剰余金について年間の増減を明示しておりまして、次のページの平成28年度の下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）の根拠となるものであります。

資本金合計額はこの表の一番右下に記載のとおり、35億1,889万6,853円となっております。

それでは、次のページの下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）について御説明いたします。

処分計算書の表の上段を見ていただきますと、当年度残高が、資本金24億4,203万15円、資本剰余金8億5,561万8,261円、未処分利益剰余金8,614万2,176円がございまして、これは次の11ページの連結貸借対照表の資本の部でも示されております。

この計算書において、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益剰余金の処分について議会の議決を求めますのは、未処分利益剰余金8,614万2,176円のうち2,058万4,758円を自己資金への組み入れとして処分することについてでございます。この組み入れ額は、平成28年度に資本的収支予算の補填財源として減債積立金に処分しております。既に処分された剰余金ということで、新たな補填財源としては使用できないものであるため、議会の議決を経て、資本金に組み入れを行うものでございます。

なお、この組み入れ額は、7ページの損益計算書においては、その他未処分利益剰余金変動額として整理されております。

そのほか、本町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条による処分として3,000万円

を減債積立金に積み立て、残高3,555万7,418円を未処分利益剰余金として29年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、10、11ページの連結貸借対照表について御説明いたします。

まず、10ページの借方資産の部ですが、1の固定資産につきましては、土地・建物等の有形固定資産や熊本北部流域下水道などの施設利用権であります無形固定資産をそれぞれ減価償却し、さらに下水道事業運営基金の投資資産を加えまして、固定資産合計額は236億7,757万2,700円となっております。

また、2の流動資産につきましては、現金預金や未収金で、流動資産合計は2億8,010万6,550円となっております。資産合計は239億5,767万9,250円となっております。

続いて、11ページの貸方負債の部でございますけれども、3の固定負債につきましては、平成30年度以降に償還予定の企業債で、74億9,499万704円であります。

そして、4の流動負債は、1年以内に償還を行う企業債や工事請負費などの未払金、職員賞与の引当金などで、流動負債合計は7億8,767万5,461円となっております。

なお、この固定負債及び流動負債に記載されております企業債の残高につきましては、公共下水道が41から47ページ、そして農業集落は70ページの企業債明細書で御確認いただけます。

5の繰り延べ収益は、国庫補助金などで償却資産の財源である長期前受け金につきまして、営業外収益として収益化された累計額を差し引いて、121億5,611万6,232円となっております。

以上、負債合計は204億3,878万2,397円となっております。

次に、資本の部について申し上げます。

6の資本金の自己資本金は、各資本金を合わせまして24億4,203万15円であります。

続きまして、7の剰余金の資本剰余金につきましては、8ページの剰余金計算書でも確認いただけますが、国庫補助金や受贈財産評価額などを合わせまして、資本剰余金合計は8億5,561万8,261円となっております。

その下の利益剰余金につきましては、減債積立金、建設改良積立金、当年度未処分利益剰余金で、2億2,124万8,577円となっております。

そして、資本金と剰余金を合わせました資本合計は35億1,889万6,853円で、負債と資本の合計は239億5,767万9,250円となりまして、28年度末の菊陽町下水道事業の財政状態は以上のとおりでございます。

次に、49ページをお開きください。

こちらは公共下水道事業経営分析表でございます。

公共下水道の経営状況を前年度と比較するとともに、総務省公表の全国平均値との比較を行いまして、それぞれの事項の内容やその評価方法について説明をいたしております。

また、農集については、71ページにもございますので、後で御確認いただきたいと思います。

最後に、下水道収入について申し上げたいと思います。

今申しました経営分析表49ページを御覧いただきたいと思います。

49ページの左側、事項の上から9番目に使用料回収率がございます。こちらは、汚水処理に要した費用のうち使用料で賄われている割合を示したものでありますが、平成28年度の回収率は94.9%で、ちなみに71ページの農集については65.4%でありました。

不足する額については、一般会計から基準外繰入れを行っておりまして、28年度は公共と農集合わせまして8,033万余円の基準外繰入金を繰り入れております。

以上で決算説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号について質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第5号及び議案第26号の質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第5号及び議案第26号は、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第27号 菊陽町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第14、議案第27号菊陽町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

農業委員会事務局長、説明を求めます。

○農業委員会事務局長（渡辺博和君） 議案第27号菊陽町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、菊陽町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、菊陽町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、農地利用最適化推進委員が新設され、あわせて公職選挙法準用の選挙

による委員及び選任による委員の規定が廃止されたことに伴いまして、法第8条第2項及び第18条第2項の規定により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めることとされたことによるものでございます。

まず、第1条につきましては、定数条例の趣旨でございます。

次に、第2条の農業委員の定数につきましては、国の方針で現行の半分程度にすることとされておりますので、現在19名の委員さんがおられますが、半分程度の9名を定数として設定しております。

続きまして、第3条の農地利用最適化推進委員の定数につきましては、推進委員と農業委員はお互いに事務を分担、協力し、二人三脚の関係で地区に責任を持って活動するということが求められておりますので、現行の農業委員の定数内におきまして、かつ機動的に動けるよう、農業委員の定数と同数の9名を定数として設定しております。

次に、附則についてでございますけれども、第1項の施行期日につきましては、現在の農業委員さんの任期満了日が平成30年5月6日となっておりますので、その翌日の7日を施行日としております。

第2項及び第3項に規定しております現行の菊陽町農業委員会の選挙による委員の定数条例につきましては、施行日にあわせて廃止をいたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第27号菊陽町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてということで、私は反対の討論を行います。

そもそも農業委員会は、今まで農地の管理等、これまで農業委員会に許可、また認可権が与えられ、地域の農業者による自治的な仕組みによって農地が守られてきたというふうに理解しています。

今回、このように公職選挙法による公選制の廃止や、また首長の任命制になってきますと、農業者の自治が大きく後退させられるのではないかと危惧します。

農業委員会は、農家と農地を守るため、地域の農業者の多様な意見を今までも反映されてきたというふうに思いますが、その多様な意見を反映するべきであるし、また自治的な仕組みが後退させられるということには賛成できないということで、反対するものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第15 議案第28号 菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（渡邊裕之君） 日程第15、議案第28号菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

農業委員会事務局長、説明を求めます。

○農業委員会事務局長（渡辺博和君） 議案第28号菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案第27号と同様に、農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用最適化推進委員が新設されたことによるもの、あわせまして農地利用最適化交付金事業実施要綱が制定され、国の予算の範囲内において、活動及び成果実績に応じて、現在の交付金とは別に上乘せして交付されることとなったことに伴いまして、その報酬を支給するためには条例で定める必要があるためでございます。

改正案につきましては、お手元の参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正する箇所につきましては、別表中の農業委員会に係る名称、報酬額及び費用弁償でございます。

まず、会長につきましては、報酬額「年額24万円」を「月額2万5,000円に、活動及び成果実績に応じて町長が別に定める額を加算した額」に改正するものでございます。

続きまして、会長代理につきましては、名称「会長代理」、報酬額「年額23万円」を、まず「会長職務代理者」に名称を変更するとともに、「月額2万円に、活動及び成果実績に応じて町長が別に定める額を加算した額」に改正するものでございます。

続きまして、委員につきましては、名称「委員」、報酬額「年額22万円」を、「農業委員」に名称を変更するとともに、「月額2万円に、活動及び成果に応じて町長が別に定める額を加算した額」に改正するものでございます。

続きまして、新しく設置されました農地利用最適化推進委員につきましては、報酬額「月額1万9,000円に、活動及び成果実績に応じて町長が別に定める額を加算した額」としまして、さらに費用弁償1日につき2,200円を追加するものでございます。

次に、お手元の資料の前から2ページ目に戻っていただきまして、附則についてでございますけれども、施行日につきましては、議案第27号と同様、平成30年5月7日といたしております。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今の事務局長の説明の中に、農業委員のときの月額報酬が「1万9,000円」とここには書いてあって、「2万円」と言ったような気がしますけれども、そこについてもう一回確認をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（渡辺博和君） 御質問の内容にお答えします。

申し訳ございません、1万9,000円、間違いでございます。失礼しました。

（9番北山正樹君「了解です」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第29号 菊陽町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第16、議案第29号菊陽町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（川上一弘君） 議案第29号菊陽町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の一部改正に伴い、菊陽町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例の改正の内容について御説明申し上げます。

農村地域工業等導入促進法は、通称農工法と呼ばれております。この農工法は昭和46年に制定され、農村地域に産業を導入して、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保を図ろうとするものでございます。この農工法により、国内ではこれまで約9,000社の工場が操業し、62万人の雇用が生み出されております。

現在、日本の農村地域の状況を見ますと、若者の流出、高齢化、人口の減少が進展しております。その最大の理由としては、地域に仕事がない、また昭和46年以降に日本経済が大きく変化し、企業は人件費の安い東南アジア諸国等に海外移転が行われ、国内の産業の空洞化が進んだとされております。

このような状況の中、国は農工法の対象業種について、現行の工業等の5業種、製造業、道路・貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の限定が廃止され、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業、例えば医療福祉や情報通信業、そして地域の資源を生かした農産物直売所や農家レストラン等の宿泊業など、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるよう、今回の法改正が行われたということでございます。

さて、今回の条例改正の内容につきましては、農工法の題名が法の改正後は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」、いわゆる農村産業法という題名に改正されましたことから、菊陽町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正するものでございます。

議案の参考資料の新旧対照表をお開きください。

新旧対照表は、左側が現行、右側が改正後の案でございます。改正の生じた箇所には下線の表示をしております。

それでは、参考資料の新旧対照表にて説明いたします。

まず、条例の題目を現行の「菊陽町農村地域工業等導入促進審議会条例」を「菊陽町農村地域産業導入促進審議会条例」に改めます。

次に、第1条は、審議会の設置の根拠法令であります。農村地域工業等導入促進法の一部改正にあわせて、根拠法令を改めるものでございます。

最後に、改正条例に戻っていただきまして、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 具体的に、今土地によっては用途地域というのがあって、そのできる業種とできない業種というのがあると思いますが、今までと、具体的にどういう内容がこれを改正する、どういう必要性があってこれを改正するか、もうちょっと分かりやすいように説明していただけないか。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○商工振興課長（川上一弘君） 今回の法改正につきましては、国の方で農業者の所得の向上を図るためということが大きな目的でございます。内容につきましては、先ほど説明したように、農村部のニーズに合った適切な規模の開発が可能ということになりました。しかしながら、優良農地は基本的に原則守るという大原則は守られるということでございます。どこでもこの開発ができるということではございません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時5分

再開 午後2時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第30号 菊陽町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める

## 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第17、議案第30号菊陽町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（川上一弘君） 議案第30号菊陽町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の一部改正に伴い、菊陽町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この条例の制定の内容につきましては、工場立地法における緑地面積率等に関する特例措置であります。

国の同意を受けた熊本県の基本計画において、県内に指定された重点促進区域内に工場立地特例対象区域を指定した場合に、指定された市町村は、条例により対象となる工場の立地に際して、緑地面積率及び環境施設面積率を国の定める基準の範囲で設定することができるものであります。

そのため、現行法の改正後においても、引き続き工場立地法の緑地面積率等に関する特例の措置を受けるため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案の参考資料の新旧対照表をお開きください。新旧対照表は、左側が現行、右側が改正後の案であります。今回の法の一部の改正等により改正が生じた箇所には下線の表示をしております。

主な改正内容について、参考資料の新旧対照表にて説明いたします。

まず、条例の題目を「菊陽町地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」に改めます。

第1条は、法律の一部改正に伴い、根拠法令等について条文の整備を行います。

第3条は、区域並びに緑地環境施設の施設面積に対する割合について、国の定める範囲内で本町が定めた基準を示しているものでございます。

第3条表中の区域の範囲について、現行の区域の名称、地番等の表示から区域の範囲を規定する根拠法分に改めます。

第3条の表の備考1は、区域の名称を「工場立地特例対象区域」に改めます。

第3条の表の備考2は、改正後の第3条の表中、区域の範囲に記載しましたので削除いたします。

参考としまして、新旧対照表の次のページをお開きください。

改正後の第3条の表中の重点区域の範囲を菊陽町管内図にAからDを示しております。A地区がセミコンテクノパーク、原水工業団地、約88ヘクタール、B地区が富士フィルム九州、約26ヘクタール、C地区がユーユーフーズ、熊本パールライス、雪印種苗、約5ヘクタール、D地区がマルハニチロ九州、約4ヘクタール、計123ヘクタールにつきまして、現行法の制度を継続させるため、工場立地法に基づく緑地緩和のみの重点区域として設定しております。

最後に、改正条例に戻っていただきまして、附則において、この条例は平成29年10月1日から施行し、平成29年7月31日から適用させるものであります。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第31号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第18、議案第31号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） 議案第31号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由としましては、第7次地方分権一括法の一部施行に伴い、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令により、公営住宅法施行規則に家賃の算定方法に関する規定が追加されました。このことにより、菊陽町営住宅条例の条ずれが発生し、改正する必要がございますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、最後のページの新旧対照表で御説明いたします。

左側が現行、右側が改正案でございます。

第11条中、第10条を第11条に、第12条中、第11条を第12条に、第14条第2項中、第8条を第7条に改めるものでございます。

それでは、議案の1ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第37号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（渡邊裕之君） 日程第19、議案第37号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第37号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを説明いたします。

地方自治法第286号第1項の規定により、平成29年9月30日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により、関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

それでは、2ページめくっていただきまして、参考資料の1ページになりますけれども、新旧対照表をお開きください。

別表第1は、組合を組織する地方公共団体で、左側の現行の7行目の公立玉名中央病院企業団が、病院事業の経営移行先である地方独立行政法人くまもと県北病院機構の設立団体とし

て、一部事務組合である右側の地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合に移行するため、改正するものであります。

次のページを御覧ください。

別表第2は、組合の共同処理する事務で、第3条第1号に関する事務は職員に対する退職手当に関する事務ですが、左側の現行8行目の「公立玉名中央病院企業団」を削除するものです。これは、公立玉名中央病院企業団の移行先である一部事務組合の地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合には退職手当の対象となる職員がいなくなるため、この表から削除するものでございます。

次のページを御覧ください。

第3条第9号に関する事務は、議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償に関する事務ですが、現行の8行目の「公立玉名中央病院企業団」を移行先の一部事務組合である「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改正するものでございます。

最後に、1枚目にお戻りいただきたいと思えます。

附則で、この規約は、平成29年10月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議案第38号 町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第20、議案第38号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） 議案第38号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により、町道路線を認定するため、同法

第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

①の路線は、花立15号線であります。場所は、花立区花立コミュニティセンターの東側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

2 ページを御覧ください。

②の路線は、下堀川1号線であります。場所は、鉄砲小路区、有限会社林田自動車整備工場の南側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

3 ページを御覧ください。

③、④、⑤の路線は、下前通1号線、2号線、3号線であります。場所は、鉄砲小路区、マツモトファームの西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

4 ページを御覧ください。

⑥の路線は、原水駅前4号線であります。場所は、駅前区公民館の西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

5 ページを御覧ください。

⑦の路線は、中尾5号線であります。場所は、中尾区、ローソン熊本菊陽中尾店の南側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 報告第4号 平成28年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（渡邊裕之君） 日程第21、報告第4号平成28年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（西本一浩君） それでは、報告第4号平成28年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて御報告いたします。

本件につきましては、本日代表監査委員から審査結果の報告がなされたところであります。

1枚めくっていただき、健全化判断比率の報告書を御覧ください。

報告書には、実質赤字費率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率があり、上段の数値が実際の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字費率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支額について分析するものですが、決算では6億3,052万円の黒字になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないということです。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計を加えた実質収支額で、決算では10億9,824万1,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないということです。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に費やした一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準25%に対し、9.2%という結果となりました。

最後は、将来負担比率です。将来負担費率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準350%に対し、10.2%という結果になりました。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますので、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

1枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書です。

資金不足比率は、公営企業法を適用している下水道事業会計に関するものです。資金剰余が1億19万8,000円の黒字となりますので、資金不足比率として数値にあらわすことができないということになります。したがって、下水道事業会計は経営状況は安定していると言えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号平成28年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（渡邊裕之君） 日程第22、報告第5号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（山川和徳君） それでは、報告第5号有限会社さんふれあの経営状況について説明します。

有限会社さんふれあは町が出資している法人であります。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、平成28年度決算に関する書類及び平成29年度予算に関して報告するものがあります。

それでは、表紙から1枚めくっていただきたいと思います。

平成28年度の決算報告書となっております。

続きまして、28年度決算の状況について報告させていただきます。

2ページをお開きください。

貸借対照表となっております。左側が資産の部、右側が負債の部となっております。

左側、資産の部でございます。流動資産計8,838万7,405円に固定資産計792万2,430円を加えた資産の部合計が9,630万9,835円となっております。

右側の負債の部でございます。流動負債計4,422万4,463円に固定負債の250万3,071円を加えた負債の部合計が4,672万7,534円となっております。

その下段です。純資産の部合計が4,958万2,301円、負債及び純資産の部の合計が9,630万9,835円であります。

次の3ページを御覧ください。

損益計算書でございます。売上高では、温泉券売機売り上げ、ふれあ館売り上げ、大広間売り上げ、売店・氷菓里売り上げ、直売所売り上げ、直売所委託料収入、農園使用料収入、その他収入を合わせた売上高の合計が2億589万8,905円となっております。

次に、売上高から仕入れなどの売上原価、下段になります、2,807万3,156円を減じた売上総利益は、1億7,782万5,749円となっております。その下段の販売費及び一般管理費は、1億4,924万7,193円となっております。

なお、内訳につきましては、次の4ページを御覧になっていただきたいと思います。

役員報酬、職員の給与・手当、水道光熱費、燃料費、衛生管理費等、要した額が記載されております。

すいません、3ページの方に戻っていただきまして、中段の売り上げ総利益1億7,782万

5,749円から販売費及び一般管理費1億4,924万7,193円を減じますと、2,857万8,556円の営業利益となっております。

これに営業外収益376万8,463円を加え、営業外費用2,037万6,000円を減じた1,197万1,019円が経常利益となっております。

この経常利益に固定資産売却益の3,408円を加え、法人税住民税及び事業税329万8,900円を減じた867万5,527円が当期の利益となっております。

すいません、6ページをお開きください。

監査報告となっております。5月19日に監査が実施され、5月24日に有限会社さんふれあから報告されたものであります。

次に、参考資料としまして、8ページをお開きください。

収支予算に関する平成28年度計画とその実績及び平成29年度計画を添付させていただいております。

ここで平成28年度実績の下から3行目、すいません、もとに戻っていただきまして、3ページを御覧になってください。

3行目、寄附金の欄を御覧ください。2,037万6,000円の支出がございます。これは、町への寄附金2,036万6,000円と共同募金への寄附金1万円であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 研修報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第23、研修報告について、これから閉会中の特定事件の調査について産業建設常任委員会、議会運営委員会で研修されました件について報告をお願いします。

まず初めに、産業建設常任委員長中岡敏博君。

○産業建設常任委員長（中岡敏博君） それでは、平成29年度産業建設常任委員会研修報告をいたします。

研修目的を商店街の活性化、まちおこし事業、定住及び移住促進事業についてといたしまして、去る7月5日、6日にわたり、産業建設常任委員5人、菊陽町役場商工振興課職員1人で大分県豊後高田市に視察研修に行きました。

研修先での対応を豊後高田市商工観光課課長河野真一氏、豊後高田市商工観光振興推進室室長水田健二氏が、昭和の小学校教室を再現した会場を用意していただき、プロジェクター及び

紙資料で細かく丁寧に説明をしてくださいました。

当委員会では、研修内容、質問事項を前もって研修先相手に提出をしておきました。質問では、昭和のまちづくりについて、1、行政の役割について、2、集客率の状況について、3、現状における課題について、4、ロケ地誘致におけるまちづくりについて、5、豊後高田そば等の特産品についてでありました。

研修内容について、主なものでは、1の行政の役割についてであります。昭和の町は商店街と会議所と市役所の3者が一体となって取組を進めたものである。商店主は、一店一宝、一店一品、町の修景など昭和のまちづくりを行う。商工会議所は、当初視察及び観光客の受入れ、昭和のまちづくりの連絡調整を行った。行政は、昭和のまちづくりに係る補助金等の整備を行うとともに、急激に増大した観光客の受入れ態勢をつくり、これはまちづくり株式会社の設置であります。と情報の発信を担ったとされております。

次に、平成17年から平成28年の観光客数等の実績について御説明をいただきました。平成17年に26万人、2年後に36万1,000人、平成23年40万1,000人、また平成28年、熊本地震の影響を受けましたが、34万5,000人であったということで、それに加えて、宿泊用ホテルをつくったために、宿泊者も平成17年に比較して2倍に増加しているということでした。

現状における課題については、今年で16年目を迎えるが、観光客は平成23年の40万人をピークに減少傾向にあり、マンネリ化が懸念されている。また、後継者がなく閉店する店や、家屋の老朽化に対してどのように今後対応していくかが課題とのことでした。

対応策としては、商店街の空き地に昭和の路地裏迷路を整備、絵本美術館を、デジタルアート、これは熊本にも入ってきておりますが、チームラボに任せて改修をするとともに、空き家店舗に新規創業者のあっせんを行い、商店街の衰退を防止し、活性化に努めているということでした。

続きまして、ロケ地誘致につきましては、今年2月に東野圭吾作品の「ナミヤ雑貨店の奇蹟」、5月に「坂道のアポロン」のロケが昭和の町で行われたのですが、アイドルや有名芸能人の出演で、情報統制がとても厳しく、撮影日程等も全て非公開であったとのこと、また著作権、肖像権等の関係もあり、観光PRには活用しにくい状況であったとのことでした。

続きまして、豊後高田そば等の特産物についてでございます。

ネギが特産物としてあるが、特産品として日本一の産地になった春そばがある、高田そば道場、そば打ちなどのイベントを開催し、販売促進を行っている。また、品質を守るため、認定店制度を創設した。

しかし、そばは安価で利益が少ないのが現状であるとのこと、また新しく菜の花、ヒマワリオイルを使用した商品開発、花の岬海水浴場、キャンプ場などの利用も増加しているということでした。

その後、昭和ロマン蔵及び世界農業遺産の田染荘を説明を受けながら視察いたしました。

本町におきましても、歴史的文化財、特産物を利用した商品開発、空き家・空き店舗などの再利用、観光客を増やす、減らさないための工夫、移住・定住者を集めるための方法など、まちづくりに参考になることもありました。今後、委員会といたしましても、研修内容を再度分析、確認し、意見交換をしていきたいと思っております。

続きまして、研修2日目になります。

2日目は、大分県玖珠郡九重町研修を予定しましたが、大分県全域に大雨特別警報が発令されていること、九重町において避難所の開設があったとのことから、今後の災害対策、被害状況などを考え、また参加者の安全を第一とするため、緊急会議を行い、研修の中止をお願いいたしました。

対応の詳細につきましては、1日目の大分県、福岡県における大雨特別警報発令、その後、福岡県防災メールを登録、大分県防災メールを登録、また熊本県防災情報メールより情報を収集し、テレビ・ラジオ、気象庁のホームページ、各報道機関より情報を収集し、通行できない道路の確認後、また菊陽町との電話連絡後、午前7時に研修の中止を決定、熊本までのルートを確認し、通行止め、河川・土砂災害警報等の情報を収集し、コースを決定し、午前8時に豊後高田市を出発しました。災害救助法の適用、九重町の大雨特別警報発令、避難所等の情報から、混乱を防ぐために、電話連絡などをなるべく控え、慎重に考え、連絡を商工振興課長が行っていただきました。そして、約8時間半をかけ、災害のない、リスクの低い道路を選択し、菊陽町に帰ってきました。

2年に1度の研修のうち、一日に数十年に一回の災害を受けたこと、2013年につくられた特別警報発令と、いつどこで大災害に遭遇するのか分からないことを経験し、被害が大きいであろう台風3号の通過の後で想定を甘く見たことは否定できません。このように、研修中での災害に遭遇した場合の判断、対応を含め、今後教訓とするべきだと実感しております。

最後に、九州北部豪雨災害で亡くなられました方々にお悔やみを申し上げ、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、運転等をしてくださいました商工振興課川上課長に心より感謝申し上げます、産業建設常任委員会研修報告とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、議会運営委員長小林久美子君。

○議会運営委員長（小林久美子君） 議会運営委員会の研修の報告を行います。

議会運営委員会では、8月8、9と、8月8日は長崎県長与町に広報広聴委員会、特に今回の目的は、公聴委員会がどのように行われているかということで研修を行いました。

長崎の方は、公聴委員会と広報は一緒に活動されてまして、かなり丁寧に実施をされてました。また、町民との懇談会、どこも苦勞をされていますが、参加が全くなかったときもあり、その反省で、いろんなPRなども実施をされてました。

また、議員も、そういう予定されたときには、20名ぐらいの、チラシを持って議員も案内に回るということもありました。また、ポスターなども工夫されてて、各公民館に配置したりと

か、工夫をされていました。

特に特徴的だったのは、住民懇談会というのがありまして、10人ぐらいの希望があれば実施をするという規則を決められて実施をされていました。その中では、学童保育の指導員の方との懇談なども実際実施をされ、私たちも非常に参考になる内容でした。

それから、次の日の長崎県の諫早市なんですけれども、ここはICTの取組について研修を行いました。目的としては、私たちのところもタブレットとかそういうのも導入して、町民の方にも分かりやすい発信をしていこうということもありますので、研修先を選びました。

ここは、タブレットなどは自己負担で購入されていて、公費で貸与する自治体もありますけれども、自己負担でされていました。ただ、通信費は、政務活動費の中から月に5,000円の上限として、5,000円までは認めるということで、そういう内容で取り組まれています。

長崎県の長与町も、諫早市の研修も、帰ってきまして、各委員の、議会運営委員会の皆さんから感想をいただきまして、その後、この菊陽町でどういうふうに取り組むかというのを研修後すぐ打ち合わせをして、また全員協議会等でも研修の報告を行ったところです。

この菊陽町では、広報と公聴を一緒にするのはなかなか難しいので、広報委員会と別に、公聴のチームと、またICTを今後どのように取り組んでいくかというチームを2つつくりまして、当面取り組んでいきたいというふうに考えています。

研修の報告については、この前議会の連絡会でも皆さんにお渡ししましたので、それも参考にさせていただいて、今後、この学んだことを、私たちの議会でチームをつくって、そこで公聴の、まずは菊陽の場合は公聴の取組を丁寧にやっていくということと、ICTについても今後どのように取り組んでいくかを当面チームで取り組みながらまとめていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 議会運営委員長の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第24、井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、平成27年12月定例会において設置され、調査を行ってきたものです。このたび特別委員会の報告が提出をされました。

本件について、井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の報告を求めます。

井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会委員長甲斐榮治君。

○井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員長（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

井手義隆副町長、既にもう退任をされておりますけれども、井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の報告をいたします。

これは、御存じのとおり、平成27年第4回、これは菊陽町の議会の12月定例会でございま

したけれども、もみじ園の民営化の議案に対する質疑で、大久保輝議員が質疑に立って、それに対して井手義隆当時の副町長が答弁をいたしました。その答弁の最中に、議長から、答弁が範囲を逸脱しておると、それから議会に対する介入がうかがわれるということで、発言を制止、命令といったらいいですかね、発言を制止されました。なお当時の井手義隆副町長が発言を続けようとしたので、議長は退場を命じたという事案がございました。

それに対して、議会の方では、議員全員による特別委員会を立ち上げまして、私が委員長、それから岩下和高議員が副委員長として、これまで調査、審議をしてきたところです。

約2年にわたりますけれども、報告書としては、今朝ほど議長に手渡ししましたが、経過の概要、それから参考資料、会議録含めて大体100ページを超える、そういう報告書になりますけれども、本日は8月18日に最終の調査特別委員会で全員異議なしということで了承を得ました結論の部分についてのみ朗読をして、報告にかえたいというふうに思います。

皆さんの机上にはそれぞれ配付されておと思いますが、報告に入ります。

井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会、結語。

①当特別委員会は、平成27年12月10日から平成29年8月18日まで、計9回の審査を行った。

②審査が長期にわたった理由は、イ、当初は正副委員長の委員会運営上の意見調整に時間を要した。ロ、平成28年4月に大地震が勃発し、震災からの復旧・復興活動を優先させた。ハ、地方自治体の執行権の中核部分をなす立場の者に対する審査なので、町政運営上さまざまな事柄に慎重な配慮が必要であった。ニ、審査の一環に旧もみじ園保護者会関係者に対する事情聴取が加えられたので、連絡調整などに時間をとられたなどが上げられる。

③平成29年8月18日現在、既に井手義隆副町長は退任し（平成29年6月30日付）ている。また、委員長からの再三の協力要請に対して、事情聴取対象者の元保護者会長からは文書をもって事情聴取には参加できない旨の連絡があった。既出の事柄の問題点に対する検証も困難になったと言わざるを得ない。特別委員会の委員の意見もほぼ出尽くしている。

④よって、本委員会は、審査の現到達時点において審査経過を明らかにするとともに、披瀝された意見を整理集約し、副町長の発言を適とするもの、適切という意味です、適とするもの、不適とするもの、両者の意見を併記して示すことによって当特別委員会の結びとする。

併記は以下に示すとおりであるが、本件は二代表制の根幹にかかわる問題でもあるので、今後の町政の展開や議会の運営の中で関係者がそれについて熟慮する一助となることを期待してやまないものである。

平成27年第4回菊陽町議会12月定例会会議録157ページ19行目以降の井手義隆副町長の答弁についての意見。

不適とする意見、不適切とする意見ですね、それから問題なしとする意見、交互に申し上げます。

1、副町長の言動は、会議規則第54条「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない」に違反している。

議長に制止された後の答弁書にしても、副町長が朗読したもののそのものであったかは確認できない。

これは少し説明をいたしますが、審査の過程で、議長から止められた後、副町長は何を言いたかったのかという議員からの質問がありまして、副町長が予定していたという答弁書を朗読されました。そのことが、副町長の当時の意見をお聞きしますと、議員からの質問については、幾つかのケースを想定して複数の答弁書を用意していると、こういう答えでございました。ですから、ここに書いてあることは、その読まれたものがそのとき予定をされておったものかどうかは確認できないという意味でございます。

2、執行部は、聞かれたことについてのみ答えれば足りる。副町長の答弁は質問の範囲を超えていたばかりか、聞かれてもいないことを答弁に入れ、特定の議員にも言及するなど不適切であった。

次、問題なしとする意見、これに対してですね。

1、答弁は特に不自然ではない。審査の過程で議長に制止された後に予定されていた答弁書を副町長が朗読したが、それにも特段の問題はなかった。

2、副町長がどうしてこのような答弁をするに至ったか、その流れを解明する必要がある。当時の保護者会長などから事情を聞く必要がある。

今度は不適とする意見の方です。

副町長は、答弁の中で議会に介入している。

副町長は、複数の議員を誹謗したり、活動に介入して辞職勧告を受けている。副町長の思想や体質に介入を意に介さないものがある。

これに対して、問題なしとする意見。

1、介入ではなく、事のてんまつを述べただけであると。

それから、不適とする意見で、議長の議場秩序保持権は、議員、執行機関、議会事務局職員、傍聴人、公述人、証人など幅広い範囲に及ぶ。議長の発言停止命令に従わなかった副町長の行いは、議長の議場秩序保持権に対する明白な違反行為である。

これに対して、問題なしとする意見は、答弁には、範囲の逸脱もないし、無礼の言、プライバシーの侵害もない、議長の制止後、副町長がなお挙手をして発言を求めたのは、退場の理由と期限、それから議場整理の言葉の意味を問うつもりであった。退場を命じるに至る議長の手順には落ち度がある。職権濫用である。

これがそのテーマに対するいわば賛否両論の報告であります。

次に、審査の過程で出てきた調査項目周辺の問題点とそれに対する回答、それから処置を報告申し上げます。

問題点。議長が副町長の発言を制止したのは適正であったか検証すべきである。

回答は、法第104条（議長の職務）及び法第129条（議場における議長の秩序保持権）並びに会議規則第54条（発言と議長の権限）にのっとりた行為である。

次に、保護者の話を聞くべきである。

これについては、事情聴取を要請したが、既に結果が出たこと、政争に巻き込まれたくない等の理由で実現しなかった。議会側にも町民に負担をかけることへの遠慮があった。また、そのような会が設定されたとしても、保護者側が真実を述べるという確証もなかった。

次の問題点、結果として保護者に迷惑がかかってしまった。何らかの態度を表明すべきではないか。

これについては、いろんな意見があって、まだ決着がついておりません。

副町長が元保護者会長にさまざまな圧力をかけたという報告がある。

副町長は圧力はないと言っているが、元保護者会長が公的発言を拒んでいるので、検証はできない。

議員が町民の意見を誘導するのはよくないのではないか。

この指摘に対して、議員が自説に従って町民に働きかけるのは自然な政治活動である。

以上でございます。平成29年9月1日。井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 委員長の報告を終わります。

これで井手義隆副町長の発言に対する調査特別委員会の調査を終わります。

これから議案第32号から議案第36号までの5件について各課長に説明を求めますが、各議案の質疑、討論、採決は4日に行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第32号 平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第25、議案第32号平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（西本一浩君） 議案第32号平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成29年度もはや5か月が過ぎ、歳入予算の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不足が生じたものや熊本地震に伴う災害復旧関係費など、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げまして、詳細につきましては、質問に応じまして担当課長の方が今後お答えいたしますので、よろしく願いいたします。

1枚目をめくっていただき、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に10億2,496万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億2,421万1,000円と定めるものです。

第2条で、地方債の変更を第2表地方債補正で定めています。

次の2ページからは、第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は7ページ以降の補正予算に関

する説明書の中で説明いたします。

6 ページをお開きください。

第2表地方債補正は、1の変更で臨時財政対策債の限度額を1億450万円減額し3億5,450万円に、総合交流ターミナル整備事業の限度額を1億810万円増額し1億1,480万円に、小型動力ポンプ購入事業の限度額を80万円増額し300万円に、一般単独災害復旧事業の限度額を6,540万円増額し2億7,430万円に、地方公営企業等災害復旧事業の限度額を2,000万円減額し1,000万円に変更するものです。

7 ページからは補正予算に関する説明になります。

8 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、補正額の大きなものや新たに計上したものを中心に説明いたします。

まず、1、総括の歳入です。

主な補正額を申し上げますと、款の1町税を7,401万4,000円増額、款の12地方交付税を1億1,779万1,000円減額、款の18財産収入を3億6,841万5,000円増額、款の20繰入金を6,437万1,000円増額、款の21繰越金を4億8,052万円増額、款の22諸収入を7,929万9,000円増額、款の23町債を4,980万円増額しています。

以上、歳入合計は、補正額として10億2,496万5,000円増額となり、総額は157億2,421万1,000円となります。

下の9ページは歳出になります。

主な補正額を申し上げますと、款の2総務費を2億6,092万7,000円増額、款の3民生費を4,577万1,000円増額、款の6農林水産業費を1億6,599万円増額、款の7商工費を8,973万2,000円増額、款の10教育費を8,656万円増額、款の11災害復旧費を4,264万8,000円増額、款の12公債費を2億4,165万1,000円増額しています。

以上、歳出合計も、補正額として10億2,496万5,000円の増額となり、総額は157億2,421万1,000円となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりです。

10ページをお開きください。

次は、2の歳入です。

款の1、項の2固定資産税、目の1固定資産税は、7,401万4,000円増額しています。内訳は説明欄に記載のとおりです。

次に、款の12地方交付税は、普通交付税を1億1,779万1,000円減額しています。普通交付税の決定額2億9,320万9,000円による減額となります。

13ページをお開きください。

款の17県支出金、項の2県補助金、目の9災害復旧費県補助金は、平成28年熊本地震復興基金交付金を1,828万3,000円増額しています。

次に、款の18財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入は、原水工業団地の土地をSUS株式会社へ売却したことで、3億6,306万8,000円計上しています。

14ページをお開きください。

款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の2減債基金繰入金は、第三セクター等改革推進債の繰上償還のため、原水工業団地売却積立金を5,000万円繰り入れるものです。

目の3公共施設整備基金繰入金の1,437万1,000円は、総合交流ターミナル整備事業の増額により、「さんふれあ」の収益積立分を繰り入れるものです。

次に、款の21繰越金は、4億8,052万円増額し、計を6億3,052万円としております。これは、平成28年度からの繰越金を補正するものです。

次に、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、説明欄の財団法人熊本県市町村振興協会市町村交付金として、ドリームジャンボ分が熊本地震被災地への交付金4,418万3,000円、サマージャンボ分が2,776万1,000円を計上しています。

下の15ページを御覧ください。

款の23町債は、先ほど地方債の補正で説明しましたとおりですが、項の1総務債は、臨時財政対策債を1億450万円減額し、項の5農林水産業債は、総合交流ターミナル整備事業を1億810万円増額し、次の16ページをお開きいただき、項の10災害復旧費は、一般単独災害復旧事業を6,540万円増額し、地方公営企業等災害復旧事業を2,000万円減額しています。

下の17ページを御覧ください。

次は、3の歳出になります。

歳出の中で、それぞれの目に給料、職員手当等及び共済費がございますが、これは職員の増員及び人事異動による組み替え等によるものですので、説明は省略させていただきますが、48ページ以降の補正予算給与費明細書を後ほど御覧いただければと存じます。

それでは、増額の大きいものを中心に説明いたします。

19ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費は、節区分の25積立金を2億4,500万円計上しています。地方財政法第7条第1項の規定により、平成28年度の歳計剰余金6億3,052万円の2分の1を下らない額を積み立てる必要がありますので、平成29年度は3億2,000万円を積み立てることとしました。

内訳は、財政調整基金に既に当初予算で計上している7,500万円を差し引いた2億4,500万円を計上しています。

24ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費、節区分の13委託料で、被災者見守り対策強化事業委託料を95万8,000円計上しています。これは、熊本地震により応急仮設住宅、みなし仮設住宅に入居する独居高齢者世帯、要配慮世帯が安心した日常生活を送れるよう支援する事業で、県の復興基金の事業になります。

29ページをお開きください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の3環境衛生費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、共同墓地復旧支援事業補助金を1,335万円計上しています。これは、熊本地震により、集落共有の墓地において通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援する事業で、県の復興基金の事業になります。

32ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の17農業構造改善事業費は、総合交流ターミナル整備事業で1億4,415万3,000円を増額しています。

下の33ページを御覧ください。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、工場等立地促進補助金を8,804万6,000円増額しています。

35ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費、節区分の15工事請負費で、道路改良費を1,350万円計上しています。

37ページをお開きください。

款の9消防費、項の1消防費、目の3消防施設費は、節区分の15工事請負費で、2か所の消火栓設置工事費と1か所の防火水槽撤去工事費を704万3,000円計上しています。

40、41ページをお開きください。

款の10教育費の40ページ、項の小学校費、41ページ、項の3中学校費は、それぞれ目の2教育振興費、節区分の20扶助費で、要保護及び準要保護児童・生徒援助費補助を142万1,000円、189万6,000円計上しています。これは、平成28年度末に国の補助金支給交付要綱が改正されたことにより、平成30年度新入学児童・生徒の入学準備金のため計上しています。

42ページをお開きください。

款の10教育費、項の5社会教育費、目の4人権教育費は、熊本地震により被災した馬場教育集会所及び入道水教育集会所の建て替え事業として、節区分の13委託料を872万5,000円、節区分の15工事請負費を7,442万3,000円計上しています。

44ページをお開きください。

款の11災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費は、道路の災害復旧工事費を3,160万円増額しています。

下の45ページを御覧ください。

項の5その他公共施設・公用施設災害復旧費は、地区公民館や地域コミュニティ施設、消防施設などの災害復旧費を1,083万2,000円計上しています。

46ページをお開きください。

款の12公債費、項の1公債費、目の1元金の説明欄の繰上償還は、原水工業団地の土地売却により、第三セクター等改革推進債の繰上償還を2億4,000万円計上しています。

最後に、下の47ページを御覧ください。

款の14予備費は、予算調整のため、507万6,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第33号 平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第26、議案第33号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） 議案第33号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億6,974万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億5,305万6,000円とするものであります。

6ページと7ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入の主なものでは、療養給付費等交付金と繰越金を増額しております。

歳出の主なものは、保険給付費と諸支出金を、それと予備費を増額しております。

8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の6療養給付費等交付金は、節区分の2過年度分で、説明欄に記載の退職者医療療養給付費等交付金過年度分で、被保険者の国保資格区分が一般被保険者から退職被保険者へ変更になったことに伴う交付金5,915万4,000円であります。

款の14繰越金は、平成28年度からの繰越金の確定により1億1,026万3,000円を増額し、合計を2億26万3,000円としております。

下のページで歳出の主なものについて説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は、目の1一般被保険者療養給付費、節区分の19負担金、補助及び交付金を8,065万円、目の2退職被保険者等療養給付費、節区分の19負担金、補助及び交付金を2,145万円増額しております。

10ページをお開きください。

同じく款の2療養給付費、項の2高額療養費、目の2退職被保険者等高額療養費、節区分の19負担金、補助及び交付金を500万円増額しております。

下のページの款の8保健事業費、項の2保健事業費、目の2疾病予防費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、人間ドック補助金で、72人分180万円を増額しております。

款の11、諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の3償還金、節区分の23償還金利子及

び割引料は、平成28年度療養給付費等国庫負担金などの超過交付分の返還金4,161万6,000円です。

最後に、款の12予備費を1,731万2,000円増額し、財源の調整を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第34号 平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（渡邊裕之君） 日程第27、議案第34号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） 議案第34号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に127万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,194万7,000円とするものであります。

6ページと7ページをお開きください。

今回の補正は、歳入では繰入金と繰越金と諸収入を増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金と保健事業費と諸支出金を増額しております。

8ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

款の4繰入金は、人間ドック受診に係る一般会計からの繰入金を11万円増額しております。

款の5繰越金は、平成28年度からの繰越金の確定により27万5,000円を増額し、合計を827万5,000円としております。

次に、款の6諸収入は、熊本地震による保険料減免に伴う保険料還付金を72万2,000円増額しております。

下のページの項の6雑入は、長寿健康増進事業費補助金で、人間ドック受診に係る後期高齢者医療広域連合からの補助金を16万5,000円増額しております。

10ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は、繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を27万5,000円増額するものです。

款の3保健事業費は、人間ドック補助金で、11人分27万5,000円を増額するものであります。

款の4諸支出金は、熊本地震による保険料減免に伴い、保険料還付金を72万2,000円増額す

るものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第35号 平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第28、議案第35号平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第35号平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の第1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億5,868万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,646万2,000円と定めるものです。

次に、2ページをお開きください。

歳入は、繰越金及び国庫支出金の増額などです。

下のページで、歳出は、総務費及び基金積立金の増額などです。

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の4事業補助金を77万7,000円増額していますが、説明欄に記載の介護職員処遇改善のための支援事業に事務補助員を1人雇用するための費用です。

下のページの款の10繰越金は、1億5,635万5,000円を増額し、1億5,898万5,000円としております。

次に、10ページをお開きください。

歳出では、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を6,463万7,000円増額しておりますが、説明欄に記載の前年度の事業実績に基づく国、県等への返還額である償還金がほとんどです。

最後に、12ページをお開きください。

款の5基金積立金、項の1基金積立金、目の1介護給付費準備基金積立金を9,142万4,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第36号 平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第29、議案第36号平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（矢野和幸君） 議案第36号平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算の編成をいたしました主な理由としましては、災害復旧費の一部を一般会計予算へ組み替えを行うほか、ポンプ場及び処理場の修繕費の増額補正でございます。

それでは、1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

収益的収入の第1款事業収益を2,000万円減額し、13億5,862万9,000円としております。

それから、支出の第1款事業費用を1,728万4,000円減額し、13億4,606万3,000円といたしております。

次ページの第3条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を2,000万円減額し、1億4,243万5,000円といたしております。

次に、4ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の3特別利益、目の3その他特別利益は、熊本地震に伴う災害復旧費に対する一般会計からの繰入金でございますが、災害復旧費を2,000万円一般会計予算へ組み替えすることにより減額となりますので、繰入金も合わせて2,000万円減額し、1,000万円とするものでございます。

以上、収入合計は、2,000万円減額し、13億5,862万9,000円とするものです。

次に、5ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の3セミコンテクノパーク維持管理費は、セミコンテクノパーク汚水中継ポンプ場の水位計及び水位計に関連する機器が、経年劣化などによりポンプ送水を感知する機能が弱まっているため、汚水ポンプの自動運転に支障が生じるおそれがありますので、111万3,000円の修繕費を増額しております。

また、職員給与費を総係費との間で10万円の調整をしております。

以上、合わせて121万3,000円を増額し、1,843万6,000円とするものです。

続いて、目の4処理場費については、農業集落排水施設である白水浄化センター内の非常通報及び遠方監視装置と庁舎内集中監視装置につきまして、非常通報や監視装置にふぐあいが生じている状態でございますので、異常降水や落雷時などの危機に際しても機能を停止することなく維持提供し続けられるようにするため、関連する機器及び装置の修繕費を160万3,000円増額し、1,335万2,000円とするものです。

続いて、項の3特別損失、目の3災害による損失は、熊本地震の影響によります下水道施設

である既設管路部の舗装復旧工事の減額です。

災害復旧に関する費用につきましては、当初は地方公営企業等災害復旧事業債を財源として繰入金を受け入れて行う予定としていましたが、舗装復旧に関する工事については下水道の資産形成のものではないため、地方公営企業等災害復旧事業債の対象ではなく、一般単独災害復旧事業債の対象となります。また、その場合、一般会計において執行することが前提となりますので、舗装復旧に関する費用については減額し、一般会計予算へ組み替えることとしております。したがって、2,000万円減額し、1,000万円とするものです。

以上、支出合計は、1,728万4,000円減額し、13億4,606万3,000円とするものです。

次の6ページが、予定キャッシュフロー計算書、7ページには給与費明細書を掲載しております。

それから、8、9ページには平成29年度末の予定貸借対照表、10、11ページには貸借対照表等に関する注記を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時45分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成29年9月4日（月）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成29年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成29年9月4日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案第32号 平成29年度菊陽町一般会計補正予算(第2号)について

日程第2 議案第33号 平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第3 議案第34号 平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第4 議案第35号 平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第5 議案第36号 平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第1号)について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 大久保 輝 君

2番 阪 本 俊 浩 君

3番 西 本 友 春 君

4番 那 須 眞 理 子 君

5番 佐々木 理美子 君

6番 中 岡 敏 博 君

7番 吉 本 孝 寿 君

8番 吉 山 哲 也 君

9番 北 山 正 樹 君

11番 石 原 武 義 君

12番 岩 下 和 高 君

13番 大 塚 昇 君

14番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 甲 斐 榮 治 君

18番 渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 山 川 眞 喜 子 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 次 長 徳 淵 盛 也 君

総 務 部 長 吉 川 義 則 君

福祉生活部長 阪 本 浩 徳 君

経 済 部 長 今 村 敬 士 君

土 木 部 長 大 山 陽 祐 君

会計管理者兼  
会 計 課 長 市 原 憲 吾 君

総 務 課 長 板 楠 健 次 君

総合政策課長 中 島 秀 樹 君

財 政 課 長 西 本 一 浩 君

総務部審議員兼  
税 務 課 長 酒 井 章 彦 君

人権教育・啓発課長 古 賀 直 之 君

福 祉 課 長 矢 野 信 哉 君

福祉生活部審議員兼  
健 康 ・ 保 険 課 長 阪 本 章 三 君

介護保険課長 宮川照之君  
 農政課長 山川和徳君  
 土木部審議員兼  
 建設課長 小野秀幸君  
 下水道課長 矢野和幸君  
 総務課総務法制係長 小泉秀和君  
 生涯学習課長兼  
 中央公民館長 梅原浩司君  
 農業委員会事務局長 渡辺博和君

福祉生活部審議員兼  
 町民課長 服部誠也君  
 商工振興課長 川上一弘君  
 都市計画課長 井芹渡君  
 環境生活課長 丸山直樹君  
 教育審議員兼  
 学務課長 士野公典君  
 図書館長 川端慎一君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

議案審議を行います。1日に議案の説明終わっておりますので、これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、申し上げておきますが、菊陽町会議規則第55条、質疑の回数というのがございます。これは、同一議案に対して同一議員が3回までという制限がございますが、議長が許可するときはこの限りではないというような条文がございます。本日は許可をいたしますので、回数を、制限を撤廃いたします。ですので、質問は何度されても構いません。ですので、一回一回の質問は項目ごとに関連のあるもののみにしていただいて、多岐にわたるものは回数を別の回にしていただくということをお願いをしたいと思います。

以上でございますので、答弁側の執行部の皆さんも御承知をいただきたいというふうに思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第32号 平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） それでは、日程第1、議案第32号平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第32号の平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について何点か質問をしたいと思います。

まず、ページ32ページの農業構造改善事業費の中の目の17の補正額が1億4,415万3,000円ということで、これは主に交流ターミナル「さんふれあ」の改修工事ということで議会前にもお聞きしたんですけども、本会議では初めてだと思しますので、少し全体の工事概要、工事目的などもあわせてお願いしたいと思います。

また、地方創生の方から2,000万円で、地方債が1億3,000万円充てるということもお聞きしてありますが、その辺の絡みもあわせてお願いしたいと思います。

それからもう一つ、下の商工振興費まで第1回でお聞きしたいと思います。

ページ33ページの企業誘致費の中の工場等立地促進補助金が8,804万6,000円ということで、補正額は8,834万7,000円ということなんですけれども、この内容についてお尋ねしたいと思います。

まずは1回目、以上です。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

1億4,400万円の補正につきましてですけども、「さんふれあ」の工事概要ということでございます。これは、地方創生事業に絡んだ事業でございます、厨房、それとふれあ館、大広間、これを改修していくというところでございます。今回の部分につきましてはこれで1億4,000万円、それと全体の実施設計費を組んでございます。全体といたしますのは、「さんふれあ」全体の改修計画、温浴施設、それと直売所、こういったところも含めたところで改修が必要というふうなところで判断しましたところでございます。改修の内容につきましては、今までの原形はそのままにとどめて、ある程度、壁、床、天井、こういったところの様子がえというふうなところで御認識していただければ結構かというふうに思います。

以上でございます。

それと、もう一つは地方債の件ですね。これは、当初の予算におきまして地方創生分の工事としまして工事費1,500万円、備品購入費としまして500万円、計2,000万円を計上させていただいております。今回の部分につきましては、合わせますと補正後の事業費としまして1億7,000万円程度に上ります。国庫事業としましては、大体国の予算としまして1,000万円が国の補助ということでいただく計画でございます。起債としましては、全体で1億1,480万円、これが起債の額でございます。それと、「さんふれあ」より寄附をいただいております。この基金に充ててますけども、この基金から2,000万円強を取り崩してまいります。一般財源としましては2,500万円を充当というところに、大体ですね、約そういった計画でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○商工振興課長（川上一弘君） 今回の補正の工場等立地促進の補助金でありますけども、今回の補正につきましてはソニーの施設整備に関する補助金でございます。菊陽町の条例の中で、菊陽町工場等立地促進に関する条例がございます。その中で、工場の方が施設に関して投資をしたときに補助が出ると。具体的には、固定資産の投資額から3年間、この分についての補助をやっているということでございます。あとは、限度としましては1億円を限度としております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 一つは交流ターミナルですけども、これは結局、地方創生の事業としてはタニタの健康増進だけが地方創生に係るのかということと、あと今回は1億4,000万円ほどの全体の改修計画ということで説明があったんですけども、トータルでは3億幾らだったのか、その点を1つ確認をしたいと思います。

それから、工場立地促進のソニーの施設整備なんですけども、主にどういう内容を、8,000万円補助がある、8,804万6,000円ということなんですけど、どういうところの施設整備

を拡充されるのか、どういう内容なのか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） まず、今回の事業につきましては地方創生事業、これは御質問のとおりでございます。タニタ監修メニューということで協力をいただきながら進めさせていただくというところでございます。

それともう一つは、今回の事業費は1億4,000万円、全体枠につきましてはまだ概算でございます。今後、詰めさせていただくような形になると思うんですけども、想定としては大体4億円程度を検討させていただくとするところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○商工振興課長（川上一弘君） 今、具体的な補助の内容ということでございますけども、具体的には工場の新たな造成とかというのじゃなくて、償却資産に対する補助でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 償却資産に対する補助と言われてもちょっとイメージがつきにくいので、また後で直接お聞きしたいと思います。

それでは、ほかの質問をさせていただきます。

ページ40、41ページです。教育費の中の教育振興費の中で小学校費、中学校費、扶助費の中の要保護及び準要保護児童・生徒援助費補助ということで、小学校の方が142万1,000円、中学校が189万6,000円ということで入ってますが、これは私も以前質問で取り上げた入学準備金を前倒しする、平成30年度の3月に支給する内容だというふうに思いますけれども、およそ何名分ぐらいを相当してるのかという、またそういう理解でいいのかという質問です。

それから、もう一点も一緒に質問させていただきます。

教育費の、次のページ42ページの社会教育費の人権教育費の中で、8,321万2,000円の補正で馬場や入道水の施設建築工事が入ってるんですけども、これは主にどういう工事なのかについて質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

教育振興費の扶助費ですけども、ただいま小林議員がおっしゃられましたとおりでございます。平成30年度の新入学児童・生徒学用品費と。入学準備金につきまして前倒し分ということになります。人数ということですけども、小学生が35人を見込んでおります。それから、中学生の方が40人を見込んでおります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

今回、今、議員がおっしゃいましたように、馬場集会所、それから入道水集会所の方を建て替える計画でございます。内容としまして、2つとも木造平家建ての建物を計画しております。事業の内容としましては、設計監理業務委託、それと既存建物の解体費用、それと新築工事費を予定しております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） ページ37ページの消防費で、この前、工事請負費で防火水槽の撤去工事ということで説明を受けてるんですが、火災時の防火水槽って非常に重要な施設となりますので、なぜ撤去するのか、理由はあるんでしょうけども。それと、それにかわる防火水槽とか、そういうのは対策とかはどのようになっているのかだけ教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

消防費の防火水槽の撤去工事が348万9,000円増えておりますけれども、これにつきましては道明区の老朽化した防火水槽でして、区の方と地権者の方から撤去してくれという要望がありました。これふたのない防火水槽でして、上の方は網になっておりまして、古くてボウフラがわいたりすると。衛生上も悪いということで、撤去してくれという要望がありましたものから撤去するものでございます。かわりになる水利があるのかという御質問ですけれども、基準内の水利がございますので、これを撤去しましても何ら影響はないということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） ページ31ページお願いします。目の3の農業振興費のことですけれども、後日、阪本俊浩議員が質問されると思いますけれども、私は、補正予算ですので、この50万円について質問させていただきます。

有害鳥獣対策事業費補助金ということで50万円上げてありますけれども、私としましてはちょっと少な過ぎるんじゃないかという感がありますけれども、この50万円というのはどういうところで上げられたのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

今回の補正につきましては、地元の方々と協議といたしますか、意見交換をやったわけですね。その中で、非常に困るということで、不耕作地もあるということでございます。それで、今年の秋口にはぜひ設置をしたいということでございまして、見積りをいただきますと大体10万円、5,000平米かな、4,000から5,000平米の区画で大体10万円前後でございます。電牧と

いう、電気柵なんですけどね。これが10万円程度ということだったので、概算で大体5割補助、50%の補助を試みていこうじゃないかということで10件分と。とりあえず10件分ということで予算立てをさせていただいたところでございます。今後につきましても、また被害農家の方々と意見交換をしながら適切な対応をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 議案第32号平成29年度菊陽町一般会計補正予算について御質問させていただきます。

ページ32ページの農業構造改善事業費でございます。私も「さんふれあ」の件でございますが、あの中に農産物を販売するさん彩というところがございます。工事の期間中、あその取扱いといいますか、工事になれば当然休館ということになりますし、農家の皆さん方も出せないということになります。皆さん御存じのように、半年、1年を通じて農作物をつくるスケジュールを組み立てていかれるわけでございますが、そういった中で休館となれば、非常に農家の方々も大変だなというふうに感じているところでございます。休館中に際しまして、農産物のさん彩をどのように取扱いを行われるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

まだ工事は2期、3期工事の中で入ってきますので、工期がいつからいつまでというのは明確にはやっております。今後、実施設計の状況、それと農産物直売所、あるいは「さんふれあ」と意見交換しながら工事期間を設定していくわけでございます。

しかしながら、工期が6か月に及ぶというのは、そのぐらにかかるだろうという予測がついております。この間の対応につきましては、仮設のテントあたりを設置するなり、代替措置を検討していく必要がございます。いかんせんこういった部分のやらなければならない事業でございますものですから、生産者の御理解をいただきながら、意見交換を重視しながら進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 幾つもありますが、まず関連するところから参りたいと思っております。特に、小林議員が質問された32ページの款の6農林水産業費、「さんふれあ」の件ですけれども、それともう一つは商工費、それから入道の教育集会所の件について関連質問をしたいと思っております。

まず、32ページの款の6農林水産業費、項の1農業費、目の17農業構造改善事業費の件です

が、一つは、事業の中にタニタ食品の取り込みというのがありますけれども、とにかく全体で4億円近い事業ですよ。相当な大きな事業だと思いますが、「さんふれあ」の位置づけですね、将来的にどういうふうに持っていこうというふうに考えてられるのか。事業の目的と言ったらいいでしょうか、その辺を知らせていただきたい。

それから、「さんふれあ」の場合には町に対する寄附が設定されておりましたが、最初数千万円という単位からだんだん減ってきて今日に至っておりますが、その辺は今後どうなるのかですね。それが2点目。

それから、休業をされるというこの前の全協での説明でしたけれども、その際に従業員の処置については本人の希望をまず尊重をして、他企業との協力、雇用の協力関係を模索したいということでしたが、その職員は今何人おるのかですね。それから、ほかの企業との協力、要するに休業期間中の職員の就業についてもうちちょっと具体的に知らせてほしいと。

以上、まずその点をお尋ねしたいと思います。商工費と教育関係は後でまたしたいと思いません。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

まず、将来的な位置ということでございます。これは、この施設は農業施設としまして、高齢農業者対策あるいは女性対策、農業所得の増大というふうなところで設置をした経緯がございます。もちろん、この目的は変わってございません。ただ、今回のタニタ監修メニューを取り入れることによりまして、健康というキーワードがここに1つプラスになってきます。こういった健康をプラスしたところで、本来の目的を掲げながら進めさせていただくという将来像でございます。

それと2点目、今現在、寄附につきましてですけども、3年間は直営で運営をしております。それ以後、4年目からは三セクに移行したというところでございます。この間の寄附並びに収益が2億7,000万円を超えております。今後におきましても、施設を改修、新しくすることによりまして集客能力が高まるというふうなところで考えております。こういった点からしましても、寄附金は恐らく上がってくるのではなかろうかというふうに感じてるところでございます。

3番目、従業員につきましてですけども、菊陽町におきましては誘致企業が多数今立地をされてらっしゃいます。もちろん、その中で人手を多く必要とする業種の企業さんがいらっしゃいます。こういった企業さんとあわせて御協力をいただきながら、受け皿的な部分を検討していきたいと。もちろん、従業員の自主性、これが第一でございます。

もう一つ、休業期間中の就業につきましてということでございます。こういった地元の企業の御協力をいただきながら、就業としての受け皿を確保していきたいというのが一つでございます。これは、もちろん自主性を重んじたところでございます。それとあわせて、休業補償というところも検討する必要があるんじゃないかというふうに思うところでございます。こ

こは、施設側と十分協議をしながら進めさせていただくということになるかと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） もう一点です。これはほかの議員さんからもいろいろ要望が出てますけれども、このように多額の予算を要して複数年度にわたる事業については、事業目的とか、年度別にどうなるのか、工期がどうなるのか、財源がどうか、完成図等を備えた事業概要を議員に配付していただきたいというふうに考えますが、これは町長にお聞きしたいと思ひます。これだけに限らず、今のような場合には事業概要をお示しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） いろんな事業を進める場合、どういう形に持っていくかということがありますけれども、今回の「さんふれあ」の件につきましては、できてもう17年目ぐらい迎えておりますけれども、そういった中でいろんなところの改修の必要性が出てきとるのが現状であります。それもいろいろやっていく中で、全体の姿を出しながらやっていけるものと、やはりこういう補正とかいろんな対応をしていくものについては、1番から、いろんな設計とか、そこに金をかけてやるという方法もあるところありますけれども、できるだけ金もかけない中でいろんなことを検討しながら進めていっているような状況でありますので、できるだけ早目にこういった形でやるかというのはきちんと説明をしながらやってはいきたいと思ひますけれども、今回の場合も、特に地方創生関係あたりは熊本地震等もあってなかなか思うように取り組めなかった点もありますけれども、そのときの時点時点ですせるものについては出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今言うて今答えるということは難しいと思ひますけれども、職員との町長のすり合わせ等も必要かと思ひますが、私たちとしては検討する際に事業の概要が見えれば考えやすいということがありますので、ぜひいろんな事業について実現できるようにお願ひをしたいと思ひます。

次ですが、33ページの商工費、ソニーに対するこれは補助金ということは分かりましたけれども、施設整備に対する補助金ということですが、どの程度の施設整備をされるのか、それに対してどういう基準で8,800万円余りの補助を出されるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○商工振興課長（川上一弘君） まず、補助金の基準でございますけれども、これは不均一課税後の固定資産税の25%ということでございます。基準につきましては、投資額から、先ほど言いま

した3年というのがあります。それと、事前に企業誘致の協定といいますか、事前に適用控除の指定を受けてるとというのが前提でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今ので、固定資産税の25%分が要するに基準になるということですね。

（商工振興課長川上一弘君「そうでございます」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは次、42ページの款の10の教育費、項の5の社会教育費、以下、小林議員が質問された件ですけれども、私、知らずに申し訳ないんですけど、馬場、入道の教育集会所というのがありますね。これはどういう目的で建てられたものか、それが一つですね。多分、これは人権関係で大事な施設だと思えますけれども、だとすれば当初予算に盛り込んでよかったのではないかと、なぜ当初予算に盛り込めなかったのか、その点をお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられましたように、教育集会所につきましては昭和53年に本町の場合建築しておりますが、旧同和对策事業特別措置法に基づきまして、馬場集会所、それから入道水集会所、この2か所を設置しております。

それとあと、当初予算の中でどうして盛り込まなかったのかということですが、町長の行政報告の中にもありましたように、法律が失効しておりますので、この事業に対する補助というものがございません、現在のところですね。そういった関係で、熊本県の方に協議と折衝等をずっと重ねておまして、復興基金あたりでどうにかならないかというような協議をずっと進めてまいりました。当初予算の編成時点ではその辺のところはまだ不確定でございましたので、まず当初予算におきましては修理に当たる部分の委託料、それから工事請負費の方を概算で計上させていただいてるというふうな状況でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今の社会教育費のページ42ページの分ですけれども、これは集会所、木造平家建てでそれぞれ3,700万円程度ということだと思いますが、かなり金額が多額だと思うんですね。それで、ほかの学童とかそういうところの建築なんかは、場所とか広さとかどういった内容ですとかという説明が事前にあたりしますけれども、今回の場合はほとんどそういう説明もなく、大体どのくらいの広さなのかとか坪単価幾らぐらいなのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。設計の状況も分からないので。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） それでは、質問にお答えいたします。

事業の概要でございますが、馬場集会所につきましてが平家建ての217平方メートルを今のところ予定しております。それから、入道水集会所につきましては102平方メートルを予定しております。それと、事業費の概算でございますが、設計監理業務は別としまして、解体工事費、これも別になります。既存の解体工事費ですね。新築の単価につきましては、現在のところ平米単価が25万円程度を見込んでおります。その結果、この単価を平米数に掛けますと、馬場集会所が、設計監理、それから解体、新築工事まで入れますと6,300万円程度を予定しております。入道水集会所が、同じく設計監理、それから解体費、新築工事費を含めまして3,300万円程度を予定しております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、事業概要と設計単価や解体工事費、内訳についてもお願いします。私は、ほとんど馬場と入道の集会所、同じぐらいの金額かなというふうに理解してたんですけれども、違うようですので、お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） お答えいたします。

馬場集会所と入道水集会所は、現在の建物につきましてももともと面積に開きがございました。馬場集会所につきましては、床面積を約217平方メートル、設計監理業務委託料を748万円程度、それから解体費が260万円程度、それと建築費が5,340万円程度を予定しております。入道水集会所につきましては、床面積102平方メートルでございます。設計監理業務委託料が476万円、解体工事費が173万円、建築工事が2,600万円程度を予定しております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） これはそしたら補助金とか結局受けられたのか、町の予算だけなのか、その点についてもお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） お答えいたします。

財源につきましては、修理に係る分の1,760万円、これは地方債を予定しております。それ以外は一般財源というふうな形になります。ただし、行政報告の中で町長が申しあげましたとおり、熊本県との協議、折衝を現在も交渉中でございますので、歳出の予算上は一般財源となっておりますが、何らかの財源を今後予定していくというふうな方向性でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません、ちょっと聞き取れなかったんですけど、地方債の1,760万円は修理ですか。ちょっとそこが、確認です。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） そうですね。地方債につきましては、既存の建物を修理す

る、耐震補強を含めて、今の建物を建て替えないで修理した場合にかかる費用は地方債の中の一般単独事業債が認められますので、その分を地方債の財源として充てていきたいというふうなことでございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長にお尋ねします。

私、今、説明を聞いただけでは非常に高いような気がするんですけども、設計監理委託料なども748万円で、木造平家でどうしてそういうふうに高額なのか、その点について。それと、やっぱり6,300万円というのはほかの区の公民館とかと比べても建設単価も非常に高いのではないかというふうに思いますが、その点について答弁をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 土木部長。

○土木部長（大山陽祐君） 積算等のお話なものですから、土木部の方からお話したいと思えます。

さまざまな設計委託料でありますとか、あるいは建築工事、土木工事につきまして、坪単価で割り出しますと高い、安いかの議論が出てくるかと思うんですけども、町の方としましては、まず、例えば建物につきましては必要最小限の大きさと。さらに、設備、部材等につきましては同じような考えでやってるところです。

しかしながら、公共工事と申しますのは、確実な納品をいただくというところで町の裁量がきかない建設単価、国が定めた建設単価等々で、部材だけではなくて人夫賃でありますとか職人さんとか、いろんな工事費ひっくるめてやってくるものですから、高い、安いを行政の方でコントロールできるものではありません。行政の方では、過大じゃないか、華美じゃないか、その辺をぎりぎり一番必要最小限のグレード、面積、規模等で積算するものですから、これは結果的に出てくる数字ということを御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長にお尋ねをしたいと思えます。

それでは、このような法律が失効して補助もつかない、そして一般財源からかなり出さないといけない、また県との協議も終わっていない段階での約1億数千万円ですよ、6,300万円と3,300万円ということで。議会への、議員への説明もやっぱり私は不十分ではないかというふうに思っています。「さんふれあ」なども1億数千万円というのがありまして、全協などで説明をしていただいても分からないのはまた本会議でお聞きしたりしてありますが、やっぱりこの辺は、どの程度の広さでどういう備品を備えるのか、集会所だとそんなに備品も要らないと思うので、議会、議員への説明というところではもっとしていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この教育集会所につきましては、最初、担当課の方も言うておりましたよ

うに築後40年を超えとるということで、熊本地震等もなくとも大体建て替えの時期が来とるといふところでありまふ。

この件に震災もあつたといふことで、県の方にも、県の教育委員会の方に私もすぐ出かけていきましたけども、菊陽町の場合が熊本地震で激甚災害の指定は受けとるけれども、特別被災地方公共団体に指定されてないといふことで、その指定があれば国のそふいった制度も受けられるよふなところの話もあつたんですけども、それからも対象外になつて単独といふことであります。

そして、制度自体もなくなつとるといふことでありまして、これも議会の方も国の方に一緒に要望等も行っていただきましたけども、その中でも認められていないといふふうな現状で、そして建て替えの場合は本来であれば単独事業でありますけども、それに国の方の、国といふますか、今、県の方に言つとるのは、県の方に協議しておりますのは、復興基金あたりをその辺に、補助対象にならないものに復興基金を充てるといふよふなところが基本的なところでありまふので、そふいうこともいろいろ行きながら、どの分でもどう対応していただけるかははっきりは今答えは出ておりませんけども、かなり県の方でも事情を分かつていただいて、何らかの形で持つていただけるよふなある程度の見通しは出てまふけど、まだはっきりしとりませんので詳しくは言えませんが、そふいうふうな状況であります。

それと、やはりこの施設、非常に現状が壊れて使えない状態で、皆さん早くつくつていただきたいといふことで待つておられる状態でありまふので、全てのものがきちんとした形でといふことでありますけども、その辺は御理解をしていただきたいと思ひます。とにかく一日も早く待ち望んでる子どもたちもおりますので、その辺十分御理解いただきたいと思ひます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） まず、歳入の大綱のところでも2つばかり質問したいと思ひます。

2ページから3ページにかけてですけれども、まず款の12地方交付税、項の1地方交付税1億1,779万1,000円の減額補正がされております。これの、なぜ減額補正をしたかといふその根拠を示していただきたい。

それからもう一点は、先日も申し上げましたけども、地方交付税といふのは、力のある自治体、力のない自治体、そのバランスをとるために交付されるといふ性質はよく分かりますけれども、例えば東京みたいに圧倒的に人口が集中するところはほとんど問題にならないかと思ひますけれども、本町あるいは人口が局地的に増えてるとか、そふいうところにおいては、いわば頑張つてるんですよ。頑張つてるのに、頑張つた分減らされるといふのは、公平を保つために不公平が存在するといふふうな、妙に矛盾したところがあると思ひます。それについて、これは国の政策ですからどうしようもないと思ひますが、町長にお聞きしまふけども、自治体の首長会等でこの辺の不公平等について声は上がらないものかどうか、その辺を聞かせていただきたい。まず、その2点。

それからもう一つは、款の22諸収入、項の5雑入7,929万9,000円というのが計上されておりますけれども、雑入にしてはちょっと多いなと思いますので、中身を示していただきたい。

以上、2点。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 交付税の普通交付税減額したものにつきましては、普通交付税の算定というのが大体毎年6月ごろにあるわけですが、国が示した交付税の算定の数値によって算定した結果、当初予算に組んどった分も今回は基準財政需要額を超える収入の分があったということで減額になったところであります。

それと、甲斐議員が言われました、財政力の高いところについて非常に影響を受けるんじゃないかと言われますけれども、全くそのとおりであります。今回も熊本地震によって、通常、激甚災害を受けた場合は、交付税の場合は普通交付税ではなくて特別交付税で措置をするというのが原則でありますけれども、これが東日本大震災のときには特別交付税措置で対応していた分が、今度は熊本地震では普通交付税の需要額にかわりましたので、そうなりますと、熊本県内でいいますと私どもの菊陽町と合志市、大津町あたりが財政力が高いということで、影響受けるということで、総務省の方に地元の坂本代議士にも同行していただいて、私と荒木市長とまざり行って、その辺の事情を話して、何で特別交付税が普通交付税にかわったのかということでいろいろ話をして、その影響を受けることを言いました。

その点、総務省の方から、それから県の方からも言って、普通交付税の需要額で措置する方が地方にとっては本当に有利だということでありましたけれども、その辺、私どもとしてはまだ納得がいてないというところで、その後、個別に言ってもなかなかこういう話、国の方で通るのは難しいというところで、今、合志市と、それと菊陽と大津、1市2町で、一番影響受けるとということで、その中でも菊陽町が一番県内で財政力が高いですので、この影響を、普通交付税の方に回されますと、結局は基準財政収入額と需要額の中で算定されていきますので、その中に全部需要額として入るとということで言われますけれども、それも臨時財政対策債の方に回されるという可能性もまた高くなります。それで、地震という被災というのは全く予期していなかったところで、都市化しているところは通常でも、うちの場合も学校の教育の場で教室が足りないということで増築、あるいは学童保育もそうですけれども、保育所関係の方でもそうです。そういう面で、どうしてもやらなければならないこと、やりたいこともとうとうできないとか、先送りしなければならないということで、近々、その要望書も取りまとめが大体できておりますので、また1市2町で直接国の方に上ってそういう要望もしたい。県も通じてでありますけれども、そういうこともしたいと思っております。

そういう意味で、普通交付税の方の需要額に回るとことは財政力の高いところが一番影響してきますので、熊本地震で相当地方債も起こしておりますけれども、普通交付税上は措置されますけれども、これも償還のときの需要額に入るとということで、結果的には、特別交付税は現金で来ますけれども、需要額で入る分というのは非常に影響を受けるということで、さっき言

いましたように1市2町の方できちんとまとめて、国の方にまた訴えていきたいというふうなところで今準備をしてるような状況です。

(17番甲斐榮治君「頑張っていたきたい」の声あり)

○議長（渡邊裕之君） あと、雑入の件はよろしいですか。

財政課長。

○財政課長（西本一浩君） では、3番目の雑入の件でございますけれども、7,929万9,000円の中身ということでございますけれども、こちらはページ14ページの方に、それと5ページの方に記載をしてるところでございますけれども、まず大きなものの一つといたしましては、こちらは財団法人の熊本市町村振興協会の市町村交付金でございます、ドリームジャンボ分ということで4,418万3,000円になってございます。こちらにつきましては、今回、熊本地震の被災がございました。その中で、熊本地震の被災地への交付金ということでの金額でございます。

それから、サマージャンボ分ということで2,776万1,000円ということでございます。こちらにつきましては、使途の方は明確にはされてございません。こちらにつきまして、毎年ある収入ではございませんで、前は平成23年度に、金額は違いますけれども、サマージャンボ分ということで交付を受けております。

それからあと、今回の補正の中で、町の所有しております建物の災害の共済費ということで731万5,000円計上しております。こちらは、平成27年に台風の被害がございましたけれども、その各施設の修理、それから熊本地震の被害に対しての修理分ということでの共済金の収入を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 13ページ、14ページ、15ページで、簡単ですけど、5つばかり質問したいと思います。

まず、13ページですが、款の18財産収入、項の1財産売却収入、目の1の不動産売却収入、節区分1の土地売却収入3億6,306万8,000円計上されております。多分これ原水工業団地の売却の結果だと思いますけれども、参考までに、売却された面積、単価を教えてください。

それから、企業進出にかかわるものですが、企業進出に際して菊陽町が提供してる特典が何かあれば、簡単で結構ですから教えてください。

この件で第2点としては、今後も企業を誘致されるものと思いますが、するとすればどこに誘致をされるのか、その辺を示唆していただきたい。

次です。14ページ……

(「補正予算の予算案についての質問ですよ。将来のことについての質問は、今回補正予算の審議ですから、これはありません」の声あり)

あなたに質問してるわけではありません。

(「議長が判断せなりたい」「議長がそこは判断せないかんですよ」の声あり)

○議長(渡邊裕之君) 今回の御指摘もありますけども、補正の内容でお願いをしたいと思っております。将来の部分というのは、この後決算もありますので、委員会等で御確認をいただきたいというふうに思います。

○17番(甲斐榮治君) はい、分かりました。じゃ、そのようにいたします。

じゃ、今のところは面積、単価ですね、それから特典があればと、その辺です。

それから、14ページの款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の2減債基金繰入金、節区分1の減債基金繰入金5,000万円ですけれども、監査報告を見てみますと、平成28年度末の積立総額が5億9,825万4,000円ありますけれども、この5,000万円というのはそれに追加されるものかどうかですね。それから、どんな場合に切り崩せるのか。

その次です。14ページで款の20繰入金のところですが、節区分1の公共施設整備基金繰入金1,437万1,000円がありますが、これも監査報告によりますと既に平成28年度末の積立総額が3億6,806万7,000円ありますが、これに追加されるものかどうか、その辺を聞きたいと思います。

それから、14ページ、款の21繰越金ですけれども、ちょっと理解できなかったんですが、そこに繰越金が4億8,052万円ですか、ございますが、監査報告書の10ページに14億5,685万7,000円繰越金がありますけれども、これとの関係はどういうふうに理解すればいいのか、その辺について教えていただきたいと思います。

○議長(渡邊裕之君) 商工振興課長。

○商工振興課長(川上一弘君) お答えします。

今回の3億6,306万8,000円の予算でございますけども、先の6月の定例会で契約の御承認いただきました株式会社SUSとの売却代金でございます。単価は1万5,500円でございます。面積2万3,423.85平方メートルでございます。

それと、企業が進出したときの補助金なり等でございます。まず、用地を取得するための工業等用地取得補助金、それと先ほど設備投資の御質問がありましたけども、施設設備補助金、それと雇用促進補助金、それと不均一課税の特典でございます。

以上でございます。

○議長(渡邊裕之君) 財政課長。

○財政課長(西本一浩君) ページ14ページの説明の減債基金繰入金5,000万円についてということでございますけれども、こちらにつきましては原水工業団地の売却で今ありました3億6,306万8,000円、その売り上げの分、売却の分を5,000万円繰り入れるものでございます。

それから、2つ目の公共施設整備基金繰入金1,437万1,000円の中身でございますけども、こちらにつきましては「さんふれあ」の寄附が28年度で2,037万1,000円ございまして、当初予算

の方で600万円を計上いたしておりましたので、その差額ということでございます。

あともう一点、3点目でございますけども、繰越金4億8,052万円はということでございましたけれども、こちらにつきましては14億5,000万円、歳入総額から歳出総額を引いた分から、また繰越しの分の5億数千万円、平成29年度に繰り越す財源が必要でございますので、その分を差し引いた6億3,052万円というものが繰越額になります。その中で1億5,000万円につきましては当初予算の方で計上いたしておりますもんですから、その差額の4億8,052万円を補正として計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第32号平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について反対をします。

この補正予算には、私が今まで議会で取り上げてきた就学援助の入学金の前倒しへの対応なども予算に入っているのですが、その点は評価していますが、反対の理由は馬場、入道集会所についてです。これは1億763万4,000円ですけれども、法律が失効して補助ができない中での建設であるということと、町の一般財源からの支出ですけれども、まだ県との協議がまとまっていない段階での補正予算というところで一つは反対の理由です。

2つ目なんですけれども、これは集会所としても非常に多額ではないかというふうに思います。ほかの自治会などの集会所は恐らく1,000万円、高くても1,500万円とかではないかというふうに自分の地域を見ても思うんですけれども、その点について6,300万円と3,300万円ということで非常に高額であるというふうに思っています。

それから、3つ目なんですけれども、これだけ1億円を越す場合は建設の内容なども、議会への説明も不十分ではないかということで、その3点の理由で反対をします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 私は、議案第32号平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について賛成の立場で討論をいたします。

予算案は、常々申し上げておりますとおりに、町民の生活と直結する内容を含んでおります。町民の利益に大きく反することや、あるいは不公平、不公正など、よほどの瑕疵がない限り賛成すべきものと認識をしております。小林議員が指摘された集会所の問題もありますけれ

ども、全体を否決するほどの瑕疵ではないというふうには考えます。

当補正予算というのは、災害復旧や町民の生活の将来につながる事業に対する予算措置がなされておりますので、また緊急性もあるというふうに判断をされます。先に述べましたような大きな瑕疵ありませんので、つつがなく実行されるべきものと判断をいたします。もって賛成討論といたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時3分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第33号 平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議案第33号平成29年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第34号 平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、議案第34号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第35号 平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議案第35号平成29年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第36号 平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、議案第36号平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時14分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成29年9月5日（火）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成29年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成29年9月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |   |     |    |     |   |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 大久保 | 輝   | 君 | 2番  | 阪本 | 俊浩  | 君 |
| 3番  | 西本  | 友春  | 君 | 4番  | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番  | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番  | 中岡 | 敏博  | 君 |
| 7番  | 吉本  | 孝寿  | 君 | 8番  | 吉山 | 哲也  | 君 |
| 9番  | 北山  | 正樹  | 君 | 11番 | 石原 | 武義  | 君 |
| 12番 | 岩下  | 和高  | 君 | 13番 | 大塚 | 昇   | 君 |
| 14番 | 川俣  | 鐵也  | 君 | 15番 | 上田 | 茂政  | 君 |
| 16番 | 小林  | 久美子 | 君 | 17番 | 甲斐 | 榮治  | 君 |
| 18番 | 渡邊  | 裕之  | 君 |     |    |     |   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |    |     |   |
|--------|----|-----|---|
| 議会事務局長 | 高木 | 定伸  | 君 |
| 書記     | 山川 | 真喜子 | 君 |
| 書記     | 益満 | 基   | 君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |    |    |   |                      |    |    |   |
|--------------------|----|----|---|----------------------|----|----|---|
| 町 長                | 後藤 | 三雄 | 君 | 副 町 長                | 吉野 | 邦宏 | 君 |
| 教 育 長              | 上川 | 幸俊 | 君 | 教 育 次 長              | 徳淵 | 盛也 | 君 |
| 総 務 部 長            | 吉川 | 義則 | 君 | 福祉生活部長               | 阪本 | 浩徳 | 君 |
| 経 済 部 長            | 今村 | 敬士 | 君 | 土 木 部 長              | 大山 | 陽祐 | 君 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長  | 市原 | 憲吾 | 君 | 総 務 課 長              | 板楠 | 健次 | 君 |
| 総合政策課長             | 中島 | 秀樹 | 君 | 財 政 課 長              | 西本 | 一浩 | 君 |
| 総務部審議員兼<br>税 務 課 長 | 酒井 | 章彦 | 君 | 人権教育・啓発課長            | 古賀 | 直之 | 君 |
| 福 祉 課 長            | 矢野 | 信哉 | 君 | 福祉生活部審議員兼<br>健康・保険課長 | 阪本 | 章三 | 君 |
| 介護保険課長             | 宮川 | 照之 | 君 | 福祉生活部審議員兼<br>町 民 課 長 | 服部 | 誠也 | 君 |
| 農 政 課 長            | 山川 | 和徳 | 君 | 商工振興課長               | 川上 | 一弘 | 君 |
| 土木部審議員兼<br>建 設 課 長 | 小野 | 秀幸 | 君 | 都市計画課長               | 井芹 | 渡  | 君 |
| 下水道課長              | 矢野 | 和幸 | 君 | 環境生活課長               | 丸山 | 直樹 | 君 |

総務課総務法制係長  
生涯学習課長兼  
中央公民館長  
農業委員会事務局長

小 泉 秀 和 君  
梅 原 浩 司 君  
渡 辺 博 和 君

教育審議員兼  
学務課長  
図書館長

士 野 公 典 君  
川 端 慎 一 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 皆様おはようございます。

議員番号3番、公明党の西本友春です。朝早くから傍聴に来ていただいている皆様、本当にありがとうございます。また、学生さんにおいては初日からの研修ということで、有意義な形になることを切望しております。

今回は、昨年の9月一般質問させていただき、検討事項となったもののその後の検討結果と進捗状況を確認するための項目として、防災士についてと情報発信について、また3月、6月の2回連続で質問させていただいた空き家対策についてと、新たに質問させていただくピロリ菌検査への助成についてです。今まで何回となく質問させていただいていますが、多くのことが検討事項となり、幾度となく確認することが必要となります。行政としても多くの回答事項があるとは思いますが、町のためにとの思いで質問させていただいてますので、少しでも前向きな回答を期待して質問をさせていただきます。

それでは、質問席に行きます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 昨年の9月の一般質問で、今後ますます防災士の育成の大切さを訴え、町の考えを確認しましたら、町独自にも考えたいとの前向きな回答をいただき、12月の補正予算で予算化され、実施されました。私も質問した以上は研修会にはぜひ参加したいと思いましたが、私の情報の収集がまずかったのか、町の広報紙やホームページでも見た記憶がなく、私自身が気づいて確認したときは2月の養成講座が始まったばかりで、間に合いませんでした。

4月の広報きくようでは、11名の防災士が今回の講座で誕生した記事が掲載されていましたが、昨年度実施の菊池市、合志市、菊陽町合同の防災士養成講習会への菊陽町からの受講者は何名で、周知方法はどのように行ったのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

まず、防災士について少し説明をさせていただきます。

防災士は日本防災士機構が認証する民間資格で、阪神・淡路大震災の教訓を生かすために、

地域防災力の向上を担う新しい民間の防災リーダーを飛躍的に拡大養成することを目指して、平成15年に防災士制度がスタートしました。本年7月末現在、全国で13万2,921人、熊本県内で1,541人の方が防災士の認証を受けられています。

防災士の活動、役割としましては、地域、職場の防災力を高めるため、日ごろから防災・減災の啓発活動を行うことや、大きな災害の場合にはリーダーシップを発揮し、その活動の中核となることが期待されております。また、地域に密着した防災意識の啓発、防災訓練等の活動を通じて、災害に対する備えがある地域づくりに貢献してもらうことも期待されているところです。

次に、防災士になるための手続を申し上げますと、まず日本防災士機構が認証する研修機関が実施する養成講座を受講し、防災士資格取得試験に合格する必要があります。その後、消防署等が実施する救急救命講習を受講し、日本防災士機構に認証登録申請をして初めて防災士とすることができます。また、警察官、消防団員等で一定の階級以上の方、経験者は、養成講座や資格試験の免除などの特例もございます。

防災士養成講座につきましては、昨年度初めて、菊池市、合志市、本町の合同で実施をいたしました。町内の方の受講者は11名でございました。昨年度は、2月18日、19日、26日の3日間の実施でございましたが、募集につきましては1月に開催しました地域復興座談会の際に各区長、自治会長さんに募集の案内をお渡しし、各地区で自主防災組織などの方へ呼びかけを行っていただき、受講者の募集を行ったところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 昨年の補正予算で組んだ参加人員の枠は何名分で確保していたのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 昨年度、12月補正予算で30名分の受験料、登録申請料の助成を計上しておりました。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 合同での防災士養成講座は、菊池市七城公民館に約100人が参加したと菊池市のホームページに掲載されておりました。電話で行政に確認したところ、菊池市40名、合志市27名の参加と伺いました。また、周知方法としては、菊池市は市のホームページと区長さんへ参加者目標数のお願いを行ったとのこと、また合志市は時間がなかったために、区長さんに参加者目標数をお願いするとともに職員にも周知し、参加していただいたとのこと。時間がなかったこととはいえ、ここに少し温度差があるのではないかと思うが、町としてはどのように考えていますか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 試験日の決定から申込期間まで期間が短かったということでありまして、本町も広報等での募集をすることができませんでした。それで、座談会のときに御案内を

したところですが、受講者が11名ということで少ない状況でございました。想定が30名でございましたので、もう少し積極的に区長さん方に呼びかけをしていただくように周知をすべきだったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 私も区長さんからそういう話は聞いてなかったんで、今後の取組として、そこに関しては今後の周知方法としてはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

日本防災士機構のデータによりますと、平成15年から防災士養成研修と資格取得試験が始まり、最近、内外で災害が多発していることを反映して関心が高まり、平成27年11月、防災士の数は10万人の大台に乗りましたが、平成29年7月末で全国で13万2,921名と、わずか1年8か月で3万3,000名が増えております。熊本県においては1,541名となっております。同一時期に比べて1年間、昨年と比べて417名も増えており、合同での防災士養成講座が大きく貢献していることは明らかです。

しかし、都道府県別人口比からいった防災士比率は0.106%で、全国で30番目と低い状態にあります。このまま県がやるからと手をこまねいては、一向に防災士の人数は増えていきません。熊本地震で全国の多くの人から支援を受けた立場としては、防災士の数を増やすことで復興への確かな足取りを始めていることを全国の人に知らせる必要があると思います。29年度の予算で33万円予算化していますが、本年度も防災士養成講習会を町独自で行うことが必要と思うが、どのように取り組むのか考えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

本年度の防災士養成講座につきましても、昨年同様に、菊池市、合志市、本町の合同による開催を予定しております。実施時期につきましては、2月ごろを予定しております。

なお、本年度につきましては、町の広報、町のホームページ等でも広く受講者の募集を行いたいと思っております。

また、昨年度、防災士認証登録助成金交付要綱を制定し、試験に合格されました方を対象に試験の受験料、防災士認証登録申請料を助成いたしましたが、本年度も予算の範囲内で助成することとしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほども言いましたけど、広報、ホームページとか区長さん、できれば私としては区として参加目標をしっかり持っていただきたいということを一言つけ加えて、その周知もよろしくをお願いいたします。

本年6月23日の日本防災士機構総会において、会長國松孝次さん、元警察庁長官ですね、

は、昨年の熊本地震に際しては熊本の防災士会の方々が中心となって現地支援本部を立ち上げ、九州一円の防災士会の方々が協力して2か月間にわたって復旧・復興活動に取り組みましたが、現場には防災士が重機を持ち込んで壊れたブロック塀などを処理し、瓦れき撤去に当たりました。こうした活動は一般のボランティアではなかなか対応することができません。被災された方々からは多くの感謝を寄せられましたと、防災士会の働きの重要性を話されております。

隣の大津町では、平成27年5月に防災士連絡会を設立し、年間行動計画を立て、指導員との合同研修や各地での防災訓練を実施しております。大津町の議員や総務課に確認しましたが、数値としての働きは示せないが、熊本地震では何名もの防災士が中心的立場で活躍されていたとの言葉を聞いているとのことでした。

現在、菊陽町の防災士会は何名いるのか、また防災士連絡協議会設立に向けた取組をどのように考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

町で把握している町内の防災士の数ですけれども、昨年度養成講習会に参加されました10名、防災士会熊本県支部に登録されてる4名、それ以外に2名の方、合計16名の方を把握しております。そのほかにも、町内には防災士の資格をお持ちの方がおられると思います。今後、町の広報紙やホームページで、資格をお持ちの方は町へ連絡していただくよう呼びかけをいたしまして、資格者の把握を行いたいというふうに思っております。

次に、組織化についてですけれども、先週8月28日に町で把握している防災士の方に集まっていたいただき、意見交換会を開催いたしました。その中で、防災士の皆さんに組織化についても御意見をお伺いしたところでございます。参加された皆さんは、組織ができれば活動しやすいので、ぜひ協議会等の設置を早く進めてほしいという意見が多くございました。町としまして、組織化に向けた具体的な取組を進め、防災士の方々が地域防災力の向上に向けて活動できる体制づくりに努めてまいります。そして、防災士の皆様には、町民の防災・減災のための啓発活動や区、自治会等の防災訓練の支援や指導、大規模災害においてはリーダー的な存在として活躍していただければというふうに思っております。

また、防災士の方はまだまだ少ないため、消防団幹部経験者などの試験免除の特例を受けられる方等にも働きかけ、防災士を増やしていく取組を行いたいと思います。また、地域だけでなく、職場や学校などにおける防災力の向上のための防災士の育成推進も検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 設立に向けた取組ということで、防災士を増やしていく取組は今確認できましたが、連絡協議会設立そのものについて時期的にはいつごろを、私自身としてはできるだ

け早い方がいいと思ってるんですが、いつごろを想定しているか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 先ほど申しましたとおり、今把握してる防災士の方々は16名ということですので、そのほかに資格をお持ちの方がいらっしゃると思いますので、そちらの方にまず呼びかけをしまして、そして把握できたところで協議会の設立に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。遅くても年度内には設立できるように取組を進めたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） この前、意見交換をされたということで、私の聞くところによると、防災士の多くの方から、スモールスタートでもいいから早目にスタートを切らせてもらいたい、というのが、スモールスタートをして少しずつ少しずついろんな研修、訓練等をしていけば、できるだけ早く組織化もきちんとなるという要望がございますので、年度内ということに限らず、スモールスタートでも可能であればしっかりそこには取り組んでももらいたいというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 協議会を設置した後でどういうふうな活動をしていただくかということもございますので、そういうことも含めてできるだけ早目に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほども言いましたように、大津町ではもう行動計画表、年間つくってるんで、それを参考にして早急につくっていただきたいというふうに思います。

防災士の連絡会が設立されたならば、先ほど述べたように行動計画に従って研修、訓練が実施されますが、連絡会の助成に対してもしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、町はどのように考えているのか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 組織ができましたならば、防災士の皆さんが活動、活躍できる環境づくりが重要であるというふうに思っております。既に組織ができております自治体を参考にし、防災士の皆さんが活躍し、地域防災力の向上が図れるよう、組織への支援の方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 来年度の予算ではそれはしっかり反映した形でお願いをしたいというふうに思います。

先ほどの質問にも通じますが、菊陽町の行政区は現在63区というふうに伺っております。災

害時にさまざまなケースが想定されます。また、日ごろからそれに対する準備や訓練も必要になってきます。その中で、防災士が中心となって活躍するには行政区で3名は必要だと考えますが、まずは最低でも区2名の防災士育成を目標に取り組むべきと考えますが、町はこの点どのように考えておりますか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） まだまだ少ない防災士の皆さんの数でございますので、また活動もこれからということでございます。目標を何人にするかということでございますけれども、今のところ想定はしておりませんが、今後、組織ができて防災士の皆様の御意見をお伺いしながら、活動内容とどのくらいの人数が必要であるかということも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） つくるにしても目標というのはやっぱり必要かと思っておりますので、しっかり検討して取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、空き家対策について質問をいたします。

新たな住宅セーフティーネット制度においては、登録住宅の改修への支援、入居者負担の軽減、居住支援活動への支援を行うことが可能となっております。平成29年度予算でスマートウェルネス住宅等推進事業費として320億円として、新たな住宅セーフティーネット制度における住宅確保要配慮者専用の住宅にかかわる改修費に対して補助を行うとされており、登録住宅の改修への補助として国費限度額50万円となっております。国が3分の1、地方が3分の1という形です。また、国による直接補助は平成31年度末までの時限措置と明確にしております。

3月、6月と連続で質問させていただいていますが、空き家対策の時期には間に合うようには検討しますとの回答でしたが、今のままでは平成29年度の予算には間に合いそうにもありませんが、空き家対策協議会の設置はいつまでに行うのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

お答えします前に1点確認でございますけれども、ただいまの西本議員の御発言にありました、時期に間に合うように検討するというふうなことを今までの答弁でということでございますけれども、私が6月に答弁させていただきましたのはセーフティーネット法に基づく支援協議会の設置の件でございますので、空き家対策法に基づく協議会につきましては今後検討させていただくというようなことで前回の答弁でもさせていただいているところです。それを踏まえましてお答えいたします。

御質問の件に関しましては、本年6月定例会での空き家等対策協議会の設置はどこまで進んでいるかとの西本議員の一般質問に対する答弁といたしまして、平成27年度中に空き家実態調査を実施し、その結果を分析し、平成28年度に空き家等対策協議会を設置することとしていた

ところ、熊本地震が発生し、その後の地震災害からの復旧業務の増大に伴い、現在まで設置に至っていない状況です。このようなことから、今年度改めて調査の回答結果を分析するとともに、空き家の地震による影響も加味しながら協議会の設置を検討することとしています。

また、設置する際は、管理者が不明な空き家を適正に処分すること、空き家を解消するために売買や賃貸するなどして流動化させること、さらに地域振興のために有効活用することなどを想定し、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者や地域の代表者で組織することとしていますとしたところです。

空家対策の推進に関する特別措置法第7条には、市町村は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるものと規定されています。この協議会を本年度中に設置し、空き家対策計画を策定することとしており、あわせて空き家の管理等に関する条例を検討していくこととしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 協議会は本年度中ということの回答ではございますが、一例言うと、南阿蘇の場合は昨年度、あの地震に遭う中、係長さんが1人で空き家の対策協議会の設置をしっかりと取り組んで、設置を昨年度、あの地震のさなか、直後のさなか、いろいろあったけれどもきちんと設置しましたということで、そこは南阿蘇は非常に過疎地というところもあるでしょうけれども、やはり空き家対策をしっかりとしなくちゃいけないというところがあってしっかりと取り組んで実施をされてますので、同じ条件下でいけば、菊陽町だけができなかったというのは私からいうと取り組む姿勢の問題ではないかな。

先ほども言いましたように、基本的に対策協議会の設置ができなければ登録するにしても何もできないという状況でございますので、今年度というところをもっともっと前倒ししていただいて早目に取り組んで、協議会の設置については取り組んでいただきたいというふうに思いますが、再度お考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 空き家対策協議会の設置状況に関しまして、これは県のデータでございますけれども、3月末現在、一部4月26日現在も含まれておりますけれども、県内の設置状況に関しましては7団体になっているところです。今おっしゃいました南阿蘇に関しましては、このデータにはまだ3月末現在では設置というふうにはなっていないようでございます。

先ほども申しましたように、空き家対策協議会は、空き家対策を解消する、いろいろ計画する中で必要な計画やガイドラインを策定する必要がありますので、今年度中に設置したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） できるだけ早目の設置に向けて取組をお願いします。

国土交通省は、全国版空き家・空き地バンクの構築費用として平成29年度に1.1億円を予算化しています。自治体独自の空き家バンクは、全国1,740市区町村の約4割に当たる685の自治体で2015年時点で実施済みであります。建物や土地の賃貸や売買に関する情報について、民間の不動産会社を取り扱わないような築年数が古くて安価な物件もカバーし、インターネットを利用した情報公開のほか、自治体窓口での閲覧サービス、資料送付を無料で行っています。

8月27日の朝の番組、昼めし旅で、移住で人気、豊後高田の見出しがあり、見たところ、市の提供する空き家バンクのサイトを見て移住を決めたと話をされていました。今回、自治体の垣根を越えた全国版が始まることで物件の選択肢が増えることになるが、不動産会社が国土交通省や自治体と連携して運営する全国版空き家・空き地バンクサイトへの登録は必要だが、いつまでに行うのか、町の考えをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

御質問の全国版空き家・空き地バンクについては、本年6月16日に、その構築、運営に関するモデル事業の実施事業者2社が選定され、うち1社が7月19日から自治体の参加登録受付を開始したとの情報を当該事業者のホームページに掲載しているところです。

しかしながら、全国版空き家・空き地バンクの構築に関し、本年5月に国土交通省が実施した空き家対策の推進のための新規制度に係る説明会での質問に関する回答では、本制度に関して夏ごろには地方公共団体向けの説明会を実施する予定ですとのことで、今後、詳細な情報等が提供される予定です。本制度の内容が提供された場合は、本町の状況に合致するかどうかしつかり見きわめながら、その活用を検討することとしています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） まだ情報が提供されていないということで、全国版への情報提供については今の考えで確認はできましたが、町独自として空き家バンクの情報提供について、各行政いろんなところがやっていますんで、そのことについてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

現在、県内で空き家バンクを設置してる自治体は、45市町村中29自治体が空き家バンクを設置しております。空き家に対する施策を行っていくに当たっては、空き家対策協議会で十分協議をする必要があるかと考えておりますので、空き家対策協議会を設置して、その中であわせて協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 結局、空き家対策協議会が設立されなければ何も進まないという回答です

んで、できるだけ早目の協議会の設置をお願いいたします。

空き地は個々の所有者の意向によって散発的、離散的に発生し、多くの場合、小規模な空き地がまとまりなく存在しており、長期的な土地資産額が下落している中で土地の所有、利用意欲が減退し、土地の管理に問題を抱える所有者が多くなってきており、草刈りなど必要な管理が行われず、雑草が繁茂するなど管理水準が低下した空き地等が増加しており、管理水準が低下した空き地はごみ等の投棄や害虫の発生など周辺に直接的な害悪を及ぼすだけでなく、地域内に複数の空き地等が存在することで地域イメージの低下や地域の活力の低下を招き、ひいては周辺地価の低下や資産税収の減少を招くこととなります。空き家対策同様、空き地対策も重要となってきます。

昨年の熊本地震における大規模半壊以上の空き家はどのように処理を行い、空き地となった土地の利活法をどのように考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

熊本地震により被災した家屋や半壊以上の罹災判定を受けた場合は、公費による解体の対象となる場合があります。現在までに15軒の空き家が公費により解体され、現在、空き地となっている状況です。

さて、御質問の空き地となった土地の利活用をどのように考えているかについては、空き地となった土地も空き家と同様に、所有し、または管理している限り、管理を行う義務が生ずることは当然です。また、解体後の利活用についても、売買を希望される場合や建物を新築される場合など、その用途はさまざまです。空き家や空き地の有効活用を促進するために、所有者への情報提供や空き家バンクへの登録を行うことは可能であると考えますが、その土地が個人の財産である以上、利活用については所有者や管理者の意思が尊重されることであり、慎重に取り扱わなければならないと考えているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほど紹介ありました全国版の空き家・空き地のサイトなんですけども、これもあれなんでしょうけども、できたら空き地情報もそこへ提供をしっかりと考えて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでは続きまして、情報発信についてお伺いをいたします。

昨年9月の質問では、情報メールサービスはFMラジオ及びケーブルテレビ局を媒体として緊急告知することを積極的に検討するとの回答でしたが、本年度の予算化はされていないように思われますが、情報メールサービスの検討はどこまで行っているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

現在、県や市町村が行う情報メールの主な内容は、防災や防犯に関する情報、観光やイベントに関する情報、その他行政に関する情報などがあります。土砂災害や洪水などの危険に関する防災情報については、熊本県の防災情報メールサービスが活用されています。また、子どもの安全確認や地域の犯罪防止などに関する防犯情報については、熊本県のゆっぴー安心メールが主に活用されているところです。

町は、昨年の熊本地震を経験した中で、災害情報を伝える町のホームページへのアクセスが困難になったり防災行政無線が聞こえにくかったりしたため、災害時にも確実に情報を伝えることができる多様な情報発信手段の確保が特に重要であることを認識しています。そのため、他の自治体の情報発信の手段とその運用状況を検証しながら、今年度予定しております町ホームページのリニューアルの中で、多様な情報発信のツールの一つとして情報メールサービスの活用を検討していくこととしております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 情報メールを検討してるということで、ちょっと質問の内容を変更したい。変更というか、今年の質問でも言いましたけども、大津町のからいもくん情報メールサービスが33万8,000円という年間維持費、低価でできておりますので、ホームページのリニューアルでの情報メールのサービスというのがちょっと分からないんですが、そこはまた個別に確認するとして、こういうシステムの導入に関して前回質問しておりますが、どのように考えているのかお答えをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） ホームページを活用した情報メールに関してということ……

（3番西本友春君「いや、それは後で聞きますので、システムを使った情報」の声あり）

2番の質問ということでもなくてですね。

（3番西本友春君「情報メールはホームページでと言われたんで」の声あり）

ホームページの中に組み込んでというようなことも考えられますし、メールサービス、別の形でシステムを使って運用するという事も考えられるかと思えます。これに関しましては、今年度、情報発信ということから、ホームページをリニューアルする際に、例えば総務課の防災担当と協議をしながら、どれが菊陽町に合った情報発信のツールとして活用できるかということ等含めて検討することとしております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ぜひ、そういう形で安価でできるようなサービスツールを、アプリ等使いながらでもいいですから、しっかりと検討をお願いいたします。

本年度予算で、菊陽町のホームページのリニューアルに496万8,000円が業務委託料として計上されています。菊陽町の熊本地震復旧・復興計画の中で、先ほどありましたけども、災害情

報防災メール、メディア、SNS等の活用による情報発信、収集機能の強化が記載されていますが、SNS等を利用した情報発信は今の時代には必要と考えるが、導入に向けた検討はどこまで行っているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

現在、菊陽町では、フェイスブックやツイッター、LINEなどのSNSを活用する情報発信は行っておりません。平成28年熊本地震の際は、自治体などが運用するSNSを利用して災害情報や物資の支援に関する情報が発信されるなど、避難生活をする上で重要な役割を果たしたことから、今年2月に策定した菊陽町復旧・復興計画においても、その活用については今後検討することとしております。

検討するに当たっては、今年度予定しております町のホームページのリニューアルの中で、あわせて多様な情報発信のツールの一つとして、情報メールサービスとともにその活用を検討していくこととしております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今後の委員会での検討事項ということですので、その委員会での検討をしっかりと見守っていきたいというふうには思っております。

菊陽町のホームページはパソコン対応となっており、スマートフォンで検索するときにはホームページを開いた後、拡大をして画面をスクロールしながら探さなくてはならないので、非常に見づらく、操作に時間がかかるという言葉が住民の方から伺うことがあります。現代社会においては、多くの人が情報収集するのはスマートフォンが主流となってきました。スマートフォンは、いつでもどこでも容易に情報収集することが可能で、特に災害時には必要不可欠なツールですが、今回のリニューアルではスマートフォン対応は可能になるのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 今回のリニューアルでは、スマートフォンに対応させることを検討して進めることとしております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） スマートフォン対応にするには少しこの金額じゃ無理かと私は思っているんですが、トータル的にリニューアルとなるとかなりの金額かかりまして、スマートフォン対応にするにしてもそれ用の専用ソフトなりアプリが必要かと思いますが、この金額でできれば非常にいいなというふうには思っております。

今回、町は防災情報の発信としてヤフー防災速報での配信を行うこととなりましたと、この前町長が言われまして、私も早速防災のアプリを入れて、今朝2つほど雨の情報が入ってきました、朝早くからですね。それとは別に、町の行政情報発信としてマチイロというアプリで紹介するツールがあります。熊本県では、熊本市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、

宇土市、上天草市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、長洲町、和水町、大津町、高森町、津奈木町、錦町、相良村と、多くの行政が情報を発信しています。マチイロもお金は必要としないので、できるだけ早く菊陽町も協定を締結し、行政情報の発信を行うべきと提案いたしますが、町はどのように考えますか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

議員がおっしゃるようなツールとして、現在、クマモトイーブックというものがあります。このサイトで本町の広報も閲覧できるようになっております。これは県内全自治体の広報が見れるようになっているようなんですけども、私もまだよく確認してないところです。

御質問にありましたマチイロアプリに関しましては、議員から伺うまで承知しておりませんので、今後、行政情報を発信するツールとして活用できるかを含めて検証していきたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 無料のツールでございますし、多くの方が使ってるケースもございますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

今では、大きい民間企業では、災害発生時に従業員との連絡や状況把握に携帯電話を利用した双方向の情報発信と情報収集を行っております。熊本地震においては、被害状況を把握するのに消防団、町の職員、自治会の人と多くの協力者から情報提供を受けて、被害状況や支援に関する情報を収集されていきました。携帯電話のGPS機能を利用すれば、特定エリアにおける情報収集も容易になると考えられます。また、復旧・復興計画にも、情報発信、収集方法のシステム化とされています。双方向の情報発信の必要性をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

現在、災害時における双方向の情報発信については、主に区長、自治会長さんからの電話や一般の町民の皆さんからの電話等による情報入手以外は、防災行政無線や町ホームページ等による町から町民への一方向の情報発信であります。

町民からの情報収集に双方向情報発信を行うことは重要なことと考えております。特に、災害時においては、地域の被害情報や町民が困っている情報等をいち早く入手したりすることは非常に重要であります。また、大規模な災害においては、安否確認や避難者の避難状況といった情報の確認も非常に重要だと思っております。

双方向の情報発信については、個別に受信端末を置くシステム等を開発している企業もあるようですけれども、このようなシステム導入はかなりの費用がかかるかと思われれます。双方向の情報発信について、どのような情報をどのような方法でできるのかを、今議員が申されました携帯電話のGPS機能を利用してということもありますけれども、そういったものを含め

て、また費用の面も含めまして今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今後、導入するにしても確かに費用はかかるとは思ってます、専用のアプリやソフトが必要です。防災だけではなくて情報発信という点での質問でありますので、GPS機能を使えば特定のエリアの情報収集が可能ということで、菊陽町も観光化を目指すというところであれば、エリアでの観光客からの情報発信、収集という形ができますので、今後ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、ピロリ菌検査の助成についてお伺いをいたします。

がんは日本で昭和56年より死因の第1位であり、平成26年には年間約37万人が亡くなり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかるかと推計されている。こうしたことから、依然としてがんは国民の生命と健康にとって重大な問題であるとともに、がん対策は一億総活躍社会の実現に向けても取り組むべき課題の一つであり、日本のがん対策は昭和59年以降、対がん10か年総合戦略、がん克服新10か年戦略、第3次がん10か年総合戦略と、10年ごとに戦略の改定を行い、施策が実施されてきました。

さらに、平成19年4月には、がん対策をより一層推進するため、がん対策基本法が施行され、がん患者を含めた国民ががんを知り、がんと向かい、がんに負けることのない社会の実現を目指して、日本が立ち遅れていた放射線治療や緩和医療の充実も盛り込まれるなど、国の対策が本格化し、国と地方公共団体、がん患者を含めた国民等の関係者が一体となってがん対策を進めています。

また、平成27年12月にはがん対策加速化プランが発表され、一番最初の項目に受診率向上が上げられています。菊陽町のがんの受診率と受診率向上の対策はどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） お答えいたします。

平成28年度のがん検診の受診結果について申し上げます。この結果は、平成28年度地域保健・健康増進事業報告の対象年齢となります40歳、子宮頸がんだけは20歳からですが、69歳までの受診状況による報告となります。

胃がんが受診者数1,614人で受診率14.3%、肺がんが2,313人で15.2%、大腸がんが2,193人で受診率14.4%、子宮頸がんが2,537人で25.3%、乳がんが1,884人で30.1%となっています。

また、男女別で見ると、胃がんが男性12.6%、女性16.1%、肺がんが男性12.0%、女性18.3%、大腸がんが男性10.6%、女性18.0%となっており、いずれも女性の方の受診率が高い結果となっています。

さらに、年齢別で見ると、胃がんが60歳以上で高く、肺がんは大腸がんは40歳と50歳代が低く、65歳以上が高い、子宮頸がんは20代が低く、30代が高い、乳がんは年齢による受診

率の差が余りないという結果となっています。

次に、受診率向上の対策はどのように行っているのかについてお答えします。

本町でのがん検診は、40歳以上の方を対象に胃がん、大腸がん、肺がん、20歳以上の女性に子宮頸がん、40歳以上の女性に乳がんの検診を、毎年6月に実施しています総合健診と9月から10月にかけてがん複合検診の2回を行っています。

御質問の受診率向上の対策として、まず対象者に対して個別に案内通知を送っています。平成29年度の実績ですが、総合健診では国民健康保険加入者5,613人と後期高齢者医療保険加入者3,326人に通知しました。また、9月から10月のがん複合検診では、6月に受診されなかった未受診者に加え、社会保険加入者の40歳以上の方も含めて2万4,516人に通知をしております。通知数は、合計3万3,455通となります。

次に、受診勧奨の広報活動として、町広報紙とホームページへの掲載、健康カレンダーの全世帯配布、町施設へのポスター掲示、町嘱託医からの受診勧奨についての協力依頼を行っています。

また、検診を行う上で工夫していることとして、待ち時間軽減のために余裕を持った実施期間を設定して、平日が仕事などで来ることができない方のために土曜、日曜での開催も行っています。それから、女性の方に限定されますが、節目検診として、子宮頸がん検診と乳がん検診について無料クーポン券を交付しております。さらに、関係機関への協力ということで、協会けんぽに社会保険加入者の方に対する町の検診についての周知をお願いしています。

このように、できるだけ多くの方に検診を受けていただくための対策を申し上げましたが、検診結果説明会や健康相談など、住民の方と直接接する機会には検診の重要性を説明するとともに、継続受診の推奨にも努めているところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 厚生労働省は、受診率向上のために、個別受診勧奨、コール、再勧奨、リコールの推進が行われております。受診率向上施策ハンドブックで取組を紹介しています。

たまに受付の期限を過ぎてしまうということをお聞きします。期限内に予約、受診という行動に移ってもらうには、リコールはこのきっかけを提供するための施策になります。2度目のお知らせは、電話、メール、郵便、戸別訪問などいろいろな方法がありますが、菊陽町におけるリコールはどのようなことを行っていますか、お伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） 先ほどお答えした中にありましたように、本町でのがん検診は基本的には2回、毎年6月に総合健診と9月から10月のがん複合検診を行っています。まず、6月の総合健診は、国保または後期高齢者の加入者の方に個別に案内を送っております。また、9月から10月のがん複合検診には、6月に受診されなかった方と国保または後期高齢者医療保険の加入者以外の社会保険加入者に個別に案内を送っています。

このことから、国保と後期高齢者の方には申し込む機会といたしますか、チャンスが2回ありますけれども、社会保険加入者の方には9月から10月のがん複合検診に申し込みをする1回しかありませんので、もしもそれを忘れた場合にはもう一年待つような形になります。そこで、議員が言われるような受診率向上のために個別受診の再勧奨が必要ではないかということでもありますけれども、申し込みから検診実施までのスケジュールの関係や勧奨対象となる人数が多いこと、また実施に伴う予算などの関係から、再勧奨は国保と後期高齢者医療保険加入者には行っているものの、それ以外の社会保険加入者の方には行っておりません。

このため、先ほど少し申しましたけれども、受診率向上対策としまして、町からの勧奨ではありませんけれども、協会けんぽに社会保険加入の皆様に対しまして町のがん複合検診の日程や場所について案内をしていただくような取組を本年度から始めております。具体的には、がん複合検診は9月から10月に実施するものですが、案内自体は6月下旬に発送しており、協会けんぽの方にも同じぐらいの時期に個別通知をお願いするようにしております。

このことが全ての要因かどうか分かりませんが、結果としまして本町のがん複合検診の申込者は4,107人で、昨年度より275人、率にして7.2%ほど増えているような状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 全国の自治体で健康ポイント制度が導入され、実施されています。きくよう健康ビジネス起業化プロジェクトの地域再生計画の概要として、町の健康事業とあわせて健康ポイント制度の導入を行い、さらに町内施設にも健康拠点を拡充していくことで町民の健康寿命の延伸を図り、健康運動、食事を軸とした仕事をつくることにより雇用が生まれる。農産物等を活用した健康ビジネス化の推進により農産物の販路拡大を図り、経済が循環する仕組みをつくとあります。受診率向上のためにも、がん検診を受けられた方に健康ポイントがつく仕組みづくりが必要かと思いますが、町はどのように考えておりますか。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） お答えいたします。

健康ポイントに関しましては、議員が言われましたように、地域創生の事業の中で今進めておりまして、健康ポイントの部分について申し上げますと、事業参加者に日々の活動量として歩数、歩く数ですが、歩数や体組成や血圧を測定するために活動量計というのを配付して、その測定結果をもとにカウンセリングなどを行います。そして、活動量計で計測した歩数や活動などに応じてポイントをつけることによって、参加者の運動や健康に対する関心と意欲を高める狙いがあります。

具体的にはどのような場合にどれだけポイントをつけるかということですが、歩数や活動量のほかに体組成、血圧測定の際、カウンセリングの際、健康教室参加の際など、先進自治体の例などを参考に検討してるところでありまして、御提案がありましたように、町の検診を受

診された方に対するポイント付与についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） あと残りピロリ菌の2問は、申し訳ございません、私の段取りが悪くて、次回の12月に質問をさせていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 皆様こんにちは。

大久保輝でございます。多くの方に傍聴いただいております。どうもありがとうございます。

今回、町民の皆様からいただきましたさまざまな声を一般質問させていただきますが、内容につきましては、過去に質問させていただいてることや、ほかの議員の方が過去に質問された項目もございます。これらについて、現在の進捗状況などを質問させていただきたいと思っております。

私は、現在、会社の経営者もしております。経営者という立場でもあります。その経営者としての視点、考え方も持って質問をさせていただければというふうに思っております。

今回の一般質問は4項目です。1、（仮称）光の森多目的広場について、2、オールドニュータウン再開発事業について、3、ふるさと菊陽応援寄附金について、4、交通体系の充実についてを質問させていただきます。

それでは、質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） それでは、1番目の（仮称）光の森多目的広場について御質問させていただきます。

（仮称）光の森多目的広場の今後の利用計画の検討状況はどうなっているのかということでお尋ねをいたします。

私が議員として初当選後、初めての一般質問、平成27年6月の議会ですが、この土地の利用計画に関する質問をさせていただきました。その際の答弁では、既に幾度となく一般質問をされてきた経緯があり、新たな施設の整備を期待されていることは十分承知している。事業化の

検討については慎重に進めたいという答弁をいただいております。その後も何度か、この土地の用途について、ほかの議員の方からも一般質問があっているかと思えます。

その中で、昨年9月定例会の甲斐議員の一般質問の答弁におきまして、熊本地震の影響でコンセプトプランニングには着手できていないが、地震を踏まえてのコンセプトプランニングを進めていくという答弁がございました。このコンセプトプランニングというのが私は初めてお聞きしたような感じでございます。よく意味が分かりませんでしたので、辞書などでいろいろ調べてみました。直訳すると、概念の計画、または計画概念というふうな意味だというふうに理解しておるところであります。

この（仮称）光の森多目的広場の用途について、現在の検討状況はどうなっているのかということをお尋ねしようとしていたところでしたが、今定例会での先日の後藤町長の行政報告において、光の森多目的広場の防災機能を強化する防災広場の整備ということをおっしゃってございました。どのような計画なのか、利用計画の検討状況ということでお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

（仮称）菊陽町光の森多目的広場として利用している土地については、町民の皆様が新たな施設の整備を期待されていることはこれまでの経緯から十分承知していますし、本議会でもその利活用について取り上げられてきました。

平成28年9月定例会での当該用地に関する一般質問には、町の貴重な財産である北側区画用地は、町の西部にある用地、熊本都市圏の北東部にある用地であるなど場所的な特性、将来の菊陽町及び熊本市北東部における人口構成や将来の産業展開の観点からどのような意味を持っているのか、どのような機能が必要とされているのか、またどのように利活用していくのかなどを総合的に検討していくと同時に、今回の震災を踏まえてコンセプトプランニングを進めていくこととなりますと答弁したところです。

御承知のとおり、熊本地震発生後、町の東部に位置する役場に災害対策本部を置き、また西部地域にある光の森町民センターを中心に、隣接する光の森多目的広場を活用しながら災害対応に当たってきました。光の森多目的広場は、西部地域における自衛隊の活動拠点として給水車による給水を行ったり、仮設風呂を設置したりし、またボーイスカウトの活動拠点となるなど、光の森町民センターとともに熊本地震の際に大きな役割を果たしました。また、多目的広場は、現在、熊本地震で住宅が損壊した被災者を支援するための応急仮設住宅を20棟建設して利用している状況です。

熊本地震の際の光の森町民センターは、体育館や会議室、和室、広々とした待合、地域交流スペースを持つため、町西部地域の防災拠点として大きな役割を果たすとともに、その施設には耐震性貯水槽、太陽光発電設備、蓄電池なども備えており、本町で最も大きく、かつ最も充実した避難所機能を有する施設となっています。

しかしながら、この光の森町民センターが拠点となる西部地域に居住する住民は2万3,000人と、全町民の56%を占めていることとあわせて、隣接の熊本市をはじめとする近隣市町村からも多くの避難者が押し寄せました。また、今回の地震の特徴として注目を集めた車中泊という今まで予想しなかった新たな避難形態が発生するなど、明らかに避難所としてのスペースや機能が不足しました。

現在、本年2月に策定した菊陽町熊本地震復旧・復興計画に基づき、熊本地震からの早急な復旧・復興に取り組んでいるところであり、この取組の中で、次の災害に備えて、今回の地震で重要な役割を果たした光の森町民センターに隣接する光の森多目的広場を、防災機能を強化しなければならない重要な施設と位置づけました。この機能を強化することを目的とした災害に強いまちづくりを推進するために、災害時の飲料水確保のための耐震性貯水槽の設置や食料、毛布等を保管する備蓄倉庫の建設、車中泊に備えたスペースの確保とあわせて、国や県、自衛隊などからの支援の拠点となる防災拠点センターや支援活動を行うためのスペースをあわせ持つ防災広場としての整備を行いたいと考えており、応急仮設住宅用地を除いたスペースを活用して整備を行いたいと考えています。

事業に取り組む際は、事業費に対する補助率が最も有利な、国土交通省が所管する都市防災総合推進事業による防災・安全交付金を活用することとして現在協議をしているところです。計画を推進するに当たっては、復興まちづくり計画を策定する中で住民への説明をしっかりと行いながら進めていくこととしております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保輝君） 今、御説明いただいた中で、かなり具体的にいろいろと計画をされていらっしゃるのかなというふうに感じたところでございますが、先日の行政報告でも、国交省、熊本県と協議をしているところというふうにおっしゃられておりました。ということは、結構以前からさまざま計画をされていたのかなというふうにも思います。

が、先ほども申し上げましたとおり、昨年9月の定例会ではコンセプトプランニングが定まっていなかったというところにおいて、その後、私は記憶しておりませんが、特に議会の方への説明等なかったのではないかとこのように思っておりますけれども、その上で現在は国や県と協議をしている段階ということはどういうことなのかなと、ちょっと疑問に思うところがございます。

先ほど申しましたとおり、私も一般質問させていただいた際には、事業化の検討については慎重に進めたいという答弁でございました。慎重に進めるということはどういうことなのかということ若干疑問に思うところもあります。いつからこのような計画を策定されているのかということについてお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 昨年の熊本地震発災以降、町といたしましては復旧・復興を目指すために、復旧・復興計画を皆様の御意見を伺いながら策定していったところです。その中

で、町民の皆様が何が困ったかということになりますと、避難場所がなかった、地震で家に帰れないから車中泊するスペースがなかった、水がなかったといういろいろな御意見を伺ったところです。

これまで菊陽町の方では、総合計画、それから創生事業に関しまして防災広場の整備ということは掲げてきたところです。そこで、地震発生以降、広域的な防災広場を整備する必要があるとの機運が高まってきたわけですけれども、その中で、例えば菊陽町のどこに防災広場を設置するか、どこにやっていくというふうなのはいろいろ考えられるところがございます。例えば、南校区の鼻ぐり公園であったり「さんふれあ」の近辺、それから光の森、そういったところが考えられるところです。それとまた、復興計画の中では、それらの大きな施設以外にも既存の公園を活用した防災広場をあわせて整備することとしております。そのような中で、東部地域の重要な拠点となる菊陽町役場周辺を、それと人口が集中する西部地域に防災広場を計画する必要があるんじゃないか、そのような経緯から現在の計画に至ってきているところがございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 防災に関してさまざま施設が必要だということは、これは当然のことだと思いますし、分かります。今、御質問しましたのは、今まで約10年間、概念の計画が、コンセプトプランニングですね、できていない中で、そこがいつ決まったのか私はつきり分かりませんでしたけれども、こちらはいずれにしても昨年9月議会以降というふう考えた際に、その計画が決まってから具体化していくまで随分早いなというふうにも感想を今持ったところであります。

取得費用や整備費を考えると、ざっくり20億円近くのお金がかかっている土地かというふうに思いますが、こちらの土地を防災広場ということで、今のお話ですともう決まっていっているように感じてるところでございますが、どうなのかということ。この計画は確定しているのか、こちらを町長にお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 多目的広場の方でありますけれども、昨年の熊本地震を経験して、非常に防災機能、担当課長が申し上げたように、機能を発揮したところであります。それから、復旧・復興計画の中で全世帯を対象にしたアンケート調査を実施しておりますけれども、その中でも約80%の方々が防災広場というのが必要だというふうな答えもいただいたところであります。

現在、国、県の方と協議をしていると言っておりますけれども、県を通じてやっておりますけれども、国の方の採択を受けられるかどうかというのは、これはまだ協議中でありまして、そういうところを目指しながら、これ補助制度の中では非常に有利なところがあります。そして、これも今、国、いろんな災害が出て、既に防災広場、公園等つくった団体等も県外にありますけれども、そういうところで今この事業の採択にならないかということでありまして、一方で事業枠というのがよそもいろいろ申請しとるということで狭まってきとるというふうな

ことがありますので、ぜひこの制度を使って整備したいというところで進めているところであり  
ます。まだ協議中でありますので、決定したというところまでは行っておりませんが、  
そういう国の制度を受けられるようなところで取り組んでおります。

そして、21億円くらいかかっておりますけれども、これも公共用地先行取得事業債を活用して  
おりますので、その中で公共用地として使うというのが前提になった土地の取得の仕方であり  
ますので、そういう中で今どういう施設が大事、あの場所を使うかということでは、去年の  
際、熊本地震を体験いたしまして、南側の方にこの施設、光の森町民センターがありますけど  
も、空間を広く持った、そういう場所を持つとくのは非常に大事であるというふうに考えてお  
りますので、進捗状況の中でまた議会の方にもきちんと説明をしながら取り組んでいきたいと  
いうふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 町としては、この計画を進めていくというところの方向性でもう決定し  
てるのかどうかということを端的にお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町としては、そういう方向で進みたいということで今進んでおります。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 町としてはこちらの計画で進めていくということで、もう決まっている  
というところで私は今理解しましたけども、これからいろいろと説明していかれるということ  
でおっしゃられましたが、方向性を決定する前の協議なり説明というものは必要であったので  
はないかというところは疑問を持っているところでございますが、それを踏まえて次の質問に移  
らせていただきます。

2番目の項目の、利用計画に関して住民からの意見の聞き取りは行われているのか、行われ  
ていれば、その内容を示していただきたいというところです。

先ほども申しましたとおり、私は初めての一般質問でこのことについて質問をさせていただ  
いております。その際に、住民の意見もお聞きし、検討してまいりたいと考えているとの答弁  
をいただいております。どのような住民意見の聞き取りを行われたのか、またその告知方法、  
そしてどのような意見や要望が出たのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

最初の御質問で、多目的広場を防災広場として活用したいと答弁させていただきました。昨  
年の地震発生以降、復旧・復興計画を策定する際や、復興基金の活用を県に要望するために開  
催した校区座談会の中で、住民の皆様の御意見を丁寧に伺ってきました。その中で、防災広場  
の整備の必要性について幾度となく確認させていただいたところです。

また、今年度は、国土交通省所管の都市防災総合整備推進事業を活用し、次の災害に備える  
ため、住民との合意形成を図りながら、安全で安心な災害に強いまちづくりを進めるための具

体的な事業を取りまとめた復興まちづくり計画を策定することとしています。この中で、本年6月29日から7月21日までの間、町外のみなし仮設住宅にお住まいの方を含む全世帯を対象とした住民アンケートを実施し、現在その分析を行っているところですが、このアンケート結果からも、約8割の方が防災広場の整備の必要性について重要であるとの回答を得ているところです。

このように、熊本地震からの復旧・復興を目指すに当たっての住民からの聞き取りに関しては、昨年度の復旧・復興計画策定のための座談会の開催や計画策定委員会の設置、復興基金の活用を県に要望するための復興座談会の開催、今年度の復興まちづくり計画策定に係るアンケート調査の実施によって、次の災害に備えた防災機能の強化や防災広場の必要性について、住民の皆様から御意見や御要望をいただきました。今後は、これらの計画を実現するために、学識経験者や各種団体の代表、住民などを委員とした復興まちづくり策定委員会を設置して御意見を伺いながら、さらに校区別の座談会を開催し、あわせてパブリックコメント手続を実施しながら住民の皆様との合意形成を図っていくこととしております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） アンケートの結果で、防災広場整備の必要性が重要であるというところは分かりました。しかし、そもそもそのアンケートというものはあくまでも復興まちづくり計画によるアンケートでありまして、光の森多目的広場のことではないわけでございますね。私が先ほど質問させていただきましたのは、（仮称）光の森多目的広場をどのように利用したらいいのかというような意見を、どのような意見、要望が出ていたのかということをお尋ねしたわけでありまして。用途についてどのような意見があったのか、そういったアンケートなり情報収集がされてるのかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） どのようなということでもよろしかったですかね。

○1番（大久保 輝君） すいません。もう一度申し上げます。

復興まちづくり計画のアンケートではなく、光の森多目的広場の用途としてどのような意見収集を行われているのかということについて再度お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 一番初めの御質問で答弁した際に、菊陽町は以前から総合計画であつたり創生事業の中で、防災広場の設置というのが重要であるというふうなことは盛り込ませていただいたところです。そのような中、昨年地震が発生しまして、先ほど申しましたように防災広場の整備が必要であるというふうな認識に立ったものですから、その中で、先ほど言いましたように町内のどこに防災広場を設ける必要があるのか、それと大きな防災広場以外にも小さな公園も防災機能を持つ広場として活用しなければならない、そのような中で、西部地域が住民が集中する人口が多い地域となっております。西部地域に防災広場、それと東の方には役場周辺の整備ということになりますけれども、西部地域の防災広場を整備するに当たって

は多目的広場が適当ではないかという結論に至ったところです。そのような中で至ったところ  
です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ということは、防災広場の整備ということは当然必要という住民アンケートは出ておりますが、それが光の森多目的広場ということを限定したものではないということ  
とでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） いろいろな座談会の中、それからアンケートの調査の中で、西部  
地域の防災広場の整備が重要であるという結果が出たところから判断しております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） では、次の質問に移らせていただきます。

3番目の、仮設住宅用地を（仮称）光の森多目的広場に設置したのはなぜかという質問に移  
ります。

先ほどから申し上げておりますとおり、幾度となく利用用途についての一般質問が行われて  
いるこの土地に、なぜ仮設住宅用地としての選定をしたのかについてということでお尋ねをさ  
せていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

応急仮設住宅の建設用地の要件として、仮設住宅の必要戸数を建設基準に基づき適切に配置  
でき、駐車場用地を確保するなどの設置要件を満たす必要がありました。そのような必要条件  
を満たす箇所として、光の森多目的広場は仮設住宅の敷地として十分な面積がとれ、プライバ  
シーに配慮した住宅配置ができ、生活利便性もよく、設置場所として最適な状況でした。

なお、広場の一部は武蔵ヶ丘中学校運動場代替施設のテニスコートとして利用してありまし  
たが、応急仮設住宅はその北側に建設を計画しましたので、敷地の西側半分は現状のままであ  
ります。そのため、各種スポーツ活動、地域の方のグラウンドゴルフ場としての利用、イベン  
ト等の実施に関して支障がないものと判断しました。

応急仮設住宅へ入居される方にとりましては、役場の出先機関である西部支所が近くにあ  
り、また光の森の商業地にも近く、買い物をはじめ生活するに当たってとても便利な環境であ  
ります。また、キャロッピー号の路線も多く、町内の移動にも便利であることなども鑑み、仮  
設住宅を光の森多目的広場に建設することとしたものであります。実際にお住まいの方々から  
は、おおむね御好評をいただいております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 今のプライバシーに配慮したというところをお聞きしましたけども、  
私、近所におりますけども、それほどプライバシーに配慮できてるのかなということは若干疑

間に思います。20世帯の仮設住宅ですので、ほかに建設できる場所は全くなかったのかということについて、検討事項なかったのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野信哉君） 現在、建設しておりますのが20戸ですが、当初の建設予定では60戸を想定しておりました。必要戸数は、その段階検討しましたら20戸で十分であるということになりました。その際に、役場の西側の町民グラウンドの多目的広場、そちらの方も検討箇所として上げましたが、先ほど申し上げました理由のとおり、光の森の方が適切であるということであちらの方に決定したところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） その選考過程というものをお聞きしておりませんでしたので、住民の方からも、なぜあの土地だったのかということは聞かれたりすることも多うございますので、質問させていただきました。今まで、先ほど申し上げましたとおり、一般質問等で用途についてなどさまざま質問あっておりますので、当然緊急性はあったことかと思えますけれども、利用計画についての説明等がなされればよかったのではないかというふうに考えます。

4番目の質問に移らせていただきます。

土地を民間企業等へ賃貸し、災害時応援協定の締結を条件とした体育施設や文化施設などの誘致を行うことはできないかというところです。

その前に、菊陽町でさまざまな企業との災害時応援協定を締結しているかと思いますが、その内容には、災害時の駐車場の提供や食料品の提供などは幾つかあるかと思いますが、しかしながら、建物を避難場所として提供するという協定は今のところないということでお聞きしております。この質問は、（仮称）光の森多目的広場へ、昨年の大地震のような災害時には建物を避難所として提供してもらおうといった内容の災害時応援協定の締結を条件として、民間企業の施設などを誘致できないかということであります。これは、震災を踏まえてのコンセプトプランニングとありましたが、まさに震災が起こり、今後また震災等が起こったときにも十分に生かせるんじゃないかというふうに考えているところです。

昨年3月の定例会では、川俣議員より、プロポーザル方式の導入により民間活用できないかという提案もあっております。民間がさまざまな知恵も提案いただき、その中からすぐれたものを採用するという非常に合理的な方法だと思います。もちろん、どのような用途であっても、どんな施設であっても、全ての住民の方が納得するということはないかと思いますが、しかし、いいアイデアがあれば、それを採用するというのが、町民の方への最大の福祉になるのではないかというふうに考えます。

以前、一般質問させていただいた際には、財源の確保ができるかどうかの見きわめも必要ということをお答えいただいておりますが、民間の誘致などを行えば、財源の確保についても心配する分が少なくなるのではないかというふうに考えます。まずは、さまざまな提案をテーブル

に載せて、そこからどうするべきかを考えればよいでないかというふうに考えます。

先のような災害時応援協定を条件としての民間活用ということができないかをお尋ねするところでしたが、既に土地の利用計画をほぼ決めていらっしゃるということでございますので、このような方法が再考できないかというような要望にとどめさせていただきます。次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問、オールドニュータウン再開発事業についてというところに参ります。

都市を再生、成長、持続していこうとする構想とは具体的にどのようなことを行っているかという質問です。

オールドニュータウン再開発事業ということについて、今年3月の甲斐議員の一般質問での答弁では、都市を再生、成長、持続していこうとする構想と答えられています。これが具体的にどのようなことを行っていくのかをお尋ねいたします。

また、オールドニュータウン再開発事業というものは菊陽まち・ひと・しごと総合戦略で記載されていますが、菊陽町総合計画後期基本計画においても同様のことが記載されておりますので、こちらは同じ事業と考えてよろしいでしょうか、あわせて御質問させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

都市を再生、成長、持続していこうとする構想とは具体的にどのようなことを行っていくのかという御質問に対しまして、オールドニュータウン再開発事業とは、昭和40年代以降の高度成長期、人口急増期に開発された武蔵ヶ丘団地をはじめとした比較的大規模な戸建て住宅団地及び公営集合住宅団地をオールドニュータウンと定義づけており、急速に進展する高齢化や住宅の老朽化、独居世帯の増加、空き家の発生、また家庭のつながりや地域コミュニティ機能の希薄化など、さまざまな都市の成熟化によって発生する課題に対応し、都市を再生させ、成長を持続させようとする構想のことです。

事業の効果としては、再開発事業や再配置を行うことにより高齢者に安全で安心な生活を保障することが可能となり、そこから積極的な地域コミュニティが形成され、ついでに住みかとしての生活を可能とすることです。また、高齢者が集まるということは、医療や介護、また商店などの生活関連のサービス業が必要となるため、新たな就業の場が創出され、就業の場が創出されることで人が集まり、そして子育てや教育、商業、アミューズメントなどの消費需要が拡大し、経済を活性化させる循環型の社会を形成することです。

総合計画の内容と総合戦略の内容が一緒かという御質問に対しましては、これは総合計画の際にはオールドニュータウンとは表現、定義しておりませんでしたけれども、同じものになります。

それから、具体的にどのような整備をとというのは、今も簡単に申し上げましたけれども、武蔵ヶ丘団地が老朽化してること、お住まいの方が高齢化してること、それと武蔵ヶ丘が5階建ての団地でエレベーターもない状況、7町内、8町内、それから近隣の地域におきましても高

齢化が進んで空き家が出てること、そのようなことから、地域を再生、改めて整備し直して住みよい地域にしていくことということになります。例えば、教養文化施設を設けるであったりスーパーマーケットを建設する、それからグループホームであったり医療や介護に関する施設を設置することで、高齢者のついの住みかとなるような環境を整えるというような事業でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） それでは、現在の進捗状況はどのようになっているのかというところへ移らせていただきます。

こちら計画を見ていきますと、武蔵ヶ丘地区の再開発ということで、菊陽町内だけでなく、熊本市の武蔵ヶ丘や合志すずかけ台団地などの住宅団地一帯とあわせた新たな住宅地の再開発を行うというふうに記載してあります。そうすると、当然、近隣の熊本市や合志市との協議なども行う必要があるかというふうに思いますが、どのような協議をどれぐらいの頻度で行われているのか等含めまして、その経過を、これすいません、端的によろしかったらお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 今おっしゃったように、近隣の市町村であったりいろんな関係団体、それから大規模土地開発業者、金融機関と連携して共同しながら、長期的視野に立って取り組んでいかなければならない事業と考えております。本事業に関しましては、確実にやってくるであろう、武蔵ヶ丘団地を含む、合志市、熊本市を含む周辺地域の高齢化を見据え、将来的に持続可能な地域社会を形成するために、町として問題提起しているものでございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） それでは、しっかりと進めていただくところで次の質問に移らせていただきます。

3番目のふるさと菊陽応援寄附金についてというところでございます。ふるさと菊陽応援寄附金、いわゆるふるさと納税についての質問をさせていただきます。

まず1番目、ふるさと菊陽応援寄附金のお礼の品、いわゆる返礼品は10品目と今なっておるかというふうに思いますが、3万円以上の寄附で10品のうち1品、10万円以上の寄附の2品を選んでいただくこととなっております。この10品目はどのように選考されたのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の質問については後で担当の方に答えを答弁させますけれども、まずこの制度についての町としてのどういうふうな取り組み方をしとるかということで申し上げたいと思います。

ふるさと納税制度は、ふるさととなる自治体のさまざまな取組を形にする仕組みとして、平成20年度に税制改正によって創設されたものであります。これ自分が生まれ育ったふるさとの

方に寄附金を納付することによって、実際住んでおられる自治体の方に税金を納めた住民税の方を、実際住んどるところにはほんの2,000円か2,500円ぐらい残って、あとは寄附をされたところの方の相当分が寄附された方に税金が還付されるという制度でありまして、現実としては菊陽町の場合は、菊陽の方にはかなり子どもさんたちと移住してふるさと離れておられますけども、現実的には菊陽の住んどる方がよその自治体の方に寄附をされて、町の住民税、いわゆる町民税の方がその分還付をしなければならないという額が相当額に上っております。

そういう意味からいたしまして、特に平成28年度につきましては熊本地震もあって、本町でも1,500万円ぐらいですかね、寄附があったわけですが、出ていった方の額がそれよりも超えとったというふうな現状であります。

そういう意味で、近年、自治体間の競争が非常に過熱してまして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されておまして、これは国の方からもその是正を促す通知が出されているところであります。そういう状況もありますけども、本町では、菊陽町に生まれ育ち、町外に移られた方や菊陽町に縁のある方が菊陽町を応援したい、そして町外からの本町に寄附していただくものでありますから、ふるさと納税制度を取り組むに当たりましては、住民税が寄附したところと住んでるところからの移動するような内容になっておりますので、国の方からも指示が出ておりますけども、制度の趣旨に沿った、そういう取組を行っているところであります。

ただいまの質問については、担当課長の方からお答えをさせます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

本町に寄附していただいた方に、寄附金額に応じて次のように返礼品を送っております。

まず、寄附金額に関して5,000円以上3万円未満の寄附者には菊陽町史と町勢要覧を、3万円以上10万円未満の寄附者には野菜果物詰め合わせ、米、緑茶セット、みそしょうゆセット、ドレッシング、卵、屋久島トビウオセット、屋久島焼酎などの中から1品を、いずれも3,000円程度です。また、10万円以上の寄附者には、これらの返礼品の中から2種類を送っており、3万円以上を寄附された方で希望する方には菊陽町史と町勢要覧もあわせて送っています。

御質問のお礼の品の選考に関しましては、町内でとれるもの、つくられるものという点を基本として選んでいます。これらの品は、いずれも「さんふれあ」で取り扱っているものであり、寄附者への発送の手間や返礼品の在庫管理などの一体的作業を考慮して、町の第三セクターである「さんふれあ」に依頼しているものです。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ふるさと納税に関しての考え方ということも御答弁いただきましたので、そこについても私ちょっと述べさせていただきたいというふうに思いますが、ふるさと納税の理念についてということにつきましては、これ総務省のホームページに3つの大きな意義

というものが書かれてあります。その意義の中の第3に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと、それは選んでもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつながりますというふうにあります。これは、ふるさと納税の制度が、いわば自治体間の多少なりとも競争が前提にあるのかなというふうに思っておりますので、他の自治体に遅れをとらないような取組も考えていくべきこととして一つはあるのかなというふうに私は考えております。

また、返礼品に関しても、今年から正式に寄附の3割以内というようなことが通達で出ているかというふうに思いますが、その範囲内であれば、そこはきちんと取り組むべきところは取り組んでもいいのかなというふうに考えております。

今、御返答いただきました、特産品にある程度特化しているというところであったかというふうに思いますが、屋久島町、姉妹都市であります、この屋久島町の返礼品も入っているわけでありまして。これでいくと、菊陽町の特産品に絞っているということでもないのかなというふうに考えます。

選考方法はお聞きしましたので、2番目の項目に移ります。

菊陽町内に所在する事業者から返礼品を提供することはできないかということをお尋ねいたします。

他市町村では、地域の特産品だけでなく、その地域に所在する事業所の商品を返礼品として出されています。このような取組は可能なのかどうかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

町内には、特産の野菜や果物、お茶などの農産物とともに、山内本店やマルハニチロ、フジチク、味千ラーメンなど数多くの食品関係の企業が立地し、ふるさと菊陽を代表する食品が数多くあります。そこで、寄附申し出者の返礼品の選択肢を広げるために、これらの品を返礼品として追加することを検討することとしております。検討に当たりましては、寄附者への発送の手間や返礼品の在庫管理の一体的作業を考慮して「さんふれあ」に依頼しているため、返礼品を提供いただく場合は「さんふれあ」への出店をお願いしたいと考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ここに関連して3番の方に移らせていただきます。

今、いろいろと手間もかかるということも答弁ございましたけども、この辺についても3番目のところで少し述べさせていただきますが、現在、菊陽町ではふるさと納税のポータルサイトとしては、昨年の熊本地震後からふるさとチョイスというものを利用されているかと思いますが、そのほかのポータルサイトは検討できないのかということでお尋ねをいたします。

私は、ふるさとチョイス以外のポータルサイトを利用した他市町村の中で、先日、宇城市を訪問させていただきました。訪問し、システムや寄附金の状況についてのお尋ねをさせていただきましたので、今回、宇城市さんを例に挙げて話をさせていただきます。

宇城市では、ふるさとチョイス以外に、さとふる、楽天ふるさと納税というポータルサイトを利用されています。ふるさとチョイスの導入は平成27年10月より、さとふると楽天ふるさと納税は平成28年12月より導入されたということです。平成28年の各寄附金の実績は、ふるさとチョイスが約6,300万円、さとふるが約5,600万円、楽天ふるさと納税が約90万円、ふるさとチョイスは約6,300万円のうち、返礼品なしの寄附のみというものが3,500万円ということでした。その他の寄附も含めて、平成28年度は合計で約1億3,000万円の寄附があったということです。

特に、宇城市で昨年度導入後、年度ですから約4か月間となりますが、で5,600万円のふるさと納税があったさとふるを例に挙げて少しお話をさせていただきます。

まず、かかる費用でございますが、さとふるでは、寄附額に対して約13%の手数料がかかるということです。例えば、1万円の寄附をして3,000円の返礼品、送料が1,000円前後程度、手数料が約13%となり、宇城市に入る金額は1万円の寄附があった場合、うち4,000円ないし5,000円程度になるということでした。

このシステムのよいところは、寄附があると、さとふる、運営者側ですね、側が事業者へ直接メールで発注し、事業者は宅配便で発送することになります。この宅配便もさとふるが手配します。また、別途100円ほどとなりますが、費用負担必要にはなりますが、受領証明書の発行、発送も行いますので、さまざまな行政の方の事務負担が減らせるんじゃないかというふうに思います。返礼品についても、さとふるが直接事業者と打ち合わせて商品開発を行い、PRをしてくれますので、地域事業者の売り上げの向上にもなり得るということです。

現在、菊陽町で取り入れているふるさとチョイスでは、寄附の申し出があった際にはふるさとチョイス側から菊陽町へ連絡があり、菊陽町から寄附者へ納付書の発送、納付があつて「さんふれあ」へ連絡し、「さんふれあ」から寄附者へ返礼品の発送という流れになっております。さとふるにおいて、手数料はかかりますが、宇城市職員の方とはとてもよいシステムであるというふうにおっしゃられていました。また、さとふるに実際に登録され、返礼品を受注し、発送している事業者の方へも実際にお話をお聞きしに行つてまいりました。事業者の方の感想は、一言でいうと、売り上げの向上にもつながり、とてもありがたいシステムであるということでした。

さとふるというのは一つ例として挙げさせていただきましたが、現在、さまざまなふるさと納税のポータルサイトがあるかと思います。菊陽町でも、このようなシステムを取り入れることで納税も増え、地域事業者の売上向上にもつながる、そのようなふるさと納税のポータルサイトの導入を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 本町がふるさと納税ポータルサイトの利用を開始する際、利用料、手数料が安価であること、また登録している自治体の数が多く、その信頼性が高いことなどを考慮して、トラストバンク株式会社が運営するふるさとチョイスを利用することとしまし

た。その他のポータルサイトを利用することについては、ふるさと納税に係る寄附の件数や額に係る動向、利用者の利便性を比較し、検証しながら検討していきたいと考えております。

また、今、宇城市のさとふるを参考にお話しいただきました。町の方で、利用料、手数料が安価であるというふうなことも選考の基準にさせていただいております。菊陽町が利用しますさとふるは、月額3,750円の基本料金に、寄附額の1%が手数料となっております。そのほかにもいろいろなポータルサイトございますけれども、手数料が9%、12%というような高いところもあれば、月額の利用料が高く設定してあるというようなところも、いろいろあるようでございます。

それから、先ほどカード決済に関しまして、菊陽町はポータルサイトからメールで連絡があった後、納付書を発送しているというようなお話でございました。現在はそのような手続きをとりながら納付をお願いしてるところなんですけれども、現在、カード会社と提携を進めておまして、10月ごろからカード決済が一部できることとなる予定です。

また、先ほど、企業の方から返礼品を直接送っていただくというようなお話もございましたけれども、ポータルサイトを運営する会社の方でその手続きをしていただけるというようなこともあるようですが、10%以上の手数料が上乗せされるというような状況もあるようです。そのあたりは今後いろいろ検証しながら、ポータルサイトを増やしていくこと等に関して検討していきたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保輝君） 今の中で、近くクレジット決済による寄附も可能ということでもございましたけれども、クレジットカード決済やコンビニ納付などについては、寄附手続における改善としての周知としては平成25年9月に総務省の方から事務連絡が出されているかというふうに思いますので、若干時間がかかっているのかなというふうな印象がございます。

ちなみに、ポータルサイトを利用することによって今おっしゃられたようなクレジット決済とかというものも付帯しているわけですから、利便性は非常に高いのではないかとこのように思います。ある程度検討されるようなお話でございましたが、前向きに検討できるのかどうかということで町長の方に御答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、総合政策課長が答弁しました内容で検討させたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保輝君） ぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

私が視察させていただきました宇城市のふるさと納税に力を入れた取組を、されるきっかけについても少しお尋ねをしてみました。

もともとは、他市町村が頑張っって寄附を集めているのに、このままではほかの市町村に寄附金が流れていくばかりになってしまうというふうに思われ、遅れをとらないように我々も取り組もうというところがもともとの発端としてはあったそうであります。しかしながら、実際

に取り組んでみると、当然寄附金としての税収も入ってきますが、それだけではなく、地域の参加事業者の方からも喜ばれ、感謝されるといった、とてもよいシステムであるということでもございました。

私は、ふるさと納税で有名になった10億円とかの寄附を集める市町村がありました。何もそのようなところを目指す必要はないと思っております。まずは、地域事業者、他市町村で取り組んでいるふるさと納税についてのポータルサイトの利用等を行うことによって地域事業者の販売の棚をつくる、これがあるかないのかでは全く違って来るのではないかとこのように考えます。御縁あってこの菊陽町で事業をされている方々にとって、販売の棚をつくると、1つですね、多くつくるということはぜひあるべきことであるかと思ひますし、しなければその分だけ、他市町村と比較したときに菊陽町に所在する事業者の機会損失があることにもなるのではないかとこのように思ひます。

ぜひ、ふるさと納税ポータルサイトの導入を前向きに早急に御検討をお願いいたしまして、次の質問へ移らせていただこうと思ひましたけれども、あと残り時間で次の項目は難しいかと思ひますので、交通体系の充実につきましては次回の一般質問に移らせていただきまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時5分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） こんにちは。

今日は傍聴ありがとうございます。津留区在住の阪本俊浩です。よろしくお願ひいたします。

今日の最初の質問は、馬場地区農業用地の将来像について、そして2つ目が、今、白水台地を悩ませております有害鳥獣対策についてでございます。そして3つ目が、先般28日以降、悲惨な火災が発生いたしました。また、大変な時代になりましたね。ミサイルが日本の上空を飛んでくると。これは国の政策だと思いますけれども、私は防災につきまして詳しく質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） まず、馬場地区農業用地の将来像についてでございますが、現在、馬場地区4区画の約30ヘクタールはいまだに基盤整備は行われておりません。農家の話を聞きます

と、まず原因が2つあるそうでございます。1つ目は、基本的に基盤整備に反対の方ですね。もう一つは、原水駅の北側の地主さんの反対が多いということで、これは総合計画にも記してありますように、原水駅周辺の整備を期待しての声だと思います。

また、農家の一部では、4区画のうち3区画賛成、1か所反対とか、2か所賛成、2か所反対と、いろんな意見が飛び交っているそうでございます。やはり、これも町の将来に対するビジョンが全く見えてこないという現実にはほかならないと思います。9月1日の行政報告では、町長の方から空港線延伸についての話もございました。その辺の絡みも含めまして、農業用地が宅地化の可能性はあるのか、まずお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 阪本議員の質問の馬場地区の農業用地の将来像についてという中での宅地化の方が出されましたけど、まず総括的なところで私の方で最初に答えまして、あとは担当課長の方に答弁の用意させておりますので、そちらから答弁をさせたいと思います。

まず、御質問の馬場地区の農用地域の将来像についてという質問事項でありますけども、昭和61年から平成元年、4か年かけまして原水地区の水田の圃場整備事業を実施して、現在柳水地区までは完成をしておりますけども、当時、圃場整備を進めるときに馬場地区の方は反対者が多くて事業の方に参加できなかったという経緯があります。

そういった中で、昭和から平成にかわりまして、時代の大きな潮流の中で農業を取り巻く環境というのは、最近TPPの問題も浮上して大きく変化してるような状況であります。全国的に担い手や後継者不足、それから農家の高齢化、そして農業としてもなかなか採算がとれないという採算性等の問題等抱えまして耕作放棄地が増加している、そういうふうな現象が出てるようなところであります。このため、国の支援策として農地中間管理機構を使って、ここに農地を預ければ、農地集積が進めば、圃場整備事業の受益者負担は大きく軽減されまして、ほとんど農家負担がなくてできるというふうな新制度に変わってきたところであります。

このため、平成27年度に新町と馬場地区を含む49ヘクタールの地権者を対象にした説明会と、圃場整備等、いわゆる農地中間管理機構を使った事業に取り組むかというようなアンケートを実施しておりますけども、結果は、今、阪本議員が言われましたように、特に馬場地区の方が、やはり原水駅周辺、集落内開発制度、そういうものが進んで、また後で詳しくは答弁させますけども、そういうふうな状況もありまして反対者が多いというような結果が出ています。

その後、また詳しくこの事業についての調査等含めて入っていく予定しておりましたが、昨年の4月の熊本地震によりまして、農政課の方が被災された農家に対するいろんな国の制度の支援、そちらの方を中心にやっておりましたので、その対応というのが進んでないというのが現状であります。また一方では、土地改良法の改正の動きもあって、現状としては詳細な調査には入ってない状況であります。

また、そういった中で、本当に長年の懸案事項でありました、平成19年から菊陽空港線の延

伸ということで、地元の方で区長さん方、そして企業等も入っていた中での期成会をつくりまして菊陽空港線の延伸の要望等やってきたものが、本年の3月に、行政報告でも申し上げましたように、熊本県、合志市、それから本町において施工区間に関する協定を締結ができてるところであります。菊陽空港線の延伸というのは、これがきちんと進んでいくことになれば、工業団地や、それから東部地域開発の可能性につながるものでありまして、総合的な開発構想に着手すべく、関係省庁や熊本県と協議を始めたいというところで位置づけとるところであります。

この後、それぞれの質問の内容については担当課長の方から答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 宅地化の計画はあるのかについて私の方からお答えいたします。

御質問の地域は、原水駅北側に広がる約30ヘクタールの農地ですが、この地域は圃場整備が未施工で、駅、バス停を中心として、近隣に小学校、保育園、町民センター、医療施設などの公共公益施設、利便施設がありますので、開発のポテンシャルが高い地域だと考えているところでもあります。また、平成28年度に策定しました第5期総合計画の後期基本計画で示しておりますとおり、原水駅はセミコンテクノパークや原水工業団地への玄関口として、また通勤、通学や生活の拠点として利用されており、開発の条件として、その立地の優位性は非常に高いものがあると思っております。

原水駅の乗降者数の推移を見ますと、平成19年度の1日当たりの平均乗降者数は842名でしたが、平成28年度の平均乗降者数は1,312名と増加しており、この10年間で56%増加していることになり、近年は三里木駅の乗降者数を超えている状況にあります。また、平成20年度に制定しました市街化調整区域における集落内開発制度による宅地分譲が、平成28年度までの9年間で菊陽町全体で595戸ありまして、その中でも原水地区が355戸と最も多く、全体の60%を占めており、原水駅周辺のポテンシャルは高いと思われます。さらに、菊陽空港線の延伸が今年3月に結ばれたことによりまして、開発への可能性はますます高くなると思われます。

しかしながら、議員も御承知のとおり、現在この地域は市街化調整区域であり、農振農用地区域内の農地でございます。開発、市街地の整備を行うためには、都市計画法及び農地法、農振法等の法律をクリアする必要があります。本件は、馬場、原水地区のみならず、町全体の将来を左右する大きな課題であると認識しているところです。今後、農地の基盤整備の動向を見ながら、その実現の可能性について必要な調査と検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 今の答弁で、ポテンシャルもこの地区は高いということでございますし、小学校もございまして、駅にも隣接しております。環境的には整っておると思っておりますけども、今の答弁の中でも農地法のクリア、どのように解決していくか、その辺は考えておられますで

しょうか。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 繰り返しにはなりますけれども、都市計画法、農地法、農振法、これが高い3つの壁でございます。それからそのほかにも、クリアしなければならない法律がほかにもあります。このような法的な問題も含めまして総合的に調査したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 分かりました。先ほど、町長の方から、馬場地区、新町地区についてはアンケートもしとるといふようなお話がございましたけれども、状況が分かれば、平成27年だったと思うんですけどね、以後、変化等があればお示しいただきたいと思いますが。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

平成27年におきまして、新町地区を含む未整備圃場整備地区約49ヘクタールの地権者を対象としまして事業制度の説明会を開催しております。あわせて、事業取組に係るアンケート調査も実施しております。その後、基盤整備に係る土地改良法の改正、こういったものがありましたもんですから、あるとの情報をいただきましたもんですから、以後、調査は実施しておりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 宅地化を望む声の反対に、早く基盤整備をしていただきたいという声も多々ございます。これは專業でやっておられる方、それと特に後継者のおられる方がそうなんですよ。基盤整備をしてないところは道幅も狭くて圃場にもとても行きづらい、作業効率も悪い、そういう状況でございます。

最近、農家は年々機械化が大型化しております。そして、今の農業の体系としまして、畜産農家とタイアップして、WCSという方法で稲の作付けが今行われております。主食米ではないです。牛の食べる飼料ですね。こういう方、畜産農家の方は、トラクターをはじめ幾つもの大きな機械を備えておられます。そしてまた、菊陽の主幹作物でありますニンジンですね、ニンジン生産者も1軒に1台は大きなトラクターを所有されております。

こういう観点からも、私、一農業人として考えた場合、基盤整備の必要性は不可欠だと思うわけでございます。基盤整備をすれば、広々とした農地で作業効率もよくなります。道も広くなります。そして、何よりも労力が軽減できます。これは私の個人的なプラス面だけ見た見解でございますけど、先ほど申しましたように、将来像を早く示す時期に来てるんじゃないかなろうかと思っておりますけども、基盤整備の方向性についてお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

先の第193回通常国会におきまして、改正土地改良法が成立しました。現在、政省令の整備が進められてるところでございます。内容が明らかになり次第、受益者及び関係者の方々へ改めて事業制度の説明を行うこととしております。

また、平成20年度に実施しましたアンケート調査の時点から、菊陽空港線の延伸が具現化するなど、受益農地を取り巻く環境は大きく変化しつつございます。先ほど、都市計画課課長から答弁がありましたとおり、開発、市街地化に向けた調査の実施とあわせ、改めて農地基盤整備の実施に係る意向を含めたアンケートなどの調査を実施してまいりたいと考えてるところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 私たちの地区で基盤整備があったのが1980年でございます。随分便利、お金はかかりましたけど、便利になりました。しかし、支払いも大変でした、当時は。10アール、100メートル掛けるの10メートルで、もちろん補助金はございましたけども、それで42万9,250円ですかね、の負担がございました。私も三十何万円だったかな、を29年続けて払いました。そういう負担金の話もございますが、先ほど町長のお話によりますと、農地集積とか中間管理事業で随分予算もついてくるんじゃないかなろうかというふうな説明もございましたけども、いろんなところから補助金は活用されると思いますけども、そこんところ試算とかは今されてますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 制度の改正がっておりますので、試算というものは今のところやっております。ただ、前段で、前回事業説明会をやります前に試算というのは実施してるところではございます。

その中でも、先ほど冒頭で町長が答弁されたとおり、県営土地改良事業を実施、取り組むことによりまして、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業を活用しまして、農地を地域農業者の担い手へ集積、集約することで受益者の負担を軽減するというものでございます。また、法の改正に伴いまして、農地中間管理機構に貸し付けるなどの一定の条件はあると思われませんが、受益者の負担は従来から一層軽減されるというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 受益者の負担が少ないならば、本当、今すぐにでも始めていただきたいとも思いますしですね。私の地区に基盤整備をして悪かったと言われる方は一人もおられません。狭い農地ならば、将来借り手もなく、耕作放棄地になる可能性もございます。これは、農政課とか都市計画課の問題ではなく、ここは宅地なんだ、ここは農地なんだ、特に農地の場合はここはずっと将来も農地なんだという方向性を明確に示していけば、話はもうちょっと進んでいくかとは思いますが、よろしくこれはお願いしまして、次の質問に入りたいと思います。

続きましても農業関係でございます。有害鳥獣対策についてでございますが、今年の6月ごろですかね、白水地区の友達と一杯飲んでましたところが、イノシシ、鹿の被害で困つとるといふ相談がございましたので、私、調査しましたところ、戸次の方にまず聞きましたところ、ニンジン畑、カライモ畑に鹿、イノシシが走り回って食いあさって困つとると。また、道明の方にお聞きしましたところ、昨年6反の作付けをカライモされたわけですが、半分が鳥獣被害に遭ってカライモは余りとれなかったという話でございました。

これはたった2つの事例でございます。ほかにも恐らく幾つかの事例はあるかと思えます。こういう状況と、こういう被害状況をいつから報告を受けてたのか、2点一緒をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

まず、平成28年度の被害状況でございます。カンショ、これが被害面積90アール、被害額が約280万円でございます。ニンジン、被害面積60アール、被害額が約410万円。それに葉たばこ、被害面積が12アール、被害総額としまして葉たばこの被害総額が200万円。被害総数、面積が162アールで、その額は890万円に上っております。

あわせて、平成27年12月7日付で、菊陽南小学校区、校区の区長会の皆様の連名によりまして陳情書が提出されております。内容は、空港周辺の農地に野生の鹿やイノシシが増え、食害等の被害が出ている。調査し、駆除をお願いするといった内容でございます。この陳情を受け、鳥獣による被害を確認したところでございます。翌年2月10日、熊本県猟友会大津支部大津猟友会との間に菊陽町鳥獣被害駆除業務委託契約を締結し、捕獲の業務に着手したところでございます。

以上でございます。

それとすいません、翌年の28年度におきましても猟友会との契約を継続し、鹿3頭、イノシシ4頭を捕獲しております。また、本年度におきましても、年間を通じ猟友会との契約、箱わなを2基購入するなどの対応を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 具体的に890万円の被害があったということですよ。しかし、今まで被害を受けてもう作付けができなくなり、耕作放棄地にならないように、1町2反ですね、1万2,000平方メートルという広大な土地を草を刈ったりトラクターで耕したりとかして、これ一銭の利益も生み出さない畑にこのような労力をかけておられます。これもやはり鳥獣被害の一環と言わざるを得ないと思います。このような土地の状況は把握しておられますか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

鳥獣被害の状況等の把握や被害農家の実態及び被害農業者から御意見をいただくために、被

害農家の方々と委託先である猟友会等交え、今年の8月3日に有害鳥獣対策情報交換会を実施しております。この中で、被害農家の方々から要望や、被害を恐れ、不作付け地となっている農地等の実態を伺うことができております。

しかしながら、不作付け地の全容は把握できておりません。今後、聞き取り等により把握に努めたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） はい、分かりました。では、その対策についてお尋ねします。

8月に入りまして、道明地区のカライモの被害を受けた方の近辺の畑を見せていただきました。電牧という装置が設置してございまして、電線が二、三本張ってありまして、それにイノシシが触れるとびびっと電気が流れて、恐れて来なくなると。その上に3段か4段きらきらするテープを張ってありまして、これに鹿は驚いて来なくなると。一定の効果は出てるようでございます。

また、この方あるとき畑に行ったら、鹿親子が走り回ったと。一番怖かったのは、朝からカライモ畑に行ったら、百何十キロもあるような大イノシシがうろついていたそうでございます。慌ててトラックに逃げ帰ったというような話でございました。こういう人にも危害を与えかねないような生き物は駆除していかなければなりません。

先ほどの電牧ですかね、電牧にしても1基十何万円かするとおっしゃってました。そしてまた財源も要りますよね。それがまた農家に対する助成金で返ってくるのか。また、あそこは禁猟区なんですよ、空港周辺で。禁猟区なので、どのようにして捕獲するのか、対策はどうされるのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

まず、本地区は、本区域、要するに空港周辺ということでございまして、特定猟具使用禁止区域に指定されております。よって、銃器の使用が禁止されてますことから、箱わな、足わな、そういったわなを利用した捕獲を行ってるところでございます。

また、先に実施しました被害農家との情報交換会におきまして、被害農業者の方々から貴重な意見をいただいたところでございます。その中で、けもの圃場への侵入を防ぐ効果が高いとされます電気柵ですね、これらの施設設置に対する補助はないのかというふうな要望がございました。それを聞いたところ、これから収穫の秋を迎え、鳥獣被害の発生が多くなる季節でもございますので、直ちに対応することとしたところでございます。よって、本会議におきまして、2日目の会議におきまして予算50万円を承認いただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 今、箱わなとか足わなとおっしゃいましたよね。これは町が買って提供す

るわけですかね、猟友会か何かに。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） すいません。箱わなにつきましては、現在といたしますか、8月までとなりますか、委託先の猟友会が所有する2基を使用させていただいてました。今年の6月補正に予算をお願いしまして、新しく2基を購入したところでございます。9月から貸与ということで、今、設置をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） その辺にもお金が要るようでございます。今回まだ50万円ですかね、補正組んでございますけども、本格的に予算をつけて、もっと多額の予算もつけていただかないと根本的な対策はできないと思いますよ。これは質問でなく私の意見として、課長の一存では答えられないでしょうから、ぜひ考えとっていただきたいと思いますよ。

すいません、次の質問に行きます。

ある農家の方が、自分ちは3反ぐらいが3枚あるけん、電牧ば買うならばえらいしこ金がかかるという話でございました。やはり、こういう一人一人とか一筆一筆とか考えよったっちゃいけないと思います。大きな視点から物事を考えて、この地区とか、この場所とか、そういう視点で考えていけば、そのような設備も少しコストダウンになるんじゃないかなろうかと思えますけども、その辺の考えはございますか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） ありがとうございます。今後の電気柵等の設置に関しましては、今から補助金の交付要綱の策定に向けた詰め作業を行っていくということでございます。単一補助よりも、もちろん広域的に設置することによりコストの軽減につながるものと考えてるところでございまして、御意見を踏まえ、弾力的な運用が可能となりますよう検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） じゃ、もう一つ、すいません。私、大津町の農政課に行って話を聞きました。大津町では、禁猟区ではないためにイノシシや鹿は結構とれるそうなんですよ。で、大津町では、わずかな期間ですけど、指定してあるそうなんですよね。その指定した期間に有害鳥獣を捕獲すれば助成金の対象となるということで、昨年はその期間に33頭のイノシシを捕獲されたと言っておられました。助成金ですけども、やはり猟友会の方も暇も要りますよ。お金も要ります。生命の危険もありますよ。こういう方に対する補助とかは今後考えていく考えはありますか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 本年度の猟友会との契約につきましては、その金額としましては、主

に捕獲に係る人件費を参考とさせていただいた金額で結ばせていただいております。捕獲した頭数への上乗せは当然行っておりません。多くの自治体では、御指摘のとおり、捕獲または駆除したけもの種類等により、大小にもよりますが、単価は異なりますが、1頭当たり何がしかの報奨金を支払っておられます。歩合制を導入することで活動に意欲を高める効果も得られるというふうな側面も考えられますので、近隣町村の取組状況を参考に検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） いろいろ対策を立てておられるようでございますけども、私、曲手の猟友会の方から話を聞いてきました。動物は非常に頭がいいんで、あんたたち素人じゃ何ぼしたっちゃ無理だろうと。マダニの危険性もあり、本当、やぶの中を入らなんもんですね。本当に危険だという話でした。自分たちは、これが鹿の足跡でこれはいつごろ通ったとか、これはイノシシだ、タヌキだとすぐ分かるそうです。そして、けもの道と言いますね、あれもどこにあるか、水飲み場はどこにあるかということで全部分かるそうなんですよ。

そういうことで、先月の3日ですかね、戸次に中村屋という店がございます。その東の方で1匹のイノシシを捕獲したということをおっしゃってました。現在、3人で活動されております。こういう経験や知識のある方の話を聞いて勉強し、研究し、有害鳥獣対策協議会なるものを早期に立ち上げて、農家担い手と言いますが、猟友会、獲物をとる人も担い手なんですよ、余りいらっしやらないけども。そういうことも考えていかなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

鳥獣被害防止対策につきましては、被害農業者のみならず地域全体で取り組む必要がございます。放置されている農作物、雑草や生ごみなどが放置され、住民の方々が知らず知らずのうちに餌づけされているというケースがございます。放置された農作物等は格好の餌となります。けもの類が人里までおりてくるきっかけとなるケースが多いように伺っております。鳥獣被害防止対策は地域全体の取組とすることが必要で、このことから対策協議会の設置は必須と考えているところでございます。

また、本町におきましては、平成28年度におきまして、鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置法に関する法律第4条第1項に基づく菊陽町鳥獣被害防止計画案を作成しております。現在、関係機関と協議を行っているところでありまして、あわせて協議会の設置に向けて検討を始めたところでもございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 大津町では平成25年から立ち上げとるそうでございます。早期にお考えい

ただきたいと思います。

これ余談ですけども、戸次地区の隣に大津町岩坂という地区がございます。私のおじがここで農業と林業をやっております。で、話を聞いてきました。菊陽より被害は大きいと。そして、山には鹿とイノシシが住みつき、特に鹿は木の皮を剥ぐそうなんです。剥がれた木は、そこから腐れが入って一銭の商品にもならないということでした。そして、鹿は夜中に民家を飛び越えて白川付近の川に行き、腹いっぱい水飲んで山にまた帰るそうなんです。それを、朝、農作業の人とか散歩の方が時々見かけられるそうでございます。また、先の瀬田地区であります。そこには30匹ぐらいの猿の群れが住みついており、岩坂地区にも時々はぐれ猿が来るそうでございます。

菊陽町にもこういう時代がいつ来るかは分かりませんよね。だから、今、町ではネクストステージ、大空港構想とか空港を生かしたまちづくりとか、表現や言葉はいいですけども、耕作放棄地対策とか有害鳥獣対策をしっかりと下地を整えてなければ、会社も人も誰も寄りつかないと思いますよ。

耕作放棄地が増えれば、鳥獣たちは人里におりてきます。そういうことも考えていかなければならないと思いますし、今、課長がするとかしますとか答弁をされたなら、例えば1年後、5年後、10年後、この問題がどうなったのか、耕作放棄地が増えたのか減ったのか、鳥獣が増えたのか減ったのか、農作物の被害が増えたのか減ったのか、それを検証していかなければ私の今日の質問の意味もなくなってくると思いますよ。ぜひ、まずは1年後ぐらいは、どのように変化したぐらいはお知らせいただきたいと思います。課長も地元ですので頑張ってください。

ということで、次の防災対策について行きたいと思います。

防災についてでございますけども、9月1日の行政報告の中で、冒頭で町長の方から、8月28日の悲惨な火災を踏まえ、防災に対する準備の必要性を強く感じたというようなお話もございました。そして、私は2年前の9月と12月に2遍、防災について質問をしております。この検証も踏まえまして今日は質問させていただきます。

まず、消火器や消火栓の点検でございますけども、消防団のある既存の地区は定期的に行いますので問題はないと思いますけども、消防署の予防課長にお聞きしましたところ、西地区では埋設型になっており、ふたもあけにくいと。非常に使いにくいと。そして、ホースの入っとる格納庫なんかもないところが多々見受けられるようですけども、そのような中、どのような点検とか訓練が行われておりますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

消防団組織のある地区においては、消火栓、防火水槽等の点検は消防団でされております。西部の消防団組織のない地区においては、本部機動隊及び近隣の消防団組織にその点検を行っていただいております。また、消防署も巡回を兼ねて点検をされておられます。地区によって

は、自主防災組織や自衛消防団が点検を行っている地区もございます。

次に、訓練についてですが、西部地区に限らず、地区によって訓練の内容はさまざまですけれども、主に消防署に指導の依頼をされて、消火器を使っての初期消火訓練やAEDの操作訓練などをされている地区が多くございます。そのほかに、大きな災害を想定した避難訓練、図上訓練、炊き出し訓練などをされている自治会もございます。

今後は、消防団組織のない地区についても、自治会及び自主防災組織を中心に消火栓やホース格納庫の位置確認、点検を行っていただき、火災を想定した初期消火の訓練等にも取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 実際に水を出す訓練なんかは余りされとらんわけですかね。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 数は少ないですけど、数自治体は水を出す訓練等されております。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 昨年、糸魚川で大火災が発生しましたですね。民家の建ち並ぶ西地区においては、こういうことも想定していかなければならないと思います。

私、2年前の12月は自主防災組織について質問しております。このときが63地区中41地区で組織されており、組織率が70.5%だったかな、という話でございまして、その中で町長の答弁でも、自主防災組織を立ち上げて実際に水を出すところの訓練までするのが重要だという答弁がございました。

しかし、備えがなければ水を出す訓練はできません。格納庫というのは、ホースの入っとる格納庫は、場所の問題もあるかと思いますから、私ちょっとはかってきました。縦90センチ、横が60センチ、幅30センチ、わずかなものです。それから、今、町の10分の9の補助もありますよね。こういうことで推進していく考えは持っておられるでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

ホース格納庫、それからホース、それから筒先などの消防施設については、前年度に地区の方から要望をお聞きしまして、補助金を出して設置をしていただいております。この補助については、毎年囑託員会議の方で案内はしておるところですけれども、今後も設置状況を確認していただき、不足しているような地区については補助を活用して設置していただくように周知してまいりたいというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 水を出す訓練をしとくことが有事の際は一番大事だと私も思います。

ところで、消防署にお聞きしましたところ、去年が22回、今年が7月末時点で10回、要望があったので防災訓練に参加しておられるそうなんです。町としてはこれにも帯同されとるわ

けですかね、一緒に。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 各地区で訓練をされる場合、直接消防署の方に依頼をされておられて、町の方でいつ実施されてるのかというのを把握しておりません。ただ、訓練ではなくて、防災の講話とかの依頼がございましたときには、町の職員が行って防災の話をさせていただいてるというような状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 菊池広域連合も救急出動が年間約8,000回あるそうなんですよね。1日平均21回と、大変だということでございました。しかし、要請があればいつでも対応はするという話でございました。できる限り一緒に帯同されて、訓練の方法とか問題点を拾い出して、今、町が推し進めておられます防災に強いまちづくりにつなげていくべきだと私は思います。

で、もう一つ水で大事なのが、消防署の調査によりますと防火水槽だと言いますね。熊本地震でひび割れというか、漏水の心配があるので、今後も定期的に点検はしていかなんといかんだらうという話でございました。この防火水槽は40トンの水が入っておられて、満水で、ポンプ1台で約30分は確実に消火ができるとおっしゃってました。このような施設の完璧な点検は行われておるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、防火水槽の点検につきましては、消防団組織のある地区は消防団で、消防団組織のない地区は本部機動隊、近隣の消防団組織、自治会、自主防災組織などが点検を行っております。また、消防署も巡回を兼ねて点検をされております。町内全域を点検しているところではございますけれども、今後は、再度、点検に漏れがないよう確認してまいりたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） いざ水が入とらんなら、これは責任問題になりますので、点検はずっとやっていただきたいと思っております。

続きまして、学校関係でございますけれども、熊本地震の発生により、町民の皆様方の防災に対する意識は今まで以上に深くなっていると思っております。私たちの大事な宝物でございます小学生、中学校におけます防災の教育とか訓練等はどのように行われているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） それでは、御質問にお答えします。

学校現場における防災を含む学校安全については、学校保健安全法に基づいて、各学校において学校安全計画の策定、実施、そして危機対応マニュアルの作成、地域の関係機関等との連

携など、さまざまな措置を講じております。また、学習指導要領に基づきまして、安全教育や防災教育の充実を図ってきたところであります。

例えば、災害に適切に対応する能力の基礎を培う、そういったことができますよう、災害に備えた生活をしよう、災害から身を守ろうなど、その月の重点目標を決めて学校全体で指導を行ったり、小学校の社会科の授業では地域社会における災害及び事故の防止について学習をします。その中で、安全を守るための関係機関の働きでありますとか、そういったものを見学、調査をしたり、資料を活用して調べたりもしております。また、中学校の保健体育では、傷害の防止について学習をする中で、自然災害による傷害の多くは災害への備えや安全な避難によって防止できる、そういったことも学んでおります。また、PTA等による各地区の危険箇所点検の結果等をもとに、校区内の危険箇所の説明でありますとか緊急時の対処、行動等についても、そういった指導も学級活動の時間等を使って行っておるところであります。

次に、防災避難訓練についてお答えします。

町内の小・中学校では、年間、複数回にわたりまして防災避難訓練が実施をされております。訓練の内容としましては、不審者対応、火災、地震等が主であり、J-ALERTによる緊急地震速報を使った全国規模で実施をされますシェイクアウト訓練等にも積極的に参加をしておるところです。地震発生時には低い姿勢をとる、それから頭を守る、揺れがおさまるまで動かない、そういった基本的な動作をこういう訓練を通して身につけるよう指導しているところでもあります。

これらの訓練を実施するに当たっては、児童・生徒に対して、実施日でありますとか避難の仕方でありますとか、そういったものを事前に指導を行い、そして実施後に評価と、それから今後の事後指導を行ってるところであります。

一方、突然訪れます災害に対する効果的な避難訓練ということを考えますと、事前に予告なしで避難訓練を行うことが考えられます。ただ、この抜き打ち的な訓練には訓練時の安全確保が非常に重要であり、課題となってきます。そこで、今後は、児童・生徒の実態や発達段階を考慮して、そしてまた安全で効果的な予告なしの避難訓練の実施に向けてもしっかりと研究をしてみたいと、そのように考えています。

また、東日本大震災の教訓を踏まえて保護者への児童引き渡しを想定した訓練であります。このことについても保護者の理解と協力を得ながら、町内全ての小学校で今年度中に、実施をした学校もありますし、また今後実施を予定というふうにしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ただいまの答弁で、突発的な訓練と答弁もございました。そしてまた、東北の震災を含めた引き渡し、子どもを保護者にですね、これは菊陽中学校の豊岡校長も中部小学校の教頭の富永君も2人とも、私お聞きしましたら、こういう訓練はしていきたいとおっしゃってました。

災害では初期対応が一番大事になってくるかと思います。初動の対応の遅れとか判断ミスが致命的なことになりかねませんですね。そういったところも含めまして、その辺の内容につきましてもただいまの答弁で十分理解できましたので、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、消防倉庫の耐震についてでございますが、質問の前に、2年前ちょうど質問しております。それから消防倉庫、町内回られましたか。また、消防団に要望調査は行っておられますでしょうか、まずお聞きします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 昭和56年以前に建てられております建築基準法の改正前の消防倉庫については、現地を見てまいりました。ただ、消防団の方から聞き取り調査等は行っておりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 2年前の質問の答弁を、ここにありますので。答弁では、26消防倉庫のうち約4分の1が昭和56年以前の建物で耐震基準を満たしていないと。必要な耐震補強を行うか、建て替えの検討をお願いできればと思ってるという答弁でございました。耐震診断は進んでいるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

消防倉庫につきましては、各地区の所有物でありますことから、修繕や建て替え等は各地区で行っていただいております。そのため、町では地区の負担を軽減するため、菊陽町消防施設整備費補助金交付要綱に基づき、修繕や建て替えをされる場合は補助金を交付しております。

平成27年9月議会におきまして阪本議員からの一般質問の際に、この補助金交付要綱の見直しを検討する旨の答弁をしておりました。その後、耐震診断をして補強や建て替えとなりますと費用がかかりますことを踏まえ、老朽化した消防倉庫については耐震診断を行わず補強や建て替えをしていただけるよう、平成28年3月に補助金交付要綱の見直しを行い、補助率を3分の2から10分の9と大きく上げたところでございます。

御質問の耐震診断についてですが、このような経過でありまして、町で耐震診断を進めていくことはしてございません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 2年前の答弁では、するようなニュアンスで私は聞いておりましたですよ。その後、地震もありましたよね。教訓をどうするのかという問題もありますよ。そして、今、防災に強いまちづくり、これも疑問視せざるを得ないと、やってないとなればですね。私はそう思います。そして、防災計画書にも、特に消防倉庫等の建物は災害時に重要な起点となるので、十分な耐震性を備えたものとする明記してございます。

そういうこともございまして、私、この地区の消防倉庫を近所に一級建築士がおられますので見てもらいました。ところが、屋根はスレート屋根でアスベストがまざっておりますよと。外壁はブロック積みでひびが入っており、危険だという話でございました。

先ほど、課長の答弁でもございました。私も調べました。当時は3分の2だったですけど、今、10分の9補助なんですよ。大分状況もよくなっておりますですね。最高が504万円ですかね。となれば地区の支払いもかなり減ってくると思いますけども、今後、先ほどの答弁はございましたけども、これを検討を進めていくという考えはないわけですかね、じゃ。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

町内には、昭和56年の基準法改正前の消防倉庫が6棟ございますけれども、いずれも建築から35年以上が経過しており、今、阪本議員もおっしゃられたように、かなり老朽化をしております。このため、専門家の耐震診断を受けられるより、先ほど申しました消防施設整備費補助金を活用していただいて建て替えの検討をしていただくように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 分かりました。ぜひ前向きにお願いいたします。

次の質問に入ります。

防災行政無線の戸別受信機につきましては今まで何度となく質問されておりますが、私はピンポイントで戸次地区の状況とあわせて今日は質問いたします。

戸次地区には約56世帯の方が暮らされておりまして、南側は土砂災害の危険がある山、北は白川、その左岸のほとりに民家が広がっております。熊本地震のときには、避難勧告、避難指示まで出ております。この前の九州北部豪雨のときも、この地区だけは菊陽町で避難勧告が出されております。堤防を打ち越すという危険もございまして、大雨のときは防災行政無線はほとんど聞こえませんか。このような危険な地区に戸別受信機の配備は考えていかれないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

災害情報等の提供手段の一つとして町内全域に防災無線を整備しているところですが、加えて、議員、区長、自治会長、民生委員、消防団の幹部などの災害時において重要な役職のお宅には戸別受信機を配備しております。さらに、水害や土砂災害の危険のある白川沿岸の地区の役員宅にも戸別受信機の配備をしているところで、合計175台を配備しております。

御質問の、水害や土砂災害等、特に危険な地域への戸別受信機は配置できないかということについてでございますけれども、戸別受信機は防災無線が聞こえづらい場合は非常に有効であると考えておりますけれども、現在は災害の危険性が高い地域の全世帯までは配備ができてお

りません。戸次地区におきましては、その一部が土砂災害警戒特別区域となっておりまして、土砂災害警戒情報が発せられた場合、避難勧告等を出すことがあります。その際の対象区域の方々の避難につきましては、現在は地元の区や消防団が個別に回り、避難の呼びかけを行っており、現在はこの方法で確実に伝達は行っているところではございます。

しかしながら、戸別受信機の配備は重要な課題でありますので、今後、検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） まだ私は生まれておりませんでしたけども、昭和28年の6・26水害ですね、熊本県で339名が亡くなっておられます。行方不明者19名。このうち戸次の方が5人亡くなっておられます。被害に遭われ、先祖代々家族で暮らしてきた土地を離れ、上村の方に仕方なく移られた方もございます。そういう痛ましい歴史のある地区でもございます。

そして今、線状降雨帯による大雨が全国で発生しておりますよね。一瞬の逃げ遅れが命取りになる可能性もございます。また、今さっき課長からもお話がありましたように、戸次地区は白川浸水想定区域でも5メートル以上の最も危険な区域に指定されておりますし、土砂災害指定でも瀬田熊本線590メートルが指定されております。どうか、このような観点からも前向きに考えていただきたい。よろしくお願いします。

続きまして、最後の質問でございます。

平成23年の消防法の改正により、住宅用火災報知機の設置は義務化されております。この報知機は、消防署で見せてもらいました、15センチぐらいで取りつけも簡単なんですよね。で、煙を感知すれば、ビビビッとか、火事だ火事だと言って知らせしてくれる警報器でございます。消防署の話によりますと、一戸建てでしたら最低でも寝室に1個、2階建てですと寝室と階段に1個は最低つけてくれと。特に、子どもさんとかお年寄りの部屋につけるとくと安心・安全だということでございました。また、就寝時の逃げ遅れを防ぐために設置を図ると防災計画書の中には毎年書いてございます。設置の状況についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

住宅用の火災警報器の設置につきましては、平成16年の消防法の改正により、新築の住宅につきましては平成18年6月1日からの設置が義務づけられ、既存住宅については、本町を含む菊池広域連合の法に基づく火災予防条例により平成23年5月31日までの設置が義務づけられました。また、設置場所につきましては、今、議員がおっしゃられたとおり、寝室と、2階建ての場合は階段の上部に設置することとされております。

御質問の火災警報器の設置状況についてですが、消防庁が全国の各消防本部等が標本調査をした結果を公表しておりまして、その結果を見ますと、平成28年6月1日時点の調査では、1か所でも設置している設置率は全国で81.2%、熊本県も81.2%、菊池広域連合消防本部

管内では75%となっております。また、条例で義務づけられている箇所全部に設置されている条例適合率は全国で66.5%、熊本県が62.6%、菊池広域連合消防本部管内では46%となっております。ただ、この数字は標本調査でございますので、調査する地区によって設置率が変わってくるかとは思いますが。

これまでの火災報知機の設置の啓発については、義務づけの期限前後に広域連合消防本部と連携し、町の広報で5回ほど掲載して設置の呼びかけを行っているところでございます。しかし、既存住宅の設置義務づけから6年以上経過し、この火災警報器の設置について町民の皆さんも意識が薄れているかと思えますし、既に設置されている世帯についても電池切れ等もあるかと思えますので、菊池広域連合消防本部と連携して、設置の必要性や点検について広報紙や町ホームページなどを通じてさらなる周知をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 今まで以上に、消防団とか区長会を通じて啓発活動は続けていただきたいと思えます。

消防署の予防課長の方から、効果のあった幾つかの事例をお聞きしました。全国でこの警報器のおかげで多くの方が助かっておられる、特にお年寄りの方が多いということでもございました。広域連合管内でも、隣の方が警報器に気づき消火したとか、昨年は大津のあけぼの団地では2人のお年寄りがこのおかげで助かったと。また、今年の2月8日ですかね、菊陽町の新町のアパート宅からコンセントにより発火する小さな火災がございました。これが、警報器がビビッと鳴動しまして、それに気づかれて起きられて、自分で消火した後に消防署に通報されたという話でもございました。ちなみに、この男性、94歳のひとり暮らしだそうです。そしてまた、先般28日の火災ですね、お二人の部屋には消防署の見解によりますと警報器はついていなかったんじゃないかなという見解でもございました。

こういう事例もございますので、お年寄りのおひとり暮らしの方とか体の不自由な方に、このような装置を今後すぐにでも配置していくような計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

お年寄り等に警報器の配付ということですが、まず障害をお持ちの方につきましては、菊陽町日常生活用具給付等事業実施要綱によりまして、障害等級2級以上の方には火災警報器の給付の制度がございます。ただ、ひとり暮らしの高齢者の方への配付については現在は考えておりませんが、民生委員さんなどを通じまして、高齢者の方へ設置の啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） ぜひ進めていただきたいと思います。町長の3月の施政方針でも、防災に対し、防災対策の充実ということで力強くおっしゃってございました。ますます防災に

強いまちづくり、議会も一緒に頑張っていけたらと思っております。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 阪本俊浩君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時59分

再開 午後 2 時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 皆さんこんにちは。

ちょうど一般質問、この昼の、行政府の方々も議員の方々も中身が濃くないと眠りかぶりま  
すので、刺激的な質問を町長と繰り広げていきたいと思えます。

新しい行政上がりの副町長をお迎えして、後藤町政になって4人目の副町長をお迎えしてお  
ります。菊陽町の隅から隅までを知り尽くした副町長の誕生ですので、今まで以上に町長を守  
り立てていただきまして、役場の職員、心を一つにまとめてさらなる菊陽町の発展に寄与して  
いただきたいと思います。

今回の質問は4点。1番目に、菊陽空港線の延伸と町の道路計画、開発について。2番目  
に、今後の企業誘致、新工業団地計画について。3、これはどの議員も非常に興味があつて、  
いろんな考えで工夫をしていただきたいという光の森3ヘクタール仮称の土地利用計画につい  
て、私もこれについてはもう5回目です。具体的にお話をさせていただきたいと思えます。最  
後に、町第5期総合計画について。この4点について質問席から質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） まず1番目、菊陽空港線の延伸と町の道路計画、開発計画についてとい  
う議題から始めます。

これは、先ほど阪本俊浩議員の方からの質問にもありましたので、関連をしますので、道路  
計画についてだけ御質問をさせていただきます。

J R原水駅から北の図書館から柳南橋付近まで、現在でも東西のアクセスが非常に悪い。西  
側からは、図書館の横まで立派な道ができて非常に便利になりました。しかし、東側からの、  
旧菊陽町ですね、からの道路アクセスは非常に悪い。これを延伸することによって、後期計画  
にあるように、菊陽熊本空港線の延伸工事とあわせて柳の柳南橋まで道路開通させれば、柳、  
入道、古閑原地区などの原水東部地区の西部地区へのアクセスが飛躍的に向上すると思われま  
すが、町長の見解をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。なら、町長、一言。

○町長（後藤三雄君） 菊陽空港線につきましては、3月の阪本議員の一般質問でも答えましたよ

うに、それから先ほどの質問の中でも答えてましたように、3月に熊本県と菊陽町と関連する合志市間で、3者で協定を締結したところであります。その中で、県道新山原水線まではJRの馬場踏切の立体交差によって、これは県が整備するということであります、を基本的事項として取り決めたところであります。施工区間につきましては、県道熊本菊陽線から県道新山原水線まで県の施工区間、それから県道新山原水線から県道大津駅線までが町の施工区間となっております。

その後、7月に入りまして、県と担当課の方でスケジュール等の協議を行わせておりますけれども、県に対して、来年度、町施工区間の予備設計を計画する必要があるということで、一定の線形が決まり次第、都市計画の決定を行っていただきたいという意向を伝えてるところであります。

御質問の町道杉並木公園線でありますけれども、現在、新山公園前の交差点を起点としまして町の図書館前の交差点を終点としておりまして、この路線をさらに延伸する構想も持つてるところであります。ただ、杉並木公園線につきましては、以前、現時点までのところからまださらに延ばすような計画を県と協議した段階では、そのころは旧の57号線、今は熊本菊陽線になっておりますが、その路線と並行してそんなに離れてないということで、補助採択としては難しいということで見合わせとった事情があります。

ただ、今、現状になりますと非常に交通量が増えまして、熊本菊陽線も原水駅の周辺では信号がかわると、渋滞してる状況が長く続いておりますので、そういう面からしますと当時の事情とは大分変わってきたなというところではあります。

そういう意味で、今回、議員の質問で菊陽空港線延伸と町道杉並木公園線の延伸計画との整合を図るべきではないかということではありますが、菊陽空港線の延伸では馬場踏切が立体交差となることから、その影響がないところへ杉並木公園線の延伸の交差点を考える必要があるということでもあります。また、その位置によって全体のルートにも影響がありまして、非常に重要なポイントであるというふうに考えてるところであります。したがって、菊陽空港線延伸計画を踏まえまして杉並木公園線延伸構想のタッチの検討行いまして、全体の道路計画の整合を図っていく必要があるというふうに考えております。

なお、菊陽空港線の延伸の今後につきましては、町と県が連携しまして調査検討、関係機関との協議も進めながら、県に対しましても早期事業の着手に向けた働きかけをやっていかなければならないということでありまして、一方で国道443号線が、これが菊陽町の区間の方に入ってきて今4車線化をしながら、これも白川を越えて久保田地区の方に渡っていく、そういうところが予定されておりますので、県の方も非常に厳しい財政状況にありますので、菊陽空港線の延伸についても相当の働きかけをしながら進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 菊陽空港線の延伸、確かに時間がかかるかもしれませんが、ただ、それは

それとして、あそこを高架で通っていくとなると、ますます東側からの西側に対するアクセス道路というのがほとんどなくなります。非常に不便です。西からだけは非常に便利だけど、古閑原、入道、柳というのは旧鉄砲小路を通るとか、昔ながらの道路形態しかありません。ですから、せっかく西側から図書館まであの道ができとるわけですから、あれは町道として柳の手前、セミコンに行く道路、あの近くまで延ばせば交通渋滞にも非常に解消にも役に立つんじゃないかと。今後の町の道路計画の中でも非常に重要な道路になるんじゃないかという思いで質問をしておりますので、よろしくお願いします。

それと、さっき阪本議員の質問で、原水駅北側の道路新設プラス開発計画のことは執行部から答えをいただきましたので、そこは省くとして、おかげで原水駅周辺も自転車置き場その他、多少の整備はできてます。しかしながら、私たちの子どもときは原水駅の前には映画館までありました。非常ににぎやかな商業スペースがあったわけですね。原水駅周辺の、今、農協の施設がありますけど、あそこあたりを東側の地域住民のいろんな意味で生活ができるような施設形態ですたいね、薬屋つくったりマーケットつくったり、生活に必要な利便性のある小さな商業ゾーンというのか、そういうまちづくりの計画をすべきじゃないかと。さっきの答弁のありましたけど、原水駅も三里木よりも乗降客が増えてきとるという状況の中で、そういう考えを持って進めるべきだと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） さっき阪本議員のところでも答えましたように、菊陽空港線が立体化するという事で県の方も非常に協力的になったということではありますが、それ自体を完成させるというのも非常に大きな課題でありますけども、一方ではそういうことが実現に向けたところまで来てますので、いろんな意味を含めて、今、川俣議員が言われたような地域のところ、ほかの方もありますけども、全体的にその辺を含めたところの構想といいますか、そのためにはいろんなところをクリアしなければなりませんけども、原水駅の南側といいますと市街化区域の方からは一番近いところでもありますし、いろんなところを含めた課題も農地法とか農振法ありますが、開発もそうでありますけども、一方では町の主幹産業である農地をどう守っていくかということも非常に大事なことでありますので、総合的にそういった構想というものに取りかかる時期に来とるということで考えております。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 1番目はこれぐらいにしときます。

次の2番目に移ります。

今後の企業誘致、新工業団地計画についてということですが、原水工業団地もほとんど完売に近い状況にあると思います。菊陽町がこれだけ他市町村よりも有力な町になったのは、社会資本整備が先行的になされてきたこと、それと先行的な工業団地造成あたりが的確に時代にマッチした状況であったことだと思うんですね。特に、これだけ世界が狭くなってくると、日本の企業も企業立地をするのに既存の企業団地というか、受入れ態勢がなければ、なかなか今の

速い時代の動きについていけないという気がします。それで、今、菊陽町は37ヘクタールという狭い町ですけど、新しくいろんな時代に合った多種多様な企業を受け入れられるような工業団地をつくる意思があるかどうか、町長をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本町の企業誘致関係でありますけども、御承知のとおり、これまでソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社や富士フイルムといった世界をリードする大企業が相次いで立地しておりまして、ちなみに工業統計調査についての製造品出荷額を見ますと、平成13年は菊陽町の製造品出荷額が198億円でしたけども、平成26年には約2,140億円と飛躍的な伸びになっております。

セミコンテクノパークに隣接して平成19年から平成20年にかけて造成しました原水工業団地の分譲用地約18ヘクタールほどありましたけども、ここにはナカヤマ精密株式会社、株式会社小山、株式会社古賀、株式会社名古屋精密金型、キャタピラー九州株式会社が立地しております。また、6月の定例会で契約の御承認をいただきました株式会社SUSに売却しましたので、残りがあと一区画、約1万2,000平方メートルになっております。この残りの区画は、今は九電の方に貸しておりますけども、これについても企業からの買い付けの申し出があっております、事実上の完売をしたような状態であります。

また、原水工業団地以外においても、株式会社愛歯、株式会社熊本玄米研究所、それから白水台地の方に行けば重光産業株式会社、株式会社大福物流、株式会社アイディエスといった熊本県を代表するような企業も立地しているところであります。

今後の企業誘致の見通しにつきましては、内閣府の方が出しております経済財政白書によりますと、雇用所得の改善が続く中、緩やかな回復基調が続いとるということとなっております。このような国内の経済情勢の中、本地に立地したいという問い合わせが担当の商工振興課の方にあっております、電話による問い合わせが月に数件、それから企業等の面談しているものも年に数件あるというふうな状況であります。問い合わせの業種としましては、セミコンテクノパーク、原水工業団地に半導体事業関連の集積が進んでおりますので、半導体製造関係が多くなっているというような状況であります。

企業が本町に立地したいとの要望に応えるためにも、新たな工業団地の必要性が出てきております。今回の9月の議会の中でも公債費のところでは予算措置しておりましたけども、これも原水工業団地の起債を起こしておりました借入金を繰上償還をして、原水工業団地については全て財政的負担は終わる状態に今度持ってきてますので、新たな企業立地といいますか、企業誘致を進めるための必要性が出るとということで取りかかっていたいというふうに考えております。本町の有利な地理的条件の調和のとれた住環境等を背景に、これまでもしっかり取り組んできたところでありますけども、今後も積極的な誘致活動を展開したいというふうに考えております。

新たな工業団地につきましては、開発する規模、誘致する企業の業種によって、アクセス道

路、それから上下水道、工業用水の確保、周辺地域への環境の配慮等について検討が必要となることから、商工振興課の中に設けております企業誘致推進室を中心にそれぞれの関係課と連携をとらせながら、新たな工業団地の検討にこれから入っていくところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） こういうのは大体10年スパンぐらいで考えていかないとなかなか実現できません。ですから、将来の菊陽町のあるべき方向というのを十分考慮していただいて、ぜひとも進めていただきたいと思います。

3番に行きます。

私もこれについては何回も後藤町長と議論を闘わせてきましたが、今度の町長の、先ほどの大久保議員の一般質問にもありましたが、第3回定例会行政報告の中で、光の森多目的約3ヘクタール、約9,000坪、平成18年から28年まで10年間で償却は終わつとると思いますが、5年目ぐらいからずっと、将来どういう使い道をするのかということをも具体的な事例まで出して提案してまいりました。その時点ではなかなか具体的なところまで行かない状況で今日まで来て、いきなりこういう防災拠点とするという話が出てきました。

あの3.5ヘクタールを購入した平成17年、富永町政時代最後の重大案件で、議会ももめにもめて、県の供給公社から22億円も出して本当に買う必要があるのかと。本当に大騒動して、表決で大体一、二票差で買うようになったと思いますが、今まで10年間という、22億円、利子まで入れたら二十四、五億円なりますよ。管理費まで入れたら莫大な金をあそこに眠らせてきたと。これは、極端に言うなら、金がない金がないと言われながら行政の怠慢ですよ。

菊陽町がこれだけ人口が増えてきた。じゃ、将来的にあそこをどうするか。自分ところでできないのであれば、何回も提案をしますけど、行政というのはただ集めた税金を配るだけじゃなくて、少しでも金がないなら稼ぐ道も考えたらいいじゃないかという提案をしてきました。ですから、今、あの残りの9,000坪ぐらいありますが、あれを単純に防災拠点にすると。それも議会には何の相談もなしに、行政が既成事実のごとく提案をされると。これはどうしても納得できることではありません。いきなり出た話なら別ですよ。前からずっと、どういうふうにより有益な具体的な計画をつくってあそこを利用していくかということをもう何度も議論してきたはずですよ。

そりゃ民間では考えられませんよ、25億円も10年間寝かせとるわけですから。そして、最終的な結論が、あそこに防災公園をするって。そりゃ防災公園も必要ですよ。だけど、本当に防災公園が必要であれば、あの土地は西部の人たちのためのものじゃない、菊陽町全体のものですよ。それからいうならば、それこそ「さんふれあ」周辺あたりにきちっとした防災拠点でもつくって、あそこはもうちょっと、自分たちでやれんのであれば民間にきちっと行政主導で、民間であそこを利用できるような方法でもですね、今であれば貴重な土地だから考えられますよ。年間何千万円という収入が入りますよ。それを、ひもつきじゃない、行政として、町とし

て必要なところに金を使えるじゃないですか。

さっきも大久保議員の方からありましたが、あれは既成事実として国や県に補助金申請をしとるということですが、それぐらい、そんなものじゃ済まない。もう一回白紙に戻して、あの9,000坪、4,000坪をそりゃ防災拠点にするのはいいですよ。あとの4,000坪は、それこそ健康で長寿の魅力的なまちづくりのために日本一のスポーツセンターぐらい民間を呼んできたらいいいですよ。貸したらいいですよ。すと、家賃が年間何千万円も入りますよ。そういう考えは全くないですか。

あそこをあくまでも防災拠点として、二十四、五億円をあそこに埋もらせるつもりか。まだ町としてやらんといかん施設があるじゃないですか、総合体育館にしたって総合グラウンドにしたって。もう請願まで、10年前ぐらいに約束をしとって何の実現もしてない。基金を1億円ずつためとるち言うたって、それはたまるまで人間生きとりませんよ。そこらあたりの町長、どういうふうな考えであそこを防災拠点として利用するかという結論になったか、ちょっと教えていただきたいと。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 防災公園として位置づけた点については、大久保議員のところまで答えてますので、それで御理解いただきたいと思っておりますけども、取得したのは、平成17年と言われましたけども、平成19年ですね。私になってからでありました。

そのときもあそこを、いわゆる西部地域、武蔵ヶ丘地域も含めて、人口も西部地域で2万3,000になつとるという中で、大きな光の森のところ、あそこ大体96ヘクタールあったと思いますけども、そういった中で公共空地といいますか、そういう場として、そりゃ使い方いろいろありますけども、これも公共用地先行事業取得債というので、公共用地として使うということで起債の方も認められて起こした事業であります。そういうことでもありますので、事業の目的からして、これは民間に売却するというのをすれば、そういうことになれば本来の制度として認められた事業から離れていきますので、非常に取扱いというのが取得した目的に適していないということで難しさがあります。

もう一点は、いろんな用途地域関係もあって難しさもあったということでも過去に答弁してきたかと思っておりますけども、今回あそこが多目的広場の状態であったということで、熊本地震があったときに非常に防災機能を発揮したというところでもあります。そういうところから捉えまして、国の制度事業にのるような中で、特に国の方も防災関係の方の施設関係の整備のところは非常に今の段階では支援するといいますか、そういう時期でもありますので、そういう制度を使って、ま、合意形成は今も協議をしてる段階ですので、それが採択を受けたところまでは行っておりませんが、その採択を受けて補助率も高いようなところでできればということ今取り組んでいるところであります。

それで、土地を売却するか、また貸し付けるという方法もあるかもしれませんが、その辺については、今回あの中のを全体を使うかどうかというのは、今、仮設住宅も20戸ですね、建

ててありますけども、全体を使えるかどうかというのは非常に難しいところがありますけども、まずそういう意味でいろいろ協議を重ねるということでありますので、これを民間の方に売却してするというふうなことは制度上も非常に無理なところがありますので、防災広場としての国の有利な制度事業を使って整備していくならというところで今協議を重ねているような状況であります。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） ちょっと誤解があると思います。売約をせえというわけじゃありません。町がオーナーとなって、いざ鎌倉じゃないですけど、いざ震災があった場合は、民間に利用させとつても、さっきの大久保君のあれじゃないですけど、震災対応の賃貸契約をして利用することは可能じゃないかと。ここだけ訂正しときます。

菊陽町は、この前の決算議会で、熊本県で一番健全な財政内容ということでえらい褒められました。健全財政はもちろんよかですよ。いいけど、それが一般の住民が本当に、町が健全な財政だから、それでほかのどこよりも幸せ感を持つとるかというた場合、余りかわらんと思うとですよ、大津町だろうが合志市だろうが。

それで、目先の確かにやらにゃいかん必要性のあることはあります。それと将来的に、人口の絶対増加数を見てもそうですけど、このごろは隣の合志に追い越されましたよ。それまではずっと菊陽町が1番でした。今は合志が1番ですよ。だから、いい環境がいつまでも続くと思うちゃいかんわけですよ。これだけ立地条件に恵まれた菊陽町を将来ともそれなりに魅力ある町にするためには、ある程度借金をしてでも、それを工夫して将来に備えるというぐらいはやっいていいんじゃないかと。

後藤町長は真面目だからこつこつされるのかもしれませんが、たまには蹴まつれてもええと思うとですよ。町民がこれだけ有力な町ということをいつも言われるのであれば、先の夢、夢の提示をしていただきたいと。菊陽町ででけんなら、ほかの町は皆でけんはずですよ。そう思いません。いや、私なんかは単純だからそう思うのかもしれんけど、大津のサッカー場ににしてもそう、益城のあのすばらしい運動場ににしてもそう、ほかの菊陽町よりも財政的に劣つるところがあんなしてやっいていけるわけでしょうが。だけん、それを何でせんかと。

今度、知り尽くした副町長が誕生しましたから、副町長にも町長をしっかりサポートしてもらて、やっぱり旗ば振ってください。夢を与えてくださいよ。どぎゃんですか、副町長。

（町長後藤三雄君「その前に、はい」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、川俣議員に言っておきたいのは、先ほど行政の怠慢とかという言葉が使われましたけども、私たちは怠慢って、そういうふうな中ではやっておりません。いろんなことを、そして市町村、監査委員からも言われましたけども、財政規律を、そういうものを守らなくなったようなところはですね、借金をすれば、将来の子や孫たちの時代に借金がやたらと残っていったら、で、財政指標でもありますように経常収支比率、それから公債費負担比

率、そういうものは財政の危険度を見るところの数値として出てくるわけですよ。それを、夢をかなえるためには何でもやっと思ったっちゃいいんじゃないかと言われますけども、その辺は守っていかないとですね。ここは川侯議員とは並行していくとことと思いますけども、その辺はやっぱり守っていかないと。

そういう守る中でも次のことを起こすためには、できるだけ次の大きな起債を起こしても償還してできて、いろんな福祉関係とか教育、そういう面でも使えるような状況にしておかないと、気がついたら首も回らないような状況になっとなった、そういうような財政状況をつくったら絶対だめだなというふうに考えております。そのための最大限の努力を私はずとしたいと思いますよ、今、議会の方も一緒になっていただいでですね。

○議長（渡邊裕之君） 川侯鐵也君。

○14番（川侯鐵也君） 町長、誤解せんでくださいね。悪意で言っ取るわけやなくて、非常に可能性のある町としてもうちちょっと元気出してもええんじゃないかなという思いがあってついっそういう言葉になっと思ひますけど、それについては私の方で陳謝します。

次、最後に行きます。

5番目、町の第5期総合計画について。

非常に小学校単位あたりできめ細かに、今の現状の問題点と将来の方向性ということで、今までにないきめ細かな調査、聞き取りでこの計画ができております。その中で後期計画の、町長がもう今2年今期過ぎられましたが、後期計画で、総合計画でうたわれたやつで、約束をされたやつで、披露していただきたい。報告したいというものがあれば、私たちに披露していただいだけんかと思ひます。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えする前に、総合計画についてお話をさせていただきます。

総合計画は、将来の菊陽町をどのような町にしていくか、そのために誰がどんなことをしていくかを総合的、体系的にまとめた計画でありまして、町の全ての計画の基本となる、まちづくりを進めていくための道しるべとなるものであります。そして、計画を推進するに当たりましては、事業によっては多額の費用が必要なものもあるため、国や県の補助金を活用したり、財政状況を見据えて、一時的に事業が集中しないよう、また公債費が増大しないように計画的な事業の推進が重要となります。町は、住民福祉の向上のためにさまざまな事業を実施しなければなりません、限りある予算の中で事業に優先順位をつけ、効果的に、そして効率的に計画した事業を進めなければならないということでありまして。

御質問の後期基本計画の進捗状況とその実現性を問うということに関しまして、現在進めております第5期の総合計画後期基本計画の計画期間は平成28年度から32年度までの5か年となりますけども、計画初年度となる昨年の4月に熊本地震が発生しまして、震災からの復旧・復興業務に多額の予算が必要になったため、また震災に関連する業務が増大したために計画の進捗が危ぶまれるもの、このような状況の中にあっても後期基本計画に掲げる事業を進めており

ます。

代表的なものについて上げますと、第一土地区画整理事業の完了、これは約30年間ぐらいかかってやった事業であります、これが全ての換地業務まで、精算まで終わったところであり、それから、第二土地区画整理事業を今進めておりますが、これも当初国のリーマン・ショック等あって進めること大丈夫かなと思いましたが、うまく進めることができまして、93ヘクタールほどありますけども、残り10%のところまで来ております。それから、さっき申し上げました原水工業団地への企業誘致、これもほとんど完売状態であります。それから、菊陽空港線の延伸や国道443号の整備の決定、それから菊池環境保全組合の新環境工場用地の決定。

こういったものは、広域連合でやっておるもの、また国、県の事業実現に対する要望活動で、これは議会の皆さんも一緒になってやっていただいたことで実現したものも含んでおりますけども、さらには学校関係で申し上げますと、菊陽北小学校、武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘中学校の増築あるいは大規模改修に今入っております。それから、菊陽西小の放課後学童クラブ、それから中部小学校の方でも学童保育の方もこの前予算の方議決いただいて進めておりますし、古閑原住宅の建て替え、そしてみじ園の民営化、さらにはこれも議会の皆さん方にもお世話になりましたけども、（仮称）光の森交番の建設の決定、来年の3月中にはでき上がるような予定で進んでおります。それから、原水駅周辺の整備ということでは原水駅の前の方も、こちらの方も大体29年度で終わるようなところまで来ております。

そういうことで、震災はありましたけども、職員一丸となって震災対応もしながらみんなよく頑張り、これはもちろん議会の皆様の御理解と、それから予算等を認めていただく、そういうものを踏まえた中でありますけども、そういったことで実現したところであります。

これからしばらくの間は復旧・復興事業に多額の予算を必要とすることから、後期基本計画に取り組むとしております事業につきましては優先順位等も必要に応じて見直すことも必要な場面が出るかと思えます。西原の話をお聞きますと、国の方から事業採択受けて公園をつくって、その中に施設をつくる予定だったところを仮設住宅の用地に使ったということで、その事業をもう断念したということをお聞かされたことを西原の日置村長からも話を聞きましたけども、そういったところがありますけども、本町の場合には優先順位をつけていろいろ見直すところは、やはり事業を起こすためには財源はどういう財源がつけられるかということを見きわめながらやらないと、地方債を起さされるからということで安易に起こしたらいけません。そして、地方債を起す場合も、どの起債が一番有利でそれがつけていただけるか、そういうものを選択しながら、できるだけ後年度に負担の残らないようなところを気を配りながら進めているところであります。

今後、総合計画や復旧・復興計画の主要な事業に取り組む際には、ある程度見通しができた段階では議会の方にもきちんとお話をしながら、ある場面では国の補助を受けるために一緒に行動起こしながら、最近なかなか制度があるからといっても事業採択になりません。要望

活動あたりは一緒に行動をとんでもらうような場面も必要かと思いますが、そういうことを踏まえながら町民との合意形成を図って丁寧に進めていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 久しぶりに一般質問の席に座りました。今日は、本当に自分の思いという、ずっと長年の議員としてのまちづくりの思いというものもありまして、後藤町長に失礼な言葉を吐いて怒られましたので、また身を引き締めて今後も頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時52分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成29年9月6日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成29年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成29年9月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |   |     |    |     |   |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 大久保 | 輝   | 君 | 2番  | 阪本 | 俊浩  | 君 |
| 3番  | 西本  | 友春  | 君 | 4番  | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番  | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番  | 中岡 | 敏博  | 君 |
| 7番  | 吉本  | 孝寿  | 君 | 8番  | 吉山 | 哲也  | 君 |
| 9番  | 北山  | 正樹  | 君 | 11番 | 石原 | 武義  | 君 |
| 12番 | 岩下  | 和高  | 君 | 13番 | 大塚 | 昇   | 君 |
| 14番 | 川俣  | 鐵也  | 君 | 15番 | 上田 | 茂政  | 君 |
| 16番 | 小林  | 久美子 | 君 | 17番 | 甲斐 | 榮治  | 君 |
| 18番 | 渡邊  | 裕之  | 君 |     |    |     |   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |    |     |   |
|--------|----|-----|---|
| 議会事務局長 | 高木 | 定伸  | 君 |
| 書記     | 山川 | 真喜子 | 君 |
| 書記     | 益満 | 基   | 君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                 |    |    |   |                      |    |    |   |
|-----------------|----|----|---|----------------------|----|----|---|
| 町長              | 後藤 | 三雄 | 君 | 副町長                  | 吉野 | 邦宏 | 君 |
| 教育長             | 上川 | 幸俊 | 君 | 教育次長                 | 徳淵 | 盛也 | 君 |
| 総務部長            | 吉川 | 義則 | 君 | 福祉生活部長               | 阪本 | 浩徳 | 君 |
| 経済部長            | 今村 | 敬士 | 君 | 土木部長                 | 大山 | 陽祐 | 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長  | 市原 | 憲吾 | 君 | 総務課長                 | 板楠 | 健次 | 君 |
| 総合政策課長          | 中島 | 秀樹 | 君 | 財政課長                 | 西本 | 一浩 | 君 |
| 総務部審議員兼<br>税務課長 | 酒井 | 章彦 | 君 | 人権教育・啓発課長            | 古賀 | 直之 | 君 |
| 福祉課長            | 矢野 | 信哉 | 君 | 福祉生活部審議員兼<br>健康・保険課長 | 阪本 | 章三 | 君 |
| 介護保険課長          | 宮川 | 照之 | 君 | 福祉生活部審議員兼<br>町民課長    | 服部 | 誠也 | 君 |
| 農政課長            | 山川 | 和徳 | 君 | 商工振興課長               | 川上 | 一弘 | 君 |
| 土木部審議員兼<br>建設課長 | 小野 | 秀幸 | 君 | 都市計画課長               | 井芹 | 渡  | 君 |
| 下水道課長           | 矢野 | 和幸 | 君 | 環境生活課長               | 丸山 | 直樹 | 君 |

総務課総務法制係長  
生涯学習課長兼  
中央公民館長  
農業委員会事務局長

小 泉 秀 和 君  
梅 原 浩 司 君  
渡 辺 博 和 君

教育審議員兼  
学務課長  
図書館長

士 野 公 典 君  
川 端 慎 一 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。早朝よりの傍聴、大変ありがとうございます。議員ナンバー17番甲斐榮治、一般質問を行います。

当選以来11年目になります。1年に4回議会がありますので、10年間で40回、ただ大震災がありましたので、そのときは議会がわずか2日でしたからありませんでしたので、39回ですね。今回で41回目の一般質問になるかと思えます。どうぞよろしくお願いをします。

今日は、今、菊陽町で一番大きな事業である町立保育所の民営化一本に絞って質問を申し上げたいと思います。

単に大きな事業と簡単に申しますけれども、今回については、町営のものを民間に移すという、言うならば物理的にも精神的にも一定の転換をするという、そういう作業でございますので、大変大事な事業であるというふうに思っております。菊陽町に若い世代が集中するのも、一つは子育てがしやすいということですね。それが町への移住の大きな選択肢の一つになっておるといふふうに思えます。菊陽町としては町独自の哲学で早くから町立を8園開園をして、そして町の税金によって子育てをするということを貫いてこられましたけれども、今度は時代も転換をしまして、一つの大きな転機は、小泉内閣時代に民営化の事業が進められて、その中で簡単に申しますと、保育園の場合には公立であれば国からの補助金等が施設の場合に、これが私立に移管をすれば、これまで全額自治体が見ておったのを4分の1でよろしくなると。それから、運営については、私立に移管をすれば、それまでの12分の1で済むというふうな、そういう国の導きがあつて変わったというのは事実でございます。ただ、問題は先ほど申し上げましたように、公立から私立というふうに精神的にも、あるいは財産の処理など物的な面でも一つの転換をする時期でございますので、これについては丁寧に進めなくてはいけないというふうに思えます。

私自身は、移管そのものについては方向としては正しいというふうに思っております。しかし、先ほどから申し上げておりますように、これまで町民の税金によって賄われてきた資産等を私立の方に移管をしていくわけですので、丁寧にみんなが分かるようなそういう状態でなければいけないというふうに思えます。そういう立場で今日の質問を申し上げたいと思います。

あとは質問席で行います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、1番目です。

先般、旧町立保育所もみじ園が民営化をされました。いろいろと我々も議論をいたしました  
が、その経過と結果から町としてはどのような教訓を得られたか、総括してどういう点を考え  
られたかということをもまず御質問申し上げたい。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

もみじ園の民営化に当たりましては、保護者はもちろん保育事業者、議会、保育所職員、地  
元鉄砲小路を中心とした北小校区の区長さん方、そして民生児童委員の方々、仮設の保育所  
用地を無料で貸していただきました鉄砲小路の宮総代の方々等々、たくさんの地域住民の方々  
に対しまして全体で延べ30回以上の説明会、要望、不安を聞き、意見を交換することのための会  
合を開いてきたところであります。

このような会合では、もみじ園耐震対策、民営化、保育料、私立保育所の保育、引受法人選  
定、保育所職員の処遇、運営引き継ぎの具体策、合同保育、保護者会運営等々について説明を  
し、要望や不安を聞き、意見の交換をして情報の共有化や共通理解を得ることができるよう努  
めてまいったところであります。

特に、引き継ぎのための合同保育に当たりましては、保護者、社会福祉法人菊陽会、子育て  
支援課、町立もみじ園、保育園から成る三者協議会のみならず、地域の方々にも参加してい  
ただいて、いわば地域と保育所が一体となった合同保育を共同して行うことができたところ  
であります。

現在、もみじ園の運営については、保護者からはもちろん社会福祉法人菊陽会、また地域の  
の方々からも支障となるような事態や相談はあっておりませんし、今年2月に保護者会の方が  
実施されましたアンケート調査においては、民営化についての批判、社会福祉法人菊陽会  
の運営に対する批判は何もなかったと聞いております。

いわゆる国の流れの中で、公立と私立の関係はありましたけれども、財政的な効果で見ても  
すと、平成27年度は、これは町が運営しておりました、そのときの町の負担が4,870万円あり  
ましたけれども、28年度はこれもう民間の方に移っておりますが、町の負担は2,240万円程度  
ありますので、2,630万円ほどが町の負担が軽くなっております。

そして、町立の場合は今交付税の需要額措置でありますので、このもみじ園の分の需要額を  
全体の需要額で割って、それを実際交付を受けた交付税に掛けてみますと大体560万円とい  
うことであります。これが28年度になりまして民間に移りまして、国、県から、国が2分の1、  
県が4分の1、町が4分の1になりますけれども、国、県の負担分が5,150万円程度になって  
おりますので、こちらでは4,589万円ぐらいが町立の場合よりも民間の方に行った方が国、  
県の支援はあるということでもあります。

そして、全体事業費でありますけれども、これ園児の数で変わるところもありますけれども、  
27年度はもみじ園では、これはもう町の方でほとんど保育料いただいた分以外は負担になり  
ますけど

も、6,286万7,000円という数字が試算上出ております。28年度は、これが民間に移りまして、全体の運営は8,814万円ですので、差し引きますと2,527万3,000円が民間の方に移った方が運営費の全体としては、いわゆる保育士の処遇とか、または子どもに対する保育の内容がその分使えるということになるようです。

このことにつきましては、今5園の方を計画しておりますけれども、文教厚生常任委員会をはじめ、議員連絡会等、議員さん方が寄られるときに、またきちんと担当の方から説明をさせたいと思っております。

以上のようなことから、公立から私立に移管したもみじ園を社会福祉法人菊陽会が適切に行い、保護者や地域住民から信頼、評価されていることのアカシであろうと思っております。

以上の経緯、結果から得た教訓でありますけれども、民営化に当たっては関係者への説明と要望、不安の傾聴、意見交換を丁寧に、議員が言われるように繰り返し行うこと、そして、よい保育所を一緒につくろうという協働の精神が大変大事であると考えております。

以上、申し上げましたように、今回の民営化につきましても、関係者への説明と要望、不安の傾聴、意見交換などを丁寧にいき、適正、適切な民営化を進める所存でありますので、議員各位、そして関係各位の御理解、御協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今町長からいろいろ説明がありましたが、情報を共有していろんな関係者と協働の精神でやりたいと、それが大事だと、しかも経済的にはそれなりの効果が生まれておるといふ評価だと思っております。そして、もみじ園もうまくいっているというふうなことですね。それはそれで私は結構なことだといふふうに思っております。

ただ、蒸し返すわけではございませんけれども、当時をちょっと振り返ってですすね、これは蒸し返すんじゃありませんので、反省の材料としてお聞きいただきたい。1つは、もみじ園の場合には、民営化の提案が非常に唐突でした。普通あり得ないような形で、もう詳しくは申しませんけれども、されて、そして平成21年の民営化計画書というのがありましたけど、これ凍結されましたけれども、それにもないことを不意に提案されたという経過がございました。それから、議会とか保護者会、地域への説明、それなりにされたと思っておりますけれども、私は必ずしも十分ではなかったといふふうに思っております。それから、もみじ園を民営化する団体意思の決定の部分では、議会ともすれ違いが完全には解決しないまま事業がなし崩しに進められた、そういう懸念を持っております。それから、公有財産の処置ですすね、これについてもあらかじめ方針が示されるのではなくて、問われて、こうこうしますといふふうに答えられたといふふうに記憶をしております。引受法人の選考ですすけれども、これについても方針が明示をされませんでした。結果についても明快な説明はいまだに受けておりません。

これは蒸し返す意味で申し上げているんじゃないでなくて、こういう流れの中から今後考えなくてはいけないという意味で申し上げましたが、今回、つまり前のもみじ園の経過からしますと、手続とか手順、情報の公開と共有、これが十分ではなかったと。これは私の感覚だけかもしれ

ませんけれども、そういうふうに思っております。今回は、その辺を踏まえられたんだらうと思います。民営化検討委員会を経て提案がなされております。きちんとした手順ですね、踏まれているということですね。

それから、民営化事業推進についての情報提供、これももう5回か6回目になると思いますが、便りが出されて、それが議員にも伝わってきております。比較的丁寧になされているという感覚を持っております。これもやっぱりもみじ園の経過からの町の一つの態度表明ではないかというふうに思っております。

ただ、民営化の対象園については、もみじ園は平成21年の計画書には全然入っておりませんでした。それがもみじ園がぽっと出てきたという、そういうことがありますけれども、その辺の変化の理由についてもいまだに説明を受けておりません。今欲しいというわけじゃありません。そういう事実があったということです。ですから、今町長が申し上げられましたように、情報の共有、それからともにつくるんだというこの辺を今回の5園の民営化についてはぜひ貫いていただきたいと、そういうことを希望しておきたいと思っております。

それから、2番目に移ります。

5園の民間移管についてはタイムラグがあるとの答弁であったが、各園固有の問題や課題について町は把握をしておるのか、またそれらを解決するための時間的及び人的余裕はあるか、これについて質問いたしたいと思っております。といいますのは、これは保護者の中でも声なき声といいますか、5園一遍にというのはちょっと乱暴ではないかと。1園ずつ、あるいは2園ずつとか、もう少し単位を小さくして、順次手順を追って進めていった方がいいんじゃないかという声がございます。その辺について、要するに、各園固有の問題がありますし、それを町が把握しているかどうか、それを解決するための時間的余裕、それから子育て支援課も人員が限られておると思いますが、人的な余裕はあるか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） ただいまの各園固有の問題や課題については、町は把握しているのかという御質問でございますけれども、公立保育園民営化計画の中の民営化対象保育園の状況に幾つかの課題を掲載しております。このほか、移管後の運営に当たっての地域との協議や理解、連携など、移管先法人が実施すること、または対応する事柄については募集要項に条件といった形で掲載するほか、移管先法人決定後の三者協議会での協議や存続する公立保育園のあり方検討会の中で、私立との連携について議論していくことといたしております。移管先法人とは、そのような立場を通じて適宜協議していきたいというふうに考えております。

御質問の各園固有の問題、課題については、例えば第一保育園の送迎時の交通処理の問題であるとか、特別の配慮が必要な児童、家庭の問題などかと思っております。このような個別の問題、町全体として考えていかなければならない問題、それと課題については関係する機関と一緒になって解決していきたいというふうに考えております。

次に、これらの課題を解決するための時間及び人的余裕はあるかということですが、

公立保育所民営化を達成するために、担当部、課、そして関連する部署が連携し、あるいは関係機関、団体、そういった方々の御支援、御協力をいただいて、適切に進めていきたい、適切に丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 適切にというのは、大体官庁が使う言葉には至るところに入ってまいりますけれども、適切の内容が問題ですね。各園固有の問題というのは、これまで町から出された書類の中にも載っております。確かに私も見ておりますが、これやはり具体的に実際に移管をしていくという段階になると、思いもしないようなことが出てくる可能性もあると思います。その辺について、ちゃんと対応する人的な、時間的な余裕ですね、これが5園一遍だと無理をするのではないかということをお願いしているんです。非常に漠然としますので具体的に申し上げますが、例えば、今たしか、これも確認ですが、正規職員が35名ですかね、それから臨時職員が106名ですか、保育所のですね。これだけありますが、正規職員はこれは既設の町立に吸収をしたり、あるいは小・中学校、義務教育等に配置をしたりで、それはおさまりがつくと思いますけれども、問題は106名から成る臨時職員ですね。この人たちの処遇、一例ですよ、一例ですよ、ほかにもいろいろ問題ありますけれども、それをやっぱり担当課あたりで非常に丁寧に一人一人、100%は行かないと思いますけれども、できるだけ丁寧にその人たちの生活が立つように配慮をしていくというのは大変私はこれはもう仕事量が莫大なもんだと、それから精神的な苦勞ですね、大変だと思います。そういうのがありますし、例えば対保護者に対する説明とか、園児に対する配慮とか、そういったことを含めると、この衝に当たる者の精神的な負担というのは僕は非常に大きいと思うんです。その辺ができるものでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） ただいまの職員のお話のございましたけれども、やっぱり職員の処遇につきましても、これは非常に大きな問題だと思っておりますし、担当課、子育て支援課だけで対応していくものというふうには思っておりませんし、役場の組織の中には人事担当部署もありますし、そういった部署をひっくるめながら全体で考えていかなければならないと、そのように対応してまいりたいというふうに思っております。

それと、保護者あるいは園児の件についてですけども、これはやっぱり移管先法人、それと役場、保護者の皆様、こういった方々とやっぱりしっかり丁寧に話していきたいと、そういうふうなことを行いながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これだけに時間を使うわけにはいきませんので、このことについては、もう皆さんも想像されると分かりますけれども、一人の人間が職を得て生きていくというのは大変なことなんで、いろんな背景を背中に背負っております。もちろん町長とか副町長もお分かりだと思いますけれども、それを処理するというのはやっぱり大変難しい問題。だか

ら、できれば、これはやっぱりタイムラグというか、少し民営化の予定をしっかりと精査をされて、少し時間の余裕を設けて2園ずつとか、最終的に5園されるにしても、そういうところをぜひひとつ考えていただきたい、要望をしておきたいと思います。

次、移ります。次です。

引受法人募集の際の条件ですね、引受法人が出てくるわけですけれども、法人の種類ですね、それから法人の所在範囲、現在の臨時職員の今申し上げた雇用等についてはどのように条件設定をするのか、あるいはしないのか、この質問なんですけど、答えてほしい要点としては、既設の保育所を運営している法人のみを対象とするのか、引受法人の、既設の保育所を運営している法人のみか、あるいは次は地域ですけども、町内の法人に限定するのか、隣接の自治体に存在する法人も範囲に入れるのか、その辺について、まずお答えいただきたいと思います。方針で結構です。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 引受法人の募集の際の諸条件の設定につきましては、適切な引受法人を確実に選定することが一番重要だと思っております。現在、もみじ園の募集要項を参考にしながら策定している段階でございますので、今ここでどうだというふうな形で公表できる状況ではございません。御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 法人の所在範囲ですね、募集の範囲ですよ、その辺をどうするのかもまだ答えられませんか。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 今詰めておる段階でございますので、今答えることはできませんけれども、先ほど町長申されましたように、文教厚生常任委員会の方に整理ができましたら御報告させていただきますというようなことで進めております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それはいつごろになりますか。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） できるだけ早くというところで御理解いただければと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、次の点ですけども、先ほど申し上げましたように、保育所にはそれぞれの固有の条件というのがありますですね。それを募集をかけるときに、5園一遍に募集をかけるのか、例えば武蔵ヶ丘第一、第二保育園、合併の予定になっておりますけれども、それについて個別に募集をかけるのか。言うならば、募集要項でいいますと共通部分があると思うんですよ。共通する部分、5園に共通する募集の仕方、それから地理的な要件とかそういったのでやっぱり個別に違う要件があると思います。だから、引受法人を選定するについても、例えばもう5園民営化するなら5園を一遍を選んで振り分けるのか、あるいはもう個

別に、ここの保育園に対してはどこが応募しますかという形をとるのか、方針についても結構ですから知らせていただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） そのことも含めまして、まあ御心配いただいているというふうに思っておりますけれども、そのことも含めまして引受法人の募集要項を策定いたしまして、詳しく御説明できる段階になりまして説明してまいりたいというふうに思っております。これも、先ほど申しましたように、できるだけ早く進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、臨時職員の雇用について、これは応募条件に組み込むのか、それとも依頼にとどめるのか、どういう方針ですか。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 何度か申して申し訳ないんですけども、その辺も全部ひっくるめて、精査できたところで御報告させていただきたいと思っておりますので、この場で細かい項目について詳しくお話しできるような状況ではございませんということで御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） その件はまた後で触れたいと思いますが、次に移ります。

引受法人の選考基準が当然つくられると思えます。その選考基準の基準を一々言えるわけではないと思えますけれども、どういう考え方、基本となる考え方があれば、それを示していただきたい。それから、選考基準ができ上がったときに、それを開示することができるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 選考基準の基本となる考え方でございますけれども、民営化に当たって最も重視することということは、町にかわって安定的、かつよりよい保育を実施する事業所を厳正かつ公正、それと確実に審査を行い、そして確実に選定すること、こういうことが一番重要だというふうに思っております。

それと、選考基準の開示につきましては、募集要項作成中の段階でありますので、募集要項ができ上がった後というふうに先ほど来申してありますように、でき上がった後に開示の内容、範囲を含めて、まずは文教厚生常任委員会の方に御説明させていただきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 後で示していただけるということですが、文教厚生常任委員会もいろいろみんなで今考えているところですので、ぜひ開示をいただきたいというふうに思います。特に、やっぱり選考基準については、永続性の問題ですね、私立に移管するわけですから、経営状況とかそれから過去数年間の園児の募集の状況とか、あるいは法人の経営陣の構成員がどう

なっているかとか、例えば暴力団が入つたらんか、そういうことないと思いますけれども、そういう審査とか、あるいは保育の計画ですね、それから移管に伴う資金計画が出てくると思いますが、その辺が十分かどうかあたりが入ってくると思いますけれども、できる限り開示できる部分については開示をしていただきたい、お願いしておきたいと思います。

次に移ります。

イエスかノーかで結構です。

選考委員の名簿を開示していただけますか。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 選考委員会の委員は、選考委員会の設置要綱により選考してまいることというふうになります。選考委員会の委員の名前につきましては、選考委員の選定後に開示の有無についても御議論をいただきながら、確認を得た上で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 6番目に行きます。

この選考の結果の公表ですね、もみじ園のときにはついにこの結果については公表がありませんでした。ただ、そのときの理由が次のようにおっしゃいました。旧町立保育所もみじ園の民営化の際ですけれども、結果を公表すれば落選した園が悪い評判を立てられるので公表できないと、そういう旨の答弁であったかと思えます。なおそのように考えているのかどうか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（阪本浩徳君） それでは、御質問にお答えいたします。

選考結果の公表につきましては、6月の一般質問、そして27年12月の甲斐議員の質問でもお答えしたとおりでございます。

移管先としまして選考決定された事業者につきましては、当然公表はいたします。選考から漏れた事業者につきましては、もみじ園の場合と同様に、情報公開条例にのっとりまして、その名称につきましては公表することは考えておりません。同様な内容の他の自治体の事例がございます。福岡県や埼玉県などで行われました福祉施設の運営法人委託の選考がございます。この中で選考されなかった法人名の非開示に対しまして審査請求がされたという例がございますが、その際の情報公開審査会におきましては、選考されなかった法人名を公にすることにより当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認めるものとして不開示情報に当たるということで、非公開としたことを妥当という判断を示された例もございます。

なお、最低限、応募した法人の数とその名称は公表——2番は後でということとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 何回もするわけですがけれども、結局この民営化の問題で一番大事なものは

情報の開示ということだというふうに考えておりますので、何回でも質問をしております。

おっしゃることが理解できないわけではありません。どっかの工事の入札、落札とかというのは、金額の問題が出てきますからいいんですが、この場合は選考基準もそういう単純なものではないし、いろんな観点から選ばれるというふうなことで、それに漏れたというふうになると、確かにあそこの園は漏れたそうなどというふうな、そういう可能性がなきにしもあらずですね。それは理解ができます。ただ、ある程度のものは公表をしないと、この前のもみじ園のときでも、本当にあれは3園応募があったのかという声まで出てくるようなところがございませぬ。町民にそういう疑惑を持たれないように、この前ちょっとこれ立ち話で冗談半分に話をしたんですけども、例えば応募した、これこれについて応募した法人はA法人、B法人、C法人と。そして、それについて、いろいろ書いてあるところもノリ弁状態でもいいからちゃんと入ったんだということが分かるようにできないものかなという、ちょっと笑い話みたいなこともありましたけれども、できるだけ引受法人に迷惑がかからない、その限度においてできる限り情報開示していただきたいということを希望しておきたいと思っております。これもまた今後引き続き問題ですので、注目をしていきたいと思っております。

次に参ります。7番目です。

町有財産の譲渡条件について、議会に事前に情報提供する意思はあるかと。

なぜこういう質問をしたかといいますと、議会の議決事項としては、例えば工事関係なら5,000万円以上というのがありますですね。それから、不動産については5,000平米以上、あるいは2,000万円以上というのが議決事項になると。その他はならないんですね。だから、言うなら、議会にそういった町有財産の譲渡の条件を示さなくても違法にはならないんですね。違法にはならない。しかし、前から言っておりますように、町民の税が投入されてきた資産、それを私立に移管するというそういうことですので、議決事項ではなくても各保育園ごとに建物はどうしますと、それから敷地はどうしますと、その辺のことを議会に事前に提供してもらえるかどうかお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（阪本浩徳君） それでは、御質問にお答えいたします。

町有財産の貸し付けや譲渡に当たりましての諸条件についてでございますが、6月の一般質問でもお答えしました町有財産の措置方法による諸条件を検討しまして、募集要項に記載する予定といたしております。

なお、募集要項につきましては、先ほどから申しておりますが、現在策定中でございますので、でき上がりましたら、まずは文教厚生常任委員会の方で御説明させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ぜひお示しいただきたいと思っております。

それでは、8番目に移ります。

団体意思の決定、これも何回も一般質問をしております。お答えも得ておりますけれども、再度質問したいと思います。

団体意思の決定というのは、これは要するに議会の議決のことです。議会の議決です。団体意思の決定は、民営化の骨子、民営化する施設の数、町有財産の処置方法、公立・私立保育所の配置計画があらかた固まった時点で引受法人を募集する直前、これに1回と、それからつまりこういう大筋の方針で民営化すると、それについて議会の議決を得るということですね、これが1点。それから、これはもう争う余地はないと思いますが、民営化の諸条件が満足されたと判断される最終段階、これは設置条例の変更ですね、要するに民営化される保育園を条例の中から削るという作業だけですけれども、この2段階方式が適切というふうに考えますが、町としてはこれまで得ていますお答えは、計画段階までは議決条件にはなりませんと、だから計画を提出する段階でそれがいいか悪いかとかというそういう議決を得るとするのは今の法的にはなじまないという返事を得ておりますが、相変わらずそういう考えですか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（阪本浩徳君） お答えいたします。

今の質問につきましては、考え方は変わっておりません。議会の議決につきましては、条例の改正、それから財産関係がある場合はお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、これは町長にお聞きしたいと、考え方を聞きしたいというふうに思います。

民営化するという大方針ですね、これは園児や保護者をこれまでとは違う環境のもとに置くということの決定、大変重い決定だというふうに思います。それから、何回も申し上げますが、町民の税がつき込まれてきた公有財産の譲渡を含んでおります。これが適切にやれるかどうかというふうな見きわめが必要だと思います。だから、その大方針、先ほど言いましたように、骨子が決まった時点でそれならば民営化しましょうという団体の意思が決定して初めて事業者の募集、選定の具体的な行動に移れるというふうに私は考えます。行政としても、団体としての意思決定を明確にした上で、つまり骨子を踏まえて、一応ここで民営化するという団体意思を決定した上で引受法人の募集や選定をした方が進めやすいのではないかとこのように考えます。議会も議決したら責任が生じます。いや、そりゃ町長が提案したんだから町長の責任ですよと言えません。我々が承認したら議会もなぜ承認したかということの説明をせんといかんですね。そういった面からも説明責任でございますので、この引受法人を募集する直前に一度議決にかけられたらというふうに考えますが、町長いかがでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今福祉生活部長申し上げましたように、議会で議

決していただく時期については、既にこれまで平成29年6月議会の甲斐議員の御質問、それから29年3月の議会で大塚議員の質問の際にも説明をいたしておりますけれども、移管先法人が決定して民間への移管が確実にできると判断された時期にこの町立保育所設置条例の改正についての議案を提出し、議決を得ることがこの法令等にのっとり適切に対応しているものと考えております。

しかしながら、保育所民営化計画の策定、実施に当たっては素案や案等の各段階において議会、保育所職員、保護者や地域住民の方々に対し、延べ30回以上の説明を行ってきております。また、計画策定後においても、今年の4月から延べ20回にわたって、議会、職員、保護者や地域団体の方々に対し説明を行ってきたところでありまして、今後も議会の皆様、そして保護者、保育事業者、保育所職員、地域住民の方々など、いわゆる関係者への説明と要望、不安の傾聴、意見交換などを丁寧に行って、適正、適切な民営化を進めるべく最大の努力を払っていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 全く同じ立場でお答えになりましたけれども、この件については、やはり私も納得したいし、何度でも申し上げますけれども、確かに今の進め方というのは丁寧で、よく情報も伝わってきております。もみじ園のときは随分違うというふうに思っておりますが、説明を聞いてそれを理解したと、議員がですね、説明を聞いてそれを理解したということ、よし、民営化していいですよという、この議決の重さは全然違うと思うんですね。理解と議決は別物だというふうに思います。ですから、今の調子でいきますと、ずっと説明をされていくでしょう、恐らくですね、今度はどういうことが決まりました、こういうことが決まりました、募集基準も決まりましたという説明があるでしょうけれども、結局一番最後に条例から名前を抜くところだけが議員の意思表示になると、それはちょっとやはり二元代表制の精神からすると、私は瑕疵、つまり傷があるんじゃないかというふうに考えます。

そういうことはないと思いますけれども、例えば極論をするならば、ずっと説明を受けてきました。議会も何か、はい、分かりましたという雰囲気の中で、最後の段階まで来ました。しかし、進め方とか手順とか、その辺に不足な部分があって、最終的に議会がこれだめですよと、あるいはこれは継続審査しますよというふうなことになったときには非常にまずいんじゃないかと。だから、私が申し上げているのは、一度民営化なら民営化ということをはっきり意思として決めておいておいて、それから引受法人等の選定に入っていくというのが普通の流れじゃないかというふうに思っているところです。

前に熊本市を、これは大塚議員から調べていただきましたけれども、熊本市の進め方もこの前申し上げたように菊陽町とほぼ似ております。似ておりますが、だけど、だからといって熊本市のやり方が正しいということにはならないんですね。相変わらず、先ほど私が申し上げたような、そういう危険性というのは含んで最後までいくんじゃないかというふうに思っております。これを今改めてどうですかと聞いても同じ答えしか返ってこんだらうというふうに思い

ますが、これは二元代表制の本質にかかわる問題であるというふうに思います。執行部がこのまま既定路線を変えないでいかれるとすれば、議会としては慎重審議を可能にする手だてをとらざるを得ないと。慎重審議を可能にする手だてをとらざるを得なくなるし、また議会基本条例のところの第9条で、計画を個別に議決事項にするということが執行部と意思統一ができずに別に条例で定めるということで、まだ決めておりませんが、その検討に入らざるを得ない。つまり、計画段階でも議決事項になるんだというそういう議会のあり方といいますか、条例を変えるということになりますけれども、そういうものの検討にいかざるを得ないということをお願いしたい。何でもかんでも言うかという、軟着陸をちゃんとするように、その辺は執行部の方もしっかり考えていただきたいと、こういうことを申し上げているんです。

最後に行きます。最後じゃありません、9番目ですね。

パブリックコメントを町としては募集されております。その中に、引受法人の選定に関連して不公平や不正の疑いを持たれぬようにという、こういう趣旨の警告が出ております。そのような事態が起きないように町はどんな配慮をしておるのか、その辺について聞きたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） ただいまの、不公平や不正の疑いが持たれるような事態が起らないように町はどのような配慮をしているのかというような質問にお答えいたします。

移管先法人の選定に係るパブリックコメントの御意見はお一方ありまして、次のようなものでございました。

3つにお一方の意見を分けてみますと、一つは移管先法人の選定は町職員、関係者、議員、地元企業、法人などの癒着や縁故、利害関係など疑念を持たれないようにすること。情報開示も必要だと思う。2つ目が、保護者の選択肢を増やすために、複数園を運営している法人は移管先法人として除外されるべきであると。3つ目が、町立を引き継ぐ以上、地域の子育て支援や配慮を必要とする子どもの保育、関係機関との連携など、経営的に効率が悪くても子どもや保護者が必要とすることを率先して行うことを条件とし、移管先を選定すべきであると。このような御意見でありまして、この意見に対する町の回答といたしましては、移管先法人は公募を実施し、外部委員で構成する選考委員会で選定します。同委員会には保護者代表の方や学識経験者の方などに参加いただく方針です。2つ目は、公募するに当たっては、応募条件などを事前に説明会等でお知らせします。3番目の内容につきましては、移管先の選定の方法等について御意見は参考とさせていただきますというふうに回答いたしておるものでございます。

パブリックコメントでいただいた御意見については、町の考え方を回答し、反映できるものにつきましては、既に御意見の趣旨、考え方を民営化計画の中に反映させているというようなところでございます。

このことを選考過程において具体的に対応するために、応募する事業者等における場合、公

立保育所民営化の事務を執行する職員あるいは選考委員等における場合、そのほか今回の公立保育所民営化に関する一切の場合において不正が発生しないように関係機関と協議、あるいは協力いただきながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） あってはいけないことですがけれども、やっぱり町民の目から見ましても、こういう事業の場合には不公平とかそういった事例も、ほかのところでもあっておりますので、そういうパブリックコメントになったかと思えます。もみじ園の例を見ますと、募集要項だったと思えますが、その中に次のようなことがあったら契約を取り消しますよということが町から告知されておりますですね。例えば、選考委員会の選定の前後に設置運営者というのは、これ募集した引受法人ですね、第三者を含むというふうに書いてありますが、そういう引受法人の誰か、第三者も含んで、が選考委員会の委員及び町の職員に直接、間接を問わず、連絡を求め、または接触を求めて接触をした場合と、こういった場合にはもう申し込みのこの契約を取り消しますよというのが入ってますですね。その辺についてもひとつ厳正に、特に今回は町民はそういう目でも見ておりますので、厳正に行っていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

さて、最後です。

あと9分ですけども、日本の場合には公立という間違いのない、しっかりしてるとか、公正だとか、公平だとかというのがぱっと頭にきますけども、私立というふうになると必ずしもそうならない歴史的な背景がありますですね。感情的にも何か私立はちょっとどうかとかみたいな、あやふやだとか、勝手気ままにやってるんじゃないかとかというそういうイメージがありますけれども、今回は町立の保育所を私立に移管するということですので、やはり最初に申し上げましたように、私たちも、町民も少しこの公立と私立について認識を、徐々にしか変わらんとと思えますけれども、変えるところに来ておると思えます。私立の事業について町としてはどういうふうに理解をしておられるのか、それをまずお聞きしたい。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 私立の事業をどう理解してるかということでございますけれども、私立の、保育所以外も私立の学校あるいは保育所におきまして私立の事業者の能力が公立と比べて劣っているということは全くないというふうに思っております。公立は、運営や教育、保育スタイル、そういったものの違いが比較的少なく、私立は、教育、保育の内容や雰囲気それぞれのカラーが反映されていて、それぞれに個性があると、そういうような違いはあるかというふうに思っております。

今後におきましては、公立には時代の変化に合わせて新しい任務が要求されるようになり、そのことは新たに伝えていく必要が出てくるものというふうに思えます。

また、国の方では、平成16年に公立保育所の財政支援を縮減し、民営化を推奨し、最近では待機児童対策としての保育所設置の規制緩和等が行われております。民間活力の導入、民で

きることは民でというような観点からも、今後さまざまな自治体の業務の民営化、そういったものは進められていくのではないかと、そのように感じております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 余り山上の垂訓みたいなことを言うわけにはいきませんが、プライベートスクールというのを私立学校というふうに訳してしまったものですからいろんな誤解も出てくる場所なんですけれども、イギリスあたりでは権威のある私立学校はパブリックスクールというふうに言っております。パブリックと言え、日本で言えば公立ですよ。けれども、権威のある私立学校、イートン校とかですね、ああいうところはパブリックスクールというふうに言っております。アメリカでは、どっからも支援とか金の支配を受けない、そういった意味でインディペンデント・スクール、独立学校ですね、というふうに言っております。それがもともとの私立の私は意味合いじゃないかと。日本語では私立というふうに訳してしまったので、その言葉を使う以外にありませんけれども。そういうものであるというふうに思います。簡単なことが、私企業というのはほとんど私のあれです、利潤追求なんですけれども、これが私企業といえどもやっぱり公に反すること、世論に合わないことをやったときには、たちどころに世論の反発を受けて倒れますですね。ですから、私といえども公でなくてはいけないというのが私は私立だというふうに考えております。ですから、今度の保育所ですね、これも町立から移管されますけれども、公立と同じ、あれは児童福祉法ですかね、によって律されたそういう公のものであるということを、皆さん御存じだと思いますけれども、確認をしておきたいと、この機会にですね、思います。

あと、先ほどから、今決まってないことは文教厚生常任委員会にというふうな話がございました。まあ文教厚生常任委員会です。いろいろ議論をして、当然委員長としてはみんなの、議員全部の共有になるように配慮されると思いますけれども、まだ、今日申し上げたほかにも町立保育園の配置の問題、この前から出ております、もう今日は扱いませんけれども、東部の方に2園、西部にはないじゃないかという話もあります、そういったこと。それから、公立の役割についても、町立の役割についてももう一回やっぱり確認をしていきたいというふうに考えております。できるだけいい形で民間に移管ができるように願っておりますので、どうぞ行政の方としてもしっかり話し合いをして、話し合いを避けるんじゃないで、話し合いをして、たまには議論でけんけんがくがくになっても、最終的にどっか統一するところを見つけるという精神で、私もそうしますけれども、協働の精神で、町長の言葉をかりれば協働の精神でいいものになりたいというふうに思いますので、よろしく願います。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。執行部におかれましては、明確な答弁をお願いします。

今日皆さんのお手元にある一般質問の通告では、介護保険について、2が国民健康保険について、3が立野ダムについてとしておりましたが、本当に申し訳ないんですけど、介護保険について、やはり町民の皆さんから保険料の問題とか、要支援が切り下がったとか、いろいろ相談を受けてまして、何とか取り上げたいというふうに思っていたんですが、介護予防や日常生活支援総合事業についての、まだ町も始めたばかりで、検証は今からということもありますし、介護保険法が大きく変わりました、その後どうするかについては9月ごろから委員会を立ち上げて、来年度からの第7期に検討していくということですので、これからの議会で改めて取り上げたいと思いますので、今日は国民健康保険についてと立野ダムについて質問をさせていただきます。順番も申し訳ありませんけれども、立野ダムを最初の方にさせていただきます。

今日の趣旨は、去年の熊本地震とその後の豪雨で、立野ダム建設予定地周辺は大規模な土砂の崩落が起きています。立野ダム工事は一旦中止して、住民説明会を開催していただくよう国交省に要望できないかというのが大きな趣旨です。

立野ダムにつきましては、8月24日に、この菊陽町内の白川沿いの区長さんをはじめ議員現地説明会があり、議員の皆さんも参加され、状況はお分かりだと思います。また、私は8月26日、国交省が行った白川の河川改修と立野ダムの説明会にも参加してきました。国交省は、1回15名を5回ですね、非常に多い人数がいるところを75名って限りがあるんですけども、今説明会を行っています。白川の河川改修については、平成28年8月より熊本地震で被災した堤防の本格的な復旧工事に着手されていまして、復旧だけでなく河川整備が行われていました。皆さんも御存じのとおり、小碓橋までが国の管理区間で、龍田陳内の方は県の工事だと思いますが、川の流れを変える河道のつけかえも行われ、私は率直に言って、原状復帰だけでなく、かなりの河川改修が急速に進んだのではないかと感じました。

立野ダムについても御存じだと思いますが、少し触れたいと思います。去年の熊本地震で崩落した阿蘇大橋のすぐ下流で、白川と黒川が合流するところに、この前開通しました長陽大橋があります。この橋の両側の道路は、私たちも震災後行きましたが、崩落して、やっと先日再開通したところです。ここからさらに700メートル下流に立野ダムが建設中です。ダムと長陽大橋の間に断層が走っており、ここも土砂が崩れ、たくさんの杉の木が流れ落ちました。ダム建設事務所も埋まり、工事用の橋も数回流されました。また、取り付け道路もなくなりました。川の南側は国の天然記念物の北向山です。

この写真をちょっと紹介したいと思います。これ私が撮りましたし、ちょっとパネルでもっ

と大きくなっていけば分かりやすいのだと思いますけど、ちょっと今日はこれで容赦いただいて、この写真4がダム建設予定地のの上流の方なんですけど、これは北向山の崖崩れを示したところです。この仮設の橋は以前の工事用の橋、仮設の橋も地震とかで流れてなくなってますので、かなり大きな橋が設置されていました。それから、この6番、左岸の崖崩れのところなんですけれども、これが左岸の方を見た、立野の方から見たところなんですけれども、この上の方に今崖崩れをしていますからコンクリートで、ここの下がちょうど立野ダムが建設予定地なんですけれども、コンクリートだったり網を張って、そこに植栽をして流れないようにしようというような今工事が行われています。

ダムの建設予定地はもう皆さん十分御存じかもしれませんが、これがダムの予定地です。ここの仮の茶色の橋のところには90メートル高さのダムができて、熊本県庁は60メートルなので、その1.5倍の高さのダムができます。ここ今車がいるところなんですけど、これは仮排水路ですね、川の流れ、この本体のダムを工事するための川の流れを変える仮排水路をつくって、直径10メートルのところを500メートル掘ってつくっていたんですけれども、それも半分の250メートル埋まっています。まだ、手がつけられていません。それと、ちなみにここに工事用の道路がありましたけれども、ここも2回も流されています。それから、ダムの右岸なんですけど、この右岸は柱状節理があるところなんですけど、ここも以前同僚の議員さんと一緒に行きましたよね。工事用の道路がここにもつけてあって、行ったところも工事用の道路はなくなってしまったという今状況で、そういう道路なども今後つけていかなければいけないという状況です。

立野ダムはもう言うまでもなく、1.5メートル四方の穴が3つあいている穴あきダムで、通常は下の穴から水が流れ、大雨のときは上でたまるというふうにされています。だから、下流、大津、菊陽に来るのが遅くなるというような効果があるというふうに聞いていますけれども、もちろんこの立野ダムがあるのは阿蘇くじゅう公園の中で、環境問題もあるのではないかなというふうに思っています。

ダムは発電や用水の目的ではなく、治水だけの目的のダムです。下津久礼の農家の方とかとお話ししますと、ダムっていったら水が何か困ったときに水が来るというのがダムじゃないかなというふうにお話をされましたけれども、そのようにこの立野ダムが何のためにつくられるのかも十分町民の皆さんにも分かっていないという、この間随分工事をしてきたんですけれども理解されていないのではないかなということも感じています。立野ダムにつきましては、私もこの間、多分恐らく3回か4回議会で取り上げてきました。しかし、今回の趣旨は、ダムに賛成、反対、もういろんな方が地域にはいらっしゃると思うんですけれども、それはとにかく置いたとしても、本当にこの熊本地震とその後の豪雨でこれだけ立野ダム建設予定地周辺が大規模な土砂の崩落が起きて、またあの一帯は国直轄の復旧工事ですね、長陽大橋であるとか、あの周りの一帯の復旧工事がかなり集中して行われています。私はこういうときは、立野ダムについては一旦工事を中止して、住民説明会をして、本当に安全なのか、またどういう効果があ

るのか、熊本市はかなり河川改修が進んでいますので、この菊陽や大津ではどういうふうにごこのことを考えればいいのか、白川の改修とあわせてこのことを町長にお伺いしたいというふうに思っています。実際、後藤町長は現地説明会に参加されて、率直に安全面ではどのような感想をお持ちになったのか、まずこのことをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） まず、町長にということではありますが、御質問の立野ダム工事は一旦中止し、住民説明会を開催していただくよう国交省に要望できないか、このことについてまず私の方から答弁させていただきたいと思えます。

立野ダム建設予定地周辺において、平成28年の熊本地震やその後の豪雨によりまして斜面崩壊が生じていることについては現地説明会等に参加し、承知しているところでございます。その際に、斜面崩壊が発生した斜面については、国土交通省による対策をはじめとしまして、林野庁等による斜面对策が順次進められていることを確認しております。このような対策が国等において順次行われることで、斜面の安定化が図られていくものと考えているところでございます。

また、白川の治水対策については、平成14年7月に策定されました白川水系河川整備計画におきまして、目標流量を安全に流下させる対策としまして、立野ダムを含む洪水調節施設と河川改修の両方を進めることが明記されております。このうち、立野ダムについては平成22年から24年にかけてましてダム検証を行い、コスト、実現性、地域社会への影響などについて他の治水対策案と総合的に評価しまして、白川水系の治水対策として立野ダムを含めた対策が最も有利であるとの結論が得られているところでございます。

町としましても、近年頻発している水害から地域住民の生命と財産を守るためには、立野ダムや河川改修など総合的に治水対策を推進することが必要であるというふうに考えているところでございます。

また、国土交通省における事業の説明については、今年8月24日に、議員も申されましたけれども、菊陽町議会の皆様や区長の皆様に現地説明会が行われております。さらに、今年7月からは公募により毎月実施される白川の復旧・復興対策の現地見学会におきまして、立野ダムを含む現地説明が開催されているところと国交省より聞いております。

立野ダム工事事務所では、事業への理解を得るための取組として、事務所ウェブサイトにおいて、一般の方々からのよくある御質問について分かりやすい説明を行うとともに、立野ダムの洪水調節の仕組み等を分かりやすく説明した動画が掲載されております。また、数多くの現地説明やパネル展なども開催されておきまして、町としては真摯な事業説明に努められていると考えております。

したがいまして、立野ダム工事は一旦中止し、住民説明会を開催していただくよう国交省に要望する考えはありません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 本題に入る前に、町長、現地説明会に参加されましたので、率直に感想をどうかというのをお聞きしたいんですけれども。なぜかといいますと、熊日の紙面でも、立野ダムは大丈夫かという見出しで次のように書かれていました。大津町の区長さんたちが多分現地に行かれたときに、絶対に安全とされた原発でも事故が起きた、想定外の事態にも備えてほしいと訴えられたということです。私は、率直な感想は先ほど言いましたように、龍田陳内、小碓橋付近、市内中心の大甲橋付近などは、ここまでするのかというほどびっくりするような事業が行われてまして、大きな大木があったんですけれども、それもただ移動するのではなく、人の手をかりて、傷まないように川から離して堤防とかもつくったとか、鋼矢板を二重にしているとか、本当に国が本気になればこれだけのことができるんだなというふうに思ったのが率直な感想です。先ほど小野課長は、国土交通省かなり努力されてるということですが、私たち流域の中で1回の現地説明会、15名に限り、それを5回しかさせない、75名しか参加されない中で、本当に1,000億円、恐らく一千数百億円のこの公共工事がこのまま進んでいっていいのかと私は率直に思っています。

まあ国交省のホームページとかにもあるということでしたけれども、町長はこの菊陽町で白川を守るためになぜ立野ダムが必要なのか、どういうふうに町民に訴えられているのでしょうか、この点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この立野ダムでありますけれども、これ今流域の、大津もそうでありますけれども、南阿蘇村、それから大津町、菊陽町と熊本市の方で白川改修立野ダム建設促進期成会というのをつくって、ずっと両方を進めていただきたいということで、そういう活動をしているところでありますけれども、やはりダムというのは、立野ダムができれば、これは穴あきのダムでありますけれども、通常は水の流れが変わらないような状況でありますけれども、大雨が降った場合に、そこでダムによって急激に水が流れてくるのが調整されるということでもありますので、大雨のときあたりも立野ダムの水のたまり状況によって下流域にあります大津町、菊陽町、いろいろ流域の危険性の高いところの地域あたりについて避難勧告、ひどい場合は避難指示まで出る場合がありますけれども、そういう判断をしていく、そして急激に流れてくるのを一旦止めるという意味で非常に効果があるというふうに考えておるところであります。

そして、そういう意味からしまして、この期成会の中での総会の際に、小林議員が言われるように、国交省の方から熊本市の整備状況について説明がありました。それを受けて、私と大津の家入町長の方がすぐ質問といいますか、これ熊本県が菊陽町、大津町の白川の改修については県の方が計画をして進めていくということになってますので、そちらの方をぜひ、熊本市の方がそこまで進んできとるということであれば、早急に取りかかってもらえないかというような要望をやったところであります。

また、白川流域の方々が、上津久礼、下津久礼の方たちがちょうど上津久礼のところに大水

のときに水が集まる場所がありますけども、そういったところの改修についても県の方の菊池広域本部の方から土木部長あたり来ていただいて、そのときは地元の坂本代議士も中村県議も立ち会った中でそういう要望もやりましたけども、今回立野ダム建設予定地周辺につきましては、さっき担当課長が申しあげましたように、昨年の熊本地震とその後の豪雨で斜面崩壊が生じておりますけども、これについては国等において順次対策が進められる状況を、私も先日、議員の皆さんも一緒でありましたけども、現地を確認したところでもありますし、今後についても斜面の安定化が図られ、着実に立野ダム本体工事に向けて準備が整いつつあるなということを感じたところであります。

当日は工事事務所長が一生懸命説明をされましたけども、その熱意といいますか、ダム建設に当たっての、本体工事に当たってのそういう真剣なる姿を見たところでもあります。

そして、今申しあげました立野ダム建設につきましては、平成14年7月に策定された白川水系河川整備計画に基づいた治水対策の一つでありまして、白川の改修はじめ黒川の遊水地や立野ダムの完成によって、大津町、菊陽町の白川流域においては今後、豪雨が発生しても十分対応できるようなものになっていくと考えております。

また、今後につきましては、先ほど申しあげました白川改修立野ダム建設促進期成会や白川水系治水対策連絡調整会議等も立ち上がっておりますので、その中で関係市町村と連携して大津、菊陽区間の白川水系河川整備計画の策定、また立野ダムの事業促進を強く要望していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、計画された河川整備事業が一日も早く完成し、その効果が発揮されて、流域住民の皆様の安全・安心な生活が確保されますよう町も積極的に協力してまいりたいと考えているところであります。

町民の命や暮らしを大洪水から守ることを考えたときも、立野ダムの重要性、それから白川改修の必要性は変わることなく、今後とも国や県に早期着工、早期完成をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長は国に事業促進を強く要望していきたいというふうにおっしゃいましたけれども、私が聞き及んでいるところによりますと、熊本市の大西市長などもやはりこれだけ地震と豪雨があつて、安全性がどうかというのを国にも聞かれてるというふうに聞いていますし、現地、南阿蘇の村長さんなども本当に安全性を今不安視をされているというふうに発言をされているのではないかと思います。斜面の安定化と言われましたけれども、斜面が崩壊している、例えば立野ダムの建設予定地の斜面が崩壊しているところは確かにコンクリートをしたり、網を張ったり、そして植栽をするというふうになってはいますが、それ以外のところもかなり崩壊をしています。これからまた豪雨とかいつ起こるか分からない豪雨などで、この今手当てをしているところ以外の崖崩れとか山崩れとかそういう懸念もあるのではないかとこのように思いますが、その点はどういうふうにご考慮されるのか。

また、断層も500メートル近くにあるということで、技術委員会は問題ないというふうにしてますが、私はやっぱり5年前の水害ですね、下津久礼の方から白川を見てまして、もう相当な木の、川のうねり、もう皆さんも経験されたので一緒だと思いますけど、川が水ってあんなに川の堤防から上を越して、あんなにうねっていくのか、そして枝や土やいろんなついた木があんなにどんどん流れていくのか。もう私は初めての体験でしたので、こういうふうになるんだ、その後、いろいろ現地を見まして、大津の「岩戸の里」の温泉地とかも見に行きまして、何メートルという岩石、岩がごろごろ流れてきてる。本当に、立野ダムが実際建設されていたら、今、町長はダムによって大雨のとき調整ができると言われましたけれども、あのダムにあれだけの物が詰まったら大丈夫だったのかというのが私率直に思いますし、今町民の方もそういうふうを感じてる方も多いのではないかとこのように思います。

それがなぜ一層増してきたのかといいますと、この前の先日の九州北部豪雨で筑後川沿いの日田から朝倉市にかけて大きな被害が出たことにあります。私もまだ現地は行っていませんけれども、筑後川本流には3つのダム、支流には2つのダムがあるそうです。今回の大雨で山の斜面からの大量の土砂と木材が流出し、それが水路を遮断し、被害を大きくしています。フェイスブックなどで見ますと、本当に1メートルしかなかった水路のところにどんどん流木が入ってきて、家がだめになったとか、そういうのが目にしますけれども、やはり今の治水の一番の問題は、このような土砂や木材、岩が来たときに、どういうふうにするのか、根本的な解決はやはりダムだけでは根本的な解決にならないのではないかとこのように思います。一番問題は、やはり杉を密に植栽していることや、その後の手入れ不足、そういうのも問題になっているかと思えます。

それで、再度、質問を整理しますと、1つは多数の崖の崩落で、今崖があったところは一応対応すると、しかし、もし別のところの山崩れの起きる危険性は十分あるわけですから、そういうのをどういうふうに考えておられるのか。それから、北向山原始林は環境省の管轄ですから、管轄する省庁も分かれています。こちらは国土交通省、こちらは環境省ということで分かれていますので、本当にそういうところでは安全性を危惧しますので、その点がどうかというのが一つの質問です。

それから、やはり立野ダムに穴が5メートル四方で――まず、余りいっぱい言うとは分らなくなりまして、1つは今の崖崩れの対応してるところはいいけれども、もし別のところで起きた場合はどういうふうに考えておられるのかについてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） 答弁いたします。

小林議員のこれだけの崩落、地割れがあって、安全性のことについてでありますけれども、熊本地震後の立野ダムの安全性については、事業者である国において確認、評価すべき事柄と町の方は認識してるところでございます。

既に、国では学識者等から成ります立野ダム建設に係る技術委員会において、技術的な確

認、評価を終えておりまして、本町としては国にさらなる検証を求めることは考えておりませんし、国の方でしっかりと対応していくものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、2つ目なんですけれども、これも国の評価に委ねてるということかもしれません。穴が詰まるのではないかという不安があるということです。

立野ダムの上流もたくさんの杉林、ヒノキ林があります。私は5メートル四方の穴は詰まるのではと懸念しています。それは、先ほど言いました5年前の北部豪雨を受けて実感して、川の様子やその後、先ほどお話ししましたように、各上流、下流見まして、それを実感しているからです。詰まるとダム本体が下流に危険が及びます。国交省は穴にフィルターをつける、穴の手前に材木を遮る防波堤、スリットのようなものをつくるというふうに、もちろんホームページでも説明されています。穴の手前で木材は浮き上がるので安全というふうに国交省は言われています。しかし、樹木というのは10メートル以上もありますし、枝も一緒に流れてきます。岩も流れてきます。私は町民の方から白川の5年前の豪雨のときにどういうふうに川に木や枝が詰まったかという写真もDVDも見せていただきましたけれども、本当にあちこちの橋にいっぱい詰まっています。洪水時の穴からの吸引力も相当なものではないかというふうに思っています。大小の木材や枝がダムの穴やフィルターに詰まる可能性は非常に大きいのではと心配しています。立野ダムも想定外で詰まったなどでは済みません。私がここで問題にしているのは、このように、もちろんダムは、先ほど町長おっしゃいました、もっと推進してほしいと思っていられる方もかなりの数、町民の方いられると思いますけれども、この前のあの阿蘇大橋が落ちるような経験をした私たち、熊本地震で経験しました。そして、その後も断層もまだあります。そして、朝倉の様子も見ました。本当に大丈夫だろうかというのは町民の率直な不安です。ですから、こういうときにぜひ国交省、たった75人の説明会、ホームページを見なさいではなくて、この菊陽町、白川を守るためにも国交省に町民全体に対してこういうふうに考えていますということで説明をぜひしていただきたいというふうに思っていますが、これについてはどういうふうにお思いでしょうか、町長をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、説明会につきましては、必要に応じて国交省の方で開いてほしいと思いますか、そういうことについては現地の方に行って見ていただきながらきちんと対応していただいておりますので、町の方でそこまでするかどうか、いろいろ住民の皆さんからの心配される方々が出られた場合は、国交省の方に言いまして、また現場の方、現場で見ながらそういう説明をして安心していただきたいと思えます。

さっき福岡の朝倉の話をして、小林議員もダムだけではだめだと言われましたように、ダムをつくって、あそこもダムがあったために流木関係がその上で相当停止、止めとるわけですよ。ダムがなかったら、それこそ下にみんなそれが流れてきたらもっとひどい被災が出たん

じゃないかと私は思っております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長、すいません、ダムで、先ほど水量が、ダムの大雨のとき調整できるといふふうにおっしゃったんですけれども、私もそこがちょっとよく分からないんですけど、今想定されてるのは、あのダムができればどの程度の、例えばこの前、5年前のときであれば、どの程度私たちは準備する期間ができるのか、時間ができるのか、その点についてはどのようにお考えなんでしょうか。いいです、町長で。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 担当から……。

（16番小林久美子君「そしたらもういいです、はい」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長答えられないようですので、次に行きます。

要するに、どれだけ遅くなるかというのは、もう説明は今までも聞いたことないし、分からないわけですね。5年前の九州北部豪雨で阿蘇カルデラ内では400か所以上の土砂崩れが発生し、その発生した流木は全て立野を下り、流下しました。想像を絶する量で流木や岩石、土砂などが流れましたが、もし立野ダムがあったら、幅5メートルしかなく、穴の上流がスクリーンで覆われた立野ダムの穴は流木などで塞がったのではないかと私は懸念をします。国交省は水理実験を行ったと言っていますけれども、これは実際やったわけではなくて、本当に模型の実験です。スリットで初期段階の流木を食い止めると現地説明会でも国交省は言われていましたが、水理模型実験ではきれいな木でしか行われていません。要するに、枝のついている流木、岩石、土砂などは実験していないということです。やはり朝倉などの線状降水帯、今までなかった災害が発生する中でどういうふうにそういう災害に私たちがやっていくかということが今非常に大事だというふうに思います。

菊陽町の町民にとっても、5年前の九州北部豪雨の経験からも、白川については今後災害が起きないように願っておられるのは住民共通だと思います。しかし、立野ダムについては余り大きな関心にはなっていませんでした。私が一番最初にこの議会で立野ダムの問題を取り上げたときも、残念ながらほかの議員さんもどこにできるとなというような感じで余り認識になかったのが実態だと思います。昨年熊本地震での阿蘇大橋の崩落を目の当たりにして、立野ダムは安全なのだろうかという不安が今高まっています。さらに、朝倉市などの被害状況をテレビで見て、流木による大きな被害、さらに不安が高まっているというふうに思っています。

菊陽町にとって立野ダムのことと一緒に先ほど白川の改修については、県議や国会議員の力、県もかりて検討してるということでしたけれども、この河川整備計画もずっと取り上げてきましたけれども、ほとんど進んでいません。それで、この工事は現在までに約500億円投入しています。これからまた九百七十数億円だったと思いますので、約500億円の予定ですけども、このように豪雨や地震で何回も橋をかけ直したり、何回も工事用の道路をつけかえた

り、非常に多額のお金がかかるのではないかと私は思っています。

立野ダムについては、賛成の人も反対の人も、安全かどうか、そしてダムがどういうふうな役割を持つのかというのをぜひ説明をしていただきたいというふうに思いますけども、先ほど小野課長はその気は全くないという答弁でしたが、再度町長、今町民の方の思いを私は代弁してるわけですが、そのことを聞いても全然その意思はないのでしょうか。白川改修の建設委員会などでそういう発言をぜひしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。町長でいい。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 土木部長が手を挙げとるのは、いろいろ技術的な面についていろいろ精通しておるという意味での手を挙げて御質問にお答えしようと思つとすることは捉えとってください。ただ、今の件につきましては、繰り返します。本当に心配される方々がおられる場合は、また現地で見させていただいて説明受けたが一番分かりますので、そういうところを声が上がってくればぜひまたそういう機会をつくっていきたいと思います。

それと、やはり白川改修の方も同時に県の方にも、熊本市のところがあそこまで進んできとるということで、また大津町と一緒にその辺の要望はしっかりしていきたいと思ます。

それと、やはり、なら、ダムがなかったらまた今まで同様に物すごい土砂やそういう流木が流れてくる。ダムができることによって現地で聞いたところではきちんとダムの上の方で受けとめる、そういうところまで国土交通省は考えながら取り組んでおられるということを見ておりますので、そういう面で御心配の方々については、現地の方での案内して、そこできちんと説明を受けていただく、そういう機会をつくっていきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか現地での説明は限られていると思います。国交省、この前、1台バスを借り切って11名の私たちをずっと、職員も数名一緒に来ていただいたわけですが、そういう現地での説明もするし、例えば町内で国交省からも来ていただいて、こういうことで考えているというようなこともしてほしいということでこの質問を取り上げました。なかなかかみ合いませんけれども、次に進みます。

次は、国民健康保険についてです。

国民健康保険につきましては、これも6月議会で取り上げまして、来年から県が国保財政の運営を行うことになっていきますので質問で取り上げたところです。その議会では、保険税がどうなるかについてはまだ県から示されていないということでした。公表できないということでした。そのため、いろいろ調べてみましたところ、県の5月22日の国保運営検討会議の資料を見てみますと、県平均1人当たり年間1万2,760円の引き上げという資料がありまして、これでは4人家族になれば5万1,040円の負担増となります。今でも税金の負担が重い中でこれ以

上の引き上げは到底認められません。この資料について、町の認識はどうかをお尋ねします。  
まず、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） お答えいたします。

今御質問にありました国保運営検討会議の資料でございますけども、これは実際制度が始まります平成30年度の試算ではなくて、一定の前提条件のもと、仮に平成29年度に新たな制度が導入された場合に国保事業費納付金及び、先ほどおっしゃられました標準保険料率の関係ですけども、がどうなるかの試算として示されたものです。一定の条件のもとというのは、例えば平成30年度から予定されています国からの公費拡充分が反映されていないということ、それからまた所得水準の調整方法など、現在国が算定方法の見直しを検討している内容を含んでいないということ、また保険給付費の伸びは暫定的な前年度比で計算されているということ、このように国保運営検討会議で県から示された資料は不確定要素を含んでいることが前提であります。この結果によれば、先ほど議員も言われたとおり、移行後の1人当たりの保険税が現在より県平均1人当たり1万2,760円上がるということで、県内でも35市町村が上がって10市町村が下がるような試算になっております。そのため、最初に申しましたように、30年度の実際の試算ではなくて、29年度の制度が仮に導入された場合の試算ということで、まだ確定値ではないということで、まだこの数字がひとり歩きして、うちは上がる下がるのかという段階ではないと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、厚労省が7月10日に国保の都道府県化に向けた第3回試算の方針を都道府県に通知をしていますが、このことは阪本課長も御存じだと思いますけれども、これまで2回の試算と変わっています。市町村独自の法定外繰入れが今まで、先ほどお話ししました5月22日の試算までは、例えば菊陽町が1億円一般会計から国保会計に入れて、国保税を引き上げを抑えているという努力をしていただけていますが、それが今までは法定外繰入れ含めてなかったんですけれども、そのために、あるところではもう7倍ぐらい引き上がるとか、いろいろ不安がありまして、第3回の試算の方針が示されていると思います。厚労省が制度移行に伴う保険料、急激に上がらないようにということで、激変緩和措置を行ったり、あと公費の拡充で1,700億円のうち1,200億円を入れるとか、医療費の伸びが低かった平成29年2月診療分までの実績が反映されるとか、あとは平成28年度に法定外繰入れや基金の取崩しなどで保険料増加を抑制した市町村が同額を平成29年度に繰り入れた上で試算をするということを要請しています。ということは、これは保険料の伸びを抑えるために法定外繰入れをした上での試算をしてもいいですよということなので、法定外繰入れを容認しているのではないかとこのように考えていますが、こういう7月10日の試算の通知、またそれに伴って試算をされたのかどうか、この点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） お答えいたします。

今回の制度改正によりまして保険料が急に上がる場合には、保険料を減少させるための措置としまして激変緩和措置が設けられます。これはあくまでも今回の改正で新たな制度に移行されることによって保険料が上がる分が措置の対象となります。

なお、この措置の対象につきましては、国、県からの財政支援でありますので、将来的に保険料が県内一本化されるまでは今後も継続していただくように、国や県の方には要望していきたいと思っております。

一方で、国保財政の赤字補填のための基金繰入れや法定外繰入れに対しましては、当然激変緩和措置の対象となりませんので、仮に現在の保険税より標準保険料の方が上がった場合ですけれども、その場合の対応を考える必要があります。例えば、標準保険料率に準じた税率に引き上げる方法、または県に財政安定化基金が設けられますので、そこから借り入れる方法、または一般会計からの法定外繰入金で補填する方法。ただいま御質問にありましたように、この一般会計から繰り入れて補填する方法でございますけれども、今回の新制度の最大の目的は法定外繰入れに頼らなくても将来にわたって持続可能な国保運営を目指していることから、法定外繰入れを前提とした国保運営は適切ではないというのは大前提でございます。これで、今議員がおっしゃりましたように、この考え方を基本として今まで改革の方が進められてきたところでございますけれども、最近の国の動きとしましては、この部分の考え方が少し柔軟になってきております。平成30年度からの新制度へのスムーズな移行を主眼に置いて、必要であれば市町村の判断で法定外繰入れを行うこともやむを得ないという考えであります。ただし、将来的には法定外繰入れを段階的に縮小しながら、本来のあり方による税率の見直しを行うことが前提ですけれども、議員がおっしゃられるように、その辺の法定外繰入れを前提とした対応によって、30年度の新制度への移行を考えてもいいですよという動きになってますので、その辺のところも町の方としては考慮に入れて、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 国民健康保険については、来年度法定外繰入れも柔軟になってきているところも含めて考えていきたいということでしたので、ぜひそのことをお願いしたいというふうに思います。

菊陽町の状況を少し見てみますと、平成26年度で見ますと、菊陽町の1人当たりの保険税は年間9万541円で、県内で上から5番目です。ちなみに、収納率は県内下から3番目で、熊本市、人吉市に次いで3番目となっています。このように、やはり保険税は非常に高い位置にありますし、また収納率は下から3番目ということで、職員の方は苦勞され、努力されているというのは十分分かってはいますが、なかなかやはり生活が厳しく、国保税が払いたくても払えない状況が収納率の低下につながっているのではないかと思います。やはり国保税の引き上げを

抑えるために法定外繰入れ、平成26年度では県内23の市町村が行っています。1億円以上というのは菊陽町も含めて12の市町村が行っているという状況です。ぜひ法定外繰入れを行い、来年度からこれ以上の国保税の引き上げが行われないよう、むしろ国保税を引き下げていくということで要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

昼食休憩をいたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時1分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 皆様こんにちは。今定例会の最後の一般質問を務めさせていただきます吉本でございます。よろしくお願いいたします。

今回は2件の質問をさせていただきます。

1点目は、農業の振興でございます。私が考えるところによりますと、菊陽町の基幹産業はまだまだ農業なのかなというふうに感じているところでございます。

2件目の質問は、皆様御存じのように、熊本空港の運営権の民営化というところでございます。御存じのように、熊本空港の滑走路の部分は菊陽町ということでございまして、この菊陽町に影響する、いい意味でいろんなことが影響するのではないかとということで質問をさせていただきます。

質問は質問席で行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） まず、質問事項1の第5期菊陽町総合計画前期基本計画の取組状況を踏まえた農業の振興についてでございます。

具体的な施設の中に、農産物の販売動向を踏まえた計画的生産の推進があります。ヒアリング内容には、県、JAとの連携を強化をし、支援を行っていくとございますが、どのような支援を行っているのかでございます。

実施内容には産地銘柄の確立の推進、課題及び問題点には販売動向の把握の徹底、また今後の方向性には県、JAとの連携協定とありますが、それぞれどのようなことを実施をされているのか、またどのように今後実施をされていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

総合計画における農産物の販売動向を踏まえた計画的生産の推進につきましては、計画的な生産を行うため、販路の開拓及び拡大に係る施策等、生産過多による価格の暴落を防ぐための施策等を考えております。

まず、計画的な生産を行うための販路の開拓及び拡大に係る施策としましては、安定的かつ継続的な取引を実現していただくよう展示会等への出展支援やインターネットを活用した産品事典を運用するなどした支援を行っております。各農業者には、このような機会を積極的に活用していただき、販路を開拓、拡大され、計画的生産、販売を実現していただきたいと考えているところでございます。

一方、生産過多による価格の暴落を防ぐ方策としまして、作物の産地化、ブランド化を図り、商品価値を高めることで価格の乱高下を抑制したいと考えております。

これまで本町におきましては、国から産地指定を受けておりますニンジンのブランド化を図ってきたところでありまして、平成3年にはマスコットであるキャロッピーを誕生させております。このキャロッピーを活用しながら広報活動を展開してきたところでございまして、JAと連携して菊陽にんじんのブランド化に努めてきたところでございます。

また、農作物における作付け過多による価格の低下を防ぐための作付けの調整につきましては、基本的には生産者おのおのが自己判断により行っていただきたいと考えているところでございます。作物の作付け状況や天候及び災害等により価格の変動が非常に激しい状況になっております。場合によっては収穫を断念するケースも多々見受けられます。近年の異常気象はこれらに拍車をかけるような価格の乱高下を招く要因ともなっております。作付けの調整はこういった状況から一層厳しい状況になっているというふうに思っているところでございます。

一方、農林水産省では農業所得の安定を図るために、収入保険制度の導入を計画しておられます。平成31年度から実施する計画とされておりまして、本町におきましてもこの普及に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 今課長の御答弁の中に、ニンジンのブランド化というお話がございました。非常にぴんとくるようでぴんとこないブランド化ですけども、消費製品づくりを行う際には、基本的にはターゲットを絞ることが重要だというふうに感じているところでございます。誰がメインターゲットになるのか。基本的には万人受けする商品というのはインパクトに欠けるため、ターゲットを明確にすることが必要だというふうに考えるところでございます。それを踏まえて、今後はどの層に刺さるようにブランディングを行っていくのが非常に大切だというふうに思います。主婦向けに調味料を開発をしたり、有機栽培のニンジンをお届けたり、またニンジンチップスなどをつまみとして販売をするなど、お酒が好きな30から40歳の男性に提案するというのもありかもしれないと思います。とにかくターゲットを明確にするのが大切だというふうに思います。また、外部へどのようにアピールするのかということも重要になると

いうふうに思います。マスコミの媒体のアピールも重要ではございますが、ホームページや各種SNSを使つてのアピールも今後必要になってくるというふうに考えるところでもございます。とにかくブランド化ということに対しましては、ターゲットを明確にするのが大切だというふうに考えるところでもございます。

菊陽町のニンジンのブランド力を高める。誰がターゲットになるのか、町長はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） すみません。ブランド化という部分で、非常に難しい課題ではございます。特に、ニンジンというものは一般的な野菜でございまして、特徴があるかと言えば、なかなかそこに難しい部分がございます。しかしながら、肥沃な菊陽町の大地でございます。火山灰土壌が生んだ、今多分菊陽町のニンジンをもそのまんま絞って飲んでも甘みがあるというふうな非常にいい商品を持ったところもございます。こういった部分を積極的に売り込んでいく。ターゲットとすれば、加工品につきましては、議員おっしゃったとおり、例えばドレッシングだとかジュースだとか、そういった部分でターゲットを絞った部分としては、加工品としては成り立っていくのではないかなというふうには思つるところでございます。今後、検討課題というところになろうと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） ブランド化ということで、通常会社などはペルソナというところで仮設のターゲットをつくります。その方が何歳なのか、趣味は何なのか、いろんな生活状況を考えたところでペルソナというところを設定をして、そして商品開発をして、そしてそれを販売につなげるということのようでございます。そういった意味も含めまして、ぜひとも、先ほど課長もおっしゃったように、菊陽町のニンジン是非常に甘くて、質もよくて、全国的にも誇れる農産物だというふうに思いますので、ぜひともブランド化というところをもう一度しっかりと考えをしていただいて、さらなるニンジンの販売につなげていただきたいというふうに改めてお願いをするところでございます。

それでは、次の質問でございます。

総合交流ターミナルのさらなる活用について、課題及び問題点として、時期により農産物直売所の品目の種類、数量に増減があります。現在、農産物出荷協議会の会員数、出荷量も低下をしているが、このような状況をどのように考えるのかという質問でございます。

昭和55年10月に当時の富永町長が、菊陽町総合計画への提言、魅力ある街、これは街路の街でございますが、街と里をつくるを発行をされておられます。今から37年前の提言ではございますが、さすがに富永町長だなと感じるところでもございます。街が今の光の森だろうかというふうに思います。そして、里が今の東の地区であり、計画どおりに進んでおります。その中で富永町長は、菊陽町は独自の顔を持っていない、場所をどこにするかは問題だが、顔は必ず

しも1つでなくてもよい、2つ持ってもよいと言っておられます。インターンシップの学生の方々に菊陽町の顔はと聞くと、ゆめタウンというふうに答えます。多分ほとんどの方がそう答えるというふうに思います。富永前町長の思い描かれていたもう一つの顔が、私は現在の今の「さんふれあ」だというふうに考えるところでもございます。その顔の中心となる農産物直売所の協議会は、現在、出荷協議会の会員数が87名、平均年齢63歳、最高年齢は何と86歳の方で構成をされる協議会でございます。毎年会員数は減少傾向にあり、平均年齢は上がっており、出荷の際には70歳以上が張る高齢者マークが張ってある車が最近非常に目立っているような気がいたします。このままでは、当初の目的であった菊陽産の新鮮な野菜など販売は厳しくなってくるというふうに考えているところではございますが、このような状況をどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

季節によりまして野菜の種類も移り変わっていきます。時期によっては、野菜の種類や量も減少することがございます。これは御承知のことと存じます。総合計画前期基本計画に掲げた具体的な施策の取組状況報告の中で、時期により農産物直売所の品目の種類、数量に増減があるとの表現は、野菜の種類及び量が極端に少なくなる夏場の時期を危惧したものでございます。施設の運営側から見た場合は、生産量が少ないこの時期の対応が課題であるというふうにしたものでございます。しかしながら、御指摘のとおり、登録生産者の数はオープン初期の平成15年に比べ減少してきております。総合交流ターミナル「さんふれあ」は、平成12年6月、創業開始をしております。以後17年が経過しております。オープン当初から登録されておられる生産者の方々もお年を召され、廃業や経営を縮小された方も見受けられます。全体的に収穫量が減少し、売り上げも減少傾向にあるようでございます。廃業または経営縮小される生産者に対し、新たに登録される生産者の数が少ないという状況だと認識しているところでございます。

「さんふれあ」は都市と農村の交流拠点として、また高齢農業者や女性農業者対策として設置されました。登録農家の減少は農産物直売所の売り上げを低下させるばかりではなく、施設本来の目的である都市と農村の交流を鈍化させるゆゆしき問題と捉え、運営主体である有限会社さんふれあ並びにさん彩出荷協議会と連携し、登録農業者の増加、ひいては都市と農村の交流を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 山川課長とは18年前ですかね、「さんふれあ」が出荷協議会として仮に生まれて、そして菊陽バイパスのもとでテントを張って仮設でオープンして、ともにいろんな農家さんのお話を聞きながら当時の山川課長が頑張ってたってらっしゃったということ非常に目に浮かんでまいります。そういった中で、多分課長も非常に思い入れが強い物産館であろうかとい

うふうに考えるところでございます。

会員の方々とお話をすると、いろんな、こうしてはどうだろうかという御提案がございます。その中で、非常に納品をする手間を嫌がる農家さんが多いということでございます。先ほども申しましたけども、やはり高齢化に伴って、車を運転するのが怖いだとか、バックで車を駐車するのは怖いだとかという方々が多いということでございます。会員数の低下、出荷量の低下の問題を解決をするために、そのような声に対応できるように生産農家のもとに集荷に行くなどというようなシステムが導入をできるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お尋ねの趣旨は、庭先集荷ということですかね。この場合は、確かに高齢農家、80歳を超えてらっしゃるという方々もいらっしゃるかと思います。この場合、ケース・バイ・ケースだというふうに考えております。全員が全員庭先集荷というのは非常に厳しいという実態として考えられます。また、必要によっては実施することも検討しなければならないというふうに考えておりますけども、この分につきましては管理運営する、現在さんふれあが運営しております、この団体が検討する事項であろうと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） はい、ありがとうございます。当然その団体がということでございますけども、やはり行政の支援というのもある程度必要かというふうに思います。限られた中でその協議会も運営をしております。どうしても手数料の問題だとか、まあ次に質問しますけども、そういったところが非常にかかわってきます。聞くところによりますと、お隣の合志町の方の物産館ですかね、それが来年の4月でしたっけ、それごろにオープンというところで、非常に手数料下げたりだとか、この菊陽町においてもいろんな農家さんを営業の方が回られて、ぜひ出してくれというようなことで、かなり営業されているようでございます。そういった中で、向こうの方がある程度待遇がよければ多分農家の方々は、「さんふれあ」じゃなくてあっちでもいいという方が当然多く出てくるのではないのかなというふうに思います。そういったことのないように、今のうちからしっかりと農家さんを菊陽町にとどめていただくよう、いろんな政策も町主導で出していきたいというふうには思います。

高齢者に手数料を下げることで退会者を防ぎ、さらには新規就農者にも特別な手数料で対応して入会者を増やし、生産確保につなげるといった考えもあるのではないかなというふうに思います。先ほど課長もおっしゃったように、新規就農者というのが多分ここ数年余り、ほとんどいらっしゃらないというふうに思います。私もその出荷協議会に入ってますけども、何かあって若手が行けと言われたときには、必ず私が若手で行ったりとか、そういった状況で、そういった私ももう50なものですから、その先どうなるんだという話も出ております。そういった中で、やはり生産者確保といったところでは、非常に今後、町が考える以上にこれは深刻な問題だというふうに思います。

農産物直売所のリフォームの件でございますが、本定例会で補正で可決ということになりましたが、出荷協議会の生産者からは、半年出荷をできないなら、自分はもう退会するという方もいらっしゃる。出荷による収入を当てにされておられまして、機材などの購入費をその間どのように充てればいいのかというお話も結構厳しい口調で言われたりもいたします。半年締めたら、きっとお客様も離れてしまうのではないかという生産者もおられます。熊本地震の際に多くの飲食店が発災後のわずか数日でお店を限定メニューで営業したのはなぜなのでしょう。1週間休めば、お店に来られるお客様が離れてしまうというのが飲食業界の流れだということでございます。そういったこともあって、限られたメニューの中で3日、4日後にはもうオープンさせたという飲食店が熊本市内でも、この菊陽町でもかなり多く見られたということでございます。そういったところも踏まえまして、今後この菊陽町はどのような対応で改装に臨まれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

この点につきましては非常にナイーブな問題でございまして、工事としましては非常に必要だというふうに認識した上での改修ということになります。当初のコンセプトが温泉で集客を図って、そこで農産物直売所で売っていくというふうなコンセプトがございました。今現在もその形は変わっていないということでございます。温泉は必ずやっぱり改修が必要であるということの認識の上で、今後生産者団体と協議を重ねてまいります。また、施設側とも協議を重ねてまいって、一番いい方向を模索していきたい。1つは仮設テントを設置して、そこで販売していくのかという点になろうかと思えます。非常にこれはやらなくてはならないことでございますもんですから、御理解をいただきながらいい方向を示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 仮設テントというお話もございますが、仮設テントでは、じゃあ、雨の日はどうするんだ、風の日はどうするんだという話も実はございまして、これもまたお金がかかることではございますけども、出荷協議会の方々からは、やはり若干頑丈な仮設のプレハブなどを早いうちからつくっていただいて、そしてそこで移行をして、そして経営をしていただきたいというふうなことで御意見でございます。単に野菜を出荷するだけの箱ならテントでもいいかもしれませんが、そこにレジがあったりだとか、バックヤードがあったりだとか、事務もありますけども、そういったところで、やはりこれはテントでは厳しいのかなというふうに思います。非常に町も財政的に厳しいということは当然理解もしておりますが、先ほども私が申しましたように、菊陽町のもう一つの顔というのが今後、あそこの「さんふれあ」がなっていくというふうに思いますので、そういったところも含めて、ぜひ山川課長におかれましては、皆様も期待されておられますので、しっかりと検討していただいて、そして皆様がよかったですと

思えるような販売所を提供していただきたいというふうに思います。

続きまして、流通情報システム推進の質問でございます。

今後の方向性として、産品事典の周知を行い、掲載数を増やしていくとあります。しかしながら、2015年6月17日の新着情報から更新が止まっております。ヒアリングの内容は、引き続き実施であります。この状況をどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

この事業は、農業者の見える化及び販路開拓、拡大を図り、ひいては計画、生産、販売に寄与するため、ホームページ産品事典を運営する事業でございます。

具体的には、農畜産物の情報を発信したい農業者を募りまして、農畜産物や加工品を町が運営するホームページ「産品事典」に掲載することで、農業者やバイヤー向けに紹介します。そして、法人顧客を獲得しようとする事業でございます。この事業は平成26年から運用を開始しております。現在8件を掲載しており、4経営体、7件の取引が成立しております。一步一步ではございますが、着実に実績を残していると考えているところでございます。しかし、御指摘のとおり、一昨年の6月から情報の更新を行えていない状況でございます。本来であれば、農業者に対し産品事典への情報掲載について照会を行い、農業者から掲載要請を受けて随時更新することとしておりましたが、昨年の熊本地震復旧・復興対策を優先させたことから更新が行えていない状況でございます。今後におきまして、適宜情報更新を行うとともに、効果的な運用に心がけ、本年度の目標としまして、新たに5件の掲載を目指したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 実は、昨日その掲載をされている生産者さんに電話をしました。そういうのは自分は載せてたっけという話があって、その方もその掲載をしていることすら忘れていたというふうな状況でございまして、何か売り上げでメリットありましたかというのは一切ございませんということでありました。そういったところが、まあまあ先ほど26年から始まって7件でしたっけ、そういった非常に少ない件数ではございますが、何か考えるに、目的が産品事典に掲載することであって、あくまでもこれは手段であって、農家の方々の所得向上が私は目的だというふうに思いますので、そういったところ、目的がこういうふうにならないように、もう少し、今課長の答弁からもありましたけども、目標がしっかり掲げられておりますので、そういった部分ではぜひとももう一回掲載をされてらっしゃる農家の方々に周知を徹底をさせていただいて、そして新たな農家の方々へまた拡大ということで進めていただきたいというふうに思います。

それでは、農業の振興についての最後の質問でございます。

具体的な施策の中に、消費者と生産者との交流の場の提供がございまして、課題及び問題点に

交流の場が少ないというふうにあります、どのように改善をしていくのかの質問でございます。

すぎなみフェスタにつきましては、すばらしい取組であり、ニンジンのPRにおいても一定の効果があるというふうに個人的には考えておるところでございます。また、農政課よりさまざまなイベントの案内も認定農家に情報として流れてきております。しかしながら、前期計画の課題にも交流の場が少ないと明記してございます。事前協議、ヒアリングでございますが、この内容も、食の安全という観点から生産者という消費者の方が交流したがつていっているのではないかと、継続して取り組んでいくとあります。今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

この総合計画前期基本計画に掲げました具体的な施策の取組状況の報告の中で交流の場が少ないとの記述につきましては、すぎなみフェスタの実施に関するものであって、すぎなみフェスタではニンジン圃場を借り上げてましてニンジン収穫を体験していただくイベントを実施しております。このイベントの中で、食の安全性を訴える上でも、生産者に御協力をいただき、参加者との交流を図っていただくことを課題と掲げ、交流の場が少ないと総括されたものでございます。収穫体験に際しまして、参加者と生産者との交流がなされるよう、生産者に対し協力を要請していきたいというふうに考えているところでございます。

また、消費者と生産者との交流につきましては、総合交流ターミナル「さんふれあ」を核とした取組が行われております。同施設では、朝の野菜等の搬入時間や土日祭日に行う生産者の直売所立会、年2回実施されます感謝祭により交流を促進しているというところでございます。このほか、農業者団体で構成されます組織によりましては、夏祭りや鼻ぐり井手祭、これらにも積極的に参加していただいているところでございまして、交流を深めておられます。消費者と生産者との交流は良好な状況であるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 菊陽町町内においては非常に交流の場ということでは、今課長がおっしゃったようなことなのかなというふうに思います。しかしながら、交流の場というのは、菊陽町に限らず、私は日本全国、そして世界中なのかなというふうに考えるところでもございます。災害復興支援特別委員会で東京に陳情に出向いたときがございました。その際に、渡邊議長の提案で、熊本事務所に御挨拶に行きましょうということで一緒に伺いました。そして、1階の熊本銀座館に立ち寄って、いろんな物産品を見て回りました。その際に、幾つかの自治体が出品している野菜が目にとまりました。先日、菊陽町の農産物が出荷可能なのか、そちらの担当者に御連絡をさせていただきました。次のような返信が返ってきました。

農産物の取扱いについてですが、現在は3つの物産館から日が変わりで野菜の詰め合わせを送

ってもらっています。品目は、ニンジンやジャガイモ、ピーマンなどの日常使う物を中心に、1回当たり10から20品目を2から3個ずつ送ってもらっているそうでございます。ただ、昨今の運送会社の値上げにより、現地では安く手に入るお野菜でも、運送費を上乗せすることで現地価格の約2倍の価格で販売しており、弊店のお客様にとっても魅力が薄れつつあるように感じています。一方で、1週間程度日もちする果物や野菜はケース単位で仕入れてもいます。これは物産館や個人の生産者の方からで、1週間から2週間に1回、1ケース程度ずつです。品目は季節ごとに変わりますが、大長なす、これは熊本市でございます。そして、梨、これは球磨郡。そして、ミカン、これは河内町。天草晩柑、パール柑、これは天草。ショウガ、これは八代市の東陽町などでございます。私個人的には、これは担当者の方ですね、個人的にはより魅力的な売り場になるよう、やはり熊本の特産品をある程度まとまった数量を販売していく方向にシフトしていきたいと思っていますところ。熊本のブランド農産物として、たとえ少々高くても買っていただけるように御紹介することが弊店の役割であります。貴町のニンジンは県内では有名ですが、関東では知る人ぞ知る特産品だと思います。括弧で、意識の高い方は御存じだと思いますが、一般の方は御存じない方も多いという意味だそうです。決して数量を多く注文することはできませんが、このような趣旨を御理解いただき、御協力いただけるのであれば、一度試験販売をさせていただければと思っています。ニンジン以外でも、何かお薦めや特産品があれば、あわせて御紹介いただければ幸いです、との返信をいただきました。

非常に送料が高いという、東京ですので送料が高いということがネックでございます。そこは町が負担をして、農産物直売所の野菜や果物が豊富な月に詰め合わせを発送して、そして菊陽町のPRにつなげればよいというふうにと考えるとございまして。

また、熊本駅横の旧ホテルニューオオタニ、今名前が変わりましてザ・ニューホテルの方からは、菊陽町の農産物をメニューに使った菊陽町フェアを開催をしたいという問い合わせもございました。議会終了後に町長に御挨拶に伺いたいとのことであります。さらに、数件のホテルからもぜひ1回協議をさせて、菊陽町フェアを実現したいというホテルも幾つかございます。受け身ではなくて、攻める気持ちで菊陽産の農産物をPRすべきだというふうに、これをもって改めて感じたところでございます。

このような新たな交流の場の銀座館出品、ホテルでの農産物フェアの要望に、町としてはどのように対応していくのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） まず、我々が行っている事業展開をちょっと御紹介させていただきたいと思っております。農産物フェアにつきましては、ここ近年では九州食の展示会に出展しているほか、商工振興課と連携しましてスーパーマーケット・トレードショーに出展するなど、農畜産物のPRや直接商談を行える場を提供するなどの事業を実施しております。これらの展示会は大規模なもので、集客能力が高いイベントとなっております。特に、幕張メッセで開催されるスーパーマーケット・トレードショーは熊本県や県内自治体と連携して定期的に実施するもの

で、熊本県全体の魅力発信の中に菊陽町のPRをすることになります。このことから相乗効果が大いに期待できるというふうな考え方を持っております。また、これらの目的とするところは、バイヤー等との取引であり、農畜産物の販路開拓拡大に特化した取組であります。

一方、御質問がありました、まずフェアの件につきまして、これらの例えばホテルでのやつ、それとか銀座館でのやつですね、こういった交流の場というふうなところのフェアにつきましては、消費者をターゲットとしたイベントであろうというふうに解します。これらのフェアは、一般的に食、文化、自然などを観光客誘致の促進とあわせて農畜産物を紹介するなど、町の魅力を発信するといったイベントであろうと考えているところでございます。これらのフェアの開催には、農畜産物の直売、PRにとどまらず、観光等のPR要素も含めたイベントとすることが好ましく、観光PRを兼ねるイベントとする場合におきましては、町単体のような狭い範囲ではなくて、熊本県または菊池阿蘇エリアといった広範囲での取組とすることが好ましいと考えているところでございます。町単体でのフェアの開催は慎重にならざるを得ません。ただ、自治体間の友好や交流といった側面を持つ本町とゆかりのある自治体等での開催につきましては模索しているところでもございまして、事業目的を明確にするとともに、事業効果を予測しながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、銀座館につきましては、先ほど申しましたように、こういったフェアをやるときには必ず目的が必要でございまして、また、目的とあわせてその事業の効果というものが必要になってくると思います。それによって事業費をつけるわけでございますので、こういったところをしっかりと見定めながらその効果あたりを予測しながらいきたいというふうに考えております。このことを踏まえまして、あわせて、また相手があります、こういったことから、現在の熊本銀座館の状況を確認したいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 山川課長に非常に期待をして、そしてこの件の一般質問は終わらせていただきたいというふうに思います。

続きまして、質問事項の2でございまして、熊本空港のコンセッション、これは運営権の民間委託の導入についての質問でございます。

まず、コンセッションということで、少しだけ御説明させていただきます。

高速道路、交通、上下水道など料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者である公的機関に残したまま、運営権を民間事業者売却することでございます。コンセッションのメリットとしては、以下のようなものが上げられます。

運営権の売却による既存責務を削減することが可能。自らの関与を確保しつつ、財政負担なく運営することが可能。民間事業者のノウハウの導入によって、効果的かつ効率的な公共施設運営が可能ということでございます。そして、民間事業者のメリットといたしましては、利用料金収入を伴う公共施設の運営を独自に判断をし、実行し、収益を最大化することが可能。運

営権を担保とした融資調達が可能であるということでございます。要は、運営権のみの民間委託と、運営権のみです、運営権のみの民間委託ということがコンセッションでございます。

熊本空港の場合は、熊本空港特定運営事業、事業期間は48年でございます。事業方式は、国が公募により運営権者を選定をして、滑走路などの運営、ターミナルビルなどの運営を一体的に実施をして、国は運営権者に公共施設等運営権を設定をして運営対価を授受いたします。既存の国内線ターミナルビルを取り壊し、国内線、国際線が一体となった新ターミナルビルを運営権者が平成34年度中に整備をいたします。新たなターミナルビルの建設期間中は、国内線別棟ビルを使用、こちらは平成30から31年度に建設を予定ということでございます。別棟ビルの整備費用は全額国が負担をするということで、世界も非常に注目をする一大プロジェクトの事業でもございます。

それでは、最初の質問でございます。菊陽町にはJRの駅が3駅あるが、菊陽町は空港への鉄道延伸をどのように考えているのかでございます。

8月2日に阿蘇くまもと空港のコンセッション導入についてのセミナーが開催をされておりますが、熊本県企画振興部から配付をされた阿蘇くまもと空港コンセッションと大空港構想（ネクストステージ）の資料の中に、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善の今後の検討例に、鉄道軌道の検討が明記されてございます。世界が注目する阿蘇くまもと空港コンセッション事業でございます。今までは非常に夢のような話でございましたが、ここに来て一気に現実味が出てきたようにお聞きをいたしているところでもございます。菊陽町は、この鉄道軌道をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

JRの空港への鉄道軌道延伸については、熊本県において平成16年度から空港アクセス改善に向けた取組として、三里木駅周辺から総合運動公園やテクノリサーチパーク等を経由して、阿蘇くまもと空港まで鉄道を延伸するという検討が行われました。その結果、用地取得や構造物の建設を伴うなどの投資的規模が大きいこと、また空港利用者のみならず総合運動公園の利用者や空港周辺企業の通勤等の利用を見込んでも鉄道事業として採算性の確保は困難であることから、平成19年度に当該事業の検討については当面凍結することが決定されたところです。

本町におきましても、平成の大合併が進む平成16年ごろ、近隣自治体との合併を協議する中で、合併特例債を活用したJRの空港への鉄道軌道を延伸する構想がありましたが、残念ながら合併が整わず、その構想は実現に至りませんでした。

このような中、昨年12月に熊本県が策定した熊本市圏グランドデザイン、いわゆる大空港ネクストステージの中での熊本空港へのアクセスを改善するための取組として、再び構想に盛り込まれたものです。JRの空港への鉄道軌道の延伸が実現すれば、空港へのアクセスは飛躍的に改善し、空港利用者や総合運動公園の利用者の利便性が向上すると思われまふ。本町といたましても、本計画の実現に向けた機運が高まった際は、積極的に協力していきたいと考え

ているところです。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 平成19年度の凍結以来ということでございますが、その機運が高まっているのが今でございます。実はこのような資料の中にも、阿蘇くまもと空港駅というのがしっかりと明記をしております。構想としては、光の森駅からパークドーム付近を通過して空港のルートがあるようでございます。空港、鉄道の経営におきましては、下部、インフラでございますが、こちらの管理と上部、これは運行、運営を行う組織を分離し、上部と下部の会計を独立させる方式の上下分離方式というところが検討されているようでございます。第5期菊陽町総合計画後期基本計画に交通体系の充実がございます。その課題として、熊本空港については、国内線の顕著な利用客の推移、今後の国際線利用強化などの状況を鑑み、関係機関と緊密に連携をし、有効な活用方法を検討してまいりますとあります。施策の展開といたしまして、将来的な空港までの輸送機関について関係機関とも連携をし、検討しますというふうにあります。具体的な施策の中には、新たな公共交通体系の検討というふうにあります。これは前期基本計画の取組状況の中では、今後の方向性に、乗り合いタクシーなどバス以外の公共資材について検討していくということが前期計画の中の取組状況の方向性ということで示してございます。新たな公共交通体系の検討ということでございますが、どのように検討をしていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 数年前、光の森から空港への空港アクセスバスが運営されたところでございます。現在のところは、菊陽町を発着点とするアクセスはなく、空港ライナーは大津駅から利用されているところです。先ほども申しましたように、菊陽町から鉄道が空港へ延伸することが実現可能となるようでしたら、近隣の自治体、それから国、県へも積極的に町からも要望しながら、また協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） そこは非常に水面下という部分でもありますけども、迅速に対応していただきたいというふうに思います。今、空港のライナーが大津駅からでございますが、多くの町民の方は、何で大津なんだということでお話をされます。原水駅だったら非常に早いじゃないかという話もございますので、そういったところも考えますと、こういったところは非常に公表できる部分ではございませんでしょうが、しっかりといろんな情報収集をしていただいて、時が来ればさっと行けるようにしていただきたいというふうに思います。

続きまして、国内線と国際線が一体となったターミナルビルのメリットや委託された民間が持つネットワークなどにより海外からの観光客の増加も見込まれるが、インバウンド対策はどのようなものが考えられるかの質問でございます。

こちら先ほどのセミナーの資料にありましたが、阿蘇くまもと空港のさらなるネットワー

クの拡大の中で、国際線に取り組む取組の中でインバウンド対策がございます。菊陽町におけるインバウンド対策はどのようなものが考えられるか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○商工振興課長（川上一弘君） お答えします。

まず、訪日外国人旅行者の現状について御説明をしたいと思います。日本政府観光局によれば、2016年の訪日外客者数は前年比21.8%増の2,404万人で、統計をとり始めた1964年以降、最多の訪日者数で、2020年の東京オリンピックの開催を間近に控え、今後も伸び続けると言われております。熊本県の2015年観光統計では、観光客総数5,970万人、対前年比1.2%の増、日帰り客数5,250万人、対前年比0.9%の増、宿泊客数720万人、対前年比4.0%の増、うち外国人宿泊客数64万人、対前年比33.1%の増であり、国、地域別に見ると、韓国、台湾、中国の順となっております。

さて、本町における過去2年間の外国人宿泊客数ですが、平成27年が1,971人、平成28年が2,434人、対前年比23.4%の増で、国、地域別に見ると、平成27年が韓国、タイ、中国の順、平成28年が韓国、台湾、中国の順となっております。

インバウンド対策については、菊陽町まち・ひと・しごと総合戦略の施策の一つであります。海外との交流が盛んな町の中で、町を訪れる外国人の受入れ態勢の充実や利便性の向上を図り、町内のインバウンド消費を促進することを基本的方向としていただいております。具体的には、平成28年度において、本町の観光資源であります鼻ぐり井手を外国人に紹介するパンフレットを英語版、中国版、韓国版で新たに作成したところであり、その効果が得られるような活用を準備しているところであります。その他には、宿泊、飲食、物販施設等の情報が母国語で受けられるよう、多彩な情報等を掲載したパンフレットの作成や、インターネットなどによる情報発信環境の整備が考えられるところであります。今後については、阿蘇くまもと空港の民営化の動向を見守っていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 鼻ぐり井手の話がございましたけども、菊陽町は非常に観光資源が少ないという町で、インバウンドと結びつけるとどうかなというふうには思いますけども、鼻ぐり井手自体は非常にすばらしい菊陽町が誇る文化財だというふうに理解をいたしております。しかしながら、これをインバウンドということで結びつけますと、どれだけ菊陽町にお金が落ちるのかというところが課題になってくるかというふうに思います。

8月より私どもお世話になっておりますインターシップの今村君が調べていただきました報告書によりますと、日本で初めて地域銀行と自治体が出資をした熊本県内で地域観光マーケティングを行いたいとする自治体や観光関連事業者などが協力連携をして、熊本県及び地域の魅力ある情報発信を行う前熊本県副知事が代表取締役を務められます株式会社DMCという会社がございます。くまもとDMCの理念といたしまして、熊本の魅力を1人でも伝え、体感し

てもらふことということも掲げられておられます。上天草市とも連携協定を結ばれて、観光業界でも注目する会社でもございます。こちらと連携協定を結んでインバウンドにつなげるということも可能なのかなというふうに思います。

先ほど課長もおっしゃいましたが、滑走路使用の値下げによりまして、国内線の増便やLCC、こちら安い航空旅行会社ですね、等の新規各路線の誘致、海外新規路線就航誘致が非常に期待をできるところでございます。当然、海外の方々も今より非常に多くこの熊本にお越しになれば、そして菊陽町を歩いていかれるということが予想をされるところでございます。くまもとDMCの業務支援の中に、熊本県で県内で購入をした農産物の検疫代行の支援というのがございます。業務内容でございますが、県内で購入をした農産物、検疫代行を行いまして、到着の空港のカウンターや自宅で受け渡すというシステムでございます。メリットとしては、私どもも海外に行けば非常に検疫を受けて、この果物はだめですよ、この肉はだめですよといったところで非常に手間がかかるこの検疫のシステムでございますが、その検疫を代行していただくということで、検疫の手間がなくなって、鮮度のいい状態で受けられるというところでございます。このシステムを利用させていただいて、海外の方を「さんふれあ」、そしてときにはカライモの農家さんだとか、イチゴの農家さんだとか、そういったところに呼び込んでいただいて、菊陽の農家の消費の拡大につなげればインバウンド事業にもさらなる可能性が出てくるというふうに考えるところでございますが、そういった情報もしっかりと得ていただいて、このサービスを使ったインバウンド事業というのが可能なのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○商工振興課長（川上一弘君） 今の議員からの御提案いただきました検疫の代行サービス等につきましては、今後のインバウンド対策として参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） このシステムは非常にいいというふうに思います。バスなどで「さんふれあ」の物産館に寄っていただいて、いろんなものを買っていただいて、そしてお客様は手ぶらで空港まで行って帰っていけると、そして帰国後の空港でそれが引き渡しをしていただくと、費用は若干発生するそうでございますけれども、そういったところで非常に海外からも受けて、昨年度でしょうか、何件かの成果があったというふうにお聞きをいたしております。

9月4日でございますが、JAグループ熊本が開いた観光農園などのモニターツアーの一行が訪れた農園にその内容をお聞きをいたしました。外国人の観光行程に最近非常に変化が見られているそうでございます。以前のような観光地をめぐるのではなくて、子どもさんとともに行く体験ツアーというものがここ数年非常に増加傾向であるというふうにお答えをしていただきました。家族でいろんな収穫をしたりだとか、体験をして、そしてお父さんがいっぱい子どもさんの写真を撮って、そして見る思い出ではなくて、体験する思い出を持って帰国をされるということが非常に最近多くなってきているというところでございます。そういった中でも、この体験ツアーということがさらなる活躍といたしますか、いろんな可能性があるというふうに思

います。そういった中で注目されるこの検疫のシステムだというふうに思います。

最後になりますけれども、これ私が政治活動を行う上でベースとなる、先ほども申しましたけれども、富永町長の言葉でございますが、住民のために住民が手づくりをしていく町ということでまとめられておられます。菊陽町は菊陽町民のためにある。地方自治体の主人公は住民自身である。だが、現実の地方自治体の行財政は国、県に抑えられ、真の地方自治を実現できないことが多い。地方自治は空文化している。菊陽町はそうであってはいけない。自治体は日夜住民と直接に肌を接している。住民生活と遠いところにある国や県の行政とは違う。国、県から縦割りにおろされる行政事務を自治体は横に受けとめねばならない。たとえ行政は縦割りでも、生身の住民を縦割りにすることはできない。いろいろ書いてございますが、最後の方に、その際、町当局にとって大切なことは、話す口よりも聞く耳であるということが書いてございます。当然いろんな、議会も執行部も意見が違ったりということがございまして、なかなか前に進まないという事業もございまして、ここにも書いてありますように、しっかりと聞く耳をお互い持って、そして思いは菊陽町発展のためだということでございまして、そういった中で、町長もよく申されますけれども、町執行部と議会が一体となってさらなる菊陽町発展のためにつながるよう私自身も努力をしてまいりたいということを改めて申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

あつ、すみません。最後の熊本 I C 事業ということですが、すみません、川俣議員とこれが一緒でございまして、答弁の方がほぼほぼ一緒だということでございまして、この辺は割愛をさせていただきたいと思います。すみません。これにて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 1 時 55 分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成29年9月7日（木）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成29年9月8日（金）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成29年9月11日（月）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成29年9月13日（水）再開

（ 第 8 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成29年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成29年9月13日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 議員派遣について

日程第3 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 大久保 輝 君     | 2 番  | 阪 本 俊 浩 君   |
| 3 番  | 西 本 友 春 君   | 4 番  | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5 番  | 佐々木 理美子 君   | 6 番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 7 番  | 吉 本 孝 寿 君   | 8 番  | 吉 山 哲 也 君   |
| 9 番  | 北 山 正 樹 君   | 11 番 | 石 原 武 義 君   |
| 12 番 | 岩 下 和 高 君   | 13 番 | 大 塚 昇 君     |
| 14 番 | 川 俣 鐵 也 君   | 15 番 | 上 田 茂 政 君   |
| 16 番 | 小 林 久 美 子 君 | 17 番 | 甲 斐 榮 治 君   |
| 18 番 | 渡 邊 裕 之 君   |      |             |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |           |                      |           |
|--------------------|-----------|----------------------|-----------|
| 町 長                | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長              | 上 川 幸 俊 君 | 教 育 次 長              | 徳 淵 盛 也 君 |
| 総 務 部 長            | 吉 川 義 則 君 | 福祉生活部長               | 阪 本 浩 徳 君 |
| 経 済 部 長            | 今 村 敬 士 君 | 土 木 部 長              | 大 山 陽 祐 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長     | 市 原 憲 吾 君 | 総 務 課 長              | 板 楠 健 次 君 |
| 総合政策課長             | 中 島 秀 樹 君 | 財 政 課 長              | 西 本 一 浩 君 |
| 総務部審議員兼<br>税 務 課 長 | 酒 井 章 彦 君 | 人権教育・啓発課長            | 古 賀 直 之 君 |
| 福 祉 課 長            | 矢 野 信 哉 君 | 福祉生活部審議員兼<br>健康・保険課長 | 阪 本 章 三 君 |
| 介護保険課長             | 宮 川 照 之 君 | 福祉生活部審議員兼<br>町 民 課 長 | 服 部 誠 也 君 |

農政課長 山川和徳君  
土木部審議員兼 小野秀幸君  
建設課長 矢野和幸君  
下水道課長 小泉秀和君  
総務課総務法制係長 梅原浩司君  
生涯学習課長兼 渡辺博和君  
中央公民館長  
農業委員会事務局長

商工振興課長 川上一弘君  
都市計画課長 井芹渡君  
環境生活課長 丸山直樹君  
教育審議員兼 士野公典君  
学務課長 川端慎一君  
図書館長

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務常任委員会、産業建設常任委員会の順とします。

まず初めに、文教厚生常任委員長北山正樹君。

○文教厚生常任委員長（北山正樹君） おはようございます。

それでは、常任委員会に付託された議案の報告をいたします。

今定例会に文教厚生常任委員会に付託された議案は、認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第3号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号平成28年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の4件で、一括して審議と結果の報告をいたします。

なお、委員会の中日に菊陽北小学校校舎の児童昇降口及び校舎の増築部分、菊陽西小学校給食室及び学童保育施設建設現場、武蔵ヶ丘北小学校プールの改築及び駐車場整備工事跡、光の森町民センター体育館天井の修復工事現場及び健康増進室、最後に菊陽中部小学校の学童保育施設増設現場を視察をいたしました。

委員会では、上川教育長、阪本福祉生活部長の出席のもと、各課の課長、係長ほかの説明員から詳細な説明を受け、その後委員からの慎重な審議を行いました。

それでは、お手元に要点筆記された議事録がありますが、その中の重点箇所について報告をいたします。

まず、1ページ目の図書館ですが、熊本震災後の稼働率の変化については、ほかの自治体の施設も被災したことにより、およそ10%から15%程度利用者が増加をいたしました。また、ホール天井の被災に伴い、あわせて466万円を支出し、復旧をいたしました。

決算認定以外の今後の課題として、開館後15年を経過し、また利用者からの要望も考慮した改修工事等の検討も必要で、あわせて寄贈していただいた少女雑誌コレクションの利活用の方法も考えていく必要があるとのことであります。

次に、3ページ目の学務課に移ります。

中学生の海外派遣について、国際化時代に生きる人材を育成することを目的に、平成28年度は12人をオーストラリア・バックスマーシュに派遣をいたしました。町は費用の3分の2を補

助しております。

後段のICT機器を活用した授業についてです。タブレット機器を中部小学校、南小学校に配付し、主に理科の授業での観察や英語活動での研究発表等では自己紹介、自分の夢の発表などに活用し、タブレットを上手に使いこなしている様子が見てとれたとのことでした。

決算認定以外の今後の課題として、武蔵ヶ丘中学校のグラウンド拡張工事については、引き続き次年度以降に先送りとなりました。

続いて、6ページ目の生涯学習課に移ります。

地域未来塾は、民間の学習塾に通っていない生徒が対象で、24名の申し込みがあり、30回程度実施をいたしました。取り上げる教科は、英語、国語、数学の3教科で、1日2教科を取り上げて実施をしました。

次の介護保険課に関しては、認定第1号と5号をあわせて報告とします。

7ページ目の保険料の未納4.3%については、震災により保険料の減免などの処置を受けた場合、以後、その方の特別徴収ができなくなり、払えなくなるケースがあるためなどでございます。

続いて、8ページ目の介護の給付が増加した際に認定の基準が変わる可能性についてですが、変わる可能性はないが、介護の対象が要介護3以上になる議論が国では既に始まっていて、今後議論の推移を見詰めていく必要があります。

議事録には記載されておりませんが、老人福祉施設の増設の必要性については、今年度、高齢者福祉推進委員会で計画を作成する予定ですが、施設を増加した場合、結果として介護保険の利用者が増加することは介護保険料が増加することにつながるようになります。

続いて、10ページ目の町民課のマイナンバーについてです。カードの交付率は全国で9%で、本町では7.7%です。

関連として、決算認定以外の今後の課題として、本町では各証明書等のコンビニ交付は行ってはおりませんが、実施する場合は近隣自治体の実績等を把握して検討する必要があるということでもございました。

次の健康・保険課に関しましては、認定第1号、3号及び4号をあわせて報告とします。

11ページ目の次期健康増進計画策定委託料269万9,000円余は、健康増進に資するため、第1期の検証と食育推進計画等を盛り込んで新たに策定したもので、まとめたパンフレットは昨日議員各位に配付をいたしましたので、後ほど内容を御確認ください。

続いて、12ページに移ります。

決算書124ページの子ども医療費支払事務委託料561万9,000円余は、町外の医療機関で治療を受けた際の現物支給に伴う事務委託料で、決算書126ページにある子ども医療費助成は、記載されている1億7,281万5,000円余に、受診者が支払う月500円の窓口負担分の総額1,700万円余を加えた1億8,900万円余を扶助いたしました。

13ページ目の福祉課に移ります。

災害時要援護者支援計画とは、災害時に支援を要する方々を対象とした計画のことで、名簿に記載することに同意をした登録者は800名ほどになります。これを地区の区長、民生委員などに渡しているが、災害時には、特定の人が把握しているだけでは効果的な支援は難しい。だが、この名簿には個人情報がかっていることから、区全体に公表することは難しい。昨年の震災時もあることから、地域の方々に協力をお願いしていく方針ということでございます。

17ページ目の子育て支援課に移ります。

公立・私立保育園運営費16億3,300万円余のうち、公立保育園の分はおおむね4億5,000万円を支出いたしました。

一番下の保育園災害復旧工事設計委託料48万6,000円は、築40年を経過し老朽化した武蔵ヶ丘第一保育園の水道管の漏水工事の設計委託料でございます。

以上、震災復旧の一部を含め、特に主なものを取り上げましたが、報告に含まれていない部門は決算内容が例年どおりで、割愛をさせていただきました。

説明と審議の内容については議事録で御確認をください。

3日間の審議を経て採決した結果、認定第1号、同第3号、同第4号、同第5号の4件とも全員で認定すべきものと決したことを報告をいたします。

なお、質問につきましての答弁は自席から行います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連しておりますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第3号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第3号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

一般会計からの繰入れ8,000万円を行い国保税の引き上げを抑えておられることは評価しています。しかし、一般質問でも述べましたように、菊陽町の1人当たりの保険税は県内でも上位になっています。このことは、国保会計への国の負担割合が大きくこの間減少し、町民の負担感が重くなっているということだと思っています。

国保については、収納率も、やや改善してるとはいえ、かなり悪いというのが状況なので、やはり国保の負担が非常に重くなっており、引き下げが必要だと思います。

決算認定とは関係ありませんけど、来年4月からはまた国保の運営主体が県に移りますので、高齢者や低所得者が多い国保加入者の負担増が予想されるというのを危惧しています。

以上の理由から、非常に重い国保税の引き下げが必要だということで反対の理由とします。以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 認定第3号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険事業は、低所得者の加入割合や前期高齢者の加入が多く、財政基盤が弱いという構造的問題を抱えています。また、高齢化や医療技術の高度化により、医療費は伸びる一方であり、多くの市町村では保険税収伸び悩み、依然として国保は厳しい財政状況にあります。

今後、国民保険制度を安定的に維持していくために、平成30年の県が財政運営責任を担うなど、制度の広域化への移行に向けた準備が進められているところであります。

菊陽町の国民健康保険特別会計におきましては、後期高齢者医療への支援金、介護保険への納付金など、町民の皆様の大切な生命と健康を守るための必要な財源の確保を行い、事業運営の安定に努めていることも確認できます。

また、病気の早期発見や健康管理のため、特定健康診査や人間ドックの健康助成を行い、医療費の助成についても努めていることも確認できます。

今後とも、国保税の収納率の向上や生活習慣病予防対策を促進され、町民が健康で過ごすことができるよう進めていただくよう町に要望して、私の賛成討論といたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定であります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号平成28年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号平成28年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定をいたしました。

次に、総務常任委員長吉本孝寿君。

○総務常任委員長（吉本孝寿君） それでは、総務常任委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

総務常任委員会に付託された付議事項は、認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、総務常任委員会に属する事項、認定第2号平成28年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件でございます。

9月7日、11日の2日間にわたり、各担当課長及び係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議をいたしました。

また、9月11日、4月1日に運用予定の交番予定地、さらには防災広場予定地を視察をまいりました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付をされておりますので、その中で重要と思われるものや新規の内容を報告をさせていただきます。

まず、総合政策課地域振興係でございます。

各種計画の事後評価は今でも行われているのか、結果は見ることができるのかの質問がございました。担当課の答弁は、西部地区都市再生事業の最終年度に行ったものであり、当該事業では初めて行い、結果はホームページで公表しているとの答弁でございます。

この事後評価の業務委託は345万6,000円となっております。

また、西部地区都市再生整備計画の1,930万円の中で、総務課に係る西部地区避難場所誘導サイン等設置工事が173万3,658円、総務課にかかわる防犯灯設置工事が66万9,600円がございます。

次に、バス関係の支出はあるのかの質問がございました。担当課は、地方バス運行特別補助金、巡回バス車両導入補助金、巡回バス委託料があるとの答弁でございました。

金額でございますが、平成28年度地方バス運行等特別補助金が2,180万1,000円、巡回バス車両導入補助金が185万120円、巡回バス委託料が2,406万9,699円でございます。

次は、情報管理係でございます。

個人番号利用事務関連システムにおいて、情報流出を防ぐため、基幹系端末に指紋認証を導入し、ID、パスワード及び指紋による2要素認証を構築する自治体情報セキュリティ強化対策事業の委託料に619万9,200円でございます。

個人番号利用事務関連システムにおいて、情報流出を防ぐため、USB等の記憶媒体接続の整備を実施ということでございます。

外部からのサイバー攻撃のため、情報系端末からインターネット及びインターネットメールを分離をし、新規にインターネット環境を構築、分離に当たっては、インターネット環境を仮想化し、情報系端末から画面転送による、接続する菊陽町自治体情報セキュリティ強化対策事業の委託料に2,754万円、2つの事業でございますが、合わせて合計が3,373万9,200円でございます。

次は、総務課総務法制係でございます。

地区公民館整備費補助金に744万6,000円、4地区の内訳と主な整備内容でございますが、柳水区が修繕でガス給湯器、これが補助金額が1万円でございます。次に、向陽台、こちらも修繕、内壁ですが、2万1,000円の補助額でございます。そして、花立区でございます。こちらも修繕、水道管、トイレに2万3,000円の補助額でございます。そして、同じく花立区に、こちらは改修でございまして、内装工事、トイレ、エアコン、照明ほかでございます、139万

2,000円の補助額でございます。そして、最後でございますが、長塚区、こちらは新築でございます、600万円の補助額ということで、合計の744万6,000円でございます。

また、コミュニティ助成事業補助金240万円にかかわる地区と主な内容であります。コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの売り上げを原資として、区、自治会等を対象に助成を行うものであります。

このうち、一般コミュニティ助成事業として、平成28年度には杉並台自治会の公民館用備品、こちらはテーブルが30台、椅子が60脚、テント、物置ほかでございますが、購入費用として240万円の助成を受けております。

男女共同参画推進係でございますが、男女共同参画のあり方について富田補佐から説明がございました。男女が無理をすることなくそれぞれ参画することとの答弁がございました。これは、委員会といたしましても、改めまして男女共同参画のあり方を学んだところでもございました。

続きまして、交通防災係でございます。

要支援者被災住宅ブルーシート設置手数料が1,537万7,121円でございます。その件数は360件ございまして、こちらを1件に換算をいたしますと、約4万2,714円になるということでございます。

さらに、震災関連で、避難所での炊き出しに280万9,486円、避難所警備に173万6,178円の計上がございました。震災関連の支出が目立ったということでございます。

また、防火水槽におきましては、防火水槽設置場所が個人所有の場合が多く存在し、土地売却などで撤去費用が発生をしているようでございます。平成28年度は194万7,000円の支出であり、今後の防火水槽設置におきましては、その用地について、買収などの検討が必要になってくるということでございます。

続きまして、財政課管財係でございます。

役場1階のトイレに人工肛門をつけた方々向けに整備を行いまして、こちらの整備費用が92万8,800円ということでございます。

土地取得特別会計についてでございますが、光の森多目的広場にかかった費用の総額はの質問がございました。

元金が21億4,590万円、利子が1億3,061万8,281円ございまして、合わせて22億7,651万8,281円であるということの答弁でございました。

この光の森多目的広場を防災広場として利用することに対しましては、私ども総務常任委員会で、委員会研修も含めて閉会中の継続審査でしっかりと検証してまいりたいと思うところでございます。

最後になりますが、人権教育・啓発課でございます。

住宅新築資金の返還は1人かの質問で、返還は1人だという答弁でございました。

住宅新築資金等貸付事業の説明を担当課長に再度伺いましたので、ここで御報告をさせてい

たきます。

昭和41年度に当時の建設省住宅局所管による住宅改修資金貸付事業にその端を発し、昭和44年の同和対策事業特別措置法の制定を契機に、段階を経て、地域改善対策の一環として、対象地域の住環境の整備を進める上で大きな役割を果たしていき、全国における実績として、昭和41年度から平成13年度まで約21万件、総額が約6,700億円の貸し付けが行われ、本町での貸付実績といたしましては、昭和42年度から平成7年度まで169件、総額の4億478万8,000円を貸し付けております。

平成28年度末の滞納金額は2,721万4,891円となっております。この貸付事業は、平成18年度末の地域改善対策特定事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法の執行に伴い廃止をされております。現在滞納になっている貸付金は、各事案ごとにそれぞれ事情がある案件ばかりであり、今後本町を含む県内20の関係市町村で構成しております熊本県市町村人権啓発推進連絡協議会において、住宅新築資金滞納事案対策に関する研修を定期的開催をし、法的整理を含め、具体的な滞納整理方法を検討する予定となっておりますとの報告でございました。

大型共同作業所の災害復旧費の調査設計委託料に、全額町の負担でございますが、43万2,000円の支出がある。今後復旧に際しても全額負担になるため、本来の目的である共同作業所の形態が維持できていない作業所に対しましては、町がどうかかわっていくのかが課題となっていくというところでございます。

また、北山議員から、委員会当初に総務常任委員会に質問を受けております。その中で、スクールパトロールのルート精査など御質問がありまして、そちらの件に関しましては、今後委員会の中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました2議案につきまして採決を行った結果、認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、総務常任委員会に属する事項について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号平成28年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件につきましての審議の経過と結果の報告を終わらせていただきます。

なお、質疑につきましては自席から答弁をさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これから質疑、討論、採決を行います。

認定第2号平成28年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号平成28年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、認定第2号は認定することに決定をいたしました。

次に、産業建設常任委員長中岡敏博君。

○産業建設常任委員長（中岡敏博君） それでは、産業建設常任委員会の審議の経過と結果について御報告いたします。

産業建設常任委員会に付託された付議事項は、認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち、産業建設常任委員会に属する事項の認定について、議案第26号平成28年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件が産業建設常任委員会に付託されました。

9月7日、8日の2日間にわたり、認定第1号及び議案第26号について、2部長、各担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議いたしました。

また、11日に決算に関する現地及びその他の視察を約12か所、担当部長、課長等の説明を受けながら行いました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されていますので、その中の主なものだけを報告いたします。

まず、道路改良工事1億2,278万円余りにおきましては、これに関する質問がありました。建設課に関するものでございます。

これは、川久保南方線や防災安全社会資本整備交付金事業や光の森歩道改良事業を含む合計11本のものであるとの回答でございました。

次に、公有財産購入費260万7,000円余りについては、沖野2丁目、北沖野7号線改良工事及び光の森1丁目、光の森30号線道路改良工事、これは歩道の延長になりますが、これに伴うものとのことであります。

各事業及び補助金に関する質疑におきましては、花いっぱい推進事業、定住促進事業、緑化推進事業等の補助金に関するもの、損壊家屋解体撤去事業、ごみ一時保管所整備補助金など、

内容を説明、対象についての説明や効果などを確認する質問がございました。

そのほか、公共下水道事業では、使用回収率についての質問に、本来は使用料で改修しなければならないが、原価を回収できていない現状。その理由として、本町の下水道使用料の料金水準が低く設定しているためであるとの回答でした。

そのほかの質問に関しましては、要点筆記のとおりでございます。

以上が土木部における審議の主な内容です。

次に参ります。

経済部における審議においては、土地改良区工事補助金の工事箇所、件数について、また「さんふれあ」温泉熱エネルギー供給負担金についての効果と内容についての質問がありました。

そのほか、今後の「さんふれあ」に関する質問もありましたが、報告は決算に関するものと限定いたします。

次に、農業委員会で、機構集積支援事業補助金について、当初予算217万円余りが49万円ほどの使用になっている。理由について求める質問が委員からありました。

これに対し、平成28年熊本地震関係で実施できなかった事業や研修の日程調整が合わなかった、県の査定で取り下げられたことが理由であるとの答弁がございました。

最後に、セミコン通勤バスについて、具体的な説明及び効果について委員から質問がありました。

これは原水駅を始点として、セミコンテクノパークや原水工業団地を終点とするもので、利用者の増大により周辺の渋滞緩和に寄与しているとのことでした。また、合志市との共同であり、今後も継続するとの回答でございました。

決算に関するものは、セミコンテクノパークエコ通勤実証実験協議会負担金90万円でございます。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました案件につきまして採決を行った結果、認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち、産業建設常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定と決定いたしました。

次に、議案第26号平成28年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、全員賛成により可決及び認定と決定いたしました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件についての経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑におきましては、自席にてお伺いいたします。

**○議長（渡邊裕之君）** 産業建設常任委員長長の報告を終わります。

以上で各委員長長の報告が終わりましたので、これから認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 一般会計について反対討論を行います。

平成28年度は、熊本地震の発生により、避難所の設置や給水活動など、各関係機関は対応されてきました。また、車中泊をはじめ指定避難所の運営など、職員も数が少ない中で、避難所の設置や罹災証明書の発行など、本当に大変だったのではと感謝しています。

小・中学校の災害復旧をはじめ道路の災害復旧事業も行われ、今後もこの事業は継続して続いていくかと思えます。

私が反対する理由は次の点です。

1つは、住宅改修貸付金返還金の収入未済額が2,721万4,891円になっていることです。14件、先ほど吉本議員の中では、今まで総額4億478万8,000円の貸し付けで169件だったということでしたけれども、今回は1件のみの返済で6万円しか入っていません。この残りをどういうふうにしていくのか、方策が必要だと思います。

2つ目は、同和活動助成金381万円の支出です。部落解放同盟と全日本同和会の加入、解放同盟50人、全日本同和会40名というふうに聞いていますが、このような運動団体の助成はやめるべきです。

3点目なんですけれども、今町は、今年度、公共施設等総合管理計画を策定されています。この前の補正で、馬場・入道水の集会所の件がありまして、それは補正なので29年度なんですけれども、実際、昨日私は、馬場の集会所、また入道水の集会所を見てきました。今回は、この決算の関係では、人権教育・啓発課の中で、かなり災害復旧費として、教育集会所の関係では99万3,600円であるとか、馬場集会所敷地内の防球ネットの災害復旧工事に248万4,000円とか、大型共同作業所のところとか、あと馬場地区の共同作業所の敷地の擁壁復旧工事に設計業務だけでも102万6,000円、擁壁の工事は1,014万円なんですけど、実際そこも見させていただきました。私は、擁壁の方があれだけ、1,000万円かかるのかというのは、ちょっと専門ではないので分からないんですが、防球ネットなども240万4,000円支出をされているんですけども、実際馬場の集会所も入道水の集会所も地震後使われていません。その中で、そういう災害復旧工事が優先的に必要だったのかということで、この1年半ほどは使われてないわけで、ちょっと疑問に思ったところです。

それから、第4ですけど、子ども医療費の助成については1億7,281万5,483円の支出なんですけれども、1回当たりの自己負担の500円で1,700万円の子育て世代の負担になっているということです。これは、現物支給を求めたときに、同時に自己負担が導入されたものです。

それから、最後ですが、立野ダムの建設促進期成会負担金10万円が支出をされています。これは、毎年支出をされてきたというふうに思いますけれども、地震後の状況で、質問の中ではもうはっきりと、住民の説明は、そういうのはしませんということで明確に答弁がありましたけれども、やはりあの地震後の立野ダムの状況を見れば、賛成である人も不安を感じるのが当然ではないかということで、こういう支出をこの間、期成会などにも負担をしてきたわけですし、やっぱり中流域の首長としては説明責任があると思います。それが十分果たされていない。

以上の点で反対をします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

まず、歳入ですが、町税の決算額は約65億2,000万円で、歳入決算額が約161億4,000万円に対し約40.4%を占め、高い水準を維持しております。

歳出は、限られた財源のもとに、効率的で効果的な事業が進められています。

主なものとしましては、教育の分野、北小学校の児童数の増加に伴い増築工事を行うなど、学校施設の充実が図られております。

また、健康面では、福祉分野で菊陽西小学校放課後児童クラブの増築工事を行い、また小規模保育所の認可などによる子育て支援が充実を図られております。

また、先ほど小林議員が言われましたように、同和問題に対するその馬場と入道水に対して多額の金が、震災でやられたということで、1年半活動もやっておらないということではございますが、部落差別につきましては、昨年12月につきまして、部落差別解消法というのが国の法律で可決されております。また、部落差別につきましては、まだまだ解消される前には、差別の意識の点でもまだまだ課題があります。近年、町内でも、学校の中で子どもたちの差別、そしてまた社会的な大人の差別が行われております。

同和問題につきましては、心理的な差別の問題でありますので、運動団体といたしまして連携して、お互いに学ぶことを取り組みながら、そしてまた有意義なことでもあります。そのために助成金も必要でもあります。また、助成金につきましても、有効に使っていただきたいと思っております。

これらのことから、平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 本来は反対討論があつて賛成討論とすべきところですが、いらっ

しゃいませので、自分の立場を表明しておきたいと思います。

先ほど小林議員の御指摘には随分見るべきところもありますけれども、全体として総括的に見て、この決算については認定に賛成するべきものとして討論をいたしたいと思います。

この菊陽町監査委員の審査意見書にあるとおりに、一般会計・特別会計の実質収支に関する調書は全て黒字であります。

それから、2番目として、町税、地方譲与税、各種交付金、普通交付金、臨時財政対策債の合計額にほぼ等しいとされる標準財政規模、本町の財政規模ですけれども、81億4,104万9,000円と、増加傾向でございます。

それから、財政の弾力性が大事なことですけれども、弾力性と申しますのは次に事業を行う力ということですが、経常収支比率が85.4で、基準値の83.4の近くでございます。それから、公債費負担比率も前年度から3.6ポイント減少して12.5%で、黄信号と言われる15%を下回っております。

それから、1に近いほど財政力があるとされる財政力指数も0.92と、例年の水準を維持しております。

それから、歳入の構成では、自主財源が54.5%に対して、依存財源、他に頼る財源が45.5%であり、県平均が32.3対67.7と逆転しております。それから、全国平均も46.9対53.1というふうに依存財源の方が多くなっておりますけれども、それに比べて本町は良好な状態でございます。

これらのこと、つまり財政規模の増大、それから財政の弾力性、それから財政力、それから歳入の構成、いずれをとってみても、町の財政が全体として財政規律に従って注意深く運営されていることのあかしであろうというふうに思います。

これは町民の安心するところであり、我々議員も、議会も赤字財政の悩みからは解放された状態でいろいろ考えられるという、そういう状態でございます。

ただ、不安要素としては、国の財源の不安定さ、これが地方に及ぼす影響がございます。特に臨時財政対策債、何回も指摘されておりますけれども、臨時財政対策債は、町が立てかえ払いした赤字の地方債というふうにも考えられて、財源を保障されたものではございません。これについては今後も留意していきたいというふうに思います。

最後に、財政の安定は非常に望ましいことではありますが、そのこと自体が目的ではございません。目的は町民の福祉の増大であって、財政の安定、それから弾力性の保持、こういったものはその福祉を増大させるための手段にすぎないと考えます。財政が破綻するようなバランスの喪失は無論避けなければなりませんけれども、次の10年、20年を見通した投資的経費についても今後勇断がなされることを願いまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号平成28年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長の報告は認定とするものです。

この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定をいたしました。

次に、議案第26号平成28年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号平成28年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第26号は可決及び認定することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣について、議席に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

次に、お諮りをいたします。

ただいま決定されました議員の派遣内容に今後変更を要するときはその取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって議席に配付しました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって議席に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

最後に、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

これで平成29年度第3回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時54分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
にここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 西 本 友 春

菊陽町議会議員 那 須 眞理子

菊陽町議会会議録  
平成29年第3回9月定例会

平成29年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 高木 定伸

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919